第4章

準備書に対する意見及び事業者の見解

4.1 住民等意見の概要及び事業者の見解

第 4 章 準備書に対する意見及び事業者の見解

4.1 住民等意見の概要及び事業者の見解

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、5,317通であり、意見の概要とそれに対する事業者の見解は、以下のとおりです。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	当初の「方法書」に記された事業内容はわずか 6	準備書には、建設計画についてより詳しく記
	ページであったが、150 ページもの追加・修正資料	載するとの観点から、ヘリパッドや係船機能付
	では新たな事業内容が追加され、さらに今回の準備	護岸の建設等について、「対象事業の目的及び
	書では、4ヶ所のヘリパッド、汚水処理浄化槽、護	内容」に記載したところです。
	岸(係船機能付)、給油エリア等が追加されている。	
	これらが「方法書」段階で明らかになっていなか	
	ったことは、環境影響評価法の住民意見を聞くとい	
	う精神に反するものであり、事業者がアセスをない	
	がしろにしている証拠である。	
2	垂直離着陸機オスプレイ MV22 については、平成8	平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継
	年12月の日米特別行動委員会 (SACO)最終報告	機として MV-22 の沖縄配備が発表されたこと
	の草案には、普天間代替施設への配備が明記されて	を踏まえ、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に
	いたが、日本政府が「国内で理解を得るのが難しい」	変更し、MV-22 を含めた予測・評価を行いまし
	と懸念を表明したため、この部分の記述が最終報告	た。
	からは削除されたという経緯がある。それ以後も、	
	オスプレイの県内配備は複数の米側資料において	
	計画されていた。	
	平成 21 年のアメリカ会計年度の航空機配備計画	
	によれば、普天間飛行場に平成24年10月から垂直	
	離着陸機 MV22 型オスプレイを配備するという報道	
	がなされた。もしも事実であるとするならば、きわ	
	めて爆音が激しく墜落の危険も高いと伝えられる	
	この飛行機の普天間配備は、代替基地にも配備され	
	ると考えるのが自然である。	
	しかし、準備書にはオスプレイ配備の記述がな	
	く、沖縄防衛局は「配備の情報は得ていない」として	
	いる。	
	もし、オスプレイの配備が、評価書の公告・縦覧	
	前に明らかになった場合、アセス法第 28 条の規定	
	に基づき防衛省は方法書に戻ってアセスをやり直	
	すのか、評価書の公告・縦覧後に明らかになった場	
	合はどうするのか。	
	オスプレイの配備による暮らしにおける爆音、ジ	
	ュゴンやアジサシその他の生態系に及ぼしうる影響	
	については、実際に配備し騒音テストを行った上で	
	調査、予測、評価を行うことが不可欠であり、その	
	結果を準備書に記載し、公告・縦覧してもらいたい。	
3	普天間飛行場においては、戦闘機や大型固定翼機	戦闘機については、平成18年5月1日の日
	が飛来し、運用されているが、代替施設においても	米安全保障協議委員会共同発表に記載されて
	運用されるのか。	いるとおり、代替施設において運用する計画は
		有していません。また、現在の普天間飛行場に
		飛来している C-5 や B-747 のような、いわゆる
		大型固定翼機については、代替施設の滑走路長
		が 1,200m と短いため、代替施設での離発着は
		困難です。

<u>4. 1.</u>	1 対象事業の目的及び内容等に関する意見	
No.	意見の概要	事業者の見解
4	埋立に必要な $2,100$ 万 m^3 の土砂のうち、 $1,700$ 万 m^3 の調達については「現段階において確定していな	埋立土砂の調達については、沖縄県内の砂材 等の購入のほか、県外からの調達等も含め、検
	い」としているが、沖縄県内の海砂採取量の 12 年分以上に及ぶ膨大な量をどこから調達するのか。県内から分散して採取すると仮定しても、沿岸海洋環境への影響は必至であり、土砂の採取に関しては環境アセスメントの対象とすべきである。	討を行いました。 土砂等の供給業者が行う採取等に係る環境 の影響については、当該業者が、各種関連法令 に基づき必要に応じ適切に措置すべきものと 認識しています。
	県外からの購入であっても、膨大な量であることから、採取地の環境を損ねる可能性は大きい。海外からの購入であれば、外来生物の侵入防止は困難であり、有害な生物の影響に関するアセスが必要である。埋立土砂については、その入手に係わる計画をきちんと示す必要がある。	事業者としても、埋立土砂の購入に当たっては、供給元における土砂の採取が各種法令に適合していること、また、環境への影響に配慮されていることを確認するなど、埋立土砂の調達により環境への著しい影響がないように実施してまいります。
5	国会での宜野湾市長の答弁によれば、普天間基地では「タッチアンドゴー」の訓練が1日300回も繰り返されているというが、このアセスでは、このような事態を想定していない。騒音の軽減のために基地をV字型にしたというが、「タッチアンドゴー」訓練では、滑走がV字になっても、なんの意味もない。	準備書作成に当たっては、米軍のニーズを踏まえ、回転翼機については、タッチアンドゴーも含めた予測・評価を行い、固定翼機(小型連絡機)については、米側から代替施設におけるタッチアンドゴーのニーズがあるとは聞いていなかったことから除いていましたが、米側から固定翼機のタッチアンドゴーについてもも大いである旨のニーズが示されたため、これを対象としました。回転翼機・固定翼機とも、タッチアンドゴーについては、基本的にA滑走路を使用するとともに再び離陸した後も滑走路延長線上を直線的に飛行するのではなく海上に設定された場周経路を飛行することとしており、周辺地域上空の飛行は回避できるものと判断しています。
6	飛行ルートについては、具体的に特定することが 困難であることを理由に、住宅地上空の訓練飛行を 想定しないことは合理性を欠いており、認められない。北部訓練場、伊江島、キャンプ・ハンセン等の 他の訓練場間との飛行ルートも明示されていない。 訓練飛行において集落上空を飛行することについて、「本当に必要性が認められるということにおいて得心しない限り、住宅地上空を飛ぶということはないようにしたい」との記述は、「必要であれば住宅地上空を飛ぶ」と理解している。 今の普天間でも、全方位でヘリが飛び騒音規制措置が有名無実化しているのに、辺野古で飛行経路が守られるという前提自体が不合理である。	飛行経路については、名護市及び宜野座村長から、周辺地域上空の飛行を回避するよとを踏まえ、L字案からV字案をこと、平成 18 年 4 月 7 日に両首長と基本合語とところです。 V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用飛行及びきるとにより、離発着時のことがら、気象、判断、とにという。とにより、から、気象、判断、な全、パイロットの専門的ながら、気象、判断、安全、パイロットの専門的な外れることがらのよいとながら、周辺地域の上空の飛行はあります。 しからます。 しからの調にないで対応するとのの異体的ものです。とがらにおいて、人替施設から他の運用に決まっていません。 また、代替施設から他の運用に決まっていると、現時ににおいて、具体的に決まっていますが、代替施設を利用回とのと、現していますが、域上空の洗透を通じ、米側の方針については、これまでの米側の場談を通じ、米側からも理解を得ていると認識しています。

4. I. No.	■ 対象事業の日的及び内谷寺に関する息先 意見の概要	事業者の見解
7	美謝川の切替えは、河口から辺野古ダムまでの現	放流先や生物へ及ぼす影響を考慮して複数
	存の自然な小河川を、コンクリートのトンネルなど	案を検討し、環境上の影響が小さい案を採用す
	に切り替えるものであり、環境に著しい変化が生じ	るとともに、自然石を用いた環境保全型護岸ブ
	る。	ロックを用いるなどの環境保全措置を講じて
		います。
8	基本高水 95㎡/s (1/30 流量) は、辺野古ダム集水	計画高水流量は、土砂採取区域における流出
	区域の埋立土砂採取区域の形状変更による流出率	係数の変化を考慮して検討しています。
	の変化を検討した結果か。具体的な積算根拠を示	
	せ。	
9	辺野古の海は生物の多様性、絶滅危惧種の生息地	方法書第 2 章に記載しているとおり、平成
	等の面から、我が国の中で特に豊かな自然環境を持	18年4月7日に防衛庁長官と名護市長及び宜
	っているところであり、沖縄県においても「厳正な	野座村長との間で、同年 5 月 11 日に防衛庁長
	保護を図る地域」に分類されている。そのような場	官と沖縄県知事との間で、普天間飛行場代替施
	所をわざわざ選んで埋立てるのはなぜか。	設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野
		古湾の水域を結ぶ形で設置し、2本の滑走路を
	사고 6.1사고 가스뿐 1 호스트 및 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	V字型に配置することに合意したところです。
10	台風や強風が来襲する辺野古の海上に安全な滑	建設予定地の気象条件、海象条件を踏まえ、
	走路ができるのか。	所要の安全性を有する飛行場を整備します。
11	推定地層断面(図-3.1.4.7)に示された断層は、	既存文献等によると、沖縄島北部において目
	活断層ではないという見解を示しているが、石川市	立った活断層は確認されていません。
	から具志川市にかけて、石川-具志川起震断層が存在しており、この近断屋の入後の20年以中の原本が	
	在しており、この活断層の今後30年以内の将来活動ななける20%になれている。このような相手の活	
	動確率は 0.2% とされている。このような場所の近くに恒久的な飛行場を建設すべきではない。	
12	海上に設置する部分をできる限り少なくしたと	海上の埋立面積や埋立容積に加え、海藻草類
12	何工に設直する前方を くさる版 リタなく したこい う割には、わざわざ水深の深い大浦湾を埋める計	やサンゴ類等に及ぼす影響等も総合的に勘案
	画になっており、その必要性が理解できない。	した結果、現在の計画となっています。
13	他の飛行場から飛来する航空機については、「例	他の飛行場から飛来する航空機についても、
10	えば C-20 等」という表記のみでは不十分であり、	C-20 等の短距離で離発着できる航空機等を想
	具体的に明記すべきである。現在嘉手納から飛来す	定しており、例示された航空機の代替施設への
	る MC130 や空母艦載機、ホーネットの飛来もあるの	飛来について、米側から説明を受けたことはあ
	ではないか。	りません。いずれにせよ、代替施設において、
		戦闘機や大型固定翼機が運用されることはあ
		りません。
14	洗機施設で使用する合成洗剤・界面活性剤溶液の	航空機の点検整備、洗浄等に使用される薬
	種類、成分、有害性、ならびに洗機排水処理におけ	剤、油等の成分、使用量、処理方法等について、
	る凝集沈殿法で使用する薬品、処理前後の水質、処	可能な限り資料の収集に努め、環境への影響に
	理過程、処理に伴って発生する沈殿した汚れの処分	ついて予測・評価を行い、準備書に記載しまし
	方法等についての具体的な記載がない。	た。
	洗機排水はきちんと処理されないと大きな環境	なお、点検整備・洗浄等に伴う排水について
	汚染を引き起こすことになるので、たとえば今の基	は、日本側の排水基準と米側の排水基準を比較
	準の100分1以下にすることを検討するなど、万全	の上、より厳しい排水に係る水質基準を選定
	の対策をとってもらいたい。	し、その排水基準を満たすよう適切に処理する
		こととしています。
15	「水による洗浄」を行う2箇所の洗機施設の形状が	「水による洗浄」を行う 2 箇所の洗機施設に
	明らかになっていない。また、この施設からの排水	ついては誘導路上に設置することとしており、
	には、海水のほかにエンジンの汚れ、油分、タイヤ	油分離槽等により、適切に処理することとして
	かす等が含まれるのであれば、それらの特徴や排水	います。
	処理について示すべきである。	

4. 1.	- 11311 MAY ENSORE THE ATT 127 ORDING	
No.	意見の概要	事業者の見解
16	洗機場は屋外か屋内(屋根つき)かの記述がない。	今後の実施設計において、雨水との分離も考
	仮に屋外であれば、雨水と洗機排水の分離をどのよるに行うのか、また、土田の台屋時には加畑水県が	慮して適切に設計することとしています。
	うに行うのか。また、大雨や台風時には処理水量が 処理能力を超えて、汚水があふれ出したり、処理施	
	設が故障したりするという事態が起こるのではないか。	
17	、 、 洗機場では、航空機の腐食を防ぐための塗装は行	航空機の塗装は、洗機場で行われるものでは
17	が、 加生機の腐食を防くための室表は11 われることはないのか。	なく、他の施設において行われるものと認識し
	参装に際しては、機体に塗られた塗装をはがすた。	ています。
	事前のクリーニングのためのシンナー、各種有機溶	
	剤が大量に使用される。こうした航空機の塗装は、	
	代替施設では行わないという確約が絶対必要であ	
	る。	
18	代替施設では1日4,200 m3の水を使用する計画と	- 洗機場の計画給水量 550m³/日を準備書に記
10	しているが、洗機場での使用水量が示されていな	載しています。
	い。沖縄では水源問題は大きな問題であり、沖縄の	方法書の追加・修正資料に記載した環境影響
	大事な水源地である沖縄北部にこのような大規模	評価の項目について、予測・評価を行い、準備
	な施設を作ることによる沖縄全体に及ぼす影響に	書に記載していることから、電力については記
	ついての言及がない。また、洗機場で使用する電力、	載していません。
	汚水処理浄化槽で使用する電力についての記載も	
	ない。	
19	洗機排水による土壌汚染についてはどのように	洗機排水処理施設において適切に排水処理
	対応するのか。	されることから、土壌汚染を起こすことはない
		ものと考えています。
20	「普天間飛行場代替施設」は米軍が排他的・独占	普天間飛行場代替施設の航空機騒音を予測
	的に使用できる米軍専用施設であり、完成時の使用	するに当たり必要となる 1 日の標準飛行回数
	状況がそのまま続くという保証はない。情勢に応じ	については、平成元年以降騒音回数が最大値で
	て運用が大きく変化し、将来的な運用について予測	ある平成8年の騒音発生回数を基に、米軍提供
	できない。供用時の離発着回数についても、「米軍	データによる飛行割合等を考慮して算出して
	の運用の細部に係る事項であり、あらかじめ示すこ	います。
	とは困難である。」としている。このような状況で	
01	環境影響評価を行っても無意味である。	世位以郷証にナウセンフトマーソエンタ <i>川</i> ワー
21	どのように飛行場、建造物、設備機材が運用され、	環境影響評価を実施する上で、必要な条件に
	どのような機種の飛行機が 1 日に何回飛行するの	一ついて可能な限り資料収集した上で、環境影響 評価法令等に基づき予測・評価を行い、その結
	か。また、武器弾薬を含めどのような薬剤や油類がどのように使用され、保管されるのか等々、すべて	評価伝行等に基づさ了側・評価を行い、その結 果等を準備書に記載しました。
	の計画を不確定な部分も含めて明示してほしい。	水寸で宇囲音に叫戦しました。
22	現在普天間基地では、早朝から深夜まで時間に関	運航方式については、離陸、着陸、タッチア
44	保なく、住宅地上空での低空旋回飛行訓練、タッチ	運机力式については、無陸、有陸、クツケノ ンドゴー、ホバリング、エンジンテストの5態
	アンドゴー、基地間移動(北部訓練場、伊江島、キ	様を想定しました。
	ャンプ・ハンセン等)のための離発着が頻繁に行わ	
	れているが、代替施設ではどのような訓練が行われ	
	るのか。	
23	準備書では、大型輸送機の運用を想定していない	現在の普天間飛行場に飛来している C-5 や
	が、大型輸送機の運用の是非を米軍及び関係諸機関	B-747 のような、いわゆる大型固定翼機につい
	に照会し、該当機種(とくに C-17 輸送機)の運用	ては、代替施設の滑走路長が 1,200m と短いた
	を想定した各種調査を実施すべきである。	め、代替施設での離発着は困難です。
24	供用後に予想される航空機の離発着回数のうち、	準備書において、滑走路別飛行様態別の標準
	宜野座村上空を飛行する航空機の割合(回数)につ	飛行回数を記載しています。
	いて明記してもらいたい。	
	-	

No.	■ 対象争系の目的及び内谷等に関する息気 意見の概要	事業者の見解
25	辺野古海域では、これまで海兵隊の水陸両用車等 を使っての上陸訓練が頻繁に行われてきたが、代替	平成 18 年 5 月 1 日の日米安全保障協議委員 会共同発表において合意された支援施設を含
	施設供用後の上陸訓練はどうなるのか。現在の訓練	云共同光衣において日息された文仏地段を占しめた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワ
	の実態とともに訓練水域の面積、形状、使用条件の	ブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの
	変更等について明らかにすべきである。	施設及び隣接する水域の再編成などの必要な 調整が行われる旨記されており、今後、具体的
		調金が177741の自記されており、今後、具体的 な計画を策定していく中で、米側と調整してい
		くこととしています。
26	代替施設の供用時においては、将来配備が予定さ	平成18年5月1日の日米安全保障協議委員
	れている次世代水陸両用車など、運用の可能性がある船舶・車両等についてはすべて記載すべきであ	会共同発表において合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワ
	る。また、訓練水域の移動もしくは面積の縮小・拡	ブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの
	大、利用頻度の変化など、訓練が激化することが想	施設及び隣接する水域の再編成などの必要な
	定されるため、そうした訓練水域の運用の変化につ	調整が行われる旨記されており、今後、具体的
	いても記載する必要がある。	な計画を策定していく中で、米側と調整してい くこととしています。
27	現行の普天間飛行場より機能が強化され、訓練が	代替施設には、現在の普天間飛行場のヘリ基
	激化するのではないか。普天間飛行場の代替施設建	地機能のみが移設されます。普天間飛行場代替
	設事業である以上は、新たな機能を持つ新基地建設でする。	施設に新たに設けることを予定している施設
	であってはならない。普天間飛行場にはない新たな機能・用途・目的を持った施設については、その施	として、①航空機への弾薬庫搭載作業を行う弾 薬庫搭載エリア、②航空機用燃料の補給のため
	設使用と使用形態を詳しく説明すべきである。	の桟橋、③ヘリが故障した場合等において船舶
		による輸送を行うための係船機能付護岸が挙
		げられます。 これとの控制は いぜわえ 英国即派行用化井
		これらの施設は、いずれも普天間飛行場代替 施設のヘリ基地機能を最低限維持するために
		必要なものであり、決して、基地機能の増強に
		つながる性格のものではありません。
28	現在、嘉手納やキャンプ・ハンセンでは米軍と自衛隊が共同訓練を行っており、代替施設も自衛隊が	現時点では、代替施設で自衛隊機を運用する計画はありませんが、仮に将来的に自衛隊が共
	使うのであれば、自衛隊機の運用も想定すべきであ	同使用をする場合においても、飛行場を使用す
	る。また、自衛隊以外の外国軍が共同使用すること	る等の環境に大きな負荷を与える形で共同使
	はないのか。	用することは念頭に置いておりません。
29	飛行場周辺の騒音被害はV字滑走路にすること では解決しない。4つのヘリポートのうち、辺野古	ヘリパッドの位置については、準備書につい ての地元の意見などを踏まえ、必要に応じ、米
	集落に近いヘリポートが住宅地域に近すぎるとし	側と調整してまいります。また、ホバリング時
	て防衛省自身が米軍に位置変更を求めているとい	の騒音レベルについては、現時点において想定
	うではないか。訓練で行われるホバリングは海上で	される範囲で予測し、その結果については、準
	も行われており、実際の騒音エリアは辺野古区だけではなく、二見、瀬嵩、安部等々広範囲に及ぶこと	備書に記載しています。
	は自明である。県民がいくら抗議しても県民の感情	
	は米国のあずかり知らぬ事である。	
30	大浦湾西岸海域の作業ヤード取り止めと、海上ヤ	環境への影響を考慮し、これを回避・低減さ
	ードの位置変更を環境配慮事項の最大の目玉とすることで、自然環境破壊という事態を曖昧にしてい	せるため、検討した結果、大浦湾西岸海域に計画していた作業ヤードは取りやめ、海上ヤード
	ることで、自然環境破壊という事態を曖昧にしている。	は、位置を移動することとしました。
	~ 0	, AECDA, SCCCOSOICO

	一	
No.	意見の概要	事業者の見解
31	滑走路を離陸専用、着陸専用と別々に使い分ける とのことだが、米軍が着陸専用、離陸専用という変 則的な運用形態を承認するか疑問である。V字型滑 走路のそれぞれで離発着訓練が行われるのではな いか。	飛行経路については、名護市及び宜野座村長から、集落地域上空の飛行を回避するよう要請されたことを踏まえ、L字案からV字案に変更し、平成18年4月7日に両首長と基本合意を締結した上で、米側と交渉して同年5月1日の「2+2」において日米間で合意しました。このようなV字案により、代替施設を利用する米軍機が集落地域上空の飛行を基本的に回避するとの方針については、これまでの米側との一連の協議を通し、米側からも理解を得ています。
32	滑走路の長さは 1,600m で、オーバーランを含めて 1,800m としているが、これは MV22 が離発着する条件も満たしている。予定している航空機以外の離発着も想定しているのではないのか。	当初、滑走路長は 1,600m、オーバーランを含み 1.800m としていたところです。 その後、米国政府内において安全性に係る詳細な検討を行った結果、オーバーランの長さについては、両側 300m 必要であるという結論に至りました。オーバーランの長さを 300m にすることにより、通常であればオーバーランと滑走路の合計の長さを延ばすこととなりますが、これまでの日米合意 (オーバーランを含み護岸を除いた合計の長さを 1,800m とする)を順守する観点から、オーバーランと滑走路の合計の長さは変えず、滑走路長を 1,600m から 1,200m に短くしました。他方で、C-20、C-21、MV-22が最大重量で離陸する場合、必要な滑走路長は1,200m 以上となることを踏まえ、極力、長い滑走距離を確保することが必要であったことから、離陸時にオーバーランを実質的に滑走路として使用することができるよう、オーバーランは滑走路と同一の荷重支持能力を有することがたころです。
33	嘉手納基地の滑走路のコンクリートの厚さは 90 cmを超え、いかなる機種の離着陸も可能という。代替施設においても同等に強固な滑走路を施工するのか。	準備書に記載した、代替施設の使用を予定する航空機の所要に応じた滑走路の整備を計画 しています。
34	代替施設海上工事工区名称図(図-2.4.2.2)の「埋立区域について」の記載において、「C.D.L+5.5m以下」の「C.D.L」について具体的に説明してほしい。 また、埋立区域の最低と最高の高さはいくらか。	「C.D.L」は工事用基準面を示しており、海 抜-1.2mとなっています。 埋立区域の高さは C.D.L+5.7~10m を計画し ています。
35	HBケーソンについて、規模、構造、特徴、必要性を説明してほしい。 また、具体的にどこの港湾で製作するのか。	HBケーソンの規模、構造は準備書に示すとおりであり、大水深部における護岸として使用を計画しています。 なお、HBケーソンは県外での製作を計画していますが、具体的な製作場所は確定していません。
36	傾斜堤護岸の施工要領図は、図-2.4.2.15 が「吸出防止シート施工」で図-2.4.2.16 が「吸出防止用鋼矢板施工」ではないのか。	意見のとおりであり、正誤表に記載しました。 た。
37	工事用仮設道路のB区間-1(図-2.4.2.62(2)) を仮桟橋構造にする根拠を説明してほしい。仮設道 路である以上は、可能な限り現地盤線に沿って建設 すべきではないのか。	仮設桟橋構造とすることにより、海岸地形を極力改変しないようにすると共に、陸域生物のロードキルや移動の阻害をしないように配慮しました。

No.	I 対象争未の日的及び内谷寺に関する息気 意見の概要	事業者の見解
38	航空機の墜落事故等と安全対策について説明す	代替施設における安全対策等については、住
	べきでないか。	民生活への影響を最小限に抑えるよう、今後、
	地域住民にとって、墜落事故などは重大関心事で	米側と調整してまいります。
	ある。米国においては滑走路の両端の延長線上	
	4,500m においては住宅や学校などを配置しないこ	
	とによって、安全対策をとっているが、日本政府は	
	何もしないのか。	
39	弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、燃料施設等が	本施設等は、所要の性能を満足するような設
	配置されることで事故の危険性が高まるが、安全対	計がなされているため、安全対策等は考慮され
	策や危機管理計画は考慮されているのか。心配ない	ています。
	と言われても納得できない。	
40	戦闘機は飛ばないという日米間の約束は守れる	平成 18 年 5 月 1 日の日米安全保障協議委員
	のか。	会共同発表において記載されているように、普
	戦闘機が飛べるように設計しながら、飛ばさない	天間飛行場代替施設から戦闘機を運用する計
	ということはありえない。戦闘機の使用禁止をうた	画を有していません。
	った使用条件を米側と取り交わさない限り、戦闘機	
	の使用はないとする使用条件は説得力に欠ける。	***************************************
41	係船機能付護岸を使用する船舶には、T-AVB4のみ	普天間飛行場代替施設においては、兵員や物
	ならず揚陸艦各クラスをはじめ、現在の基地使用の	資の恒常的な積み卸しを行うような軍港とし マの機能なたたれるよのよ為型はカススでいた。
	実態から、その他の船舶についての運用も十分予想	ての機能を有するものを建設する予定はあり
	される。つくられる基地機能からいえば軍港といえ	ません。係船機能付の護岸は、ヘリ等の航空機
	るのではないか。	が故障した場合等において、船舶を使用した輸送が必要しなるなめ。要するようである。
	軍港を建設することは考えていないとしているが、在沖米軍基地の現状を見れば、各種艦船が使用	送が必要となるため設置するものであり、普天間飛行場が有する機能を代替するものです。
	か、任何不単差地の現状を見れば、各種膃脂が使用するのは明らかである。	
42	数障したヘリを輸送するための船舶として、	係船機能付護岸の使用頻度は、航空機の故障
42	T-AVB4 が示されているが、排水量 23,800 トンもの	がどの程度発生するかにも依存するため、確定
	船を使用することなど非効率で通常ありえない。そ	的にお答えすることは困難ですが、米軍によれ
	れとも「T-AVB4」がしばしば接岸しなければならな	ば、普天間飛行場では、平成 19 年以前、年に
	いほど、故障ヘリが多数発生するということか。	1回程度、故障した複数機の航空機を空輸して
		いたとのことです。
		なお、船舶は、故障したヘリ等を輸送する際、
		積込み等に必要な期間入港しますが、常時、停
		泊することは想定していません。
43	将来の基地内の人口を約6,400人として、給水量	給排水量については、所要の基本計画量を記
	を1日約4,200 m³、排水量を1日約2,600 m³とした	載しました。辺野古ダム周辺での土取りに際し
	給排水計画の根拠が示されていない。住民にとって	ては、ダム湖に濁水が入らない様に配慮するこ
	水問題は深刻であり、辺野古ダム周辺が土取り場と	ととしており、ダムの機能に支障を及ぼすこと
	なることから、いつまで同ダムが辺野古地区の水源	はありません。また、水道事業に関しては、今
	として存続できるのか、いつから県企業局の供給が	後、沖縄県企業局により適宜適切に実施される
	始まるのか、水道料金などの条件はどうなるのか、	ものと認識しています。
	準備書できちんと説明すべきである。	
44	汚水処理浄化槽において採用する「膜分離活性汚	膜分離活性汚泥法は、「浄化槽の構造基準・
	泥法」について、この方法が開発された時期、事例	同解説 2006 年版(日本建築センター)」に
	(今まで何例あるのか)、飛行場などでの施行事例	高度処理方式として記載されているもので、放
	(あればメンテナンスを含めたデータの提出を求	流水質については環境基準に適合しているこ
	めたい)、最大処理能力(1日何m³なのか)及び処	とから、環境にはほとんど影響を与えることは
	理・メンテナンスの方法を提示してもらいたい。	ないと考えています。また、近年の実績として
		汚水処理施設に採用されています。

4. I.		
No.	意見の概要	事業者の見解
45	汚水処理浄化槽から放流される処理水が、海流に よっては海草藻場のある西側海域に向かう可能性 は充分考えられる。また、ヘリパッドやタッチアン	汚水処理浄化槽からの放流水は、環境基準に 適合しており、環境にはほとんど影響を与える ことはないと考えています。
	ドゴー等の訓練において発生するゴム粉・粉塵など	訓練によって発生するゴム粉・粉塵は滑走路
	が集中豪雨によって海へ流出することも考えられ、	等の清掃により適宜除去されることから、周辺
	周辺海域に大きな影響を及ぼすことが予想される。	海域に大きな影響を及ぼすとは考えていませ ん。
46	最終放流水のCODとともに、窒素、燐負荷(濃度 ×排水量)についても、海域の影響を考察するため	放流水の水質は、環境基準に適合しており、 環境にはほとんど影響を与えることはないと
	に示すべきである。また、放流水質が環境基準を満	考えています。
	たしているかを監視する方法についての記載がない。	
47	大雨や台風の際に、雨水配水管が一杯になり排水	今後の実施設計において、十分に配意し、設
	の逆流や汚水処理施設が故障することや、業務用 水・航空機の洗浄水の使用頻度によっては、汚水処	計することとしています。
	理浄化槽で処理能力以上の排水が発生する事態も	
	あり得るのではないか。	
48	塩分の飛散は航空機だけではなく代替施設本体 にも影響を与える。台風通過後には、大がかりに関	台風通過等により、膨大な洗浄水が必要になるとは考えていません。
	連施設の洗浄が行われ、洗浄水の使用量(料)も膨	るこはかん CV・4 EN。
	大なものになると想定される。	
49	海兵隊の部隊展開の実態から想定される揚陸艦 の接岸や、原子力を動力とする艦船の寄港の有無	係船機能付護岸は、ヘリが故障した場合等に おいて船舶を利用した輸送を実施する必要が
	等、準備書に記載された船舶以外の使用の可能性、	ねい (船舶を利用した軸送を美施する必要が あることから整備するものです。 恒常的に兵員
	規模、種類、航行の内容(頻度、積載物、航路等)	や物資の積み卸しを機能とするようないわゆ
	を提示し、その上で供用時における環境影響を予測	る軍港を建設することは考えていません。
50	し、万全の保全対策を講じるべきである。 環境への配慮として海上ヤードの位置を変更し	潮流の予測シミュレーションは、海上ヤード
	たとあるが、作業ヤードの存在が潮の流れを変える	変更後の位置で行ったものであり、潮流の変化
	ことで大浦湾の生態系に影響が及ぶおそれがある。	そのものでの生態系への影響はないものと考
	また、変更した位置にも魚介類、海草類等の希少な動植物がいる可能性がある。	えています。また、工事の実施にあたっては調査を行い、必要に応じて主に移動能力の低い動
	要別的なない(Aの) HE ITV . (なんの) の	物を対象とした捕獲・移動を行うこととしてい
	No. 1. No. 100 Landed at 100 Ut 1 No.	ます。
51	海上ヤードは埋立工事完了後に撤去するのか。	準備書に記載したとおり、海上ヤードは埋立 工事完了後に撤去することとしています。
52	作業ヤードは一部建設をとりやめたものの、辺野	辺野古地先水面作業ヤードを設置する上で、
	古地先水面の作業ヤード計画地における動植物への影響は同様でなった。エ東体スペスニの小様は更り	環境への影響の低減措置として、主に移動能力の低い話物は対象とした。特殊では、またい
	の影響は回避できず、工事終了後に元の状態に戻せ るものでもない。	の低い動物を対象とした捕獲・移動を行うこと としています。
53	作業ヤードをキャンプ・シュワブ内に設置すれ	辺野古地先水面作業ヤードについては、既設
	ば、辺野古地先水面を新たに埋立てたり、工事用仮	用地の利用も含め施工計画を踏まえ検討した
	設道路を設置する必要はなくなるではないか。	結果、必要となったものです。
54	作業ヤードは仮設であり、利用目的が明確でない	将来の利用については、名護市が有効に活用
	埋立てが可能なのか。埋立法上の根拠、埋立許可権 者との調整内容について説明を求める。	することも含め、今後検討していくこととしています。
	ロ C *^ Multer 1 はし	• 6 / 0

	1 刈豕争未の日的及の内谷寺に関する息気	
No.	意見の概要	事業者の見解
55	辺野古集落の中心はかつては内海であり、1956	本作業ヤードは辺野古川の河口で整備しま
	年以降にキャンプ・シュワブ建設に伴い、埋立てら	すが、護岸等の整備に伴い河道や河口を整備す
	れたのが現在の公民館付近である。公民館付近は台	ることから、河川の流れは良くなり、少なくと
	風時、満潮と洪水が重なると浸水地域になる。河口	も現在以上に災害が発生し易くなることはな
	付近を埋めて作業ヤードとすることは狂気のさた	いと考えています。
	である。模型を作りシミュレーションを繰り返せば	なお、災害については、環境影響評価の対象
	辺野古河口付近の埋立てが不可能であることを知	ではないことから、準備書には記載していませ
F.C.	るだろう。	ん。
56	作業ヤードの設置に関して、方法書に記載されて	中城湾港新港地区に作業ヤードを設置する
	いた中城湾港新港地区を準備書段階で取りやめた	計画は、方法書時点から計画はありません。
	理由が記載されていない。	
57	台風時や高潮時には、波が護岸を超えて基地本体	各施設の実施設計において、適切に処置しま
	も被害を受けるのではないか。	j.
58	弾薬搭載エリアにおいて取り扱う弾薬の種類、	普天間飛行場代替施設に設置を予定してい
	量、危険性、運用方法が示されていない。	る弾薬搭載エリアにおいては、普天間飛行場に
	住民生活への安全性、事故がおきた際の環境に対	配属されている攻撃ヘリコプターAH-1へ
	する影響も含めて、もっと詳しく示すべきである。	の弾薬等の搭載等を想定しています。
		弾薬搭載エリアの規模は、準備書において ************************************
		は、約16,000m ² としています。
		なお、事故等については、環境影響評価の対
		象ではないことから、準備書には記載していま
		せん。
59	現在、キャンプ・シュワブ内で進められている兵	キャンプ・シュワブにおける隊舎等の建設工
	舎等の建設は、明らかに代替施設関連工事であるに	事は、普天間飛行場からの軍人・軍属等の転入
	も関わらず、アセス手続きを踏まずに工事が着手さ	に伴う人口増加等に対応するため、隊舎、庁舎
	れており、不適切であり、違法である。	等の飛行場施設とは関係しない建物等を事業
		実施区域外に機能的かつ効果的に再配置する
		ことを目的とするものであり、代替施設建設事
		業とは事業の目的も実施区域も異にする事業
		であることから、環境影響評価の対象に含める
- 00	が生これっ 準様用をおしととてするが、それを	必要はないと考えています。
60	給油エリア、洗機場などから海面その他へ流出す	給油エリアや洗機場における排水について
	るおそれのある燃料その他の物質を、リスクとして	は、油分離槽や洗機排水処理施設等にて適切に
	明示すべきである。	処理することとしています。
	現行の普天間飛行場の燃料等の漏れのデータを	また、燃料の流出や漏れ等の事故に関しては
	請求し、公開し安全であることを積極的に示すべき	環境影響評価の対象ではないことから、準備書
C1	である。 検判技権及び検判問事権到については、拠ませる。	には記載していません。 昨時ナス航空機用機割け約20,000以 お相字
61	燃料桟橋及び燃料関連施設については、搬入する機料の無額。最初まため燃料の流知・遅れが発	貯蔵する航空機用燃料は約 30,000KL を想定 しており、随時船舶(T-1タンカー等)によ
	燃料の種類、量、搬入方法や燃料の流出・漏れが発生した場合の対策を示すべきである。	しくおり、随時船舶(I - I タンカー等)によ り補給することとなります。
	工しに勿日収料収化小り^^さじめる。	り備結することとなりよう。 また、燃料の流出や漏れ等の事故に関しては
		また、燃料の流口や痛れ等の事故に関しては 環境影響評価の対象ではないことから、準備書
		環境影響評価の対象ではないことから、準備者 には記載していません。
62	消火訓練施設の運用による環境への影響につい	には記載していません。 消火訓練施設については、環境への影響はほ
02	有代訓練施設の運用による環境への影響につい ての記載がない。	一個欠訓練地鼓については、環境への影響はは とんどないものと考えています。
63	辺野古ダムは沖縄県の重要な水資源である北部	世立土砂発生区域については、集水域の6%
03	辺野古ダムは仲縄県の里安は小貞原である北部 地域のダムの一つである。	以下であり、土砂採取後、所要の緑化対策を講
	地域のダムの一つである。 埋立土砂の採取に伴いダム周辺はハゲ山となり、	ひ下でめり、上砂抹収後、万安の砂化対象を調してることから、ダム機能に影響はないものと考
	本資源が確保できなくなる。 ・本資源が確保できなくなる。	しることがら、ダム機能に影響はないものと考 えています。
64	辺野古ダム周辺からの土砂採取は、赤土による海	なくいます。 埋立土砂発生区域については、沖縄県赤土等
04	辺野古ダム同辺からの工砂珠取は、赤工による神 洋汚染が懸念されるため、変更又は中止すべきであ	選立工砂発生区域については、仲縄県赤工等 流出防止条例に基づき工事現場の周囲に小堤
		加田的正条例に基づき工事現場の周囲に小堤 の設置や、所要の沈殿池の整備等、適切に赤土
	3 .	の設直や、所要の仏殿心の登圃寺、週切に亦工 等流出防止対策を講じることとしています。
		守伽山四川刈界で舑しることとしていよう。

4. I.	I 対家事業の日的及び内谷寺に関する息兄 意見の概要	事業者の見解
No.	72.5	
65	辺野古ダムの既設洪水吐の改修が必要と思われる。	洪水吐の改修については、今後、関係機関と
	るが具体的な記述がない。どのように設置するの	調整の上決定されることとなります。
CC	力。 - 'A堅上於, T法の投法性 (2.01.2) の世上記	カムイス・カンス・カンス・カンス・カー・カー・カー・カー・カンス・カー・カンス・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
66	辺野古ダム下流の残流域面積(0.3km²)の排水計	辺野古ダム下流については、必要な雨水排水 ###################################
67	画はどうなっているのか。	措置を講じることとしています。
67	辺野古ダム周辺の土砂採取範囲は約 30ha とされているが、 芝昭等な合めて 1,20kg なはるかに知っ	埋立土砂発生区域については、準備書にも記載してあるとおり、土砂採取後、現地の植物を
	ているが、道路等を含めると 30ha をはるかに超え	載してめるとおり、工砂抹取後、現地の植物を 利用した緑化対策を講じることとしています。
	る自然が破壊される。その破壊による CO ₂ 発生等を 補う対策等を具体的に回答してほしい。	利用した秋16対象を講しることとしています。
68	辺野古ダム周辺の土砂採取範囲は、採取後も「跡	埋立土砂発生区域の跡地利用について、現時
00	地利用」として米軍専用住宅等に利用されるのでは	点で決まったものはありません。
	ないか。	一点で表すったものはめずません。
69	代替施設の設置に伴う大浦湾側の工事により揚	大浦湾側にある斜路(ランプ)については、
0.0	陸用ランプ(斜面)がなくなるが、その代替機能は	現時点において代替機能を建設する計画はあ
	どうなるのか。	りません。
70	エンジンテストによる騒音・振動は、屋内であっ	エンジンテストセルは、試験運転時の消音を
	ても相当なレベルに達するはずである。	求められる施設であり、周囲への騒音による影
	エンジンテストセルの構造、テストされるエンジ	響はないものと考えています。
	ンの種類、使用時間、使用頻度を示して、環境への	
	影響を明確にすべきである。	
71	概略工程表には、アセスの工程、埋立事業認可の	環境影響評価及び埋立申請に要する期間に
	工程についても具体的に明示すべきである。	ついては、環境影響評価とは関連がなく、関係
		機関との調整等により変わるものであること
		から、具体的に示すことは困難です。
72	代替施設海上工事工区名称(図-2.4.2.2)や海上	貴重なご意見として承ります。
	工事進捗図(図-2.4.2.3)は、読める大きさの文字	
	で記載すべきである。	
73	海底改変範囲図(図-2.4.2.4)において、陸域の	陸域の実線については当該事業実施区域の
	実線は何を表現していて、海底改変範囲とどういう	境界を表しているものです。
	関連があるのか。また、陸域から海域(汚水処理浄	また、汚水処理浄化槽側にある陸域から海域
	化槽側)に突き出した実線は何を意味するのか。	に突き出た実線は、汚水処理浄化槽区域を表している。
7.4	ケーソン堤護岸(図-2.4.2.5)において、用地境	ているものです。 図-2.4.2.5 は護岸の断面図を示しているも
74	クーソン 現場に 大砂留めの 工作物の表示がないのは おかし	図-2.4.2.5 は護岸の断面図を示しているも のであることから、用地境界線上の土留擁壁に
	小。	のじめることがら、用地境外縁工の工留摊壁に
	土砂の埋立ては、直立では不可能ではないか。ま	また、管理者については、環境影響評価にお
	た、完成後の護岸の管理者とその根拠を明示してほ	いて必要な事項ではないため記載していませ
	しい。	λ_{\circ}
75		図-2.4.2.6 は護岸の断面図を示しているも
	地側に埋立土砂用の土留擁護がないのはおかしい。	のであることから、空港施設用地法線上の土留
	土砂での直立埋立ては不可能ではないか。	擁壁については表示しなかったところです。
76	舗装工事に係る工事計画に関して、以下の資料を	意見の各項目については、環境影響評価にお
	明示してほしい。	いて必要な事項ではないため記載していませ
	・ 滑走路の構造、断面図	λ_{\circ}
	・ 誘導路計画の根拠、構造、断面図	
	・ エプロンの面積、算定根拠、構造、断面図	
	・ ヘリパッドの面積、算定根拠、構造、断面図、	
	施工計画	

No.	I 対象事業の日的及び内谷寺に関する息気 意見の概要	事業者の見解
77		意見の各項目については、環境影響評価にお
'	明示してほしい。	いて必要な事項ではないため記載していませ
	格納庫、倉庫、事務所棟の規模算定根拠、平面	h _o
	図、構造図等	0
	汚水処理浄化槽の規模、算定根拠、平面図、構	
	造図等	
78	西側進入灯工事における仮設構台設置時の作業	準備書の図-2.4.3.13に示すとおりであり、
	道の位置・工法が未記載である (p.2-145)。	礁原上の大きな地形改変はありません。
	工法によっては礁原上の地形改変とそれに伴う	
	海水の動きと堆積物移動に大きな変化が出ること	
	が懸念される。	
79	辺野古の新基地建設について、平成9年の名護市	政府としては、平成18年5月1日、平成22
	民投票で反対の民意が示されていることや、平成20	年5月28日及び平成23年6月21日の日米安
	年の沖縄県議会における新基地建設反対決議がなされた現状から、即刻基地建設を中止すべきであ	全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代券施設建設事業を実施しているところで
	された現状から、即刻基地建設を中止すべきである。	場代替施設建設事業を実施しているところで あり、同事業を進めるに当たっては、環境影響
	°⊌°0	めり、同事来を進めるにヨたろでは、環境影響 評価法等に基づき適切に行っていきます。
80	事業の目的が普天間飛行場の移設・返還を実現す	政府としては、平成18年5月1日、平成22
	るためとあるが、辺野古地域に新基地を建設するこ	年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安
	とで沖縄県民は負の遺産を背負い続けることにな	全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行
	る。この計画の必要性を全く認められない。	場代替施設建設事業を実施しているところで
		あり、同事業を進めるに当たっては、環境影響
		評価法等に基づき適切に行っていきます。
81	辺野古基地に新基地を造ることの必要性、日本政	政府としては、平成18年5月1日、平成22
	府案のどこが「合理的」なのか納得できない。	年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安
		全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行
		場代替施設建設事業を実施しているところで
		あり、同事業を進めるに当たっては、環境影響 評価法等に基づき適切に行っていきます。
82	方法書には民間空港の必要性が記載されていた	評価法等に基づさ適切に行っていさより。 現在の普天間飛行場代替施設建設事業にお
02	が、準備書の事業計画からは消えているということ	祝任の音人間飛行場代替施設建設事業においては、民間空港との供用は考えていません。
	は、単に米軍のための軍需空港となったと判断して	この考え方は、方法書時点から変わっていませ
	良いのか。	λ_{\circ}
83	「北部振興事業と本事業には事業としての関連	北部振興事業と本事業には事業としての関
	性はない」(p.4-11)と明記しているが、関連性は	連性はありません。
	新聞報道等からも明らかである。	
84	平成9年12月にSACO最終報告で代替施設移	政府としては、平成18年5月1日、平成22
	設を明記してから 12 年が経過したが、今なお普天	年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安
	間基地代替施設が建設されていない理由は何か。	全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行
		場代替施設建設事業を実施しているところで
		あり、同事業を進めるに当たっては、環境影響
85	環境基本法第一条(目的)、第三条(環境の恵沢	評価法等に基づき適切に行っていきます。 政府としては、平成18年5月1日、平成22
00	の享受と継承等)、第六条(国の責務)に反する事	年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安
	業である。	全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行
	/// 3 0	場代替施設建設事業を実施しているところで
		あり、同事業を進めるに当たっては、環境影響
		評価法等に基づき適切に行っていきます。
86	代替施設の米軍側の呼称や基地の性格が記され	意見については、環境影響評価において必要
	ていない。これは運用上の本質に関わる重要な問題	な事項ではないため記載していません。
	である。	
87	小型連絡機の性能緒元(表-2.2.5.1)に、NO ₂ や	航空機の運航による大気質への影響につい
	SPM、CO2の排出量を記載すべきではないか。	ては、準備書の第6章に記載しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
88	漁港移転の理由は進入灯の設置によって航路が 使用できなくなるとのことであったが、準備書では 「西側進入灯は小型船舶の航行に対して支障のないように配慮した配置と構造にしており、利用状況 の変化は極めて小さい」と漁港移転に触れてないの はなぜか。	辺野古漁港等については、当該事業の実施に より漁港機能を損なわないように、進入灯等の 施設について計画をしたところです。
89	準備書では、様々な側面から調査に基づいたデータが示されているが、地元住民等が知りたいのは、このような無機質な数字や表の羅列ではなく、辺野古への基地建設の必要性を説明してほしい。	事業の目的及び必要性については、準備書に記載しているとおり、普天間飛行場の早期移設・返還を実現させることにあります。 移設場所の選定については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会共同発表にあるとおり、代替施設の能力や安全性、騒音及び環境への影響を考慮したものであり、また、地元自治体(沖縄県、名護市及び宜野座村)との合意を得て現在の場所となっていることは、準備書に記載されているとおりです。
90	既存の在沖米軍基地の事故、被害が記載されておらず実態からかけ離れている。 例えば、飛行ルートで低空飛行された場合の排気 ガスの影響、洗機場からのエアロゾルのドリフトの 影響は移転先で起こらないとは限らない。	米軍から得た情報を基に、法令等に基づいて 適切に環境影響の予測評価を実施しています。 また、洗機場については、今後の実施設計にお いて、十分に配意します。

4.1.2 対象事業実施区域及びその周辺の概況に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	米軍施設のある地域の特性を把握するためには、米軍施設の面積と位置(p.3-138、3-139)だけではなく、実際に行われている訓練(射撃訓練、弾薬処理、水陸両用車やヘリコプターを	地域概況の把握という観点から、既存の資料(全 県的な調査資料や文献等)を基に整理し記載しま した。
	使用した訓練/移動)の状況や、それらの訓練に伴う騒音、振動等による住民への被害の情報も 収集する必要がある。	
2	p. 3-58 (図-3.1.4.7) に複数の断層が示されているが、本文中にそれについての記述がない。 活断層としての評価がされていないことは、問題である。	地域概況の把握という観点から、既存の資料(全 県的な調査資料や文献等)を基に整理し記載しま した。なお、既存文献等によると、沖縄島北部に おいて目立った活断層は確認されていません。
3	第3章では飛行場の周辺区域のみを対象としているが、航空機が運航する空域下も対象としなければ、事業の環境影響を評価することにはならない。	対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の 概況については、法令等に基づき範囲を設定し、 地域特性については既存の資料を基に整理し記載 しました。
4	「3.1.5(c) 干潟及び湿地」において、マングローブの説明と価値付けが不足している。大浦湾には大浦川以外にも汀間川に大規模なマングローブが存在することや、大浦川マングローブは名護市指定の天然記念物であることとその意義が言及されていない。	地域概況の把握という観点から、既存の資料(全 県的な調査資料や文献等)を基に整理し記載しま した。なお、本章において示していない汀間川等 のマングローブについては、陸域生態系における 注目すべき群集(特殊性)と位置づけて詳細な調 査を行い、結果を第6章に記載しました。また、 大浦川マングローブが天然記念物であることは、 史跡・名勝・天然記念物で示しています。
5	低周波音についての記載は第 6 章にあるのみで、第 3 章にないのはなぜか。	第3章は地域概況を把握している章であり、低周波音については、調査・予測及び評価の対象として第6章にて詳細に記載しています。第6章に記載している内容を第3章にも同様に記載する必要はないと考えています。
6	3.1 自然的状況では、調査結果の多くに古い資料(平成9年10月、シュワブ沖現地現況調査など)が引用されており、新しく調査することなく事足らせようとしているようにみえる。 新しいデータと対比しなければただ古いデータを持ってきてもわからない。	第3章では、より新しい既存資料・文献の収集・整理に努めましたが、騒音や振動などは平成9年当時の調査報告書以外に情報はありませんでした。 既存資料による地域概況の把握という観点からは支障ないと考えており、環境影響評価項目として選定した環境要素については、方法書等に基づいて現地調査を実施しており、その結果は第6章に示しています。
7	(p. 3-84) を認識しているにも関わらず、国及び沖縄防衛局は、2004年9月以降のボーリング調査をはじめとした海上作業や水陸両用車による米軍の訓練を黙認することにより、ジュゴンの環境を保護せずに壊した。準備書では保護対策に十分な記述がみられない。	第3章は地域概況を把握している章で、ジュゴンについては、調査・予測及び評価の対象として第6章にて詳細に記載しました。また、事業実施に伴う環境保全措置に関しては第7章に記載しています。なお、保護対策については、環境影響評価において必要な項目ではありません。
8	自然環境を保護すべき地域 (p. 3-194、3-195) に基地が建設されることは、自然環境保護の観点から著しく不合理であるが、その不合理を等関視しうるほどの説得力のある事業目的・意義が示されていない。	「自然環境の保全に関する指針」では、事業実施区域及びその周囲での評価ランクが高いことが示されており、そのことを十分に勘案して、事業実施に際しては環境への影響を極力小さく抑えるように事業計画をたて、十分な環境保全措置を講じて慎重に事業を進めるようにしています。なお、「自然環境の保全に関する指針」は、事業実施の可否を判断するためのものではないと考えています。

No.	3 刀広音に対 9 つ息兄の慨安と 争未白り 	事業者の見解
1		2 222 22
1	た事業を、世界的にも貴重な自然環境を壊して	び準備書に記載しています。
	まで、なぜ行わなければならないのかという根	
	本的な問い、疑問に事業者は誠実に答えるべき	
	である。	
2	方法書に対する住民・知事意見に対して、準	準備書の第 4 章において、方法書に対する住
	備書には反映されていないか、または不十分な	民・知事意見について、意見毎に事業者の見解を
	説明、根拠を示さない判断に終わっており、方	示したところです。また、寄せられた意見を勘案・
	法書は未だ住民の了解を得たものとなっていな	配意し、方法書に対する追加・修正資料(修正版)
	٧٠°	をとりまとめ、本資料に基づき調査、予測及び評
	準備書においては、方法書の段階で欠落して	価を行い、準備書としてとりまとめたところです。
	いた調査項目を付け加え、総合的な評価を行う	
	べきである。	
3	施設を設置する日本政府(沖縄防衛局) がこの	環境影響評価を実施する上で必要な条件につい
	環境影響評価でどれだけ様々な対策を講ずると	ては、可能な限り資料収集した上で、法令等に基
	約束しても、そうした利用が米軍によってなさ	づいて予測・評価を行いました。また、環境保全
	れる担保はないのが実態である。	措置については、内容が確実に実施されるよう米
	将来的な運用について予測できない米軍基地	軍に周知します。
	は、そもそも環境アセスが不可能であり、環境	
	アセス法を厳格に運用すれば軍事基地の建設は	
_	できないとの結論にいたるのが必然である。	一
4	「環境影響評価の段階から米国の主体的参加	環境保全措置については、環境影響評価の中で
	を得なければ、使用後の環境影響は予測・評価できない。トの音見に対し、仏様特別が充見と	実施することを示した内容が確実に実施されるよ
	できない」との意見に対し「代替施設が在日米軍に提供された後には、・・・日米の関係法令	う、関係法令の遵守も含めて米軍に周知します。
	上の基準のうち、より厳しい基準を選択すると	
	の基本的な考えの下に作成されている在日米軍	
	の環境管理基準(JEGS)に基づいて厳格な環境管	
	理活動を行い、適切な対応がされることになっ	
	ています。」との見解がある(p.4-25)が、関係	
	法令の基準を守ることとアセスメントの約束を	
	守ることは同じ事ではない。	
	関係法令以上のことを約束しているアセスメ	
	ントの内容をどのように実施させるのか明記す	
	べきである。	
5	「米軍施設やその周辺での訓練状況について	御指摘の内容は、第3章の地域概況の把握の部
	も調査すべき」(p.4-7)、「米軍の運用実態ま	分と思われ、必要な情報として米軍施設の面積と
	で踏み込んだ検討が必要」(p.4-2)との意見に	位置について整理したものです。
	対して、施設面積やその割合のみで理解したと	現状における米軍施設の運用内容が環境の調
	いえるのか。	査、予測及び評価を行う上で密接な関係にあると
	これからキャンプ・シュワブにおける訓練を	はいえず、ここにおいて土地利用の状況や訓練を
	含む運用の現状を調査するつもりはあるのか。	含む運用の現状についてまで記載する必要はない
	もし、ないのであれば、その理由を説明すべ	と考えています。
	きである。	

No.	3 万法書に対する恵見の概要と事業者の 意見の概要	事業者の見解
6		事業者の允胜 現況調査や方法書等に基づく環境調査では、ジ
	する可能性のあるものやジュゴンの行動を変化	元化桐直でガ伝音寺に基づく塚晃桐直には、ブ ュゴンやサンゴをはじめとした自然環境への影響
	させるものを置いてはならない」との意見に対	をできる限り小さく抑えるような方法で調査を実
	する「ジュゴンが誤飲するようなものは設置し	をくさる限りがさく抑えるような方法と調査を关 施しました。なお、現況調査の実施段階ではご指
	ませんでした」という回答は事実に反している。	摘のように一部の海域でナイロン製ロープ付きの
	実際、藻場に多数のクギが放置されている状況	杭やクギを一時使用しましたが、事業者としては、
		これらはジュゴンの口の構造や採餌特性からみ
	を確認しており、しかも、これは事前調査によ	
	るものであった。	て、誤飲する可能性のあるものではなかったと考
	ジュゴンが誤飲するようなものを設置したこ	えています。
	とを認め、事実と異なることを記載したことに	
	対する謝罪と撤回を強く求める。	
7	オスプレイの代替施設への配備については、	平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機と
	米軍の文書等でも明らかになっており、2007年、	して MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏ま
	2008年には当時の外相もその可能性を認めてい	え、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更しま
	るにも関わらず、「航空機については、想定さ	した。
	れるものも含め具体的な機種及び数を明らかに	
	すること」との知事意見 (p. 4-32) に対して、	
	準備書には「予定する航空機」だけを記載して	
	いる。オスプレイ配備を「想定」できない理由	
	は何か。	
8	沖縄県知事意見にも従わず、デモフライトを	現地試験飛行(デモフライト)については、平
	していない。	成 21 年 9 月 10 日に実施し、その結果を評価書に
		記載しました。
9	「住民意見」 は平成 19 年 8 月の方法書に対し	追加・修正資料は方法書そのものではないこと
	ての意見であり、事業内容の相当部分が示され	から、住民意見を聴取しなければならない資料で
	た平成 20 年 2 月の追加・修正資料及び同年 3 月	はありません。
	の追加・修正資料(修正版)に対しては、住民	平成20年2月の追加・修正資料及び同年3月の
	に意見を言う場、時間はなかったことから、方	追加・修正資料(修正版)に対しては、沖縄県環
	法書の洗礼を受けた準備書とはいえないのでは	境影響評価審査会での審査を経て沖縄県文化環境
	ないか。	部長が意見を述べており、その内容も準備書には
		掲載し、事業者の見解も示しているところです。
10	知事意見で求められた潜水目視調査をせず、	海藻草類調査では、基本的にはできる限り広い
	「海藻草類は確認されていません」とした準備	海域で潜水目視調査を実施しており、水深の深い
	書は不当である。	場所に限って安全面を考慮した ROV 調査を実施し
		ています。このことは準備書に明示しており、そ
		の調査結果に基づいて、適正な現況把握を行って
		います。
11	ジュゴンについては、知事意見で複数年調査	ジュゴンについては、平成 19 年度や平成 21~
	を求められている (p.4-47、24(1)) にも関わら	22 年度の自主的調査も含め、3 ヶ年以上(複数年)
	ず、一年しか調査を実施しないでおいて、「個	の調査データを用いて予測・評価を行いました。
	体数は一頭と推定され、当該個体を対象に生活	
	史全体を把握することは事実上困難」としてい	
	ることは、意見に対するきちんとした対応にな	
	っていない。	
12	「エンジンテスト時」との知事意見 (p. 4-40、	普天間飛行場におけるヘリのエンジンテスト時
	14 (3) エ) を無視している。	等の航空機騒音の測定結果に基づきピーク騒音レ
	•	ベルを予測しています。
13	「住民等の意見に配意して環境影響評価の項	住民意見に配意し、また、知事意見を勘案し、
	目及び手法を再検討すること との知事意見	方法書に対する追加・修正資料をとりまとめたと
	(p. 4-32、1(1)) に対する見解を「関係自治体	ころです。また、とりまとめた追加・修正資料に
	等において閲覧に供しました」と述べており、	ついては知事意見を踏まえ、ホームページ上に掲
	住民=関係自治体と矮小化している。	載したり、関係自治体において閲覧に供するなど、
		住民の方々の目に触れるよう配慮しました。
		ドグング・ショラはくのタン目(2000のの)

	3 万法書に対9 る息兄の概安と争未有の	
No.	意見の概要	事業者の見解
14	「使用が予定されている航空機(想定される	平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機と
	ものも含む)」との知事意見 (p. 4-38、14 (1)	して MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏ま
	ア)で、「想定されるもの」、オスプレイ配備	え、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更しま
	計画の想定を無視している。	した。
15	「生活史等に関する調査を複数年実施するこ	ジュゴンについては、平成 19 年度や平成 21~
	と」との知事意見(p. 4-47、24(1))を無視し	22 年度の自主的調査も含め、3 ヶ年以上(複数年)
	ている。	の調査データを用いて予測・評価を行いました。
	「ジュゴンへの影響が小さい手法を十分検討	ジュゴンに関する調査は、影響が小さい手法を
	し慎重に調査すること」(24(2)ア)に対し、	事前に十分検討し、現地調査を慎重に行いました。
	「慎重に検討して実施しました」と、語句の順	
	番を入れ替えている。	
	「慎重な調査」ではなく「慎重な検討」をし	
	たのか。調査は慎重に行わなかったのか。	
16	「それ以外の飛行経路が存在する場合は」と	V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用するこ
	の知事意見 (p.4-39、14 (2) ア) を無視してい	とにより離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経
	る。	路が海上を通ることができるよう作られたもので
		す。しかしながら、気象、管制官の指示、安全、
		パイロットの専門的な判断、運用上の所要等によ
		り、航空機は図示された場周経路から外れること
		があります。
		なお、場周経路以外を飛ぶコースは、基本飛行
		パターンではなく、これらについて具体的な飛行
		ルートを特定することは困難です。
17	「それぞれの環境影響の複合的・相乗的な効	準備書において事業者の見解を記載したよう
	果を考慮すること」との知事意見 (p. 4-34、4)	に、当該事業活動以外に想定できる情報・緒元は
	を無視している。	勘案して予測・評価しています。
18	「代替施設における米軍の活動内容」	代替施設における米軍の活動内容については、
	(p. 4-32、2(2)エ) に対しては、「こうした任	米側に確認した上で、準備書に記載しています。
	務に基づいた活動が行われるものと考えていま	
	す」との憶測で、米軍に照会した形跡がない。	
19	「地域の環境情報を有する自然保護団体・・・	知事意見では、必ずしもヒアリングを指定して
	これら団体からヒアリング等を行うこと」との	いるものではなく、事業者としては、公表されて
	要求 (p. 4-44、19 (10)) を無視して、調査結	いる資料に示されている調査結果等を参考にして
	果を参考にするだけにとどめ、ヒアリングを実	評価を行いました。
	施していない。	
20	「調査によって得られた情報を正確に整理す	「適切に」とは調査により得られた情報を「正
	ること」との知事意見 (p. 4-44、19(6)) に対	確に」整理するとの意味で用いたものであり、同
	して、「適切に整理するよう努めました」と『正	じ意味と考えています。
	確』を放棄している。	
21	「当該手法の・・・必要とされる水準が確保	調査手法を既存文献調査等とする項目について
	されることを科学的に説明すること」との知事	は、当該手法の妥当性及び予測・評価について、
	意見 (p. 4-35、7 (3)) に対して、「必要とさ	必要とされる水準が確保されることを科学的に説
	れる水準が確保されることを適切に説明する」	明し、準備書第6章に記載しました。
	とし、「科学」を放棄して、知事意見を歪曲し	
\sqcup	ている。	
22	「本県が亜熱帯域であること及び島しょによ	調査地域の自然条件を十分に理解した上で、適
	るぜい弱な生態系であること」との知事意見	正に調査、検討を行っています。
	(p.4-51、28(2))を無視している。	
23	(p. 4-51、28 (2)) を無視している。 「予測に当たって用いる流況モデルについて	現況再現性の検討は十分に行っており、そのこ
23	(p. 4-51、28 (2)) を無視している。 「予測に当たって用いる流況モデルについて は・・・現況再現性等を十分に検討すること」	現況再現性の検討は十分に行っており、そのこ とは準備書に記載しています。
23	(p. 4-51、28 (2)) を無視している。 「予測に当たって用いる流況モデルについて	

No.	意見の概要	事業者の見解
24	「予測モデルの領域の設定、数値モデルの人	予測モデルの領域の設定、数値モデルの人工境
	工境界条件、格子間隔、現況再現性等を十分に	界条件、格子間隔等を十分に検討して現況再現性
	検討すること」との知事意見 (p. 4-40、15 (3)	の検討を行っており、そのことは準備書に記載し
	ア) に対して、「予測モデルの領域の設定、数	ています。
	値モデルの人工境界条件、格子間隔等を十分に	
	検討しました」と「現況再現性」を意図的には	
	ぶいている。	
25	「複数案を時系列に沿って若しくは並行的に	評価に当たっては、実行可能なより良い技術方
	比較検討する方法」との知事意見(p.4-36、9(1))	法を取り入れており、それより劣る方法との比較
	を無視している。	検討は必要ないと考えています。
26	代替案の検討は、事業計画案を辺野古リーフ	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
	上でわずかばかり平行移動、マイナーチェンジ	る知事意見を踏まえて行ったもので、事業実施に
	したものに過ぎない。	伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握
	別の場所やゼロオプションも含めた複数案の	するため、6ケースを設定し、検討したものです。
	比較検討を行うべきである。	
27	複数案の比較検討は、方法書段階から複数案	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
	を明示した上で行うべきである。	る知事意見を踏まえて行ったもので、事業実施に
	準備書の段階で突然6つの案を提示して検討	伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握
	したとするのは、新基地建設に反対する県民の	するため、事業計画案を基本ケースに異なる位置
	目をごまかし、基地建設の是非の争点ずらしに過ぎない。	における6ケースを設定し、検討したものです。
28	事業計画案との比較検討に示された検討ケー	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
20	スは県民の総意でもないし、仲井眞知事の公約	る知事意見を踏まえて行ったもので、事業実施に
	でもない。	伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握
		するため、事業計画案を基本ケースに異なる位置
		における6ケースを設定し、検討したものです。
29	環境影響調査が実施された2008年度は台風の	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
	接近がなく、代替施設の比較検討 5 項目につい	る知事意見を踏まえて行ったものであり、事業実
	ても自然の実態を把握していない。事業者の理	施に伴う周辺環境への影響の程度及びその変化傾
	想をシュミレーションしたものに過ぎない。	向を把握するため、生活環境や海域環境への影響
		を考慮する上で重要と考えられる5項目の要素を
		抽出し、所要の調査結果を用い、事業計画案及び
		検討 6 ケースについて比較検討を行ったもので
		す。
30	事業計画案と検討ケース6案との比較検討が	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
	行われたが、建設設置が数メートルずれても、	る知事意見を踏まえて行ったもので、事業実施に
	それを取り巻く地形や環境に与える影響は異な	伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握
	ってくるため、位置が確定していない状態で周	するため、事業計画案を基本ケースに異なる位置
	囲の環境への影響を予測することは不可能であ	における6ケースを設定し、検討したものです。
	5 .	検討ケースは事業計画案に対する移動程度が少しずの思わっており、これによって恋仏の傾向が
		しずつ異なっており、それによって変化の傾向が 捉えられていると考えています。
31	「現況調査は、ジュゴンを含む自然環境に十	捉えられていると考えています。 調査の結果については準備書の第6章に項目毎
21	「現代調査は、シュコンを含む自然環境に干 分配慮し実施しました。」との見解は、具体的	に区分して、年間を通じた調査の方法や結果につ
	万能慮し美地しました。」との兄解は、具体的にどのように実施したのかが示されておらず、	に区分して、牛間を通した調査の方伝や結末にう いて詳細に記載しています。
	十分配慮したかどうかが不明確である。	* ・
	Ⅰ 27 日□28 ビルス・C ノル・ハ・ノトヴル作 てのこの。	

No.	意見の概要	事業者の見解
32	4.4 の代替施設の位置に係る検討の中で、図	代替施設の位置に関する検討は、方法書に対す
	-4.4.4(埋立区域とサンゴ類、海草類藻場及び	る知事意見を踏まえて行ったもので、事業実施に
	ホンダワラ類藻場(ガラモ場)分布域の重なり)	伴う周辺環境への影響の変化及びその傾向を把握
	を見れば、埋立海域にはサンゴ類、海草類藻場、	するため、事業計画案を基本ケースに異なる位置
	ホンダワラ類藻場のいずれもが分布しているこ	における6ケースを設定しました。
	とは明らかである。	検討ケースは事業計画案に対する移動程度が少
	検討以前に、こんな生物多様性の宝庫たる海	しずつ異なっており、それによって変化の傾向が
	域を埋立てることは許されないことだと思う	捉えられていると考えています。
	が、事業者としてどう考えているのか。また、	サンゴ類、海草類藻場、ホンダワラ類藻場の消
	同図から政府案埋立による影響をどう定量的に	失面積を用い、定量的に評価した内容を記載して
	捉えたのかをきちんと説明してほしい。	います。
	さらに、視覚的に影響評価する上で重要な図	「4.4」では事業計画案と検討 6 ケースとの主な
	-4.4.4 が要約編には掲載されていないのはなぜ	環境面での比較検討が主目的です。
	$\dot{\mathfrak{P}}$	準備書の要約書は、準備書の内容を分り易く、
		周知する目的で内容を要約したものであり、要約
		書という図書の性格上、準備書に記載があって同
		要約書に記載のない場合もあります。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	垂直離着陸機オスプレイ (MV22) については、	平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機と
	普天間飛行場及びその代替施設に配備されるこ	して MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏ま
	とを米軍が明言しているのであるから、オスプ	え、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更し、
	レイが配備された場合の環境影響評価を行うべ	MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
	きである。	
2	埋立土砂の調達計画を明確にし、土砂の採取	埋立土砂の調達については、沖縄県内の砂材等
	先における環境影響評価も実施する必要があ	の購入のほか、県外からの調達等も含め、検討を
	る。	行いました。
	現段階で計画が確定していないのであれば、	土砂等の供給業者が行う採取等に係る環境の影
	確定した段階で環境影響評価を行うべきであ	響については、当該業者が、各種関連法令に基づ
	り、それまでは計画を先へ進めてはならない。	き必要に応じ適切に措置すべきものと認識してい
	また、海外からの購入であれば、外来生物や有	ます。
	害な生物の影響に関する環境影響評価が必要で	事業者としても、埋立土砂の購入に当たっては、
	ある。	供給元における土砂の採取が各種法令に適合して
		いること、また、環境への影響に配慮されている
		ことを確認するなど、埋立土砂の調達により環境
		への著しい影響がないように実施してまいりま
		す。
3	辺野古ダム周辺からの土砂採取による辺野古	準備書は、方法書等に基づいて適正に調査、予
	ダム、下流河川、風の変化に伴う環境への影響	測及び評価等を行い、とりまとめたものです。
	等も環境影響評価の対象とすべきである。	準備書では、埋立土砂発生場所である辺野古ダ
		ム周辺の地形改変も踏まえた環境影響評価を行い
		結果を記載しています。
4	「方法書」にはなかった 4 つのヘリパッド、	4 つのヘリパッド、消火訓練施設、係船機能付
	消火訓練施設、係船機能付護岸、汚水処理浄化	護岸、汚水処理浄化槽、給油エリアなどの機能や
	槽、給油エリアなどの機能や事業内容の追加に	事業内容の追加に伴う環境影響評価は、準備書に
	伴う環境影響評価や、弾薬搭載エリアにおける	おいて影響要因を検討し、予測評価を実施してい
	弾薬の種類、安全対策と事故がおきた際の環境	ます。
	に対する影響についての記載が不十分である。	
5	「普天間飛行場代替施設」は米軍が排他的・	予測評価に必要な条件については、米側に照会
	独占的に使用できる米軍専用施設であり、情勢	して可能な限り入手しており、その条件を用いて
	に応じて運用が大きく変化し、将来的な運用に	運用に関する適正な環境影響評価を実施していま
	ついて予測できないため、そもそも環境影響評	す。
	価が不可能である。	
6	洗機排水中の化学物質についての環境影響評	洗機排水については、発生する排水を処理する
	価が不十分である。	ために処理施設を適正に設置し、その前提で環境
		影響評価を実施しています。
7	米軍機の墜落、燃料庫、弾薬庫の爆発、化学	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	物質の漏洩など、不慮の事故に関する記述がな	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	い。これらは地域住民の安全、安心に直結する	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	事柄であり、環境影響評価の項目として含める	備書に示すとおり選定しました。
	べきである。	
8	台風、地震、津波などの災害によって受ける	災害時の影響については環境影響評価の対象で
	影響について、どのような想定がなされ、どの	はないことから、準備書には記載していません。
	ような対策を取るのか。住民にとっては重大な	
	関心事であり、事業者は答えるべきである。	
9	燃料桟橋においては、搬入時に燃料漏れの懸	事故時の影響評価については、環境影響評価の
	念があるため、環境影響評価を行う必要がある。	対象ではないことから、準備書には記載していま
		せん。

	4 境児影響評価の現日业のに調宜、予選	
No.	意見の概要	事業者の見解
10	環境影響評価の項目として選定しなかった項目について、その理由を明記すべきである。	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素を踏まえて環境影響評価の項目を選定し、そのことは表-5.2.1にて示しています。なお、法令等では選定しなかった項目の理由の記載を求めていません。
		また、選定しなかった項目すべてについてその 理由を記載することは、むしろ論点がわかりにく くなり不適切な対応であると考えています。
11	へりの日常訓練は海上を中心に行うとしているが、訓練の形態等によっては集落上空を飛行することもあり得るとの記載もあり、代替施設から伊江島への経路など集落上空を飛行することが予想されるので、そうした飛行経路も想定して環境影響評価を行うべきである。	飛行経路については、名護市及び宜野座村長から、周辺地域上空の飛行を回避するよう要請されたことを踏まえ、L字案からV字案に変更し、平成18年4月7日に両首長と基本合意を締結した上で、米側と交渉して合意したところです。 V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用することにより、離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経路が海上を通ることがあります。とにより、の専門的ながら、気象、管制官の指示、安全、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により、場周経路から外れることがあります。なお、代替施設から他の施設への具体的な飛行経路については、米側の運用に関わるものであり、現時点において、具体的に決まっていないと承知していますが、代替施設を利用する米軍機が基本的に集落地域上空の飛行を回避するとの方針については、これまでの米側との一連の協議を通じ、米側からも理解を得ていると認識しています。
12	キャンプ・シュワブ内の兵舎等の建設工事は 関連工事であり、環境影響評価の対象外にして いるのは問題である。	キャンプ・シュワブにおける隊舎等の建設工事は、普天間飛行場からの軍人・軍属等の転入に伴う人口増加等に対応するため、隊舎、庁舎等の飛行場施設とは関係しない建物等を事業実施区域外に機能的かつ効果的に再配置することを目的とするものであり、代替施設建設事業とは事業の目的も実施区域も異にする事業であることから、環境影響評価の対象に含める必要はないと考えています。
13	環境への負荷として、車両、航空機からの温 室効果ガスは無視できないため、廃棄物等だけ ではなく、温室効果ガスについても環境影響評 価の項目として選定すべきである。	温室効果ガスについては、燃料消費から CO ₂ 換算することで予測は可能ですが、具体的に評価することは困難なことから、環境影響評価の項目としては選定していません。
14	「総じて少ない」とした評価の判断基準が不明である。評価の手法において、調査項目毎に 具体的な目標を明記すべきである。	個別の項目について評価した後に、最後に全体 を通じて評価したものが「総合評価」です。 なお、総合評価の手法については、法令等では 規定はありません。 各項目評価について「影響が少ない」と評価さ れた項目が相当程度を占めるので、全体としては 「総じて」との表現を用いて評価しました。

<u>4. 1.</u>	4 環境影響評価の項目並びに調査、予測	側及び評価の手法に関する意見
No.	意見の概要	事業者の見解
15	航空機騒音や低周波音の予測にあたっては、 米軍当局に積極的に運用方法を照会して、使用 されうるあらゆる機種、機数を想定して予測・ 評価を行う必要がある。	代替施設に配備される航空機の種類は、普天間飛行場に配備されている航空機のうち、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会共同発表において岩国飛行場を拠点とすることとされているKC-130以外のものを想定しており、具体的には、回転翼航空機としてCH-53、UH-1及びAH-1、ティルトローター機として平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機として沖縄配備が発表されたMV-22、短距離で離発着できる固定翼航空機として、C-35及びC-12を想定しており、当該機種を前提として環境影響評価を行いました。
16	現在のキャンプ・シュワブでは、施設内での 訓練のほかに前面海域において水陸両用車等に よる訓練が実施されているが、これらの訓練が すでに周辺環境に影響を与えていることを考慮 していない。 ジュゴンが辺野古沖を利用しないと結論づけ るためには、訓練を中止した後にもジュゴンが 辺野古沖を利用しないことを証明しなければな らない。また、存在・供用時の影響予測は、代 替施設完成後にも行われる訓練による影響につ いても考慮する必要がある。	「官報(号外第82号)」(昭和47年6月15日)に記載されているとおり、キャンプ・シュワブ周辺地域の制限水域の指定は、米軍による水陸両用車等による訓練のために使用されることが認められています。 したがって、訓練が行われていることが前提になり、訓練の中止を前提にしたり訓練による影響について考慮するのはむしろ不適切であると考えています。
17	代替施設の供用時においては、将来配備が予定されている次世代水陸両用車など、運用の可能性がある船舶・車両等についてはすべて調査・予測・評価の対象とすべきである。また、訓練水域の移動もしくは面積の縮小・拡大、利用頻度の変化など、訓練が激化することが想定されるため、そうした訓練水域の運用の変化に伴うジュゴンをはじめとした動植物に及ぼす影響を調査・予測・評価する必要がある。	代替施設の運用に伴う環境影響評価に際しては、米側へ運用方法を照会し、回答のあった各種 運用方法に基づいて予測・評価を行いました。
18	普天間基地における各種訓練に伴う飛行ルートの実態や、辺野古に機能が移設されることによる、普天間基地をプラットホームとしていた各基地とのアクセスの変化について、調査する必要がある。	飛行経路については、名護市及び宜野座村長から、周辺地域上空の飛行を回避するよう要請されたことを踏まえ、L字案からV字案に変更し、平成18年4月7日に両首長と基本合意を締結した上で、米側と交渉して合意したところです。 V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用することにより、離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経路が海上を通ることができるよう作られたものです。しかしながら、気象、管制官の指示、安全、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により、場周経路から外れることがあります。なお、代替施設から他の施設への具体的な飛行経路については、米側の運用に関わるものであり、現時点において、具体的に決まっていないと承知していますが、代替施設を利用する米軍機が基本的に集落地域上空の飛行を回避するとの方針については、これまでの米側との一連の協議を通じ、米側からも理解を得ていると認識しています。

No.	4	事業者の見解
No.	思見の概要 普天間基地における汚染物質の負荷が加わる	事業者の兄牌 本事業に係る影響要因を勘案して環境影響評価
19	ことによる水質や土壌汚染についての環境影響 評価を行う必要がある。	の項目を適正に選定しており、その中で水質(水の汚れ、土砂による水の濁り)は予測・評価の対象として選定しています。なお、排水は適切に処理しますので、土壌汚染については、影響要因として選定していません。
20	ヘリの安全装置に使用されている放射性物質ストロンチウム90のほか、劣化ウラン弾の持ち込みや原子力潜水艦の寄港等、米軍基地では放射性物質の取り扱いがあるため、放射能の影響について評価し、万が一放射能汚染やそのおそれが確認された場合の危機管理手順についても明記すべきである。また、供用時にはモニタリングを行い、常時データを住民に公表すべきである。	本事業に係る環境影響評価の項目については、 法令の参考項目として示された項目の中から選定 しており、放射性物質については、法令等におい て環境影響評価の項目として定めてられていませ んが、特に支障ないと考えています。
21	集落への影響が懸念される海側滑走路でのタッチアンドゴーの騒音予測がされていない。	準備書の作成に当たっては、米軍のニーズを踏まえ、回転翼機については、陸側滑走路でのタッチアンドゴーも含めた予測・評価を行い、固定翼機(小型連絡機)については、米側から代替施設におけるタッチアンドゴーの具体的なニーズがあると聞いていなかったことから除いていましたが、米側から固定翼機のタッチアンドゴーについても実施する旨のニーズが示されたため、これを対象としました。回転翼機・固定翼機ともタッチアンドゴーについては、基本的にA滑走路を使用します。
22	軍事基地では強い照度で照明をつけるが、このことが周辺環境にどのように影響するかまったく考慮されていない。進入灯の照明も同様である。	方法書等に基づき代替施設の供用時の予測を実施しており、その中で、夜間照明が周辺の動植物に及ぼす影響についても予測・評価しています。
23	振動をもたらす要因として「航空機の運用」 が除外されている。 航空機が発する騒音は空気の揺れであり、それが大きければ振動として人間や家屋を揺るがすのである。全国の基地騒音公害訴訟においても振動被害は大きく取り上げられている。	航空機の運航による低周波音を環境影響評価項目として選定していますので、御指摘の現象はそれで捉えられると考えます。
24	水環境については水の汚れと濁りだけを対象 としているが、施設からの排水による温冷排水 の影響を把握するため、水温を環境影響評価の 項目として選定すべきである。	本事業に係る影響要因の中で、海水温の変動に 影響を与えるような温冷排水を伴う施設の運用は ないことから、水温を環境影響評価の項目として 選定していません。
25	水環境については水の汚れと濁りだけを対象としているが、護岸、埋立工事に伴い発生する 濁りにより、底質が悪化する危険性があるため、 底質を環境影響評価の項目として選定すべきで ある。	底質については、環境影響評価の項目として選定した水質、地形及び地質との関連で底質の変化やそれに関連した動植物への影響について必要に応じて予測・評価しています。 したがって、底質は環境影響評価の項目としては選定していませんが、「水の汚れ」の項目の中で調査等を行い、その結果は準備書に記載しています。
26	航空機の運航に伴う「低周波音」は選定しているが、軍用機の離発着、訓練飛行という特殊性を考慮すると、「衝撃音」いわゆるソニックブームを対象として環境影響評価の項目として選定し、予測・評価を行うべきである。	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、 本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準 備書に示すとおり選定しました。

	-	別及ひ評価の十法I〜関9つ息兄 ************************************
No.	意見の概要	事業者の見解
27	固定翼機の離着陸は必ずあるはずなのに、その影響を伝げたよっていない。	本事業に係る環境影響評価では、回転翼機だけ
	の影響評価が行われていない。	でなく固定翼機の離着陸も考慮した影響評価を行
	III deleteration and the second and	っています。
28	代替施設ができることによって、風の向きや	本事業は、飛行場及びその施設の設置並びに公
	強さがどの位変化して、どのような影響でるの	有水面の埋立てであり、高層建築物の建設ではな
	かっ。	いことから、地形の変化した地域のごく近傍を除
	1	いて、周辺集落地における風況の変化はほとんど
		起こらないと考えています。
29	第4章で「戦闘機を運用する計画を有してい	代替施設に設置を予定しているのは、「弾薬搭
	ません」とした事業者の見解と、「戦闘機装弾	載エリア」であり、AH-1への弾薬等の搭載等を想
	場の設置」は整合がとれていない。戦闘機を配	定しているものです。
	備するのであれば、その環境影響評価が必要で	なお、代替施設において、戦闘機を運用する計
	ある。	画はありません。
30	代替施設の設置に伴う大浦湾側の工事により	大浦湾側にある斜路(ランプ)については、現
	揚陸用ランプ(斜面)がなくなるが、その代替	時点において代替施設を建設する計画はありませ
	機能はどうなるのか。機能を当該基地範囲内に	λ_{\circ}
	移設するのであれば、そのための調査・予測・	
	評価が必要である。	
31	仮に基地を建設したとして、それに伴う輸送	代替施設の供用時の環境影響評価は、飛行場及
	運搬が陸路、空輸、海上輸送などによる環境、	びその施設の設置が及ぼす影響について検討して
	生物、人体への影響は考察しないのか。	おり、その予測に必要な条件については米側より
		入手したもので予測評価を行いました。
32	水中音の調査、予測、評価が欠落している。	水中音については、方法書等に基づいて適正に
	1	調査、予測及び評価を行いました。
	1	この場合、水中音という項目設定はせず、環境
	1	騒音の関連で調査を実施し、海域動物への影響予
		測の中で水中音による影響評価を行いました。
33	住民の生活環境の中には教育環境も含めて影	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	響が調査されるべきだがなされていない。騒音	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	による授業の障害や米兵の増加による犯罪など	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	児童生徒に与える影響を調査、考察していない。	備書に示すとおり選定しました。
34	嘉手納基地や普天間基地の近隣市町村は、騒	航空機騒音については、「航空機騒音に係る環
	音による睡眠妨害に悩まされているが、そのこ	境基準について」の基準値(70W以下)を、環
	とが今回の準備書では何の評価も行われていな	境保全の基準又は目標として評価を行っていま
	٧١°	す。W値については、時間帯による重み付けを行
	嘉手納、普天間の現状からすると夜間の騒音	った上で予測しています。
L	がないとは断言できない。	
35	すべての選定項目について事業の実施に伴う	法令等では、事業者の実行可能な範囲でできる
	環境破壊は事業者の実行可能な範囲内での環境	限り影響が回避され、または低減されていて、環
[]	保全措置を講じれば良いとするものであり、こ	境の保全についての配慮が適正になされているか
[れは環境影響評価法と環境基本法に反するもの	についての評価を行うことになっています。
L I	である。	
36	環境保全措置は、①回避、②低減、③代償の	本事業に係る環境影響評価は、法令等に基づい
[順に検討されるべきであるが、準備書では「回	て実施しており、回避、低減を優先し、代償措置
[避、低減している」と評価し、代償措置につい	については常に検討するものではなく、回避もし
[]	ては「必要に応じ検討する」としている。	くは低減の措置では影響が軽減できない場合に限
	代償措置についても、常に検討してベスト追	った措置であると考えています。
	及をめざすべきである。	
37	「影響要因の区分」に「造成等の施工による一	影響要因の区分は、法令等に基づいて設定して
	時的な影響」との項目が記載されているが、造成	おり、「永続的で致命的な影響」との要因の区分
]]	工事に伴いサンゴや藻場が死滅すれば、それは	はありません。
	「永続的で致命的な影響」であり、その影響は「一	
]]	時的な影響」などというものではない。	
		<u> </u>

7. 1.	4 現現影音計画の項目型のに調査、予測	例及い計画の子本に関する思元
No.	意見の概要	事業者の見解
38	大浦湾に面して整備される岸壁に艦船が出入	大浦湾に面して整備する護岸(係船機能付)や燃
	りすることによって、有害物質や水質汚濁によ	料桟橋に出入りする船舶から海域へ有害物質やそ
	る影響をきちんと評価しなければならない。	の他水質汚濁をもたらすような物質を排出する計
		画はありません。
39	長期に渡って形成された環境に与える様々な	方法書等に基づき環境に配慮しながら実施した
	影響を評価するには、一年では期間が短すぎる。	1年間にわたる環境調査やそれ以前の既存の調査
	また、調査自体がジュゴンに影響を及ぼしてい	資料により、環境影響評価の項目についての予測
	る可能性がある。	評価に必要な調査データが取得できたと考えてお
	本事業の環境影響評価は大規模、違法な事前	り、調査期間が短いとは考えていません。
	調査を行ったり、評価のための調査における手	また、方法書の確定以前に行った現況調査は、
	法・頻度・地点・時期・期間など、各項目の選	環境影響評価法に基づくものではなく、所掌事務
	定に問題点が多すぎる。	に基づき実施した調査です。
40	埋立てによる水の汚れ、潮流の変化がサンゴ	埋立工事による水の汚れや潮流の変化について
	や熱帯魚の生存に与える影響も調査されていな	は数値シミュレーション手法により定量的に予測
	٧٠°	しており、その結果を踏まえてサンゴや魚類等海
		域生物への影響の程度についても予測・評価して
		います。その旨は、第5章の 5.2「環境影響評価
		項目の選定」において記載しています。
41	ケーソン式護岸のための作業ヤードがフロー	フローティングドックを含む工事用作業船舶の
	ティングドック式であっても、船による大規模	航行による影響は、方法書等に基づいて適正に実
	な材料の運搬があり、それによる環境への影響	施しています。
	も大きい。アセス逃れは許されない。	
42	観光業について、どういう影響があるか調査	観光業への影響については、法令等では対象外
	しているか。	ですので、直接的には実施していませんが、景観
		や人と自然との触れ合いの活動の場の項目として
		環境影響評価を行っています。
43	施設設置の際の配備や軍事訓練の内容が示さ	代替施設の運用に伴う影響予測については、方
	れていない状態では、煤煙や排水として排出さ	法書等に基づいて、米側から得た情報により予
	れる化学物質の量や質など、環境に大きく影響	測・評価を行っています。
	するであろう要因を予測することは不可能であ	
	ర 。	

4.1.5 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境影響評価法では、工事による環境への 影響評価だけでなく、米軍に提供された後の 米軍による新基地の運用による環境への影響も含めて、環境評価を行うことが法令上求められている(同法2条)。この視点から、 今回の環境影響評価準備書には、基本的な欠 陥と問題点を含むものであり、やり直しが求	法令等に基づいて、工事の実施並びに施設の存在及びその施設の設置(運用)による環境への影響について予測・評価しています。
2	められるものである。 汚濁防止膜の展張平面図 (p. 6-1-14) はあまりにも効果のない設置方法で、護岸工事位置から離れすぎている。 代替施設の東に切れ切れの汚濁防止膜は作業船のための開口部は閉じて、必要な場合のみ開口する仕組みにするとか、あるいは周囲すべてに展張すべきである。また、船舶を迂回させることで、汚濁防止膜の展張ケースを変えることができるのではないか。	汚濁防止膜の設置方法については、作業船の工事区域内外の航行や施工方法を踏まえて、最も適切な設置方法を選定しています。 このような設置方法を前提にして海域環境への影響を予測・評価し、その結果、工事に伴って発生する水の濁りが周辺環境へ及ぼす影響は少ないことを予測・評価しています。
3	表-6.1.1.2の船舶・建設機械稼動計画では2年次の埋立工のガット船・土運搬船の日隻数がゼロであるのに対し、表-6.1.1.3の主な資材の搬入量(概数)では、2年次に海上運搬により7,610,000m³の砂材等を搬入することになっていて明らかに矛盾している。他の年次についても整合性がない。また、他の工事計画の記載についても矛盾がある。予測・評価の前提となる工事・運用の内容を確定し、正確に記載することを強く求める。	表-6.1.1.2 の船舶・建設機械稼働計画は、工事計画に基づいて記載したものですが、単純な転記ミスであり、適切に修正します。 なお、予測計算等は、適正な値を用いて詳細な検討を行い、工事による影響が最大になる時期について算定した結果を基に行っており、適切な予測がなされています。
4	普天間飛行場を発着する航空機の飛行経路・頻度・飛行目的地の実態、過去の重大事故の事例、在沖縄米軍基地とくに北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、伊江島補助飛行場での訓練・作戦行動実態、さらに、それらに基づく本件飛行場の使用機の影響について調査・予測されていないのは不当である。 飛行場の建設によって実際に生じる爆音や事故の危険が、飛行ルート・飛行先にわたって検証される必要があるからである。	環境影響評価を実施する上で、必要な条件について 可能な限り資料収集した上で予測・評価を行い、その 結果等を評価書に記載したところです。 場周経路以外を飛ぶコースは基本パターンではな く、これらについて、具体的に飛行ルートを特定する ことは困難です。いずれにしても、集落上空の飛行を 基本的に回避する方向で対応してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
		事業者の見解 場周経路以外を飛ぶコースは基本パターンではなく、これらについて、具体的に飛行ルートを特定することは困難です。いずれにしても、集落上空の飛行を基本的に回避する方向で対応してまいります。
6	調査すべきである。 供用時の離発着回数についても、「米軍の運用の細部に係る事項であり、あらかじめ示すことは困難である。」としている。現実の使用状況もわからないままの環境影響調査は、そもそも全く無意味であるというほかない。 軍事秘等の問題が仮にあったとしても、情報収集の手段を検討すべきである。情報公開においても、外交秘について、審議会においては非開示事項についても開示されたうえ審理されており、開示方法として、インデックス方式等が採用されている。 外交に影響をおよぼさない手法を考慮することは十分に可能である。	飛行回数については、普天間飛行場の滑走路両端付近に設置している自動騒音測定装置のデータに米軍提供資料から算出した機種別の飛行割合を乗じて算出した1日当たりの標準飛行回数(271回)を使用し、場周経路内での水平飛行高度については、500フィート(約152m)~1,000フィート(約305m)と設定し、環境に及ぼす影響の予測・評価を行ったところです。飛行回数については、当局が普天間飛行場の滑走路両端付近に設置している自動騒音測定装置による飛行回数測定結果を基に、平成元年から平成19年のうち、1日当たりの平均騒音発生回数の合計が最大となる平成8年度の騒音発生回数を使用することとし、さらに、当該回数に時間帯による重み付けを行った上で、米軍提供資料による普天間飛行場の回転翼機と固定翼機の飛行割合を考慮の上、1日当たりの標準飛行回数を算出しました。
7	赤土対策において、対象雨量全量を処理できる容量としているが、10年確率を超えれば処理できないのであり、不誠実な記述である。	調整池の容量については、「沖縄県赤土等流出防止条例」及び「同施行規則」、「赤土等流出防止対策マニュアル(案)改訂版」等に基づいて適正な容量にしています。 一般には、施工期間が本事業のように約5年間であれば、10年確率の雨量を考慮した調整池容量で対応可能と考えており、この考えのもと施工計画を立てることで特に支障ないと考えています。
8	辺野古側の護岸・埋立工事の濁り発生負荷 量が少ないとする根拠はない。傾斜堤護岸工 事では捨石工などで濁りが発生する。	工事の実施に伴う濁り(SS)の負荷量は、工事計画を 詳細に検討して、SS 発生に寄与する工種・施工量及 び工種別のSS 発生原単位を考慮し設定しています。 その際、捨石工も SS 発生工種として取り上げて予 測・評価しています。

No.	プ 別の削佐 意見の概要	事業者の見解
NO. 9	思えい概要 サンゴ類に対しての工事中の汚濁防止膜	要来有の兄牌 護岸工事や浚渫工事の実施に際しては、水の濁りの
9	による濁り防止策が不十分である(ケーソン護岸C-4施工位置の浚渫時における最もサンゴに近い北端、埋立区域①-1北西側の傾斜堤護岸工事における大浦湾のサンゴへの影響)。	影響を低減させるため、汚濁防止膜を効果的に設置することとしており、また、作業前には損傷の有無を確認し、損傷が確認された場合には作業を一時中断し、速やかに補修するなど、周辺海域のサンゴをはじめとした海域生物への影響を極力小さく抑えるよう、濁り防止対策には十分配慮しながら工事を進めることとしています。
10	施設を設置する日本政府(沖縄防衛局)がこの環境影響評価でどれだけ様々な対策を 講ずると約束しても、そうした利用が米軍によってなされる担保はないのが実態である。	代替施設の運用に際しては、本環境影響評価で検討し講じることとしている環境保全措置を遵守するよう、米側へ周知します。
11	誰もが納得する環境アセスメントを。	法令等に基づき適正な手法で調査、予測及び評価等 を実施しており、特に、沖縄島北部東海岸域の豊かな 自然環境や生活環境の保全に十分配慮した事業計画 や環境保全措置、事後調査計画を示しています。
12	米軍基地を作ることによって破壊される 自然は元には戻らない。「環境への影響が少 ない」ではダメ。ほんの少しでも自然環境を 壊すことは許されない。	法令等に基づき適正な手法で調査、予測及び評価等 を実施しており、沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環 境や生活環境の保全に配慮した事業計画や予測評価 結果を踏まえた環境保全措置、事後調査計画を示して おり、環境への影響の回避、低減が図れた事業になっ ていると考えています。
13	工事により発生した土砂や汚水をどのような工法で防止するのか明示してもらいたい。	工事計画については、準備書の第2章「2.2 工事計画の概要」において示しており、また、環境保全措置については準備書の第7章「7.1 工事に係る環境保全措置」において示しています。工事により発生した土砂は盛土や埋立土砂として使用し、工事中の濁水については、濁水処理プラントを設置等して適正に処理することとしています。
14	基地建設後に雑排水の処理をどのように するのか明示してもらいたい。 洗機排水については具体的な処理方法を 明示してもらいたい。	雑排水の処理は、汚水処理浄化槽(合併処理)にて 適正に処理します。また、洗機排水については、凝集 沈殿方式の処理施設を設置する計画です。
15	MV22 オスプレイの配備に代表されるように、配備機種・機数を具体的に明らかにしないまま、影響予測を行うことは不可能であり、誰も納得も理解もできない。	平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継機として MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏まえ、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更し、MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
16	施設を設置する日本政府(沖縄防衛局)がこの環境影響評価でどれだけ様々な対策を講ずると約束しても、そうした利用が米軍によってなされる担保はないのが実態である。将来的な運用について予測できない米軍基地は、そもそも環境アセスが不可能であり、環境アセス法を厳格に運用すれば軍事基地の建設はできないとの結論にいたるのが必然である。	米軍から得た情報に基づいて適正な環境影響の予測・評価を実施しており、また、事業実施に伴う環境保全措置については、環境影響評価の中で実施することを示した内容が確実に実施されるよう米軍に周知します。

(1)予測の前提	
No.	意見の概要	事業者の見解
18	航空機騒音において調査した航空機が4機種の回転翼機のみに限定されており、現実的に無意味なものである。現在の普天間基地は回転翼機以外の固定翼機C130なども所属し、さらに岩国基地所属や米本国からの固定翼機や艦載機も頻繁に離発着している。代替施設に移駐してくる航空機が、なぜ4機種の調査にとどまったのかその理由を明確に示せ。示せないならば、どのような固定翼機の配備になるのか明確にし、その騒音調査を行うべきである。施設の供用時には湾内に実際に船舶が航行するのであるから、影響要因として開示された船舶以外の使用の可能性、規模、種類、頻度、積載物、航行の管理、航路の内容及びその限度を開示した上で、漁業者のみならず	代替施設に配備される航空機の種類は、普天間飛行場に配備されている航空機のうち、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会共同発表において岩国飛行場を拠点とすることとされているKC-130以外のものを想定しており、具体的には、回転翼航空機としてCH-53、UH-1及びAH-1、ティルトローター機として平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機として平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機として沖縄配備が発表されたMV-22、短距離で離発着できる固定翼航空機として、C-35及びC-12を想定しており、当該機種を前提として環境影響評価を行いました。 米軍から得た情報に基づき環境影響評価を行いました。 米軍から得た情報に基づき環境影響の予測・評価を実施しており、また、環境保全措置については、環境影響評価の中で実施することとしている内容が確実に実施されるよう米軍に周知していくこととしています。
19	サンゴやジュゴンなどの生息の自然環境に 重大な影響を及ぼす騒音・振動・大気質・排 水、燃料汚染その他のリスクを予測し、万全 の保全措置を講じなければならない。 普天間基地より機能が強化されることに より、想定される訓練激化の影響評価や予測	代替施設は、現在の普天間飛行場の機能のうち、へ リ基地機能のみが移設されることを前提として、環境
	がされていない。	影響評価を実施する上で、必要な条件について可能な限り資料収集した上で、法令等に基づき予測・評価を 行い、その結果等を準備書に記載しました。
20	タッチアンドゴーの訓練についての予測の前提(1月73回、使用する滑走路等)が、普天間基地での訓練実態からしてありえないのではないか。	1 日の標準飛行回数(271回)は、平成元年から平成19年のうち1日当たりの平均騒音発生回数の合計が最大となる平成8年度の騒音発生回数(119回)を使用し、米軍提供資料による飛行割合を考慮の上、当該回数に時間帯による重み付けを行った上で、算出しています。タッチアンドゴーを含め、滑走路別飛行態様別の標準飛行回数についても米軍提供データを考慮して算出しています。
21	本体工事のみならずヤード設置だけでも著しい環境破壊を招く。	本準備書は、方法書等に基づき調査、予測及び評価等を行い、とりまとめたもので、工事の実施に関しては、代替施設本体工事並びに作業ヤードの設置工事も含め、埋立事業のほか飛行場及びその施設の設置事業を対象に環境影響評価を行いました。その結果、十分な環境保全措置を講じながら実施すれば、環境への影響は総じて少ないと評価できました。
22	辺野古側の汚濁防止膜の設置に関しては、「濁りの発生負荷量が少ないと予測されるとともに、周辺の海草藻場に損傷を与える可能性があるため設置しない計画」(p.6-1-12)としているが、「2mg/L の濁りは施工場所近傍で局所的な分布が予測されました」(p.6-7-208)とあるので、何らかの対策が必要である。	工事の実施に際しては、十分な環境監視調査を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置の追加・修正も考えています。 汚濁防止膜の設置に関しては、現実的・効果的な設置に努めますが、設置しない場合も考えられます。 なお、これについても環境監視調査の結果を踏まえて適宜見直す考えです。
23	大気、騒音の予測の前提で「概ね1,700万m³の埋立土砂については、現段階において確定しておりませんが」(p.2-23)としている埋立土砂の運搬車両又は運搬船は、予測条件に含まれていないのではないか。	埋立土砂の調達方法については、現段階において確定していませんが、準備書において運搬に伴う車両及び船舶による影響については検討し記載しています。

	(1)予測の前提			
No.	意見の概要	事業者の見解		
24	工事中の搬入車両による騒音は、「世富慶で環境基準値(70dB以下)を超過する結果」とあるので、不確実な速度規制を考えるより前に、工事の平準化を考えるべきである。この予測条件の資機材搬入車両の影響が最大となる1年次8ヶ月目の大型車1,366台/日(p.6-3-49)だけが突出した計画となっており、この程度なら工事日程を少し変えるだけで解決するはずである。	工事中の搬入車両の走行に伴う騒音の影響をできる限り低減させるため、ピーク時の平準化がさらに可能かどうかは今後検討します。 準備書においては、ピーク時に環境影響が最大になることから、これを対象に検討しています。 施工工程との関係で、工事車両の走行台数の平準化は施工工程の延伸、そして全体的な工事工程の見直し(変更)に繋がり、工事期間(負荷発生期間)が延伸することになり、また、影響を低く見積もることとなるため、必ずしも良い対応とは限らないと考えました。		
25	航空機騒音については、代替施設が米軍提供施設であることから運用の詳細は不明とし、特定の運用条件のみを推測して予測・評価を行っているが、運用条件が不明であれば、予想されうる最善の条件から最悪の条件まで複数の条件の下で予測・評価を行い、それぞれの条件のもとでの悪影響について講じる対策を示すことが、最低限必要である。	環境影響評価を実施する上で、必要な条件について可能な限り資料収集した上で、法令等に基づき予測・評価を行い、その結果等を準備書に記載しました。		
26	デモフライトをしていない環境影響評価 は疑問である。	準備書の作成に当たって、航空機の騒音の予測・評価を行うために必要な客観的なデータを保持しており、これらに基づき、騒音の影響について予測・評価を行ったところであり、デモフライトの実施については、必ずしも必要でないと考えていますが、地元の意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。		
27	航空機騒音の予測・評価において、「訓練の形態等によっては集落上空を飛行することもあり得る」「本当に必要性が認められるということにおいて得心しない限り、住宅地上空を飛ぶということはないようにしたい」と、集落上空を飛行することを認めているのであるから、住宅地上空の飛行を環境影響の予測の前提として、調査・予測・評価をやり直すべきである。	場周経路以外を飛ぶコースは、基本飛行パターンではなく、これらについて、具体的に飛行ルートを特定することは困難です。いずれにしても、集落地域上空の飛行を基本的に回避する方向で対応してまいります。		
28	メイン滑走路は、冬場は着陸用、夏場は離陸用に使うとしているが、このような飛行形態を米軍が認めるのか。	このようなV字案については、地元の名護市長及び 宜野座村長の要望を受け、米側と調整を行い、平成 18年5月1日の「2+2」において日米間で合意し たところです。従って、代替施設を利用する米軍機が 集落地域上空を基本的に回避するとの方針について は、これまでの米側との一連の協議を通し、米側から も理解を得ていると認識しています。		
29	具体的に飛行ルートを特定することが困難なのだとすれば、沖縄をはじめとした国内における事例研究や米軍への情報提供依頼などの作業からやり直すべきである。	環境影響評価を実施する上で、必要な条件について可能な限り資料収集した上で、法令等に基づき予測・評価を行い、その結果等を準備書に記載しました。		
30	洗機で使用する界面活性剤濃度も示すべきである。 水産用水基準で海域では検出されないこととされている。排水中に含まれるのであれば影響項目として予測評価すべきである。	洗機場の排水は専用の処理施設で凝集沈殿方式での処理を行い、その後、汚水浄化槽で2次処理を施したのち、地先海域へ放流する計画です。 凝集剤の種類としては中性のPAC(ポリ塩化アルミニウム)を予定しており、界面活性剤による海域への影響の懸念は生じないと考えています。		

No.) 八気負	事業者の見解
1	大気の電磁波や波浪・音波など海洋の物理学の	本環境影響評価の項目は、法令等に基づいて
1	現象の予測と健康被害の予測を実施したか明らかにする必要がある。	選定しています。
3	地上気象観測については、5 年以上にわたる統計資料が必要だが、事業者による調査はわずか 1 年間に過ぎない。 沖縄高専構内で防衛省のアセスと称して、周辺に仮設テントや木々のある地上 1m の場所で風向風速計を設置して風を計測していた。通常、風の測定では地上から 10m 以上は離した鉄塔の上で行われるが、これでは、地上の風の乱れを測定していることになる。 そこで、このような風速の乱れのデータをどのような数学手法で解析したのか、そのような風速	気象調査については、キャンプ・シュワブ内で、平成 15~20 年まで気象観測が行われています。 既存の観測結果と方法書等に基づく 1 年間の環境現況調査を併せると 5 年以上の気象資料があります。なお、既存資料のうち、平成 15~18年の気象資料については、第 3 章、平成 19 年は第 6 章に記載しています。 国立沖縄工業高等専門学校校内で実施した調査は、騒音、振動及び低周波音調査です。 風向・風速については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省、平成 12 年)に示されている気象条件による影響を除外する目安として測定しており、気象解析に用いるデータを取得する目的ではありません。それぞれ目的に応じた調査で、しかも目的を
	の乱れのデータを解析した結果がどのように反映されたのか、を明らかにすべきである。 準備書の該当部分について、適切な方法を用い た再調査とそれにもとづく結果の評価がなされる 必要がある。	達成していますので、再調査の必要はないと考えています。
4	大気質の現地調査を春、夏、秋、冬の4季(各7日間連続測定)としているが、最低1年間の連続測定が必要であり、データ数が少ない。そのため、バックグラウンド濃度として、4季の測定結果を平均して無理に年平均値を算出しているが、金武町測定局の10年平均値が妥当ではないか。また、測定点の選定についても疑問がある。	「二酸化窒素に係る環境基準について」に規定される測定方法では、現地調査の期間は春、夏、秋、冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定としています。 これは、大気質の年平均値を精度よく推定することができ、予測精度を確保する気象データが得られることによる他、1週間には社会活動や気象の変動の周期が含まれることなどを考慮して設定されており、大気質の現地調査を春、夏、秋、冬の4季(各7日間連続測定)とした調査期間等については、妥当なものと考えています。 また、測定点については、方法書における意見等も踏まえて追加・修正資料を作成し、その調査地点に基づいて設定しています。
5	予測に必要な気象条件として、高層気象の調査 を追加すべきである。また、日射量、放射収支量 を測定するのも予測条件の大気安定度を確認する ため必須である。	気象調査項目については、知事意見等も踏まえ、方法書追加・修正資料を作成しており、その調査手法に基づいています。 また、日射量、放射収支量については現地調査を実施しており、大気安定度の予測条件の設定の基礎データとしています。
6	気象要素の3次元資料が欠落している。上空の 気象資料は、大気汚染、騒音の評価、航空機の安 全にとって不可欠である。	気象資料については、既存資料に加え、知事 意見等を踏まえた追加・修正資料に基づいて気 象の環境調査を行っており、予測評価に必要な データは得られているものと考えています。

No.	 	事業者の見解
7	環境基準は、最低限満たすべき基準であり、基準を満たしたからといって良い大気質が維持されるわけではない。今回の調査では、調査地点が少なすぎ、全集落で測定すべきである。	評価に当たっては、環境基準等の「国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価」に加え、環境基準を満たしている場合においても、環境影響の回避・低減を図れるかどうかなどの評価を行っています。また、調査地点については、知事意見を踏まえ方法書追加・修正資料を作成しており、その調査手法等に基づいています。
8	準備書表-6.2.1.14 において各汚染物質の測定結果に、環境基準が並記されているが、比較対象でないものを並記しているのは基本的理解がないのか。方法書へ戻ってやり直すことを要求する。	準備書の記載においては、不特定多数の人々を対象としており、測定結果を見るときの目安として記載しています。
9	準備書では大気汚染の予測に拡散モデルとして、プルーム・パフモデルを用いているが、対象地域は丘陵地と海があるため、プルーム・パフモデルを使用して、大気汚染の予測を行ったことは誤りである。	大気質の予測においては、既存事例の収集、 プルーム・パフ式及び3次元モデルで適用性の 検証を行い、複雑地形にあるダムや道路等の多 くの事例があるプルーム・パフモデルで十分適 用可能であると考え、予測を行っています。
10	航空機の運航、施設の供用に伴う大気質の予測項目として、光化学オキシダント、一酸化炭素、二酸化硫黄、ベンゼンについても選定すべきである。特に、ベンゼンについては現況調査の1地点で環境基準を超過しており、影響を検討すべきである。	大気質の予測項目については、国内における他の事例を参考に窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物及び粉じん等について抽出し方法書に記載しました。 なお、現況として、環境基準を超過したベンゼンの調査地点は、キャンプ・シュワブの米軍演習場内であるため、発生源等の特定はできませんでした。
11	地球温暖化対策として、工事中及び供用時における二酸化炭素についても、その排出量を見積もり、影響を予測すべきである。また、海を埋立てることによる二酸化炭素の削減量がどれだけ減るのか見積もるべきである。 なお、排ガス対策型機械、アイドリングストップ、防塵シート、散水、法定速度の遵守、タイヤ洗浄などは、通常の配慮であり、環境保全措置ではない。	二酸化炭素の排出量等については、工事計画 及び施設供用後の運用計画等から予測は可能で すが、環境影響評価の対象項目になっておらず、 具体的に評価することは困難なことから、環境 影響評価の項目として選定していません。また、 環境保全措置については、事業計画・工事計画 の検討段階で考慮した環境対策を含め、環境対 策の区分をすることなく、すべての環境保全上 の配慮を「環境保全措置」として準備書に記載 しました。 排出ガス対策型の機械が複数ある場合には、 負荷削減率の高い機種を極力採用するとの配慮 は、環境保全措置として認識しています。
12	大気、騒音の予測の前提で「現段階において確定しておりません。」としている埋立土砂の運搬車両又は運搬船は、予測条件に含まれていないのではないか。	運搬車両の台数及び運搬船の隻数は、埋立土 砂量等の工事計画から稼働台数を推計して、予 測条件としています。
13	工事中の予測条件で、世冨慶の資材搬入の工事 関係車両台数が、大気の予測では騒音の予測での 半分になっているが、大気では片側交通量で過小 評価しているのではないか。	大気質の予測では工事関係車両の日当たりの 運行台数で、騒音の予測では日当たりの交通量 で示してあり、記載している内容が異なるため に、異なる数字になっていますが、大気・騒音 両予測において同じ交通量条件で計算していま す。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	大気汚染の予測で、「拡散効果が弱く、高濃度	大気安定度「F」及び「G」は夜間に出現する
	となりやすい大気安定度 D を設定しました」とし	安定度です。
	ているが、もっとも拡散しにくく、風下で高濃度	予測時点の工事のピーク時は昼間に行うもの
	が発現しやすいのは「F」ないし「G」である。評	と計画されており、夜間工事ではありません。
	価のやり直しが必要である。	そのため、大気安定度は昼間に出現するもの
		の中から選定しています。
15	アセスにおける参考値は最大値を使うが、本ア	大気質の予測においては、平均風速時だけで
	セスでは平均値を使用している。	なく、高濃度が出現しやすい風速条件の2ケー
	沖縄では、10m 以上の風が吹くことも多々ある	スで予測し、その結果を準備書に記載していま
	のに把握されていないことも大きな問題である。	す。
	このようなアセスはやめるべきである。	
16	大気汚染の場合は、工事中の土木機械の使用に	工事中の土木機械の使用による大気への影
	よる大気への影響、供用開始による航空機による	響、供用時における航空機による汚染、基地の
	汚染、基地の出入りする自動車による汚染、ボイ	出入りする自動車による汚染、ボイラーなどの
	ラーなどの基地施設による大気の汚染などが考え	基地施設による大気の汚染については、予測評
	られるが、すべて抜け落ちている。	価の対象としており、その結果を準備書 6.2 に
		記載しています。
17	3次元モデルを用いて大気質濃度の確認を行っ	大気質の予測においては、既存事例の収集、
	た記述は見当たらない。	プルーム・パフ式及び3次元モデルで適用性の
		検証を行い、複雑地形にあるダムや道路等の多
		くの事例があるプルーム・パフモデルで十分適
		用可能であると考え、予測を行い準備書に記載
		しています。
18	工事中の搬入車両による騒音の保全措置として	騒音については、環境保全措置として規制速
	あげられている規制速度の遵守は、大気において	度にすることで、環境保全措置の検証を行って
	は逆に排出ガス係数が増えるので、「環境保全措	います。
	置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響はな	大気質においては、環境影響がないと判断し
	いものと判断しています」は虚偽である。	ており、環境保全措置を行わないことから、速
		度低下により排出係数は増えますが検証は行っ
		ていません。
		なお、規制速度を遵守した場合の大気質濃度
		は、予測値と差はないものと考えています。
19	工事中の大気予測で、現状の8倍以上もの濃度	工事中の大気質の予測は、船舶・建設機械稼
	になるにもかかわらず、基準値ギリギリで満足し	働計画に基づいた工事工程により行っており、
	ているから、「環境基準を満足しています。」の	法令等に基づく予測・評価を適正に行っている
	一言で片付けられている。これは、問題である。	ものと考えています。また、工事の平準化を行
	工事期間を見直し、1日当たりの排出量を減らす	うと、施工工程の延伸、そして全体的な工事工
	べきである。	程の見直しに繋がり、工事期間(負荷発生期間)
		が延伸することになり、必ずしも良い対応とは
90	************************************	限りません。
20	光化学オキシダントは、春季にすでに環境基準 を超過している。ここに、汚染源となる新たな施	平成 20 年度環境白書の p. 11 に示されているように、沖縄県における大気の汚染に係る環境
	を超過している。ここに、乃柴原となる新にな肥設を造ることは問題である。また、炭化水素、窒	ように、冲縄点における人気の汚染に係る環境 基準の超過は、東アジア地域からのオゾンの移
	設を這ることは問題である。また、灰化小素、室素酸化物、光化学オキシダント、有機塩素系物質	基準の超週は、東アンア地域からのオテンの移 流による影響と考えられています。
	系酸化物、 元化子 オインタント、 有機塩素系物質 の測定は、 常時監視をする必要がある。	がによる影響と考えられています。 光化学オキシダントや有害大気汚染物質は広
	V/例には、市吋監忱でする心安かめる。	近化学イヤンタントや有害人気力架物質は広 域的な監視が必要であることから、必要な場合
		域的な監視が必要であることがら、必要な場合 には関係機関と連携をとることも含めて検討し
		には関係機関と連携をとることも占めて傾削していきたいと考えています。
		しいさにいて与んしいまり。

No.	意見の概要	事業者の見解
21	環境保全措置として、「建設機械等は排出ガス	事業者としては、事業計画・工事計画の検討
	対策型を積極的に使用」とあるが、排出ガス対策	段階で考慮した環境対策を含め、環境対策の区
	型の機械を使用することは当然の義務であり、評	分をすることなく、すべての環境保全上の配慮
	価に値することではない。また、事後調査及び環	を「環境保全措置」として準備書に記載しまし
	境監視をしなければ実際どのような影響があった	た。
	かは検証できないのに、それらを実施しないこと	排出ガス対策型の機械が複数ある場合には、
	は責任放棄ではないか。	負荷削減率の高い機種を極力採用するとの配慮
		は、環境保全措置として認識しています。また、
		大気質に関する事後調査及び環境監視について
		は、影響濃度がかなり低く、不確実性を考慮し
		ても環境影響が問題になることは考えられない
		ので、調査実施予定項目からは除外しました。
22	飛行場ができることによる大気汚染が心配であ	大気質予測結果から、供用時において大気環
	る。	境に与える影響はないものと考えています。
23	沖縄県、特に海岸地域では竜巻の発生が多いと	環境影響評価においては災害時の影響につい
	されており、キャンプ・シュワブ基地内でも被害	ては対象外ですので、準備書の中では取り上げ
	があった。飛行場の立地条件として最悪である。	ていません。

(3) 騒音

No.	意見の概要	事業者の見解
1	デモフライト(試験飛行)を行い、騒音調査	環境影響評価準備書の作成に当たって、航空機
	を行うべきである。	の騒音の予測・評価を行うために必要な客観的な
		データを保持しており、これらに基づき、騒音の
		影響について予測・評価を行うためにデモフライ
		トの実施については、必ずしも必要でないと考え
		ていますが、地元の意見を踏まえ、検討してまい
		りたいと考えています。
2	飛行経路は不明であるが、飛行経路を明示す	飛行経路については、準備書「2.2.6 代替施設
	べきである。	の運用等(1)飛行経路」に記載しているところであ
		り、評価書においても変更となった経路を記載し
		ました。
3	音は日中なのか、就寝中なのか、天候は晴れ	航空機騒音については、「防衛施設周辺の生活
	なのか、雨なのか、風向きや湿度はどうなのか。	環境の整備に関する法律施行規則」第1条に規定
	こういったことでも騒音の影響は違ってくる。	する算定方法及び平成19年12月17日付「航空機
		による環境基準について」の一部改正告示を踏ま
		えて、予測・評価しています。
4	騒音により動植物・生態系、自然環境への影響は割りない。	本事業の実施による騒音が環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限
	響は計り知れない。	ついては、事業者の美行可能な範囲内でできる限 り回避・低減が図られるものと評価しました。
5	騒音・振動の問題は、生活に与える影響が大	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
Э	渡首・振動の同題は、生石に与える影響が入 きくなり心配であり、近隣住民への健康被害は	本環境影響評価は、伝ත寺に基づいて調査、プロリカンで評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	重大な問題であるが、新基地で被害がないとい	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	う保証はあるのか。	慮した事業計画や予測評価結果を踏まえた環境保
) Mirria (1) (2) (2) (4)	全措置、事後調査計画を示しており、環境への影
		響の回避、低減に配慮しています。
6	オスプレイの配備が準備書に明言されていな	平成23年6月に米国防省からCH-46の後継機と
	い。オスプレイは辺野古に配備される予定か。	して MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏ま
	オスプレイの騒音調査がない。	え、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更し、
		MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
7	最も騒音が激しい米軍機の一つであるハリア	代替施設に配備される航空機の種類は、準備書
	ーによる騒音の与える影響も全く触れていない	に記載しているとおりであり、ハリアーについて
	のは問題である。	は、環境影響評価の対象としていません。
8	飛行経路について、施設提供後の基地運用は	平成18年4月7日に名護市との間で合意した基
	日米地位協定上、日本政府から何らの規制も受	本合意書において、政府は、平成14年7月29日
	けられないため、飛行経路が不明であるが明示	に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意」
	すべきである。	を踏まえて、使用協定を締結するものとされてい
	事業者と米軍で航空機の運航について協定書	るところです。
	を締結するのか。	
9	沖縄県内の基地被害軽減には今回の代替施設	政府としては、平成18年5月1日、平成22年
	建設事業自体白紙にすべきであり、基地建設ありたではなく。生活するようであり、基地建設あ	5月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障
	りきではなく、生活する人々の生命と健康にと	協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施
	って、新基地建設が本当に許されるのかどうか、 再度、検討を訴える。	設建設事業を実施しているところであり、同事業 を進めるに当たっては、環境影響評価法に基づき
	竹 皮、(快刊を)がんる。	を延めるに当たつては、環境影響評価法に基づさ 適切に対応しています。
10	普天間飛行場の代替施設であることが明確で	適切に対応しています。 本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
10	香人間飛行場の代替施設であることが明確で あるのだから、普天間飛行場公害の状況と、普	御及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	天間基地所属のヘリの墜落事故件数を準備書に	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	記載すべきである。また、嘉手納飛行場の爆音	「虚した事業計画や予測評価結果を踏まえた環境保
	訴訟の事実も記載すべきである。	全措置、事後調査計画を示しており、環境への影
	WIRD / T/C OHUTA / C CV/VO	響の回避、低減には配慮しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	普天間基地所属のヘリの墜落事故が、1972 年	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	以降でも15件もあるがアセスの対象外としてい	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	る。	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
		備書に示すとおり選定しました。
12	騒音調査を十分に行い、やり直すべきである。	航空機騒音等については、普天間飛行場代替施
		設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知
		事意見等を踏まえて、適切に調査を行い予測・評
		価を実施しました。
13	測定日のなかにアセスメントが決まる前の大	平成 19 年の環境現況調査は、事業者が自主的に
	変古いものが散見され、それが現在に有意なの	実施したもので既存資料として活用しています。
	か疑われるものがある。	
14	埋立土砂の運搬車両又は運搬船は、予測条件	運搬車両の台数及び運搬船の隻数は、埋立土砂
	に含まれているか不明である。	量等の工事計画から稼働台数を推計して、予測条
1.5	사 <u>교</u> 사망 구 이 기계 (기계 기계 기	件として考慮しています。
15	航空機騒音の予測・評価について、飛行高度、	代替施設における航空機騒音については、現在
	訓練高度、運用時間、使用機種、天候、風向きなどの環境の変化を想定した予測・評価を行う	の普天間飛行場における騒音発生回数等のデータ を基に、適切に予測条件を設定し、環境基準を環
	などの環境の変化を心圧した P側・計画を11 9 べきである。	で基に、適切に予例采作を設定し、環境基準を環 境保全の基準又は目標とし、予測・評価を実施し
	また、普天間飛行場の代替施設であれば、現	ています。飛行経路、標準飛行回数等の航空機騒
	状の普天間飛行場を反映した航空機騒音の予	音に必要な予測条件は、評価書の「6.3 騒音」に
	測・評価を行うべきである。	示しています。
	さらに、代替施設が建設されれば、観光地と	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	してのポテンシャルの低下が予測されるが、評	
	価されていない。	
16	騒音の軽減のために滑走路をV字型にしたと	回転翼機・固定翼機とも、タッチアンドゴーに
	あるが、タッチアンドゴー訓練では滑走路がV	ついては、基本的にA滑走路を使用するとともに
	字型にしてもなんの意味はなく、集落への影響	再び離陸した後も滑走路延長線上を直線的に飛行
	が懸念される。	するのではなく海上に設定された場周経路を飛行
		することとしており、周辺地域上空の飛行は回避
17	エンジンテストやホバリングの騒音の発生回	できるものと判断しています。 エンジンテストやホバリング時の騒音について
17	数や騒音レベル、継続時間等も想定した上でW	エンシンケストやホハリンク時の騒音について
	ECPNL値を算出すべきである。	果等を踏まえ、騒音レベルを予測し、評価書に記
	ECINDEを発出すべる(める。	載しています。また、WECPNL値については、
		「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
		施行規則」第1条に規定する算定方法等に基づき、
		適切に予測・評価を実施しています。
18	ヘリパッドについては訓練回数や時間の記載	ヘリパッドにおける回転翼機のホバリング時の
	もなく、騒音予測の信頼性、騒音の影響が懸念	騒音については、現在の普天間飛行場及び米国に
	される。	おける調査結果等を踏まえ、騒音レベルを予測し、
		評価書に記載しています。
19	工事中の道路交通騒音の環境保全措置とし	工事中の道路交通騒音の予測は、施工計画に基
	て、工事車両の平準化を追加し、その環境影響	づいた工事工程により行っており、法令等に基づ
	を予測評価すべきである。	く予測・評価を適正に行っているものと考えてい
		ます。
		また、工事の平準化を行うと、施工工程の延伸、 そして全体的な工事工程の見直しに繋がり、工事
		てして至体的な工事工程の見直しに繋がり、工事 期間(負荷発生期間)が延伸することになること
		から、必ずしも良い対応とは限りません。
20	飛行経路についてCH-53を代表としているが、	航空機騒音については、機種別、飛行経路別に
	各コースごとに算出し、C-12 を含め、飛行高度	離着陸プロファイルを設定し、予測・評価を行っ
	と標高を加味して予測し、コンター図によって	ています。
	評価をして頂きたい。	

No.	プ 興日 意見の概要	事業者の見解
21	供用時には周辺の住宅地においても 70WE C PNLを越えることは明らかである。	航空機騒音の評価については、70WECPNL値の範囲内に集落が存在しておらず、航空機騒音の影響は事業実施区域及びその周辺に限られていること、航空機騒音に係る環境保全の基準又は目標を満たしていることから、環境保全の基準又は整合性は図られていると評価したところです。
22	風向を考慮した航空機騒音の環境影響評価が できていない。	滑走路については、風向きに応じて使用することとなり、航空機騒音については方向を含め、滑走路別飛行態様別の標準飛行回数を設定し、適切に予測・評価を実施しています。
23	道路交通騒音については交通量の変化予測が なされていない。	将来の交通量は、現況の交通量、道路交通セン サスを基に予測対象時期における伸び率を考慮し て設定しました。
24	工事中の建設作業音については、作業船から の騒音(低周波空気振動も含む)の予測及び評価 が欠けている。	工事中の低周波空気振動については、準備書 4.2.1 の知事意見に対する事業者の見解で記載し たとおり、予測・評価を行っていません。
25	供用後、ヘリコプター等が故障した場合等の船舶(T-AVB4)、航空機用燃料を運搬する船舶(T-1 タンカー)の航路からの騒音(低周波空気振動も含む)を予測、評価していただきたい。	供用後の船舶の航行については、不定期である こととして米軍から聞いていることから、予測・ 評価は行っていません。
26	騒音予測結果は、平均値であり、最高値は基準値を大きく上回っている。	航空機騒音については、「航空機騒音に係る環境基準について」の基準値(70W以下)を環境保全の基準値又は目標とし、WECPNLを用いて評価を実施しており、ピーク騒音レベルにより評価しているものではありません。
27	騒音の頻度・所要時間や風向・風力・湿度などによる変化を想定した影響評価が行われていない。	航空機騒音については、「防衛施設周辺の生活 環境の整備に関する法律施行規則」第1条に規定 する算定方法及び平成19年12月17日付「航空機 による環境基準について」の一部改正告示を踏ま えて、予測・評価しています。
28	平成13年に実施したデモフライトは沖合1~3キロの滑走路4パターンを想定したもので、基地の形状、飛行ルートが異なる代替施設の騒音予測に流用することは慎むべきである。	平成 13 年の現地試験飛行時の騒音測定結果については、加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL)予測コンターの作成には用いていません。
29	航空機騒音の予測について、予測前提が不明かつ、予測条件の設定が不十分であることから、航空機騒音の評価は妥当ではない。また、漠然と想定したWECPNL値のみをもって、評価する本件準備書は極めて不十分であり、改めて調査した上で、その評価した結論を示すべきである。	航空機騒音の予測は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」第1条に規定する算定方法に基づき、予測計算を行うとともに、「航空機騒音に係る環境基準について」の評価指標であるWECPNLを用いて評価を行いました。
30	安部集落では影響なしとはいえない。	安部集落における航空機騒音の予測結果は、WECPNL値で64.8となっており、「航空機騒音に係る環境基準について」の基準値(I類型:70WECPNL以下)を満足しています。また、安部集落については、航空機騒音による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講じることを目的に、環境監視調査を実施することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	調査地点 (AN-14) は、現在ある宜野座村サーバーファームと想像されるが、実際の AN-14 地点はサーバーファームよりもかなり集落(内陸)側となっている。また特に宜野座村の海岸に面したこの地域は本県の観光振興計画でもサンライズリゾート地区に指定されており、今回の準備書の数値(ピーク騒音レベル)をもって環境基準内であるとの評価はおかしい。また代替施設が建設されれば観光地としてのポテンシャルが著しく低下するものと思うが、評価の対象となっていない。	AN-14 については、宜野座 I T企業立地予定地であり、適切に措置されています。航空機騒音の評価は、「航空機騒音に係る環境基準について」の評価指標であるWECPNLを用いて行いました。 環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準備書に示すとおり選定しました。
32	環境保全措置が明記されていない。また、実 効性のある演習の禁止措置、計画自体の中止な ど環境保全措置を適切に検討することが必要で ある。	対象事業の実施により環境要素に及ぶおそれの ある影響について、事業者により実行可能な範囲 内で当該影響を回避し、又は低減すること及び当 該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準 又は目標の達成に努めることを目的として環境保 全措置を検討しました。 また、環境保全措置の検討を行った項目につい ては、実行可能なより良い技術が取り入れられて いるかどうかの検討を通じて、実行可能な範囲内 で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は 低減されているかについて検証しました。 なお、工事中及び供用時の環境保全措置は準備 書に記載しています。
33	工事用仮設用道路の遮音壁は予測条件に含まれていることから環境保全措置から除外すべきである。低騒音型機械、車両行調整、米軍車両の適正走行なども、環境保全措置ではない。	工事中の環境保全のために配慮して設置した遮音壁は、環境保全措置として認識しています。 また、低騒音型機械、車両運行調整、米軍車両への適正走行依頼などを含めて、事業者として実行可能な範囲で、できる限り環境影響を回避又は低減を図るための環境保全措置を検討しました。
34	工事中の搬入車両による騒音で、世冨慶の実際の走行速度 49 km/h を規制速度 40 km/h を遵守する事で再予測 69dBとなったとある (p. 6-3-77)が、環境保全措置の内容に追加し「環境保全措置の検討結果の検証」を行うべきである。この場合、実際の走行速度 49 km/h を規制速度40 km/h にすることで、排出ガス係数が増加するので、「環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響はないものと判断しています」(p. 7-2) は虚偽であり、大気予測結果が増加するので、修正すべきである。	騒音については、環境保全措置として規制速度にすることで、環境保全措置の検証を行っています。 大気質においては、環境影響がないと判断しており、環境保全措置を行わないことから、速度低下により排出係数は増えますが検証は行っていません。 なお、規制速度を遵守した場合の大気質濃度は、予測値と差はないものと考えています。
35	騒音の軽減のために基地をV字型にしたとあるが、タッチアンドゴー訓練では滑走がV字になっても、なんの意味もありません。	回転翼機・固定翼機とも、タッチアンドゴーに ついては、基本的にA滑走路を使用するとともに 再び離陸した後も滑走路延長線上を直線的に飛行 するのではなく海上に設定された場周経路を飛行 することとしており、周辺地域上空の飛行は回避 できるものと判断しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
36	航空機騒音の事後調査を行うべきである。	航空機騒音に係る調査、予測及び評価の結果により、航空機の運航に伴い発生する騒音が環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると判断し、事後調査を行わないこととしました。 なお、航空機騒音による周辺環境への影響の程度を把握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を講じることを目的に、環境監視調査を実施することとしています。

(4) 振動

No.	意見の概要	事業者の見解
1	かなりの騒音、振動が予想される。	振動に係る調査、予測及び評価の結果により、 本事業の実施による振動が環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限り 回避・低減が図られるよう努めました。
2	車両運行調整、低振動型機械、米軍車両への 適正走行依頼などは、振動の環境保全措置では ない。	車両運行調整、低振動型機械、米軍車両への適 正走行依頼などを含めて、事業者として実行可能 な範囲で、できる限り環境影響を回避又は低減を 図るための環境保全措置として検討しました。
3	「振動」をもたらす要因として「航空機の運用」 は除外されている。	航空機の運航による低周波音を環境影響評価項目として選定していますので、御指摘の減少はそれでとらえられると考えます。
4	現行の道路交通振動の規制基準の方法で比較 検討しても、全く信用できない。測定場所もど こで行ったのか、その測定場所がその道路の代 表的なところか、苦情が発生しそうなところな のか、不明である。	道路交通振動は、振動規制法に基づく「道路交通振動の要請限度」(第1種区域)を用いて評価を行いました。また、特に環境保全の配慮が必要な国立沖縄工業高等専門学校における環境保全目標値は、「道路交通振動の要請限度」(第1種区域)からさらに5デシベル減じた値を用いて評価しました。 道路交通振動の測定場所は、建設資材の搬入経路及び代替施設へのアクセス経路の沿線上で、集落、学校などの配置状況を考慮して選定しています。
5	事後調査及び環境監視をしなければ、実際どのような影響があったかの検証ができないので、責任放棄である。	振動に係る調査、予測及び評価の結果により、 本事業の実施による振動が環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限り 回避・低減が図られていると判断し、事後調査及 び環境監視調査を行わないこととしました。

(5) 低周波音

(5		Liste to the
No.	意見の概要	事業者の見解
1	軍用機の離発着、訓練飛行という特殊性を考	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	慮すると、「衝撃音」いわゆるソニックブーム	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	を対象に環境影響評価の項目として選定し、予	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	測・評価を行うべきである。	備書に示すとおり選定しました。
2	低周波音の心理的影響について検討するので	「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境
	あれば、「心身に係る苦情に関する参照値」を	省環境管理局大気生活環境室)の参照値は、苦情の
	評価基準とすべきである。	申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを
	そして、「感覚閾値」よりも、「心身に係る	判断する目安として示されたものであり、低周波音
	苦情に関する参照値 の方が、1/3 オクターブ	についての環境アセスメントの環境保全目標値と
	バンド中心周波数のすべてにおいて低い値が示	して策定されたものではないと同手引書に記載さ
	, –, 1,5,5,5,	れていることから、当該参照値は環境保全の目標値
	されている。	として使用しておりません。低周波音の心理的影響
	「心身に係る苦情に関する参照値」を評価基準に対している名作業	に係る環境保全の基準又は目標は、環境基準などの
	準とすれば、本件準備書が予測している各集落	基準値が特に定められていないことから、「低周波
	へ到達する低周波音は、ほとんどの集落で、一	音に対する感覚評価に関する基礎研究」(1980年)
	部の周波数において「心身に係る苦情に関する	日に対する恩見計画に関する基礎が元」(1900 牛) に記載されている「圧迫感・振動感の閾値」曲線を
	参照値」を上回る結果になる。	
		基に一定の目安として設定し、その環境保全の目標
	((国体力の部分) マーロ無けと世ロマと	値との整合性について評価を行いました。
3	低周波音の評価において、目標値を満足でき	準備書において、物的影響に係る閾値について
	ない予測結果がありながら「概ね満足」と評価	は、一部の予測地点において、10Hz 付近でのみ閾
	しているのは不当である。	値をやや上回っていますが、建具の種類、大きさ、
		設置条件、建具背後の部屋の構成などにより、建
		具のがたつき始める音圧レベルは個々の建具によ
		り大きく異なり、低周波音の音圧レベルがいずれ
		かの周波数で閾値を超えても必ずがたつくとは限
		らない(環境省)とされていることから、「概ね
		満足」と評価しました。
4	低周波音については、詳細に分析し、影響を	低周波音は、予測精度の向上を図るために、ホ
	予測すべきである。	バリング時、エンジンテスト時の低周波音の基礎
		データを収集するとともに、伝搬理論計算式によ
		り定量的に予測・評価を行いました。
5	無風状態の想定や、航空機の積載重量が明ら	航空機の運航に伴い発生する低周波音については、
	かでない、複数の航空機が同時使用されるケー	米軍提供データ等を基に、伝搬理論計算式による方法
	スを想定していない点で、実態を反映する予測	等により予測を行い、環境基準などの基準値が特に定
	になっていない。	められていないことから、これまでの種々の低周波音
		の影響に関する調査研究等の閾値を一定の目安とし
		て環境保全の目標値とし、評価を行いました。
6	「低周波音問題対応の手引書」(2004年、環境	「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月環
	省)において引用されている参照値を用いて評	境省環境管理局大気生活環境室)の参照値は、苦情
	価しているが、この手引書には、適用範囲とし	の申し立てが発生した際に、低周波音によるもの
	て「本評価指針では、道路交通のような大幅か	かを判断する目安として示されたものであり、低
	つ不規則に変動する発生源や、航空機といった	周波音についての環境アセスメントの環境保全目
	一過性・間欠性の発生源からの低周波音は適用	標値として策定されたものではないと同手引書に
	対象外とする」と明言されている。また、本参	記載されていることから、当該参照値は環境保全
	照値は、「環境アセスメントの環境保全目標値	記載されていることがら、ヨめ参照値は環境保主 の目標値として使用しておりません。低周波音の
	などとして策定したものではない」と記されて	心目候値としく使用しておりません。個周級目の 心理的影響、物的影響に係る環境保全の基準又は
	いる。	「日標は、環境基準などの基準値が特に定められて
	v ·′₀	
		いないことから、「低周波音に対する感覚評価に
		関する基礎研究」(1980年)、「低周波音の測定
		方法に関するマニュアル」平成12年10月、環境
		庁大気保全局に記載されている「圧迫感・振動感
		の閾値」及び「建具のがたつきの閾値」曲線を基
		に一定の目安として設定し、その環境保全の目標
		値との整合性について評価を行いました。

(5) 低周波音

No.)15.尚汲百	事業者の見解
7	思元の祝安 低周波音による不定愁訴には、頭重、頭痛、イ	新来者の元牌 航空機の運航に伴い発生する低周波音について
'	では、 では、 では、 では、 のは、 のには、 のは、 のには、 のは、 のには、 のは、 のには、 のは、 のには、 のは、 のには、 には、 のには、 。 には、 には、 のには、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	は、普天間飛行場及び米国において収集したデー
	切れ、めまい、吐き気、食欲不振、耳鳴り、耳の	タを基に、伝搬理論計算式による方法等により予
	圧迫感、目や耳の痛み、腰痛、手足の痛み・しび	別を行い、環境基準などの基準値が特に定められ
	れ・だるさ、疲労感、微熱の症状が明らかとされ	ていないことから、これまでの種々の低周波音の
	ており、睡眠影響のみで代弁することはできない。	影響に関する調査研究等の閾値を一定の目安とし
	(ねり、	て環境保全の目標値とし、評価を行いました。
0	特異的なヘリコプターの低周波音被害を、ま	航空機の運航に伴い発生する低周波音について
8	特異的なペリコノターの低周波音被告を、まず明らかにすべきではないか。	加空機の運航に伴い発生する低局級音にづいて は、普天間飛行場及び米国において収集したデー
	・	は、音人間飛行場及び不国において収集した/
	の実際の被害像を根拠に低周波音の原因を究明	夕を基に、仏旅壁論計算式による方伝寺により了 測を行い、環境基準などの基準値が特に定められ
	して人体被害に対する医学的な因果論の追及を	でいないことから、これまでの種々の低周波音の
	行い、それを提示して初めて、普天間飛行場代	といないことがら、これまどの種々の低周級目の 影響に関する調査研究等の閾値を一定の目安とし
	替施設についての低周波音測定値の是非を問う	た響に関する調査が九寺の國直を一足の百女とし て環境保全の目標値とし、評価を行いました。
	育地故についての区周仮目例是他の走れを向う べきではないか。	(泉境床主の自保値とし、計画を111、ました。
9	環境影響評価項目について、ここに選定され	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
9	環境影響評価項目について、ここに選定されている項目は人間を基準にしており、他の野生	本環境影響評価は、伝行寺に基づいて調査、丁 測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	生物への配慮が不十分である。	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	どのような周波のどの程度の騒音や振動がい	属した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を
	かなる種にどのような影響を与えるのか、調査	感じた事業的画、象苑体主相直、事後嗣直的画を 示しています。
	が不十分である。	なお、騒音が動物などに及ぼす影響については
	過去のデータがない分野も多々あると思われ	陸上動物などの各項目において予測・評価を実施
	るが、そうであれば数年単位で経年変化を調査	しました。
	する以外にない。	0 x 0/c ₀
10	滑走路からの距離、山や建物の反射の影響、	航空機の運航に伴い発生する低周波音について
	回転翼機が複数で飛行する場合、飛行の高さの	は、普天間飛行場及び米国において収集したデー
	問題の検討が必要である。住宅街の上空を何ら	タを基に、伝搬理論計算式による方法等により予
	かの原因で飛行した時のことを想定し、その影	測を行い、環境基準などの基準値が特に定められ
	響と対策を考えるべきである。	ていないことから、これまでの種々の低周波音の
		影響に関する調査研究等の閾値を一定の目安とし
		て環境保全の目標値とし、評価を行いました。
11	離着陸するすべての機種の低周波音について	代替施設の使用を予定している回転翼機とし
	の調査はなく、まさしく「予測」の域を出てい	て、CH-53、UH-1、 AH-1 及び MV-22 について、飛
	ない。	行時、ホバリング時、エンジンテスト時の低周波
		音の基礎データを収集するとともに、伝搬理論計
		算式により定量的に予測・評価を行いました。
12	人体や自然環境への影響が十分に解明されて	低周波音に係る調査、予測及び評価の結果により、
	いない低周波音が問題になるのは普天間飛行場	航空機の運航に伴い発生する低周波音が環境に及ぼ
	周辺住民の訴えで明らかである。	す影響については、事業者の実行可能な範囲内でで
		きる限り回避・低減が図られるよう努めました。
13	低周波音に関して、相当程度の低減と言うが、	低周波音に係る調査、予測及び評価の結果により、
	「相当」とは随分いい加減な文学的表現で、誰	航空機の運航に伴い発生する低周波音が環境に及ぼ
	がどういう基準で「相当」と判断するのか。	す影響については、事業者の実行可能な範囲内でで
		きる限り回避・低減が図られるよう努めました。
14	供用後の飛行経路については、「訓練の形態等	飛行経路については、名護市及び宜野座村長から、
	によっては集落上空を飛行することもあり得	集落地域上空の飛行を回避するよう要請されたこと
	る」としているにも関わらず、これを想定した予	を踏まえ、L字案からV字案に変更し、平成18年4
	測を行っておらず、事後調査さえも実施しない	月7日に両首長と基本合意を締結した上で、米側と
	としていることは許されるものではない。	交渉して同年5月1日の「2+2」において日米間
		で合意しました。このようなV字案により、代替施
		設を利用する米軍機が集落地域上空の飛行を基本的
		に回避するとの方針については、これまでの米側と
		の一連の協議を通し、米側からも理解を得ています。

(6) 水の汚れ

No.	意見の概要	事業者の見解
1	水環境については水の汚れと濁りだけを対	本事業に係る影響要因の中で、海水温の上下に影
	象としているが、施設からの排水による温冷排	響を与えるような温冷排水を伴う施設の運用はな
	水の影響を把握するため、水温を環境影響評価	いことから、水温を環境影響評価の項目として選定
	の項目として選定すべきである。	していません。
2	COD は保存物質として扱えないのではない	対象海域の COD 濃度は、現地調査結果では 1~
	か。	2mg/L、クロロフィルαは概ね1μg/L以下となって
		います。
		これらの結果から、対象海域は閉鎖性内湾と比べ
		て内部生産が非常に小さい海域であるといえます。
		このような特徴の海域で、事業実施に伴う水質への影響を予測する方法として、COD を保存物質と仮
		の影響を予例する方伝として、600 を保存物員と仮 定して予測することは従来の環境影響評価でも用
		たして 7例 することは使未の環境影響計画でも用 いられている手法です。
		この手法により、海域に流入する COD 負荷の拡散
		状況の変化を把握することにより、海域の COD に及
		ぼす影響は適切に予測評価することができます。
3	計算された COD は観測値を再現できていな	観測値では、大浦湾周辺の COD 濃度は 1~2mg/L
	いのではないか。	で概ね空間一様な分布傾向を示し、河口で高く、沖
		合で低い傾向となっています。
		計算値と観測値の比較では、計算値の COD 濃度の
		分布傾向や濃度のオーダーが観測値の傾向を表し
		ているかについて検証しています。
4	代替施設本体等の存在、供用により水の汚れ	存在時及び供用時のCOD濃度の変化は河口部(辺 駅大川 美熱川) ト海大地大地 ちゃ 不の海ばる 0.1
	はどう変化するのか。	野古川、美謝川)と汚水排水地点前面の海域で 0.1 ~0.3mg/L 増加すると予測されましたが、大きな水
		質変化はないと考えています。
5	コンクリート工事に伴うアルカリ負荷の影	コンクリート工事に伴うアルカリ負荷の影響は、
	響を示してほしい。	施工場所近傍で pH が 0.1~0.2 程度増加すると予測
		しました。
		pH については、「水質汚濁に係る環境基準」の A
		類型の環境基準(7.8以上8.3以下)を環境保全目
		標とし、予測結果はこの環境保全目標を超える予測
	11. ±±.46=11. + 14.2. > 0.27.84 ±15.1.) = 1.10.25.86.27	とはなりませんでした。
6	代替施設本体からの汚染排水により海洋汚染が進んでしまうのではないか。	汚水については、排水処理計画に基づいて適切に 処理した後に海域へ放流する計画です。
7	無が進んでしまりのではないか。 短期でみれば小さな水質変化でも、5年、10	処理した後に海域へ放流する計画です。 海藻草類等については、環境影響の回避・低減に
'	年というスパンでみれば、海藻草類等への影響	「
	が発生してくるのではないか。	しも十分でなく、効果が発揮されない場合には、環
		境影響の程度が著しいものとなるおそれがありま
		す。
		そのため、事後調査を行い、その結果を踏まえて
		必要な措置を講じることとしています。
8	埋立や浚渫によって底質に含まれる有害物	大浦湾内の深部の底質はシルト粘土が多く、有機
	質が巻き上がり、水質が汚染されるのではない	物等の含有量も高くなっています。
	か。	しかし、埋立及び浚渫工事区域周辺における底質
		調査結果によると、全般には砂質であるため底質中の有機物等の含有量は小ねく、工事に伴る底質の差
		の有機物等の含有量は少なく、工事に伴う底質の巻き上げによる水質への影響は小さいと考えていま
		さ上りによる小貝への影響は小さいと考えています。
		7 0

(6) 水の汚れ

	意見の概要	事業者の見解
	量の雨水を海域に放流することにより海	代替施設本体からの雨水排水による塩分低下は
THV /IL /J	動等への影響はないのか。	小さいと考えています。
3,1	20 寸 (2) (2) (1 (2) (2) (1 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	海域生物等については、環境影響の回避・低減に
		係る措置を講じますが、その効果に係る知見が必ず
		しも十分でないこと等から、事後調査を行い、その
		結果を踏まえて必要な措置を講じることとしてい
		ます。
10 航空	空機等による大気汚染が直ちに海洋汚染	航空機の運航に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒
に繋れ	がるのではないか。	子状物質、二酸化硫黄は環境基準値を満足すると予
		測されました。
		したがって、大気汚染が発生し、それが直ちに海
		洋汚染に繋がるとは考えていません。
	流出事故の可能性が高く、海洋を汚染し生	油流出などの水質事故については、環境影響評価
物にフ	大きな影響を与えるのではないか。	の対象ではないことから、準備書には記載していま
		せん。
	野古地先水面作業ヤードの存在や美謝川	辺野古川河口では COD が 0.1~0.3mg/L 増加する
	替えによる河口部の底生生物の減少、工事	と予測されましたが、水質が大きく悪化することは
	う浚渫と埋立てにより周辺の水質が悪化	ないと考えています。また、美謝川の切替えにより
	りではないか。 と、水質汚染、流れの変化、水温上昇など	新たな負荷点、淡水流入点となった場所では COD の増加や塩分の低下が予測されましたが、底生生物を
	りサンゴが白化し、水質への悪循環を引き	古加や塩ガの低下が下側されましたが、底生生物を 大きく減少させる変化ではないと考えています。
	すりではないか。	次次区域ではSSが増加(最大20mg/L)しますが、
	機排水の処理方法等を明記してほしい。	汚濁防止膜により濁りの拡散は抑制できるため、周
1000	成所がりた全分は守とり記してはして。	辺海域の水質を大きく悪化させるものではないと
		考えています。
		施設等の存在による流れ、水温、塩分の変化の程
		度は小さく、局所的となっています。
		したがって、これによりサンゴの白化や水質への
		悪循環は起こらないと考えています。
		洗機場の排水は専用の浄化施設で凝集沈殿方式
		での処理を行い、地先海域へ放流する計画です。
		凝集剤の種類としては中性のPAC(ポリ塩化ア
		ルミニウム)を予定しており、更に、汚水処理浄化
		槽により2次処理を行うので、界面活性剤による海
10 11		域への影響の懸念は生じないと考えています。
	軍への周知だけではなく、実効性が高く責	環境保全措置は事業者の実行可能な範囲で可能
	寺てる環境保全措置を講じるべきである。 - グスナミング語 40 六万クラスなど	な限り影響を回避・低減できるよう努めます。
	、ダイオキシン類、鉛、六価クロムなど 表項目も調査すべきである。	海域においては、水底土砂を採取し、健康項目を含め各種試験を行っており、結果を準備書に記載し
リツ海原	水供日も刺狂り^^さじめる。	古め合種試験を行つくおり、結果を準備書に記載し ました。
15 洗材	機場からの排水や各種排水がそのまま海	代替施設からの生活排水及び工業排水は埋立地
	成場からの折水で存性折水がてのまま 体 改流されるのではないか。	西側に新設される汚水処理場に集め、膜分離活性汚
	k浄化槽の処理能力と処理方法を示す必	泥法により処理した後、南側護岸の前面海域に排水
要がも		する計画としています。
	~ ~ 0	なお、洗機場からの排水は、専用の排水処理施設
		を別途設置し、1次処理した後に上記の汚水処理浄
		化槽で2次処理を行ってから海域へ放流する計画と
		しています。
		汚水処理浄化槽の処理能力は、例えば BOD 除去率
		97.5%、SS 除去率 96.8%、リン除去率 90%を計画
		しています。

No. 意見の概要 事業者の見解 建設工事に伴う濁りの発生が、海藻草類やサ 強風、高波、大雨のような異常条件下の予測に ンゴの生育域にどの程度の量で拡散するについ ついては、降雨時による陸域からの SS の流出によ る海域での拡散状況は準備書に記載しています。 て把握し、工事の影響を予測することが必要で ある。 強風、高波等の異常時に関する予測は対象とし このためには、強風、高波、大雨時における ていません。 観測結果に基づいて、流れや濁りの分布と時間 土砂流出条件については、強風、高波、大雨の 変化を解析し、シミュレーションではこの条件 ような異常条件下では工事は中断します。 下での流れの再現を把握する。また、長期間の これにより、工事の実施による濁りの発生、拡 観測資料を用いて、当該地域に過去に発生した 散は生じません。また、陸上の改変区域では赤土 強風、高波、大雨の発生頻度、確率を推定し、 等流出防止対策に基づいて、赤土等の流出防止に 計算の対象とする異常な気象・海象条件を決定 努めます。 赤土等流出防止対策のうち、濁水貯留処理施設 この条件に基づいて、土砂の流出条件を定め、 (沈砂池) の容量設定は、工事期間が長期である 赤土等流出防止対策がどの程度の効果があるか ことを考慮して、10年確率降雨を用い、降雨に伴 についても、明示する必要がある。 う裸地面からの濁水については、既往の各種事業 土砂の流出条件に基づく濁りの拡散予測で で無対策(あるいは無対策並み)の赤土等の流出 は、強風、高波、大雨がそれぞれの場合と単独 が生じた事例を参考にして、裸地面から発生する の場合について、濁りの移動、分布、時間変化 最大のSS濃度を設定しています。 を予測する。また、赤土等流出防止対策が機能 各種対策の SS 除去率については、表土保護工で しなかった場合についても同様の予測を行う必 少なくとも 30%の低減が可能と考えています。ま 要がある。 た、濁水貯留処理施設の排水基準はSS25mg/Lと計 画していますが、この値は参考事例から十分に実 施可能であると評価しています。 赤土等流出防止対策については、その効果を検 証するため、水の濁り (SS)の環境監視調査を実施 し、監視地点において監視基準を満たさない場合 には、原因を究明し、必要に応じて専門家の指導・ 助言を得て必要な措置を講じることとしていま 保全措置の石材を予め洗浄することは当然の 工事計画の検討に際して、石材の投入について 対策であると考えられるが、工事計画に考慮し は、予め石材を洗浄し実施することとしています。 ていなかったのか。また、洗浄水の処理方法、 石材の調達方法については、現時点では確定し 石材の調達計画を明らかにしてほしい。 ていませんが、業者から購入することを考えてお り、石材の洗浄については、業者において適切に 予測条件に用いた石材の原単位は、石材を洗 浄しているものか、洗浄していないのかについ 処理を行い、洗浄水を直接海域に排出することは ないものと考えています。 て示してほしい。 予測に用いた石材投入に関する濁り原単位は、 「港湾工事における濁り影響予測の手引き(平成 16年4月、国土交通省港湾局)」から引用してい ますが、同手引きの中の捨石工の取り扱い土砂の シルト・粘土分含有量は、捨石に付着した土砂で あることが示されています。 したがって、ここでの石材の原単位は、洗浄さ れていないものと理解しています。なお、洗浄さ れていない石材の投入の原単位を用いることで、 環境にとって危険側の予測結果となっています。

(/	, — i, :	事業者の見解
No.	意見の概要	
3	沈降試験結果をみると、平成19年度の結果で 1分後と24時間後の結果を比較すると、10%以上 沈降せずに濁るデータが示されている。沈降試 験の結果と予測に用いているストークスの沈降 式から算出した沈降速度との整合性を検討して いないことが問題であり、予測には沈降試験の データを採用し、再予測する必要がある。	比較的沈降速度が遅い結果が得られた地点の沈降速度は、1日後では0.0617(m/h)となりますが、この値はストークス式で求めた粘土の沈降速度よりも速い結果となっています。また、浚渫区域近傍における沈降試験の結果は、さらに速い沈降速度となっています。このように、沈降試験の結果を使った場合、濁
		りの対象としたシルト・粘土は速やかに沈降する 速度を有することになります。 そこで、沈降試験の結果及びストークス式より 算出した沈降速度を検討し、水の濁りに対して危 険側の予測となるストークス式を採用しました。
4	護岸工事と埋立工事のそれぞれ全体でのピーク時を予測時期としているが、サンゴへの影響が最大となる海上ヤードのピーク時期の予測が行われていない。海上ヤードのピーク時期の予測を行う必要がある。	海上ヤードの工事を含めた発生負荷量のピークとして、1年次10ヶ月目を予測時期として予測・評価を行い、準備書に記載しました。
5	護岸を先行施工した後に埋立するとされているが、護岸が一部未施工の状態で埋立は行われる時期があり、保全措置として不十分と思われる。 閉鎖水面を作る区画では土砂を投入した結果生じる余水(濁水)をどこから排水するのか説明されていない。	埋立工事における保全措置として、外周護岸を 先行施工して可能な限り外海と切り離した閉鎖的 な水域をつくり、その中へ埋立土砂を投入するこ とにより、濁りが外海へ直接拡散しないような工 法としています。 その中で、工程の一部では、護岸の締切りが困 難な時期については、汚濁防止膜を適切に設置・ 使用することとしています。 埋立てに伴う余水は発生しない工法としていま す。
6	「埋立土砂による濁りが外海へ直接拡散しないような工法とします」と記載されているが、 具体的にはどのような工法で、具体的な事例を 挙げ、その効果も含めて検討する必要がある。	埋立ての工法は、外周護岸を先行施工して可能な限り外海と切り離した閉鎖的な水域をつくり、その中へ埋立土砂を投入することにより、濁りが外海へ直接拡散しないような工法としています。この方法は埋立ての一般的な方法であり、効果については濁りの拡散が生じないのは明らかです。
7	基礎捨石や埋立工の大量の土砂の投入は、人 為的な濁りを大量に発生させ、当該地域の水環 境を一変させる。	工事の実施に伴って発生する濁りが事業実施区域周辺海域の水質に影響を及ぼす可能性が考えられることから、工事中の濁りの影響を低減するため、環境保全措置を検討しています。 海中への石材投入や床堀・浚渫等の工事による濁りの影響を低減させるため、石材については予め洗浄された石材を使用すること、汚濁防止膜や汚濁防止枠を適切に設置・使用することなどの保全措置を講じることとしています。 また、埋立工事は外周護岸を先行施工して、可能な限り外海と切り離した閉鎖的な水域をつくり、その中へ埋立土砂を投入することにより、埋立土砂による濁りが外海へ直接拡散しないような工法としています。
8	代替施設本体周辺の汚濁防止膜の開口部を閉 じ、海上ヤードについては周囲を汚濁防止膜で 囲む必要がある。	汚濁防止膜の展張位置の検討は、工事の施工上、 作業船の航行や作業船のアンカーなどの配置を考 慮しました。 したがって、汚濁防止膜の展張については、可 能な限り濁りの拡散を抑えるように配慮している と考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
9	辺野古側の基礎工事に関して、「2mg/Lの濁りは施工場所近傍で局所的な分布が予測されました」とあるので、対策が必要である。 汚濁防止膜の設置が周辺の海草藻場に損傷を与える可能性があるため設置しないというのであれば、代替施設そのものの事業計画にこの大原則をあてはめ、事業計画を廃止すべきである。	辺野古側の基礎工事では、施工場所近傍で局所的な分布が予測されましたが、基礎捨石などの工事で捨石を予め洗浄することにより濁りの低減が期待され、事業者が実行可能な範囲で環境影響を回避・低減できていると考えています。 汚濁防止膜の展張については、濁りの拡散状況や海生生物の生息状況に配慮したものであり、事業者が実行可能な範囲で環境影響を回避・低減が
10	土砂の流出はサンゴや海草に多大な影響を与えるもので、非常に気を使う必要がある。汚濁防止膜について、メーカーや材質、その効果について示す必要がある。	図られていると考えています。 事業者として、水の濁りへの対策を考慮して工 事計画を検討しました。 その結果、保全措置として様々な対策を講じる こととしています。 汚濁防止膜のメーカー等については現時点で確 定しておらず、環境影響評価において示す必要も ないものと考えています。
11	海上ヤードは作業ヤードと同様に中止し、最善の環境保全措置を検討・実施する必要がある。	海上ヤードについては、工事実施に関して代替する方法が困難と考えています。また、海上ヤードの工事については、周辺のサンゴの生息域への影響を低減するために、汚濁防止膜を設置することとしています。 この環境保全措置は、事業者として実行可能な範囲で環境影響を回避・低減が図られていると考えています。
12	海上ヤードの撤去工事については、設置工事 の負荷量の半分だから影響は小さいとしている が、予測評価を行う必要がある。	海上ヤードの撤去工事による水の濁りへの影響 予測については、設置時と撤去時の負荷量の結果、 及び設置時の予測結果から定性的に予測し、評価 しました。
13	汚濁防止膜の設置は一時的なものであり、濁りを完全に防止するものではない。 泡瀬の埋立工事においても、汚濁防止膜を設置しているが、ヒトエグサへの影響が出ている。	環境保全措置を講じることにより、周辺環境に 及ぼす環境影響は低減できるものと判断していま すが、環境保全措置の効果を検証するため、水の 濁り (SS)の環境監視調査を実施し、監視地点にお いて監視基準を満たさない場合には原因を究明 し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、 必要な措置を講じることとしています。
14	1年次7~8ヶ月目では、汚濁防止膜の外側に浚渫区域がある。	浚渫区域については、汚濁防止膜を展張すると ともに各グラブ浚渫船にて汚濁防止枠を用います が、準備書に示した1年次7~8ヶ月目の海上工事 進捗図は適切に修正します。
15	傾斜堤護岸工事(埋立区域①-1 の北西側)の 捨石工、二重締切護岸工(埋立区域①-1 の北東 側)の矢板打ち込み時など汚濁防止膜がない。 汚濁防止膜展張位置が護岸工事位置から離れ すぎている。	傾斜提護岸工事の捨石工及び矢板打ち込み工事が行われる埋立区域①-1については、捨石工については、発生負荷量が少ないこと、矢板の打設工では濁りがほとんど発生しないことなどから汚濁防止膜の展張を計画していません。 汚濁防止膜の展張の位置は、作業船の航行及び作業船のアンカーの配置などを勘案して現在の位置としています。

(1)		古米七、2口和
No.	意見の概要	事業者の見解
16	海上マウンド施工位置に設置している汚濁防	海上マウンドの北側に設置を計画している浮沈
	止膜は浮沈垂下型であり、下側が大きく開いて	垂下型の汚濁防止膜はカーテン丈長 7m としてい
	いるため効果がないのではないか。工事計画を	ますが、2mg/LのSS濃度の拡散は、海上ヤードの
	再考する必要がある。	北側の塊状ハマサンゴ群生の生息域までには広が
		っていないことと、保全措置として汚濁防止枠を
		併用し、汚濁の拡散を防止することなど保全措置
		を講じることで、可能な限り環境影響を回避・低
		減しているものと考えています。
17	環境保全の基準又は目標を SS2mg/L としてお	環境保全の目標は、沖縄県環境基本計画におけ
	り、2mg/Lを超えた予測結果が得られているにも	る事業別配慮指針の「環境に影響の少ない工法の
	かかわらず、目標との整合性が図られていると	開発、推進に努め、特に工事中の浚渫、掘削、余
	いう評価は問題である。工事計画及び環境保全	水排水等による濁水の防止に努める。」、水産用
	対策を見直す必要がある。	水基準の「人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/L
		以下」を目標としました。
		予測結果でSS濃度が2mg/Lを超える範囲は、対
		象海域に広く拡散しておらず、施工場所周辺の限
		られた範囲にみられる結果となっており、環境保
		全措置を講じることによりさらに濁りの拡散の低
		減が期待されます。
		以上のことから、環境保全目標との整合性は図
		られているものと判断しました。
18	土砂採取期間における台風などの集中豪雨に	赤土等流出防止計画については、準備書に記載
	よる赤土の流出、海域での拡散について検討す	しています。
	る必要がある。	本事業に係る赤土等流出防止対策は、「沖縄県
	赤土流出防止対策については、具体的な施策	赤土等流出防止条例」及び「同施工規則」、「赤
	を示し、その効果と限界を示す必要がある。	土等流出防止対策マニュアル(案)改訂版」等に
		準拠して行うこととしています。
		なお、調整池の容量の設定に際しては、計画降
		雨量を10年確率としました。
		造成工事中に裸地面より発生する水の濁りにつ
		いては、降雨条件を設定し、赤土等流出防止計画
		にしたがって河川での水の濁りを予測・評価して
		います。
		また、その濁水の海域での拡散についても予
)=M2 [.)3) [7] = [-1 [-2 + 1] .]	測・評価しました。
19	辺野古ダム周辺での土砂採取によって、辺野	埋立土砂発生区域においては、周囲に土堤を構
	古ダムへの濁水の流入等の影響があるのではな	築する等により発生する濁水が辺野古ダムに流入
	いか。	するのを回避し、また、改変区域においては、赤
		土等流出防止対策に基づいて、発生源対策、流出
		防止対策、濁水処理プラントの設置等を実施し、
		切替え後の美謝川等へ放流することにより工事に
		よる辺野古ダムへの濁水の流入を回避していま
	사료바소개페바리바스베스스 크로 션 크린 - 17	
20	台風時の汚濁防止膜の撤去や工事終了時に堆	台風等の異常波浪が想定される場合は、工事は
	積した細粒土が周囲に拡散し、環境影響が生じ	中断し、汚濁防止膜についても破損等を防ぐため
	るおそれがある。	に一次的に海底に沈めるなどの対策を講じます。
		また、汚濁防止膜の破損が確認された場合、速や
		かに補修等の対策を講じることとしています。
		汚濁防止膜の撤去時における水の濁りについて
		は、水の濁り(SS)の環境監視調査を実施し、監
1		視地点において監視基準を満たさない場合には、
		必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要 な措置を講じることとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
21	工事中に大雨、台風、津波などが発生した場	台風時や大雨などの荒天時は工事を中断するこ
	合はどうなるのか。	ととしています。
		したがって、荒天時については、工事に伴う水
		の濁りの拡散は生じません。
		また、陸上の埋立土砂発生区域では、赤土等流
		出防止対策を講じることとしています。
		なお、津波などの災害については、環境影響評
		価の対象ではないことから、準備書には記載して
		いません。
22	赤土汚染対策における工事中の排水の凝集処	準備書においては、濁水処理に係る過去の事例
	理に使用する凝集剤について、凝集処理水中の	について参考に記載したものです。
	アクリルアミドが「ND」とだけ書かれているが、	今後、工事実施にあたり、凝集沈殿による濁水
	検出下限値が表記されていない。	処理にあたっては、事前に濁水処理の効果につい
	JECFA の勧告などに沿い、発ガン性や遺伝毒性	て試験を行い、使用する凝集剤の種類や量につい
	から見たアクリルアミドのリスクを評価するこ	て検討することとしています。
	とが必要であり、それが評価できるような感度	
	で処理水が分析されたことが示されなければな	
	らない(魚毒性評価とは無関係)。	
23	予想外の事態への対応はどうするのか。	環境保全措置の効果を検証するため、水の濁り
		(SS) の環境監視調査を実施し、監視地点におい
		て監視基準を満たさない場合には、必要に応じて
		専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を講じ
0.4	火煙管についてけ水の汚れも遅りだけた牡布	ることとしています。 底質については、環境影響評価の項目として選
24	水環境については水の汚れと濁りだけを対象としているが、護岸、埋立工事に伴い発生する	成質については、環境影響評価の項目として選
	濁りにより、底質が悪化する危険性があるため、 一番りにより、底質が悪化する危険性があるため、	たした小貝、地形及び地貝との関連では貝の変化 やそれに関連した動植物への影響について必要に
	面りにより、底質が忘にする厄陝性があるため、 底質を環境影響評価の項目として選定すべきで	応じて予測・評価しています。
	成員で 塚児 影音 計画 の 頃日 こし (選定) いさ (ある。	して
	w)·√0	は選定していませんが、「水の汚れ」の項目の中
		で調査等を行い、その結果は準備書に記載してい
		ます。
		6/0

(8) 地下水の水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	鉛やジクロロメタンが地下水から検出されながら、環境基準以下で問題なしとしているが、調査ポイントの周辺に高濃度汚染の可能性もある。有害物質が検出された場合は、周辺の汚染濃度分布を調査すべきである。	埋立土砂発生区域においては、地下水位等高線の下流地点で地下水質を調査しており、改変区域周辺の現況の地下水質を把握しています。調査結果では、鉛やジクロロメタン等の濃度は低く、一般的な地下水質の値であり、周辺に汚濁物質発生源がないこと、カドミウム等の有害物質や農薬物質が不検出であること等から、汚染等を受けていない良好な地下水の水質環境であると考えています。
2	サンゴ礁のイノー(礁池)には、通常、地下水がわき出す場所があり、埋立によって、地下水脈の分断、水量の変化、基地による化学物質汚染の可能性もあり、サンゴ礁海域や海草藻場への影響が予想される。	工事の実施については、埋立土砂発生区域の掘削による地下水位及び地下水質の変化はないものと予測いたしました。また、地下水脈の分断、水量の変化等は生じないものと考えています。施設の存在及び供用については、埋立土砂発生区域は、工事終了後速やかに緑化を行い、地下涵養機能の回復を図り、改変後も辺野古ダムの集水域は現況と変わらないこと等から地下水位、地下水質は現況程度と予測しました。また、地下水の水位及び水質については、工事期間中環境監視を行うとともに、代替施設周辺海域に残存する海草藻場の生育状況についても事後調査を行うこととしています。なお、海域においては、サンゴ類、海藻草類等の潜水目視観察時に地形、底質等の環境条件も観察しましたが、分布域周辺において湧水の浸み出しは確認されませんでした
4	辺野古ダム周辺の森林が土砂の採取によって 失われることから、集水域の環境が大きく変化 し、これが地下水へも影響を及ぼすと考えられ るため、その影響についてきちんと調査すべき である。 埋立土砂発生区域における地下涵養機能の回 復に関し、回復に要する期間も明記されず、環 境監視・事後調査を不要とした根拠が示されて いない。	埋立土砂発生区域は、工事終了後速やかに緑化を行い、地下涵養機能の回復を図り、改変後もダムの集水域は現況と変わらないこと等から地下水位、地下水質は現況程度と予測しました。なお、地下水の水位及び水質については、工事期間中環境監視を行うこととしています。 工事期間中においては、地下水の水位及び水質の環境監視を行うこととしています。施設等の存在及び供用においては、辺野古ダム流域の緑地面積に対して、埋立土砂発生区域から約6%程度の緑地を改変するため、改変直後は地下涵養機能が約1.5%程度低下しますが、速やかに緑化を行うことから地下涵養は現況と同程度となり、供用後は、現況と同様にダム湖に集水されると考えています。

No.	ラースター	事業者の見解
1	境界条件(水温、塩分及び密度)はどのように設定しているのか。	水温・塩分の境界値については、平成20年度の夏季と冬季に実施した現地調査結果を基に設定しました。初期値については、計算範囲の全域に境界値と同じ値を設定しました。 密度については、水温と塩分の拡散計算で得られる各計算格子の水温・塩分から、状態方程式(UNESCO、1981)より算出しています。
2	シミュレーションにおける初期の流動場 はどのように設定しているのか。	初期の流動場は静止状態としています。
3	定常的な流れをどのように求めたのか。	流れの計算では、計算開始時を満潮とし、12 時間周期の潮位変動を与え、計算領域内の流動場が安定するまで計算を行いました。
4	50m 格子でサンゴ礁の地形を表現できているのか。	大浦湾周辺の地形条件を考慮しつつ、計算負荷や所要時間を加味して実現可能な最小計算メッシュとして50m格子を採用しました。 なお、地形条件は深浅測量の成果を元に作成しており、サンゴ礁海域のデータを反映しています。
5	境界条件(潮汐)はどのように設定しているのか。	開境界の潮汐条件は、日本沿岸潮汐予測モデル(国立 天文台)の潮汐調和定数の値を参考に、対象海域の流れ の傾向を再現できるような条件を設定しています。
6	予測範囲を事業実施区域周辺に限定する のは適切ではない。	事業実施区域の規模を勘案して十分に広い範囲での 調査・予測を行っています。
7	計算条件及び再現性についての具体的な記載はどこにあり、シミュレーション結果は第3者機関の検証を受けているのか。	数値シミュレーションを行う際の計算条件及び再現性については準備書に記載しており、シミュレーション結果についても専門家等(アドバイザー)から助言を頂いています。
8	潮流楕円や恒流(平均流)が再現できておらず、それに係るすべての計算をやり直すべきである。その際、潮流楕円の再現性の検証は、地形の影響を受けない地点で行うべきである。	流れの現況再現は、計算条件・パラメータに関する 十分な検討を行った結果、現地観測で得られた潮流及 び恒流(平均流)の傾向を概ね再現していると考えてい ます。また、沖合のような地形の影響を受け難い場所 においても潮流楕円の観測値と計算値の比較を行って います。
9	代替施設本体等の存在により流れはどう 変化するのか。	「6.9 水象」の予測結果から判断すると、代替施設本体等の存在による流れの変化は、事業実施区域周辺で数 cm/s の増減がみられますが、大局的には大きく変化しないものと考えています。
10	流速差値だけでなく、流速変化率でも予測 評価すべきである。	流速変化率は、流速の大小に応じて値の重みが変わると考え、準備書においては流速差値で予測・評価を行いました。
11	流速変化傾向が夏季と冬季で異なるのは 何故か。	夏季と冬季の違いは、潮流のみであれば大きく変わらないことになりますが、季節的な違いとして主に風(吹送流)や波浪(海浜流)の条件が異なることに起因していると考えています。
12	短期的な事業実施区域周辺の流れの変化は、地形と大浦湾全体の流れを徐々に変えていくのではないか。	「6.10 地形」の予測結果から判断すると、代替施設等の存在により流れに影響を与えるような大規模な地形(海岸線)変化は予測されておらず、流れは大局的には大きく変化しないと考えています。
13	辺野古地先水面作業ヤードの存在により 流れが変化し、海藻草類に影響を与えるの ではないか。	辺野古地先水面作業ヤード周辺の海藻草類の主な生 育範囲においては流れや波浪の変化がほとんどなく、 大きな影響はないと考えています。

Me	シー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	市光 孝の日 <i>細</i>
No.	意見の概要	事業者の見解
14	1cm/s 以上の流速変化域を対象としたの	流速計では mm 単位の流れを測定することは精度上
	は何故か。また、冬季は夏季に比べて大浦	困難であることから、有意な値として 1cm/s 以上の流
	湾の西部の流れの変化が強く出ており、サ	速変化域を評価対象としました。
	ンゴ類等への影響が大きいのではないか。	また、流れの変化は埋立地の南側護岸や東側護岸周
		辺を中心としており、サンゴ類の生育範囲にはほとん
		どみられないと予測されています。
15	水象に係る事後調査(又は環境監視)を実	流れ及び波浪の変化は事業実施区域周辺に限られて
	施し、予測していなかった変化、影響が生	おり、大局的には大きく変化しないと予測しています。
	じた場合の対処措置を明確化しておく必要	
	がある。	
16	代替施設の位置に関する検討で、水環境	代替施設の位置に関する検討は、流れの数値シミュ
	(海水の流れ)の予測はどうやって行った	レーションを用いました。
	のか。	7 7 7 6 7 6 7 6
17	水象、塩害について、異常時(台風・暴風	2008年は台風が上陸していませんが、台風接近時に
11	時)における現地調査を行うべきである。	おける水象(流れと波浪)の現地調査は実施していま
		す。
10	水象の観測期間を示すこと。	y。 水象の現地調査は、夏季は約2カ月、その他の季節
18	小多い既側別則と小りこと。	
10	カチチ然同性の冲流性はについてすかさ	は約1カ月の連続調査を実施しました。
19	冬季季節風時の波浪特性についても検討	冬季季節風時の波浪観測も実施しています。また、
	する必要がある。	「海岸線の変化」の予測では、冬季による地形変化も
		考慮しています。
		なお、「海底地形の変化」の予測は、短期的な変化
		として影響の大きい台風期を対象としており、冬季の
		変化は対象としていません。
20	水象の章構成が非常に分かり難く、意図的	「水象」が「水の汚れ」、「水の濁り」の後にある
	なものを感じる。	のは、方法書等の項目の並びの統一を図ったもので、
		特に他意はありません。
21	6.6章の「潮流モデル」という表現は「流	一部「潮流モデル」という表現をしていますが、こ
	動予測モデル」ではないのか。	れは「流動予測モデル」のことなので、表現の統一を
		図ります。
22	恒流 (平均流) の定義及び恒流 (平均流)	恒流(平均流)は、計算された流速の時系列データに
	を評価項目とした理由を示して欲しい。ま	対して1潮汐間(12時間)の平均処理を行い、潮汐成分
	た、恒流(平均流)よりも流速の大きい場	を除いたものです。
	合を想定する必要があるのではないか。	ではいたものです。 恒流(平均流)を評価項目とした理由は、数潮汐周期
	ロで心にする必女はめるりてはないが。	以上の物質輸送に大きな役割を果たすとされ、物質の
		以上の物質制法に入さな役割を未たりとされ、物質の一 広がり方を評価する上で重要と考えたためです。
		また、上げ潮時や下げ潮時における流れの分布と変化類のより、標準書には記載しており、短流(変わ流)とり
		化傾向も準備書には記載しており、恒流(平均流)より
	[も流速が大きい場合の影響予測も行っています。
23	上げ潮時や下げ潮時の潮流図を示し、恒流	観測値及び計算値の潮流図は準備書に記載している
	(平均流)ベクトルの図面を分かり易く修	とおりですが、不鮮明な図面は評価書において表示方
	正すべきである。また、サンゴ礁海域にお	法の工夫に努めます。
	いて通常の海底摩擦の近次式が適用できる	また、サンゴ礁海域における海底摩擦の与え方は、
	のか。	観測値との検証により妥当と考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
24	波浪の観測期間に関する記載ミス及び異	波浪観測期間の記載ミスである日付は、評価書にて
	常値とみられる有義波高の記録があるので	修正します (平成 19年7月~8月を平成 19年8月~9
	精査して欲しい。また、波浪の再現性につ	月に修正)。
	いての検討結果及び屈折図(波向と波高分	有義波高 10.6m の記録は、平成 19 年 7 月 13 日 4 時
	布を理解する上で必要)はどこに記載され	に記録されたものです。平成19年度の夏季調査が開始
	ているのか。	された直後に発生しました。大浦湾沖の K-24 地点での
		観測は少し遅れて始められたので、K-8 地点で 10.6m
		を記録した際の大浦湾沖での観測記録はありません。
		しかし、その後の観測記録と中城湾での観測記録(国
		土交通省港湾局)の比較から、高波浪時には両者は概
		ね同等の波高であることが分かっています。中城湾では、同日 5 時 40 分に 13.61m の有義波高が記録されて
		は、同日 5 時 40 分に 15.01 の 行表仮同が記録されて います。厳密な信頼性解析を行っていませんが、沖波
		波高との関係から、K-8 地点での有義波高 10.6m の記
		録が異常であるとは判断していません(波の収斂など
		の効果により 10.6m の有義波高が発生する可能性はあ
		る、と判断しています)。
		また、波浪計算の再現性については準備書に記載し
		ているとおりですが、屈折図自体は作成していません。
		波向ベクトルの平面分布図で代用できますが、準備書
		では示していないため、貴重な意見として承ります。
25	数値モデルを用いた予測の目的及び組み	水象に関する予測目的は、代替施設本体等の存在時
	込まれた予測変数をすべて示すこと。	及び供用時における流れと波浪の変化を予測・評価す
		ることです。
		また、数値予測モデルに組み込んだ予測変数は、3 成分流速 u, v, w、水位 n、水温・塩分 T, S、波の方向ス
		ペクトルSで、準備書に記載しています。
26	予測項目と時間発達方程式及び海水密度	予測項目は上記の予測変数であり、時間発達方程式
20	の算定方法を示すこと。また、微分方程式	は連続式、運動方程式、水温・塩分の拡散方程式、状
	をどうやって数値モデルに取り込み、構築	態方程式で、準備書に記載しています。運動方程式中
	した数値モデルの妥当性をどうやって保証	の海水密度は予測変数であり、計算された水温と塩分
	するのかを示すこと。	を用いて状態方程式(UNESCO、1981)により算出してい
	外海における各種現象及び生物化学過程	ます。
	と物理過程の相互作用は数値モデルで考慮	微分方程式は数値予測モデル内で四則演算を行うた
	しているのかを示すこと。	めに、差分法により離散化しています。なお、運動方
	最後に、計算誤差の抑制方法を示すこと。	程式や拡散方程式を離散化する際には陽解法(鉛直方向の拡散方程式は陰解法)を用いています。用いた差分
		ています。
		計算範囲外の各種現象が流れに及ぼす影響について
		は、観測値(水温・塩分)を用いて境界条件を設定する
		ことで間接的に考慮しており、また、河川流入も考慮
		しています。なお、植物プランクトンの増殖が海水密
		度、流れに与える影響は非常に小さいと考えており、
		生物化学過程と物理過程の相互作用は考慮していませ
		No. 24.14
		数値モデルで計算を行う際には、CFL条件(計算格子
		/長波の伝播速度)から最小計算タイムステップを設定したり、計算格子間隔を可能な限り小さくすることで、
		したり、計算格士间隔を可能な限り小さくすることで、 数値拡散等の計算誤差を抑制していると考えていま
		数個仏取寺の計算誤定を抑制していると考えていま す。
		7.0

No.	意見の概要	事業者の見解
27	代替施設本体の建設により変化するであ	大浦湾は南側に開けた開放性の海域であり、事業実
	ろう、大浦湾の海水交換が評価されていな	施に伴う海水交換の変化は小さいと考えています。
	V \°	
28	岸壁による反射波が生物群集に与える影	屈折による波向の変化を考慮した予測シミュレーシ
	響が予測評価されていない。	ョンを行っており、再現性の検証も行っています。ま
		た、東側のスリットケーソン護岸からの反射率は設計
		値をもとに計算条件として与えており、予測結果は適
		切であると考えています。
29	海洋や大気における諸過程が及ぼす健康	海洋過程の数学モデルについては、準備書に記載し
	被害をどのように数学モデル化したのかを	ています。
	説明していない。	なお、健康被害については、環境影響評価の対象で
0.0	小井井二十十分本土土工工工工工工工工	はないことから、準備書には記載していません。
30	代替施設本体等の存在により越波や塩害が発生する可能性について検討すると思う	越波をもたらすよう高波浪時の変化については、台
	が発生する可能性について検討する必要が	風等異常波浪を予測条件として検討しています。 予測結果では、代替施設本体及び作業ヤードの存在
	ある。	「ア側帽米では、1(脊絶散本体及び作業ヤートの存在
		おり、越波をもたらす高波浪時の変化は周辺の海岸や
		砂浜付近には及びません。
		塩害についての検討も準備書に記載しています。
31	平常時と異常時における恒流(平均流)を	対象海域の恒流成分は、潮汐残差流、砕波による海
01	支配する各成分(潮汐残差流、吹送流、海	浜流や風による吹送流が挙げられます。モデルではこ
	浜流) の特性を検討すべきである。	れらを表現するために観測値に基づいたデータ及び波
		浪計算結果を用いて検討を行っており、それらの特徴
		を表現していると考えています。
32	潮汐の変動(大潮・小潮、日周潮・半日周	水象のうち、海水の流れ及びその結果を用いる水の
	潮)により流速場が変化するが、これらに	汚れ、土砂による水の濁りの予測では、各対象季節(夏
	ついて検討されていない。	季及び冬季) の平均的な場を予測対象とし、対象海域
		で卓越している半日周潮(M2 分潮)を計算条件として
		います。
33	埋立に伴う潮流の変化により、ヘドロが堆	代替施設等の埋立てに伴う潮流の変化については適
	積してサンゴやその他の生物が埋没してし	正に予測評価しており、その結果を受けて海域の底質
	まうのではないか。	の変化について「海域生物」の項目の中で考察してい
		ます。
		その結果は準備書に詳細に記載しており、ヘドロの
		堆積は起こらず、したがって、海域生物が埋没するよ
		うなことはないと考えています。

(10) 地形•地質

	0) 地形・地質	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	「地形の変化が局所的、さらに、重要な地	本環境影響評価は法令等に基づいて適切な手法で
	形・地質の一部が失われるが区域外にもある	調査、予測及び評価等を実施しています。
	ので問題はない」との評価は適切ではない。	
2	辺野古以外の砂浜の予測が行われておら	海岸線の変化に対する主たる外力である波浪の変
	ず、海浜形状に変化が生じて元に戻らなくな	化域を対象として、海岸線変化の予測シミュレーショ
	ると考えられる。	ンを実施しています。
		辺野古地区の海岸及び代替施設北側のポケットビー
		チ以外の瀬嵩や嘉陽などでは波浪の変化が予測されな
		いため、海岸線の変化への影響もないと考えています。
		そのため、事業実施区域周辺の一部おいて比較的顕
		著な海岸線の変化が予測されますが、残された砂浜が
		影響を受けて消失することはないと考えています。
3	予測範囲を事業実施区域周辺に限定する	事業実施区域の規模を勘案して十分に広い範囲で
	のは適切ではない。	の調査・予測を行っています。
4	海岸線の変化予測においては、地形変化に	海岸線の変化予測において用いた沿岸漂砂量算定
1	作用する外力として汀線付近の波浪のみを	式は、波浪に起因する流れ(海浜流)による作用も考
	想定しているが、礁縁部での砕波によって引	慮しています。
	き起こされる海浜流の作用も合わせて検討	1980年前後に辺野古漁港の防波堤築造により、辺
	する必要がある。	野古の砂浜の形状が変化したことが空中写真から観
	また、海岸線変化の予測期間 (10 年間) 及	察されますが、現在は系統的な変化がみられず、築造
	び海岸線変化の予測結果が適切ではない。	後 10 年以内に海岸線の変化は収束したものと推定さ
	○神戸が友口♥ノ 「側相木が廻めてはない。	れます。
		40070 よって、代替施設本体及び作業ヤードの工事完了後
		における海岸線変化の予測期間を 10 年としたこと
		は、妥当であると考えられます。また、「海岸線の変
		化」の予測は、数百年~数万年という地史学的変化を
		対象としているものではありません。
		なお、過去の海岸線変化の再現性を検証したパラメ
		ータを用いて予測を行っているので、予測結果は妥当
		であると考えています。
5	サンゴ礁礁原上の掃流砂を考慮した予測	掃流砂による地形変化については、サンゴ礁礁原上
	が行われていない。	に存在する砂浜の海岸線変化として評価しています。
6	底質の変化予測において海浜流の影響が	底質が動き始めた後の移動については海浜流の影
0	考慮されていない。	響は大きいと考えますが、海底に定着していた底質を
	つ思いない。	動かす作用力としては、波浪の寄与が支配的であると
		考えています。また、波浪から求めたシールズ数と現
		地の中央粒径は比較的良好な相関性を有しており、シ
		ールズ数を用いて底質変化を予測しました。
7	海洋や大気における諸過程が及ぼす健康	ルハ
'	被害をどのように数学モデル化したのかを	でいます。
	説明していない。	なお、健康被害については、環境影響評価の対象で
	MINI O CA 1940	はないことから、準備書には記載していません。
8	海岸線の変化に対する環境保全措置が示	準備書に記載したとおり、砂浜の一部において、海
0	海岸線の変化に対する環境床主指しかか されていない。	岸線の変化により護岸との浜幅が小さくなる箇所が
	C40 C4 '44 0	ありますが、その後背地はほとんどが米軍提供施設で
		ありますが、その後 自地はほどんどが不単近供施設
		保全措置は行わないこととしており、事業開始後、埋
		立地完成後の砂浜の変化状況に応じて、後背地の護岸
		の再整備などの保全措置を考慮します。
		おお、保全措置自体による環境に対する新たな影響
		が発生する可能性もあり、埋立地完成後の砂浜の変化
		状況に応じて対策を検討するものとし、当面の措置は
		行わないものとしています。
		1147,44. DATE O CA,4 10

(10) 地形·地質

No.	意見の概要	事業者の見解
9	埋立用材とする海砂の採取により海岸線	埋立土砂の購入にあたっては、供給元における土砂
	が変化するのではないか。	の採取による環境への影響に配慮されていることを
		確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい 影響がないよう慎重に判断していくこととします。
		影響がないより県里に判断していくこととしまり。
		なお、採取にあたっての環境保全は、一義的には、
		埋立用材の供給業者の責任で行われるものと考えて
		います。
10	埋立に伴う潮流の変化により、ヘドロが堆	代替施設等の埋立てによる地形変化に伴う潮流変
	積してサンゴやその他の生物が埋没してし	化の程度及び範囲については適切に予測・評価してお
	まうのではないか。	り、その結果を受けて海域の底質の変化について「海
		域生物」の項目の中で考察しています。その結果は準
		備書に詳細に記載しており、ヘドロの堆積は起こら
		ず、したがって、海域生物が埋没するようなことはな
		いと考えています。

(11) 塩害

	1) 塩害	+- ALC +4 - 17 hr
No.	意見の概要	事業者の見解
1	台風、暴風雨のときの過去を含む影響調査が行われておらず、埋立地の堤防ができた場合、波当たりが強くなり、海水の飛沫の飛び方も大きくなり、特に、台風や暴風雨時は、塩害が生じる可能性が増大することを否定できない。	台風時に東側の強風が吹き荒れた場合、過去においても海岸林や内陸部樹林帯で強風や飛塩による枯損等が発生しています。 植物への塩害の影響は、特に降雨が少ない台風の場合に起こりやすく、降雨によって葉面へ付着した塩分や空中の飛塩の除去が小さくなるため塩害の影響が大きくなる傾向にあります。 台風時における代替施設の埋立地護岸による影響は、埋立地南東側護岸についてはリーフ内に存在するため、存在時でも主な飛来塩分発生源が現況の発生源であるリーフエッジであると考えられ現況とほとんど変わらないこと、また、リーフ外に飛び出す北東側護岸においては発生源が現況よりも、とはとんど変わらないこと、また、リーフ外に飛び出す北東側護岸においては発生源が現況よりも、とも現況程度以下に変動するものと考えています。
2	護岸だけでなく、飛行場によって風向風速の変わった条件で海面からの海水の巻き上げが起こる事態も想定しなければならない。	台風時に最も影響が大きくなると考えられる護 岸正面からの風波を想定して予測・評価を行っています。 台風時における代替施設の埋立地護岸による影響は、埋立地南東側護岸についてはリーフ内に存在するため、存在時でも主な飛来塩分発生源が現況の発生源であるリーフエッジであると考えられ現況とほとんど変わらないこと、また、リーフ外に飛び出す北東側護岸においても発生源が現況よりも沖合に移動することから、内陸への塩分飛来量は、少なくとも現況程度以下に変動するものと考えています。
3	飛行場施設に台風が接近した場合,風向を変えながら強風が吹走することになるが、飛行場施設によって風向風速がどのように変化するかを3次元的なモデルあるいは風洞実験の結果は図示されていない。また、飛行場の「高さ」の明示がなく、塩害の予測で高さが配慮された形跡がない。	台風時に最も影響が大きくなると考えられる護 岸正面からの風波を想定して予測・評価を行っています。 台風時における代替施設の埋立地護岸による影響は、埋立地南東側護岸についてはリーフ内に存在するため、存在時でも主な飛来塩分発生源が現況の発生源であるリーフエッジであると考えられ現況とほとんど変わらないこと、また、リーフ外に飛び出す北東側護岸においても発生源が現況よりも沖合に移動することから、内陸への塩分飛来量は、現況程度以下に変動するものと考えています。このため、3次元的なモデルあるいは風洞実験は行っていません。 なお、塩害についての検討は護岸高によるものでなく沖縄の実績による飛来塩分到達距離にて予測・評価しています。

(11) 塩害

No.	意見の概要	事業者の見解
4	事後調査及び環境監視の実施はしないこと	台風時における代替施設の埋立地護岸による影
	となっているが、事後調査及び環境監視をしな	響は、埋立地南東側護岸についてはリーフ内に存在
	ければ実際どのような影響があったかの検証	するため、存在時でも主な飛来塩分発生源が現況の
	ができない。	発生源であるリーフエッジであると考えられ現況
		とほとんど変わらないこと、また、リーフ外に飛び
		出す北東側護岸においては発生源が現況よりも沖
		合に移動することから、内陸への塩分飛来量は、現
		況程度以下に変動するものと考えています。
		このため、塩害については南東からの波浪の場
		合、飛来塩分発生源が代替施設の存在とは関係のな
		いリーフエッジであること、北東からの波浪の場
		合、代替施設が現況より海岸へ張り出し飛来塩分
		(大径塩粒子)が内陸に到達しにくくなるため、代
		替施設による影響はないものと判断しています。
		このことから事後調査及び環境監視は行わない
		こととしました。
5	飛沫により農作物、山林及び家屋自動車、家	塩害については飛来塩分量の変化並びに農作物
	財等に甚大な塩害を引き起こすことは必定で	並びに植物への塩害の可能性及びその程度につい
	ある。住民の財産的被害が普天間飛行場代替施	て予測・評価を行っています。台風時の内陸部への
	設を建設することにより引起されるおそれが	飛来塩分量は過去の台風と同程度で変動し、代替施
	ある。	設の埋立地護岸による飛来塩分量の変化は小さい
		ものと考えています。

(12) 電波障害

No.	意見の概要	事業者の見解
1	調査地点は影響が予測される余裕をもたせた 範囲とし、受信点をランダムに選び、いくつか のアンテナ高さにおける電界強度を測定すべき である。また、使用した画質評価尺度がテレビ 画質の妨害評価で広く使用されてきた 5 段階評 価尺度とは異なっている。 既存文献調査では、他の飛行場の事例を調査 すべきである。	電波障害の範囲は、事業実施区域を中心とした 広範囲の区域(宜野座村大久保地区〜名護市安部 地区)からランダムに選び、いくつかのアンテナ高 さによる測定も併せて行っています。また、画質 評価基準は、本調査では、アナログについては、 「建造物によるテレビ受信障害調査要領(改訂版)」(平成13年8月(社)日本 CATV 技術協会)、 デジタルについては、「建造物によるテレビ受信 障害調査要領」(地上デジタル放送)<暫定版> (平成16年4月(社)日本 CATV 技術協会)に準拠し ており、アナログは5段階評価、デジタルは3段 階評価としています。
2	基地機能強化による訓練の増加により、広範囲にわたる電波障害を引き起こすことが予想され影響についても再評価する必要がある。また、無線を利用した情報通信サービスについての予測も必要である。	電波障害の範囲は、事業実施区域を中心とした 広範囲の区域(宜野座村大久保地区〜名護市安部 地区)を対象としています。 テレビ電波以外の無線等の情報通信サービスに ついても、障害が発生した場合には、事後調査に より原因を明確にし保全措置を検討してまいりま す。
3	「デジタルのフラッター障害について定性的 に予測を行いました」と記述されているが、定量 的な予測を実施し、環境劣化を評価する基礎データとすべきである。広域の伝搬を伴う現象については、伝搬過程の数学モデルを説明すべきである。	平成 22 年に辺野古局にてデジタル放送が開設 予定であり、対象地域の電波送信状況が変わるこ ととなります。 定量的な予測に必要な現況の電波送信状況が変 わることから、本予測では、定性的なものとして います。
4	「調査及び予測の結果、並びに右に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設等の存在及び供用による電波障害による影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価しました」と記述しているが、論理のない評価である。	平成 22 年に辺野古局にてデジタル放送が開設 予定であり、対象地域の電波送信状況が変わるこ ととなります。 定量的な予測に必要な現況の電波送信状況が変 わることから、定性的なものとして予測・評価を 行いました。
5	保全措置は、車や携帯電話で使用する「ワンセグ」やデジタルラジオ・データ放送などの移動受信も対象とすべきである。	テレビ電波以外の情報通信サービスについて も、障害が発生した場合には、事後調査により原 因を明確にし保全措置を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	準備書には、沖縄県文化環境部長が「普天間飛	調査地域、地点、ライン等の設定の考え方につ
	行場代替施設建設に係る環境影響方法書に対す	いては、「第5章 5.3調査及び予測の手法の選定」
	る追加・修正資料についての意見について」(文	に記載しているとおりです。サイズ測定や世代交
	政第 819 号平成 20 年 3 月 4 日)で求めた調査地	代の状況については、調査目的から必要と判断し
	域、地点、ライン等の設定根拠や、採取・捕獲し	た項目について実施しており、大浦湾奥部に生息
	た個体のサイズの記録や世代交代の記録がな	するスイショウガイについてはサイズ測定を、ま
	V'o	たトカゲハゼについては成魚・幼魚の計数等によ
		る世代交代の状況を把握しています。
2	ウミガメ類の産卵が確認されている場所への	現地調査及び聞き取り調査の結果では、当該地
	建設は行うべきではない。	域におけるウミガメ類産卵場は嘉陽~前原にかけ
		ての広範囲に分布しており、特に嘉陽地区及び前
		原地区におけるウミガメ産卵が多い状況です。代
		替施設供用後においても、本地域でのウミガメ類
		の上陸・産卵は維持されると考えています。
3	ウミガメ類の餌場である海草藻場への建設は	当該地域におけるウミガメ類の餌場となる海草
	行うべきではない。	藻場については、嘉陽地区、安部地区、辺野古地
		区等に残存します。また、代替施設本体周辺部の
		藻場については、その状況を事後調査によって把
		握し、状況に応じ適切な対策をとることとしてい
		ます。
4	基地施設本体の枠内に、ウミガメ類、アジサ	事業による影響を可能な限り低減するために、
	シ類の繁殖場所が含まれており、生態系に重大	各種の環境保全措置を講じることとしています。
	な影響を与える。保全すべきである。	また、場の消失等による、陸・海域への影響につ
		いては、「6.19 生態系」で検討しています。
5	夜間に上陸するウミガメは光を嫌う。進入灯	代替施設本体の供用時における夜間照明につい
	等は海面に向けた照射を避けるなど環境保全措	ては、可能な限り海面に向けた照射を避けるとと
	置を講じると言っているが、誘引性が低いとさ	もに、ウミガメ類への誘引性が低いとされるナト
	れるナトリウムランプ等の使用を米軍に「周知	リウムランプ等の使用を、環境保全に配慮する主
	する」だけでは、米軍が使用する保障はない。	旨とともに米軍へ周知を行います。
6	ウミガメなど移動性の高い生き物は生息地域	ウミガメ類については、生息域の一部が消滅し
	が消滅しても個体の消失にはつながらないと評	ても周辺の生息可能な環境へ移動すると考えられ
	価しているが、ウミガメが産卵できる自然海岸	るため、直接的な個体の消滅は生じないと考えて
	が著しく減少している現状において代替施設に	います。
	よって生息域が失われることは種の保存の上で	なお、当該地域におけるウミガメ類の産卵場所
	は大きな影響を及ぼす。	として適している自然海岸は、嘉陽地区や前原地
) >) >	区等に多く分布している状況を確認しています。
7	ウミガメの産卵、ふ化の確認された場所での	ウミガメ類の平成19、20年度の調査結果は、準
	調査を行い、結果を明らかにすべきである。	備書に記載しています。工事中や供用後について
		も同様の事後調査を実施し、ウミガメ類の上陸、
		産卵、ふ化の状況について調査結果を関係機関へ
		報告することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
8	ウミガメの、種の保存についての調査が不十分であり、埋立て後も存続できるとする理由の説明が不十分である。	当該地域におけるウミガメ類の餌場となる海草 藻場については、嘉陽地区、安部地区、辺野古地 区等に残存します。また、代替施設本体周辺部の 藻場については、その状況を事後調査によって把 握し、その結果に基づいて適切な環境保全措置を 講じることとしています。 また、現地調査及び聞き取り調査の結果では、 当該地域におけるウミガメ類産卵場は嘉陽~前原 にかけての広範囲に分布しており、特に嘉陽地区 及び前原地区におけるウミガメ産卵が多い状況で す。代替施設供用後においても、本地域でのウミ ガメ類の上陸・産卵は維持されると考えられるた め、ウミガメ類の種の絶滅等は生じないと考えら れます。
9	ウミガメは神経質であり、飛行場予定域が現 状でウミガメ類の主要な上陸箇所ではないとい うのは、米軍が日常的に水陸両用装甲車で訓練 しているからである。	現地調査結果は、現在の状況を反映したものであり、その結果として代替施設本体予定地内の海 浜はウミガメ類の主要な上陸箇所ではないと考えています。
10	ウミガメ類については作業船との衝突の可能性があり、改変区域内では重要な種の個体や生育域の消失が生じるなど、影響の可能性を認めながら、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている」と逃げている。また、「生育分布状況が明らかに低下してきた場合には必要に応じて専門家などの指導・助言を得て、生育基盤の環境改善による生育範囲拡大に関する方法を検討し可能な限り実施する」とあるが、生育分布状況が明らかに低下してきてからでは遅い。	事業の実施による影響を可能な限り低減するために、各種の環境保全措置を講じることとしています。これにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減を図っていると判断しています。環境保全措置の実施については、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、適切に判断してまいります。
11	ウミガメ類へは現状でも米軍演習の影響はあるが、建設後の影響はどの程度増加するのか。	代替施設本体周辺での供用時のウミガメ類への 影響については、騒音の発生により行動範囲が変 化するおそれがあると予測しています。
12	代替施設本体予定地内においてウミガメ類の 産卵が確認されているが、この場所を「ウミガ メ類の産卵の可能性が低い場所」としているの は恣意的であり、非科学的である。	現地調査及び聞き取り調査の結果では、当該地域におけるウミガメ類産卵場は嘉陽~前原にかけての広範囲に分布しており、特に嘉陽地区及び前原地区におけるウミガメ類の産卵が多い状況です。準備書に記載しているとおり、代替施設本体予定地内において1例のみウミガメ類の産卵を確認していますが、嘉陽地区及び前原地区と比較すると、この部分の海浜の利用頻度は相対的に少ないことから、「産卵の可能性が低い場所」としています。
13	飛行機の運航による騒音の影響について、騒音レベルが上昇しウミガメ類の行動範囲の変化が生じる可能性を認めながら、飛行場周辺ではウミガメ類の上陸、産卵は可能であるが好適ではないとし、影響は小さいかのように論じるのは公正ではない。	現地調査及び聞き取り調査の結果では、当該地域におけるウミガメ類産卵場は嘉陽~前原にかけての広範囲に分布しており、特に嘉陽地区及び前原地区におけるウミガメ産卵が多い状況です。このため、代替施設周辺でのウミガメ類の利用は現状でも相対的に少ないと考えられることを踏まえて評価を行っています。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	図-6.13.1.64 ウミガメ類の上陸確認位置は、	ウミガメの採餌・産卵に適した砂浜の分布状況
14	図-6.13.1.64 ウミガメ類の上陸確認位置は、表-6.13.1.61 ウミガメ類の上陸調査結果が示すウミガメの卵が確認された合計 9 カ所の地点の一つが、キャンプ・シュワブの砂浜にあることを示している。これを受けて (p.6-13-342 の j) 採餌及び回遊の状況は、辺野古弾薬庫下もウミガメの産卵地として良好な場所であるとしている。ところがウミガメの採餌・産卵に適した砂浜の分布状況を示した図-6.13.1.67 では、キャンプ・シュワブの砂浜は、ウミガメ類の産卵のでは、ウミガメ類の産卵・解したが低い場所に色分けされていれている。その理由は、「上陸記録は複数あり、産卵・解化が一度記録されている。辺野古崎の周辺は沖側に岩礁帯があり上陸が困難な可能性がある。また、近傍に照明も多い。辺野古漁港付近では人の活動が盛んである」というものである。	ウミガメの採餌・産卵に適した砂浜の分布状況を示した図-6.13.1.67は、「採餌及び回遊の状況は、辺野古弾薬庫下もウミガメの産卵地として良好な場所である」という結果を踏まえ、弾薬庫下のビーチについて「ウミガメ類の産卵の可能性が高い場所」に色付けしています。この「辺野古弾薬庫下」の砂浜と、「キャンプ・シュワブの砂浜」は別の箇所であり、準備書の記載における矛盾はないと考えています。
	「可能性が低い」という結論が先にあり、観測 結果を無視したものである。	
15	ウミガメは辺野古付近で産卵孵化することは ないと述べられているが、それらは確実なもの か。ウミガメ類が産卵しにくい場所でも、実際 は産卵場所であったりする場合もある。	産卵場であるかどうかについては、現地調査結果を基に、上陸産卵の可能性が高いか低いかの判断を行っています。現地調査の結果、ウミガメ類は辺野古付近で1例のみ産卵が確認されましたが、嘉陽地区及び前原地区と比較すると、この部分の海浜の利用頻度は相対的に少ないことから、「産卵の可能性が低い場所」としています。
16	「飛行場周辺のレベルが上昇しウミガメ類の 行動範囲の変化が生じる可能性を予測しました」とあるが、評価結果、保全措置の記述がない。	環境保全措置は、事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり実施する方針としています。なお、ウミガメ類の行動範囲については、変化状況を把握するために、嘉陽地区から松田地区にかけて調査対象とした全域で、上陸・産卵状況の事後調査を実施します。
17	大浦湾をはじめ、辺野古海域一帯は豊かなウミガメの生息地であり、一帯の砂浜はその産卵地である。 ところが、基地からの照明や、砂浜の変化で、広い範囲で産卵地への影響が危惧される。	現地調査及び聞き取り調査の結果では、当該地域におけるウミガメ類産卵場は嘉陽から前原にかけての広範囲に分布しており、特に嘉陽地区及び前原地区におけるウミガメ産卵が多い状況です。 代替施設供用後においても、本地域でのウミガメ類の上陸・産卵は維持されると考えられるため、ウミガメ類の種の絶滅等は生じないと考えられます。また、事業による影響を可能な限り低減するために、各種の環境保全措置を講じることとしています。
18	海砂採取によって海浜環境が悪化すると、ウミガメの産卵場所もなくなるのではないか。	埋立土砂の購入にあたっては、供給元における 土砂の採取による環境への影響に配慮されている ことを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境 への著しい影響がないよう慎重に判断していくこ ととします。 なお、採取にあたっての環境保全は、一義的に は、埋立用材の供給業者の責任で行われるものと 考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
19	準備書は海域の消失を前提としており、他の	影響予測の前提条件は、代替施設等の建設工事
	場所でウミガメ類の存続が維持されるとしてい	及び存在・供用としています。対象地域には嘉陽
	るが、「海岸はすべてつながっている。もっと	地区や前原地区等、ウミガメ類の上陸産卵に適し
	広い視野で変化をとらえるべきだ」との指摘も	た自然海岸が残っており、これらの海岸へのウミ
	ある。	ガメ類の上陸状況等については、工事中や供用後
		において事後調査を実施し、その状況について注
		視することとしています。
20	潮流の変化により、現在ある砂浜が大きくけ	海浜地形の変化予測では、砂浜形状が変化する
	ずられるおそれがあるといわれている。ウミガ	箇所は限定的であり、また変化後においても砂浜
	メの産卵などに与える影響は大きい。	は残存すると予測しているため、ウミガメ類の産卵等へ与える影響は少ないものと考えています。
21	保全対策としてウミガメ類に対し誘因性が低	ウミガメ類が代替施設本体周辺に遊泳してくる
21	い照明を使用、とあるが、この記述はウミガメ	可能性は十分にあることから、影響の低減を目的
	類の存在の可能性を認めているのではないか。	として保全措置を講じることとしています。
22	主要な上陸箇所の航空機騒音のレベルが「相	主要な上陸箇所の航空機騒音レベルは相対的に
22	対的に低い」という抽象的な表現がされている	低いと考えていますが、ウミガメの上陸状況等に
	が、影響は相対的に評価されるものではなく、	ついて事後調査を実施し、その状況について注視
	騒音の程度について個別に評価されるものであ	することとしています。
	る。「相対的」ではなく、影響を与える閾値を	
	十分に研究・検証し、定量的な予測と評価を行	
	うことが必要である。	
23	工事用船舶が航行する場合、ウミガメが接近	工事用船舶との衝突は、ウミガメが水面を遊泳
	することを見張りで観察し、衝突を回避すると	している場合に生じると考えています。このため、
	いうが、潜っていることもあり、可能と思えな	見張りにより発見することで、衝突の回避を行う
0.4	V-14== +	こととしています。
24	海域調査で確認された魚卵の 61%~74.3%	魚卵、稚仔魚については、現在の知見では学術
	(p. 6-13-10、p. 6-13-41)、稚仔魚の 13. 4%~20. 2% (p. 6-13-56)は同定されていないままである。	的にも、すべての魚卵及び稚仔魚を種レベルまで 同定することは不可能です。今回の調査では、最
	(p. 0-13-50) は同足されていないままである。	新の知見に加えて孵化実験等も併行実施して、可
		能な限り種の同定に努めました。
25	長島沿岸域は魚の産卵が最も多く観察されて	長島付近は代替施設本体の近傍であり、海域生
	いるが、新基地による潮流の変化の影響が考察	物の生息環境が変化する可能性があることから、
	されていない。	周辺域を含めて事後調査及び環境監視調査により
		変化の状況を継続的に把握し、必要に応じて適切
		な環境保全措置を講じてまいります。
26	水の汚れ、潮流の変化でサンゴや熱帯魚、ジ	水の汚れや潮流の変化については準備書に示し
	ュゴンにとって大切な海草藻場等への影響等が	たとおりであり、著しい変化はなく、サンゴや熱
	ないか調査すべきである。	帯魚に対し大きな影響はないと考えています。
27	新聞報道によると、準備書で記載のないネオ	調査対象の全域について、生息するすべての種
	ンテンジクダイが大浦湾で見つかった。緻密な	をくまなく記録することは困難であると考えてい
	調査が必要ではないか。	ますが、既に現地調査により多くの種を確認して
		おり、環境影響評価のための調査として必要な情報は得られていると考えています。なお、調査に
		報は待られていると考えています。なお、調査に より確認していない種の分布状況については、文
		献資料等を収集する中で把握していくものとして
		V · み フ o

No.	3) 海以生物 意見の概要	事業者の見解
28	準備書全体を通じて掲載されている生物種は	調査対象の全域について、生息するすべての種
	多いものの、新たに発見されたウミサボテンに	をくまなく記録することは困難であると考えてい
	共生しているカニの 1 種、ミカドウミウシ、ウ	ますが、既に現地調査により多くの種を確認して
	ミコチョウの 1 種など掲載されていない種が存	おり、環境影響評価のための調査として必要な情
	在する。	報は得られていると考えています。なお、調査に
		より確認していない種の分布状況については、文
		献資料等を収集する中で把握していくものとしています。
29	海域生物の調査対象は上位種、典型種、希少	ウミウシ類については生態系を構成する生物相
23	種を調査するとされているが、ウミウシの調査	を把握する目的で実施したインベントリー調査に
	が全くなされていない。	おいて対象とし、その結果を準備書に記載してお
	大浦湾生き物マッププロジェクト作成の「大	り、パイナップルウミウシ、ミカドウミウシ共に
	浦湾」に掲載されている、パイナップルウミウ	記録しています。このように、海域生態系の調査
	シ、ミカドウミウシ等も掲載されていない。	として実施したインベントリー調査では、平成 20
	本件調査は、海底微小生物に関する調査がま	年度の現地調査において、海藻類 223 種、海草類
	ったくなされていない。海洋生態系の調査とし	14 種、サンゴ類 311 種、底生動物 1,736 種、魚類
	ては、極めて不十分であるといわざるを得ない。	808 種、爬虫類 7 種、合計 3,099 種を確認してい
	No may 1, 20, 111 1 North and 1, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20	st.
30	辺野古沿岸域及び大浦湾での学術調査によ	学術調査等の結果については、「第3章 対象事
	り、この地域に生息する貝は、1,000種を超える	業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」に 記載しています。サンゴウラウズは、昭和 56 年の
	とされている。日本初記録も8種類確認され、 世界で1属1種のサンゴウラウズも確認されて	記載しています。サンコリプリスは、昭和 50 年の 原記載以降の再発見が無い種であり、今回の現地
	いる。また、過去の台風時に840種の貝が採取	調査においても確認されていません。分布する種
	され標本として保存されている。これらの調査	の保全の検討は、現在分布が確認されている種に
	と保全措置に対する記述が全くない。	対して影響を予測し、保全の必要性があるものに
		ついて行うこととしています。
31	底生動物調査に関しては、調査精度が格段に	現地調査結果により確認された種を踏まえ、重
	あがり、日本新記録種と考えられる複数種を含	要な種の抽出及び生態系の検討を行っており、そ
	み、これまで琉球列島から知られていなかった	れらを対象とした予測評価を行っています。
	種もかなり確認されている。	調査によって得られた標本は、当面、事業が完
	これら調査結果は当地域の生物の多様性を示	了するまでは、工事関係資料として、事業者が保
	しているがそれらの評価がない。各種のレッド	管し、その後の扱いについては関係機関と協議し、
	リストに基づいた結果においても多くの種が確	検討したいと考えています。
	認されているにもかかわらずその評価もなされていない。調査は異な真摯に恵知されているに	
	ていない。調査結果を真摯に直視するならば「そのままの環境を保全すべき」ということになる	
	う。	
	また、調査によって得た標本は、研究者との	
	調整の上、博物館等で一括して保管されるべき	
	である。	
32	辺野古崎と平島・長島の礁原上の間を抜ける	潜水士による調査・観察が困難な 20m 以深の海
	海水の動きと大浦湾西岸側の深場が、この海域	藻草類については ROV による調査を、底生生物に
	の環境を特徴づけるものである。	ついては採泥器による調査を実施しています。
	この場が埋立てによって改変されるにも関わ	
	らず、消失する深場の海草や底生生物などにつ	
	いて十分把握していないことは大きな欠陥であ	
	る。	

No.	3) 海収生物 意見の概要	事業者の見解
33		毎末年の元府 海草類の同定は、両調査ともに「日本海草図譜」
55	海草類(種子植物)のウミジグサ類、ウミヒル	(平成19年、大場・宮田著)を参照しています。
	モ類の分類の整合性がとれていない。	「6.13 海域生物」と「6.15 海藻草類」で表記が違
	それぞれ文献を掲載していないため、新しい	っているのは、それぞれの調査の調査目的が異な
	分類の知見をどこまで反映しているのか不明確	ることから、調査方法に相違があるためです。す
	である。	なわち、前者は主にサンプルを採取しての室内分
		析、後者は主に潜水目視観察記録によっており、
		り、後有は主に借が自悦観祭記録にようであり、 ウミジグサ類やウミヒルモ類などの小型海草類の
		種名の相違は、それら記録手法の違いによるもの
		です。なお、「6.13海域生物」における重要な種
		の評価では、「6.19 生態系」のインベントリー調
		査で記録された海草類も含んでおり、重要な種以
		外の海草類を含めて種名を掲載しています。
0.4	甘地沖池により出ば掛ける取立	
34	基地建設により生活排水や騒音、夜間照明等	代替施設本体からの排水については、処理施設
	の問題が出てきて、ウミガメ類やアジサシ、ジ	において適切に処理する計画です。その他、各種
	ュゴンへの影響が生じる。	の環境保全措置を講じることで、ウミガメ類やア
		ジサシ、ジュゴンへの影響を低減できると考えて
	m lock 로 트로 드로 스크로 크로 트	NET.
35	埋立による大量の土砂、広大な建設面積、長	埋立区域は、藻場やサンゴ類への影響等の環境
	い工期でジュゴンはもとより、ウミガメ、サン	影響を総合的に判断し、考慮して決定しています。
0.0	ゴ海藻草類に与える悪影響は破壊的である。	ハカマムロファイン ロン・ル・ウ・トッ ル・ルン・・・・・ マイル・ナ
36	辺野古川の河口干潟にはイソシギやシオマネ	辺野古川河口干潟に生息する生物について移植
	キなどの生物が生息している。このような干潟	等の環境保全措置を講じることとしています。
	を保全してほしい。建設計画を中止してほしい。	
37	海砂採取によってサンゴが死滅し、稚魚の成	埋立土砂の購入にあたっては、供給元における
	育の場がなくなる。	土砂の採取による環境への影響に配慮されている
		ことを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境
		への著しい影響がないよう慎重に判断していくこ
		ととします。なお、採取にあたっての環境保全は、
		一義的には、埋立用材の供給業者の責任で行われ
0.0	四十十寸によても経再ルにより じのしこむ	るものと考えています。
38	埋立工事による水質悪化により、どのような影響がある。調本は思えている。	工事中の水の汚れ、水の濁りについては、環境
	影響があるか調査結果を正しく報告してほし	監視調査を行い、その調査結果を関係機関等へ報
200	い。	告することとしています。
39	海上ヤードについては、工事後に撤去すると	海上ヤード予定地域は、工事中から環境監視での返送物質量調本及び東後調本での海域と地域の生
	しても、その建設工事、使用状況、撤去と海底	の浮遊物質量調査及び事後調査での海域生物の生 息生育状況調査を実施し、撤去後にはこれらの環
	への影響は大きいと考えられることから、現在 の影響予測は不十分と思われる。	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	の影響で側は个十分と応われる。	境が設置前の環境及び周辺の環境と同様になるか どうかについて、事後調査によって観察を行うこ
40	海しむこと樹土にトゥブルドフ「セの畑に	ととしています。 重要な種に対する水の濁りについての許容値は
40	海上ヤード撤去によって生じる「水の濁り、 推動の程度は予測不明」としているのに、海洋	重要な種に対する水の濁りについての許谷値は 明らかでないこと、海上ヤード設置及び撤去にお
	堆積の程度は予測不明」としているのに、海洋 生物の生息生育環境の変化はほとんどない」と	明らかでないこと、海上ヤート設直及の撤去にお ける期間はそれぞれ 1 カ年と 5 カ月間であること
		から、影響の程度は不明としており、一部につい
	されている。 不明がどうして「変化ない」と言えるのか。	で生息・生育環境が変化するおそれがあると予測
	不明は不明である。	されることから、環境監視での浮遊物質量調査、
	<u> </u>	事後調査での海域生物の生息生育状況調査を実施
		することとしています。なお、水の濁りについて
		「変化はほとんどない」と記載しているのは、嘉
		陽〜安部地先、大浦湾東部、大浦湾奥部の海岸部、
		辺野古地先、豊原~松田地先を指しています。
41	代替施設本体からの排水が辺野古川、大浦川	水質の変化は局所的であり、変化値も小さいと
	を逆流し、河口のマングローブと生物への影響	予測されていることから、河川への影響はないも
	が懸念される。	のと考えています。
	-	

No.	意見の概要	事業者の見解
42	飛行場施設からの大量の雨水を海に放出する	供用時における水質予測によると、塩分の変化
	ことによる海洋生物への影響については、何の	は小さいものと予測されています。
	配慮も行われていない。	
43	汚濁防止膜の範囲内とは、どこを指すのか。	汚濁防止膜の範囲とは、工事実施箇所から汚濁
	また、その効果はどの程度なのか。もっと詳し	防止膜を見た内側としています。効果の程度(濁
	い情報を明確にすること。	度の分布)については、準備書に記載していると
		おりです。
44	「重要種」のみを選んで影響を予測している	海域生物の予測は、学術的な貴重性の観点によ
	が、多様性について、また他の海域と比較して	る「重要な種」と、多様性等の観点による「生態
	評価と影響予測を行うべきだ。	系」を対象として行っています。アセスメントに
		おける調査及び予測の対象範囲は事業実施区域周
		辺であり、他の海域との比較等は対象としていま
		せん。
45	事業実施区域内でも海域生物の重要な種が多	事業実施区域内は工事の実施前に移植を行うな
	く見つかっていることから、事業自体を中止す	どの環境保全措置を講じます。
	べきである。	水の濁り等の状況については事後調査を実施す
	水の濁りや堆積により生息生育環境の一部が	ることで環境の変化に注視していくこととしてい
	変化するおそれがあると予測されており、その 対策も不十分で解決策となっていない。	ます。
46	重要種の分布位置を表示していないのは、デ	縦覧用の準備書については知事意見を踏まえ、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
40	ータの隠蔽であり、正しく評価することを妨げ	重要な種の保護の観点から種の確認位置ではなく
	るものである。	確認範囲として示したものです。
47	埋立地にも稀少な生物が住み着いている。こ	改変区域内に生息する底生動物のうち、主に自
1,	のような稀少生物の保護、種の保全について科	力移動能力の低い貝類や甲殻類の重要な種につい
	学的な見知に基づきどのような対策をとるのか	ては、埋立工事の着手前に、現地調査時に重要な
	明らかにされたい。	種の生息が確認された地点及びその周辺におい
	•	て、可能な限りの人力捕獲を行い、各種の生息に
		適した周辺への移動を行う計画です。
48	「注目すべき生息、生育地の分布は、確認され	「注目すべき生息地、生育地」とは、天然記念
	なかった」から海を埋立てて飛行場を建設して	物等(法律、条約及び条例等)によって指定され
	も差し支えないという結論になっている。	ている、生息地・湿地・保護区等を指します。調
	サンゴは該当しないのか。サンゴこそサンゴ	査対象としている海域においては、これらによる
	礁をつくり、沖縄の島々を生み出した母親のよ	指定はありません。
	うな存在である。	なお、準備書に記載しているとおり、当該海域
		の特徴として、大浦湾奥部にはトカゲハゼやクビ
		レミドロの生息・生育する泥質干潟があり、辺野
		古地先及び嘉陽地先には海藻草類藻場が分布し、
		また大浦湾にはサンゴ類の群生が存在します。 これらについては、注目すべき種としてのトカ
		これらについては、注目すべき種としてのドカ ゲハゼ及びクビレミドロ調査、海藻草類の分布状
		7 へと及びグビレミドロ調査、研練早級の方相仏 況調査、注目すべきサンゴ群生の調査として調査
		結果を整理しています。
49	貝類や甲殻類の重要な種の移植についての具	重要な種の移植等の具体的な手法については、
	体的な方法の検討や効果予測を行い、その内容	専門家等の意見も踏まえ詳細を検討してまいりま
	を明らかにすべきである。	す。
50	海中に及ぶ航空機騒音の測定がなく、それに	水中への航空機騒音については調査を実施して
	基づく影響予測がなされていない。また、工事	いませんが、水中騒音については現地調査を行い、
	中の水中音に係る海域生物への影響の予測・評	水中騒音の発生による海域生物への予測・評価を
	価が記載されていない。	実施し、準備書に記載しています。

No.	意見の概要	事業者の見解
51	要約書の評価結果のうち、海域生物の重要な	現地調査により確認した調査結果を基にした影
	種に及ぼす影響については、「事業者の実効可	響予測、環境保全措置を講ずることを踏まえ、事
	能な範囲内でできる限り回避・低減が図られて	業による影響を予測評価しています。
	いるものと評価した。」と結論づけている。こ	
	れは海域生物の生息・生育状況の影響を正しく	
	調査されていないものである。	
52	大きな基地建設によりあれほど大きな構造物	事業による生じる影響をできる限り低減するた
	ができるのに、大浦湾の希少な海洋動植物への	めに各種の環境保全措置を講じると共に、大浦湾
	影響がないと言い切れるのか。	等での環境変化を監視するための事後調査及び環
		境監視調査を実施していくこととしています。
53	陸域の工事により赤土の流出があり、底生動	赤土については「沖縄県赤土等流出防止条例」
	物への影響が考えられる。	等に基づき適切に処置し、海域への影響を低減す
		ることとしています。
54	埋立ての影響はすぐには現れなくても、次第	事後調査は工事の実施中から実施し、環境の変
	に近傍から遠方へと波及していく可能性が高	化を適時把握していくものとしています。
	く、事後調査の結果で悪影響が明らかになった	
	としても十分な対策はとれず、形式的対策にな	
	りがちである。	
55	埋立工事による海底消失及び土砂による海水	海域生物に対する、埋立工事に係る影響の予測
	汚濁、工事及び船舶航行による音響、それぞれ	結果については、準備書に記載しています。
	が動植物に与える影響が明らかでない。	
56	「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回	事業の実施に係る環境影響評価における「評価」
	避・低減が図られている」という評価は具体性	とは、まず事業者自身が環境影響の回避・低減を
	に欠けており、無意味である。明確な数値目標	図っているかを観点として行う必要があり、環境
	を設定すべきである。	影響評価法等の趣旨に則ったものです。
57	沖縄県環境基本計画の各指針そのものが具体	「沖縄県環境基本計画」は、「豊かな自然環境
	性を欠いており、沖縄の希少な海域生物の保全	に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現
	を達成するための基準または目標としては全く	に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関
	不十分である。	する施策を総合的かつ計画的に推進していくこと
	それらに整合しているということをもって、	を目標とし策定されたものと承知しており、数値
	建設事業が環境に与える影響に問題がないとい	を使った基準の存在しない項目についてはこれを
	う判断は不適切。	基準又は目標とすることは妥当であると考えてい
		ます。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	サンゴ類の調査ラインの方向について、方法書に対する意見で代替施設建設予定地の長辺方向でも行うべきであるとあったが、長辺方向での調査は行われていない。この方向は東西とも進入灯が追加して計画されており、海底面への杭打ち打ち工事が予定されているため、綿密なサンゴ類の再調査が必要である。	代替施設本体周辺における調査ラインの設定は、知事意見を踏まえ100m間隔で重点化し設置しています。また、マンタ法によりサンゴ類の平面的な分布の状況を補完的に把握しています。これらの調査によって、サンゴ類の分布状況については概ね把握できていると考えています。
2	サンゴ類の被度を示す調査結果では写真を添えて客観的に示すべきである。	サンゴ類の被度は、観察による記録手法を事前 に周知した潜水調査員によって、客観的なデータ を取得しています。 調査結果の提示方法については、貴重な意見と して承ります。
3	台風による海水温上昇の低減効果の変化及び 懸濁物質の掃流効果の変化について予測してい るが、調査を実施した年には台風は1度も来て いないため科学的でない。	平成20年度調査において、沖縄島への台風の通 過はありませんでしたが、接近時の高波浪データ を観測しており、予測評価に必要なデータは得ら れたと考えています。
4	この10数年における開発及び海水の温暖化に よる消失面積についての言及がない。	準備書では、事業実施区域の周辺海域についての調査結果を示しており、過去の分布状況については、当該地域における平成9年及び平成12年の状況について掲載しています。
5	サンゴ類は被度 5%以下であっても十分な価値 があり、評価すべきである。	調査結果の整理及び影響予測の検討において、 一定水準以上の被度について扱うこととしてお り、被度5%以上について評価対象としているもの です。
6	サンゴ類の産卵は夜であるため、夜間調査を 行いデータをとるべきである。	サンゴの産卵は夜間に行われますが、サンゴ類 の生息としては幼体の着床状況の把握が重要と思 われます。 このため、着床具を用いた現地調査により、当 該海域のサンゴ類の幼群体加入状況を調査してい ます。
7	サンゴの産卵は、産卵時の気候条件や潮流に依存することが多く、2年間の調査でサンゴの加入が少ないと判断するのは非科学的である。	現地調査を行った平成20年度、及び同様の手法で行った平成19年度の調査結果では、サンゴ類の加入は少ない状況でした。 当該海域のサンゴ類の被度を勘案しますと、この調査結果で得られた傾向は、実際の状況を反映しているものと考えられます。

No.	4) サンコ 類	事業者の見解
8	サンゴの専門家の意見として、サンゴ幼生の	現地調査の結果、辺野古地先や大浦湾周辺では
0	加入量の少ないことが沖縄島東海岸の共通した	ミドリイシ類の被度が低い傾向にあることが把握
	現象であるとあるが、沖縄島東海岸の泡瀬干潟	されており、一つの特徴であると考えられます。
	には良好なサンゴ群集が発達し毎年ミドリイシ	また、着床具を用いた調査によると幼生加入は極
	類の産卵が確認されており、東海岸の奥でもミ	おた、個体系を用いた調査によると効主加入は極 めて低いと考えられることから、この結果を踏ま
	ドリイシ類を中心としたサンゴ類が良好に発達	えると自然に再生する可能性は低いと考えている
	している。	ものです。
	これらの海域のどのような調査結果をもって	
	東海岸の特徴と言えるのか疑問である。また、	
	幼生加入の実態よりサンゴが自然に再生する可能はいいによった。	
	能性が極めて低いとしているが、これも研究者	
	の見解やリーフチェック調査の結果によるサン	
	ゴの回復度という事実とも相反する見解であ	
	る。	
	10 年前の 1998 年には高い被度を記録してお	
	り、速度が遅いながらも自力で回復しようとし	
	ている。	
9	着床具の調査において、多くの種類のサンゴ	着床具は、「図-6.14.1.8 (2) サンゴ類の現地
	の産卵を待たずに着床具を移動させた場合、幼	調査概況」に示していますように、1箇所につき
	生の定着状況をはかったことにはならない。	2基設置しています。台風等の波浪の影響による
	準備書によると、7月の満月を待たずに着床	破損を避けるため、1基は大浦湾内に移設しまし
	具を移動させており、埋立区域周辺のサンゴの	たが、もう1基はそのままの箇所に設置していま
	幼生の分布状況を把握できていないことにな	す。後者が破損等していない場合はこちらから試
	る。	料を採取していることから、埋立区域周辺のサン
	連結式の着床具が台風の影響を心配して事前	ゴ幼生の分布状況は把握できていると考えていま
	に移動する必要があるならばこの装置は不適切	寸。
	であり、異なるタイプの着床具を用いるべきと	
	考えられる。	
10	世界規模で最も長く続けられているサンゴ礁	リーフチェック調査についてはホームページに
	モニタリング調査であるリーフチェック調査の	掲載されている情報を把握しています。
	データや自然保護団体の調査結果をまとめた大	サンゴや生物の分布等の情報の既存文献として
	浦湾生き物マッププロジェクト報告書が文献の	は、出版刊行された印刷物を対象としています。
	リストに含まれていない。	刊行された資料である「大浦湾生き物マッププ
	リーフチェック調査は調査地点が少ないなが	ロジェクト 報告書」については、海生生物の生
	らも、最も長く続けられている調査であるため	息・生育状況に関わる既存文献として準備書に掲
	調査結果を引用しない理由を明確に示してほし	載しています。
	い。	
11	<u>v。</u> 埋立による消失区域内のサンゴに関しては消	埋立消失区域内のサンゴ類の面積は、被度区分
11	失分を面積で表されているが、その周辺海域に	毎の面積として算出しているものです。
	関しては被度でしか表されていない。	サンゴ類の生息範囲の現況面積及び消失面積
	広大に広がる礁斜面のサンゴの分布状況を示	は、準備書に示すとおりです。
	すには被度が適切かと思われるが、大浦湾のよ	は、宇囲音にかりとおりてす。
	うにパッチ状にサンゴ群集が広がっている場合	
	には被度ではなく面積で表すのが定量的で間違いのない大法でなると思う。	
	いのない方法であると思う。	
	被度は調査方法によっては調査者の主観によります。	
	り大きく異なる方法でもあるため、調査者間の	
	誤差をなくすためにも客観的な指標である面積	
	による算出方法を導入してほしい。	

No.	意見の概要	事業者の見解
12	埋立区域内には注目すべきサンゴ群生は存在	注目すべきサンゴ群生とは、マンタ調査、ライ
	しないとあるが、埋立区域内のサンゴ群生の調	ン調査、スポット調査等の結果を総合的に勘案し、
	査はどのようにして実施したのか。	比較的規模の大きいサンゴ群生について挙げてい
	存在したサンゴ群生について位置と大きさを	るものです。
	示し、それらが注目すべきサンゴ群生でないと	
	評価した根拠を示して欲しい。	
13	潮流の変化でサンゴ類が死滅するおそれがあ	水象の予測結果で示していますように、代替施
	る。	設本体の存在による潮流は、大局的には変化が小
		さいため、それによるサンゴ類への影響はないも
		のと考えています。
14	護岸施設での燃料搬入の際の燃料漏れがサン	予測項目としては、供用時の定常状態における
	ゴ類に及ぼす影響を調査すべきである。	環境への負荷を対象としており、燃料漏れ等の事
		故の類については環境影響評価の対象ではないこ
		とから、準備書には記載していません。
15	辺野古崎にはサンゴ類の生息ポイントがあ	辺野古崎周辺のサンゴ類が高被度で生息してい
	り、準備書では影響はないと判断しているが、	る場所は、辺野古地先のリーフ外に面した部分と
	不明な点が多すぎる。	なっています。
	今あるサンゴを損なうととりかえしのつかな	この部分は埋立等による消失はなく、潮流の変
	い結果になるため、科学的に時間をかけ、科学	化等も小さいため、影響はほとんど生じないと考
	者や地元の意見をもっと尊重すべきと考える。	えています。
16	代替施設の建設によって大浦湾内部のサンゴ	大浦湾は海水の交換も十分にあり、閉鎖性が強
	群集と代替施設の南西側に発達しているサンゴ	い水域とは考えていません。
	群集が分断され、両者に影響を与えてしまうこ	代替施設本体によって一部のサンゴ類は消失し
	となどを評価しておくべきである。	ますが、現状でも連続して分布している状況では
	大浦湾は閉鎖性が強い海域であるため、その	ないため、サンゴ群集の分断という側面での検討
	ような評価は重要である。	は行っていません。
17	代替施設の建設工事は貴重なサンゴ類に対し	現地調査結果を基に影響予測をした結果を準備
	て重大な影響を与えると考えられる。	書に記載しています。調査及び予測の結果、並び
		に環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の
		実施によりサンゴ類に及ぼす影響については、事
		業者の実行可能な範囲内でできるかぎり回避・低
	Number of the state of the stat	減が図られていると考えています。
18	消失するサンゴの影響は軽微としているが、	影響予測については、現在の状況に対する影響
	それは白化現象で激減した状況での判断をもと	の程度を検討しています。
	にしたものであり、もともと良好なサンゴ礁域	
	があり回復してゆく豊かなサンゴ礁があること	
10	を無視している。	*の汚れの子測舛用たとえた。 7788十四河中郊
19	辺野古川河口での作業ヤードの設置は、水質 の浄化作用を大きく損ね、サンゴ礁等の生息に	水の汚れの予測結果によると、辺野古川河口部 (河口内)では水質の変化が生じますが、隣接す
	悪影響を与えると考えられる。また、埋立てに 一般である。また、埋立てに	(門口内) では水質の変化が生しますが、解接す るリーフ内での変化はほとんど生じません。
	まり辺野古リーフ内の面積は大きく縮小され水 より辺野古リーフ内の面積は大きく縮小され水	るり一ノ内での変化はほどんと生しません。 また、辺野古リーフ内の水温予測結果によると、
	温の上昇が予想され、サンゴの白化をまねきや	また、辺野古リーノ内の水温で側結果によると、 冬季に最大 0.4℃程度の上昇が局所的にみられま
	古い環境になる。	マ学に取入 0.40程度の工弁が周別的にみられま すが、白化現象が生じると考えられる夏季には最
	さらに、大浦湾の潮流の変化による水温の上	大でも 0.2℃程度の局所的な上昇であり、これら
	昇などによってサンゴ礁の白化を招きかねな	たくものことと程度の周別的な工弁であり、これらりによるサンゴ類の生息への影響はほとんど生じな
	升などによりでサクロ標の自信を指されてはない。	いと考えています。
20	大浦湾の海上ヤードの設置位置周辺にはサン	海上ヤード予定位置の海底は細砂~砂泥質であ
	ゴ群生があるのではないか。	り、サンゴ類の群生は存在しません。
	海上ヤードによりサンゴ群生を破損しないこ	また、近傍となる塊状ハマサンゴ属群生への影
	とを示してほしい。	響を考慮し、海上ヤードの位置を移動させるなど
	-	の配慮を行っています。
		よって、海上ヤードによるサンゴ群生の破損は
		生じないと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
21	サンゴを保全してほしい。大浦湾のアオサン	予測結果を準備書に記載していますとおり、大
	ゴ群生、辺野古沖のダイオウサンゴ群生を死滅	浦湾東部のアオサンゴ群生、及び辺野古地先(リ
	させないでほしい。	ーフ外縁)のダイオウサンゴ群体については、事
		業の影響により死滅するようなことは生じないと
		考えています。
22	埋立海域のサンゴ類を移植するとしている	埋立区域内に生息するサンゴ類は比較的少ない
	が、海のような開放系では二ッチが空いている	状況ですが、やむを得ず消失することになるサン
	ことはなく、移植は原理的に意味がない。また、	ゴ類の移植先については、移植作業の開始前に実
	埋立海域に匹敵するほどの巨大な二ッチを人工	施する踏査により決定します。
	的に造成することは不可能である。	当該海域にはサンゴ類の生息環境として適して
	移植先の生態系に影響を及ぼすことはない	いるものの被度の低い場所があると思われますの
	か。	で、その様な場所への移植を実施することを検討
		します。
23	周辺の生息環境の悪化が確認された場合には	事業によるサンゴ類への影響を低減する目的
	環境回復を図るとしているが、悪化した環境の	で、各種の環境保全措置を講じることとしていま
	回復に成功した例はほとんどない。	す。
		さらに、事後調査等で周辺の生息環境の悪化が
		確認された場合、必要に応じて専門家等の指導・
		助言を得て、必要な処置を講じます。
24	サンゴ生態系の移植は世界でも成功例がない	生態系自体の移植はできませんので、埋立てに
	ほど難しい。	よって消失するサンゴ類の移植を行います。サン
	サンゴ類の詳細な保全措置を示すべきであ	ゴ類に対する環境保全措置は、準備書に記載して
	る。	いるとおりです。
		なお、やむを得ず消失してしまうサンゴ類の移
		植についての具体的手法は、実施前に現地踏査等
		を行い、適切に検討します。
		また、サンゴ類の移植後、その状況を事後調査
		により把握していきます。
25	幼サンゴの移植について今後検討するとして	現地調査結果を踏まえると、移植に用いる幼サ
	いるが、検討結果をもとに示すべきである。	ンゴを現地で採取することは困難と考えているた
		め、現時点では幼サンゴの移植は計画していませ
		ho
		ただし、今後、サンゴ類の幼群体加入状況につ
		いて事後調査を行う中で、実行可能な方策があれ
		ば、幼サンゴの移植を含めた環境保全措置の検討
0.0	しと対し、一つになり、しかりとしょり、こ	を行うこととします。
26	大浦湾において近年次々と発見されたサンゴ	事業によるサンゴ類への影響を低減し保護する
	の群落は、その種類も規模も地球レベルで保護	目的で、各種の環境保全措置を講じることとして
	すべき貴重な環境であることが判明してきた。	います。
	移植ではなく保護の観点から取り組むべきで	ただし、埋立てによりやむを得ず消失してしま
	あり、台風の直撃も経験しない単年度の調査で 影響なりには禁むるのは建設なりまっています。	うサンゴ類については、移植等によりできる限り 個体の促業に努めます。
	影響なしと結論するのは建設ありきの形骸的な アセスであることを示している。	個体の保護に努めます。
97	大規模な建設工事を行って、それらへの悪影。 - 大規模な建設工事を行って、それらへの悪影。	現地調査結果を基に影響予測をした結果を準備
27	大規模な建設工事を行って、てれらへの悪影響を回避できるという想定自体が常識に反する	現地調査結果を基に影響予測をした結果を準備書に記載しています。
		青に記載しています。 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検
	ものである。	調査及の予測の結果、並のに環境保全措直の快 討結果を踏まえると、工事の実施によりサンゴ類
		討結果を踏まえると、工事の美麗によりサブコ類 に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範
		に及はり影響については、事業者の実行可能な範 囲内でできるかぎり回避・低減が図られていると
		考えています。

No.	3) 海深早 類 意見の概要	事業者の見解
1	埋立予定地の大浦湾側の海草藻場は、泥質に	代替施設本体の大浦湾側での海藻草類の調査ラ
1	生育するウミヒルモ類などが生育する独特の藻	インは、知事意見を踏まえて100m間隔に重点化し
	場であるにもかかわらず、調査ラインが少ない	実施しています。
	ため、これらの海草をほとんど発見していない。	この中でウミヒルモ類も把握しており、種の確
	また、深場の藻場を調査するための ROV は、礁	認に努めたライン上でのスポット調査では泥質環
	斜面の外側が対象であり、泥質のウミヒルモが	境に生息するホソウミヒルモも確認しています。
	対象となっていない。	深場の藻場調査は、ジュゴンの餌場としての深
	対象となっていない。	場の藻場の分布把握を目的としたものです。
		泥質のウミヒルモ類も対象とした調査は、各調
		査ラインの水深 20m 以深について行った ROV 調査
		により実施しています。
2	「6.13 海域生物」と「6.15 海藻草類」では、	海草類の同定は、両調査ともに「日本海草図譜」
4	海草類(種子植物)のウミジグサ類、ウミヒル	(平成 19 年、大場・宮田 著)を参照しています。
	世早類 (種子植物) のりくシグリ類、りくしル モ類の分類の整合性がとれていない。	「6.13 海域生物」と「6.15 海藻草類」で表記が
	それぞれ文献を掲載していないため、新しい 分類の知見をどこまで反映しているのか不明確	違っているのは、それぞれの調査の調査目的が異
		なることから、調査方法に相違があるためです。 すなわち、前者は主にサンプルを採取しての室内
	である。	うなわら、削有は主にサンノルを採取しての室内
		力例、仮有は主に僧が自悦観祭記録によるにおり、 ウミジグサ類やウミヒルモ類などの小型海草類の
		- ウミシケリ類やウミビルモ類などの小室海草類の - 種名の相違は、それら記録手法の違いによるもの
		種名の相達は、それら記録子伝の達いによるもの です。
		くり。 なお、「6.13海域生物」における重要な種の評
		なわ、「6.13 徴吸生物」における重要な種の許
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		記録された海草類も含んでおり、重要な種以外の
3	重要な種である褐藻類のウミボッス(環境省	海草類を含めて種名を掲載しています。
3		ウミボッスは代替施設本体内の他に、大浦湾奥
	の絶滅危惧 I 類)が代替施設本体による改変地 域に生育し、消失することを明らかにしている	部、大浦湾西部、辺野古地先、豊原〜松田地先で の生育が確認されています。
	が、保全措置が講じられていない。	埋立てによりやむを得ず一部の生育地は消失し ますが、辺野古地先及び豊原~松田地先について
		は生育環境の変化はほとんどないと予測されるた
		は生育界現の変化ははこんこないと子例されるに め、ウミボッスの生育は維持されると考えていま
		の、グミがツへの生育は維持されると考えていま す。
		9。 よって、ウミボッスに対する特別の保全措置は
		講じないこととしています。
4	準備書では、調査船から遠隔操作される無人	安全対策上、潜水士による調査が難しい 20m 以
4	探査機で海底をビデオ撮影し、その結果、水深	深の水深部については、ROV(遠隔操作無人探査機)
	20m 以上の海域には海草類は確認されないとし	を用いた調査を行いました。
	ているが、深場の海底は砂の粒子が細かく泥っ	ROV はリアルタイム映像を船上で視認し、海底
	ぽく、機械では泥を巻き上げるため把握できな	へ接触することなく遠隔操作しましたので、泥を
	い。潜水目視する以外に調査方法はない。	巻き上げることなく、海底面上を鮮明に観察する
		ことができています。
5	代替施設の建設予定地における潜水調査によ	調査対象の全域について、生息するすべての種
	り、巻き貝の背中に付くナガミルという海藻類	をくまなく記録することは困難であると考えてい
	を発見したと聞いた。再調査が必要である。	ます。既に現地調査により多くの種を確認してお
		り、環境影響評価調査として必要な情報は得てい
		ると考えています。
		なお、調査により確認していない種の分布状況
		については、文献資料等を収集する中で把握して
		いくものとしています。
		. 100000000

	3) 冶深早 親	東 坐≯の目#3
No.	意見の概要 ************************************	事業者の見解
6	被度5%以下の海藻草類を無視しているが、ウミトルで類は窓生しないのが特徴で、50/11/12	海藻草類の「藻場」という観点からは、5%以上 の被度を対象に影響評価を行っています。ウミヒ
	ミヒルモ類は密生しないのが特徴で、5%以上に	
	なることは珍しい。 *** サロス *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	ルモ類のうち、レッドデータブック等に基づき重要な話に限っている。
	被度5%以下であっても十分な価値があり、評価力がある。	要な種に選定される種については、その確認位置
	価すべきである。	を整理し、「6.13海域生物」において影響予測の 対象としています。
7	海藻草類については、複数年の調査が必要で	対象としています。 海藻草類の分布状況については、平成20年度に
1	西深早短については、後数十の調査が必要で ある。	実施した現地調査の結果に加えて、既往の調査結
	<i>a</i>)る。	果(平成9年度、平成12年度、平成19年度)を
		未(十成9 千度、十成12 千度、十成19 千度)を 参考に経年的な変動も踏まえた把握に努めまし
		参考に催中的な変動も暗まえたに催に劣めまし た。
8	薬場は、ジュゴンやウミガメの餌場になると	藻場の調査としては、主に被度分布を把握する
	共に、多くの水生生物の産卵場、仔稚魚の成育	目的でライン調査を実施し、特に、埋立地周辺、
	場所になり、生態系を作り支えている。十分な	海上ヤード周辺、及び対照区としての嘉陽地区で
	調査が必要である。	は、知事意見を踏まえて 100m 間隔での重点化した
	直が名女(のる。	調査を実施しています。また、海草類の現存量を
		推定する目的で生育量調査を実施するとともに、
		海藻草類の種を把握するためのスポット調査、動
		物を含めた生物相を把握するためのインベントリ
		一調査、稚仔魚の分布を把握するための卵稚仔魚
		調査、ジュゴン等の利用状況を把握するための遊
		来状況調査、マンタ調査、航空調査等、多くの調
		査を実施しています。
9	海藻草類の調査ラインが少なく、海域全体の	海藻草類の調査ラインは、埋立地周辺、海上ヤ
	状況を把握できていないものと思われる。	ード周辺、及び対照区としての嘉陽地区では、知
		事意見を踏まえて 100m 間隔での重点化した調査
		を実施するなど、調査範囲全体で80ラインを設置
		して調査を行っています。さらに、ライン調査を
		補完する意味合いでスポット調査を 120 地点で実
		施しています。これらの調査により、調査対象と
		した海域全体での海藻草類の状況は把握できてい
		ると考えています。
10	準備書の 2007 年と 2008 年の海草類高密度分	
	布域が1年間で大きく変化しているが、その理	静穏であったため、安定し、かつ広範囲に広がっ
	由が説明されていない、自然変動にしては短期	た分布状態にあったと考えています。
	間で大きすぎることから、きちんと考察すべき	平成19年度も含めた既往の調査資料によれば、
	である。	代替施設及びその周辺のリーフ内水域では、比較
		的高い被度の海草類藻場が分布していることとと
		もに、各調査における藻場の分布は変動している 状況です。
		秋祝です。 薬場の分布域は気象条件等よって変化しやす
		く、台風等の規模により変動の程度も異なるもの
		へ、ロ風寺の
11	辺野古地先の海草藻場は、沖縄島に現存する	現地調査を行った平成20年度、及びその前年度
11	最大の海草藻場であり、絶滅のおそれが極めて	の既往調査では、辺野古地先の海草藻場における
	強い沖縄のジュゴンにとって最も重要な採食場	ジュゴンの食跡は確認されませんでした。
	所と考えられる。	代替施設本体の埋立によりやむを得ず消失する
	代替施設の建設により嘉陽・安部の藻場の面	藻場の周辺部については、事後調査によるモニタ
	積の 1.5 倍の藻場が消滅することになり、埋立	リングを行い、生育分布状況が明らかに低下して
	により直接消滅する場所だけでなく、埋立地の	きた場合には、必要に応じて、専門家等の指導・
	周辺における藻場も次第に衰退する可能性が高	助言を得て、生育基盤の環境改善による生育範囲
	いと思われる。	拡大に関する方法等を検討し、可能な限り実施し
		ます。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	辺野古の海草藻場は、沖縄島で最大であり、沖縄島で見られる海草類をすべて網羅している重要な海草藻場である。 この評価がないままに、海草類の影響予測については、生育面積の消失率のみを扱っている。代替施設埋立計画地は辺野古海域でも海草の生物量(被度、重量)、種多様性及び生物群集の多様性及び生態系機能への影響は、消失する面積の割合以上に高いことが予想されるが、評価がまったくなされていない。	「6.15 海藻草類」においては、藻場の分布状況を主眼に予測評価を行っています。 多様性のうち、レッドデータブック等により選定される「重要な種」については「6.13 海域生物」で、生態系の機能については「6.19 生態系」で影響の予測・評価を記載しています。
13	本準備書で、冬季の水温の 0.1~0.4℃上昇が 予測されているが、海草にもたらす影響が記述 されていない。 アマモ類では水温 1℃以下の上昇が成長率や 生存率の大きな差をもたらすことが指摘されて おり、水温上昇による海草藻場への影響を予測 評価すべきである。	準備書に記載しているとおり、辺野古地先のリーフ内では、冬季の水温の 0.1~0.4℃上昇を予測しています。 この範囲は局所的であることから、この影響による藻場の消失等は生じないものと考えています。 なお、代替施設本体の埋立によりやむを得ず消失する藻場の周辺部については、事後調査によるモニタリングを行い、生育分布状況が明らかに低下してきた場合には、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得て、生育基盤の環境改善による生育範囲拡大に関する方法等を検討し、可能な限り実施します。
14	海藻草類に対する予測評価は、工事の影響、存在・供用の影響がそれぞれ 2 ページずつしか書かれておらず、不十分である。	海藻草類に関する事項としては「藻場の分布」の他に、種の多様性に係る「重要な種」や、藻場としての機能に係る「生態系」の観点があります。「6.15 海藻草類」では、主に藻場の分布について予測評価を記載しており、海藻草類の「重要な種」の観点については「6.13 海域生物」で、海草類や海藻類の藻場の「生態系」の観点については「6.19 生態系」の章において、予測・評価を記載しています。
15	飛行場施設からの排水による水質変化は海藻 草類に影響を与えるものと考えられる。	代替施設本体からの排水については、処理施設において適切に処理する計画です。 その他、各種の環境保全措置を講じることで、 海藻草類への影響を低減できると考えています。
16	潮流の変化による海草藻場への影響は検討されているのか。	海藻類については、準備書において「流れの変化は代替施設本体の南側護岸周辺及び東側護岸周辺を中心にみられ、海藻類の主な生育範囲においてはほとんど変化がないと予測されています。」と記載しています。また、海草類については、準備書に「流れの変化は代替施設本体の南側護岸周辺及び東護岸周辺を中心にみられ、海草類の生育する範囲においては最大で5cm/s 程度の流速が増加または減少すると予測されています。」と記載しています。

No.	3) / 神深早 類 意見の概要	事業者の見解
17	海岸の土木工事は沿岸の環境と生態系に大き	埋立工事等に伴う、土砂による濁りについては、
	な影響を与え、特に土砂の流出はジュゴンの餌	汚濁防止膜を適切に配置する等の環境保全措置に
	であるアマモを絶滅させるおそれがある。	より、アマモ等の海草類の生育場所では最大で
		2mg/L 程度の濁りが局所的に拡散すると予測され
		ています。
		この濁りによるアマモ等の絶滅は生じないと考
		えていますが、代替施設本体の埋立てによりやむ
		を得ず消失する藻場の周辺部については、事後調 査によるモニタリングを行い、生育分布状況が明
		登によるモークリンクを行い、生育が市状况が明 らかに低下してきた場合には、必要に応じて、専
		門家等の指導・助言を得て、生育基盤の環境改善
		による生育範囲拡大に関する方法等を検討し、可
		能な限り実施します。
18	- 海草藻場はジュゴンの大切な餌場である。ジ	現地調査を行った平成20年度、及びその前年度
	ュゴンを守るために海草藻場を壊さないで欲し	の既往調査では、辺野古地先の海草藻場における
	V _o	ジュゴンの食跡は確認されませんでした。
	将来ジュゴンが増えるように海草藻場の保全	代替施設本体の埋立てによりやむを得ず消失す
	計画を立てて欲しい。	る藻場の周辺部については、事後調査によるモニ
		タリングを行い、生育分布状況が明らかに低下し
		てきた場合には、必要に応じて、専門家等の指導・
		助言を得て、生育基盤の環境改善による生育範囲
		拡大に関する方法等を検討し、可能な限り実施し
10	海草藻場の保全措置に具体性がない。保全措	ます。 淮供書に「仏装佐乳の左右に仏い巡りする海苔
19	世 に 世は 実現可能なことを明確に 示すべきである。	準備書に「代替施設の存在に伴い消失する海草 類藻場に関する措置として、改変区域周辺の海草
	直は大売可能なことを別権にかり、ことである。	藻場の被度が低い状態の箇所を主に対象として、
		専門家等の指導・助言を得て、生育基盤の環境改
		善による生育範囲拡大に関する方法等を検討し、
		可能な限り実施します。」及び「代替施設本体の
		埋立てによりやむを得ず消失する藻場の周辺部に
		ついては、事後調査によるモニタリングを行い、
		生育分布状況が明らかに低下してきた場合には、
		必要に応じて、専門家等の指導・助言を得て、生
		育基盤の環境改善による生育範囲拡大に関する方
		法等を検討し、可能な限り実施します。」と記載
		しており、事業者による実行可能な範囲の、保全世界が記載されていると考えませ
90	汚濁防止膜は、海域の濁りを完全に防止する	措置が記載されていると考えます。
20	汚濁防止膜は、海域の濁りを完全に防止する ものではなく、泡瀬埋立でも汚濁防止膜を設置	汚濁防止膜設置時の濁りの拡散の予測結果は、 「6.7 土砂による水の濁り」に示しているとおり
	しながら、ヒトエグサへの被害が広がっている。	- 10.7 工砂による小の倒り」に小しているとねり - です。
		- 「 - 汚濁防止膜は、工事等により発生する濁りの拡
		散を低減するための環境保全措置として設置する
		もので、濁りの拡散を完全に防止するものではあ
	· ·	りません。
		なお、汚濁防止膜による濁りの拡散防止効果の
		確認等のために、濁度について浚渫工事期間中の
		毎日、環境監視を行うこととしています。

No.	0) シュコン	事業者の見解
1	ましい生態がわからないジュゴンについて、	ジュゴンについては、平成 19 年度や平成 21~
1	1年間の調査で予測評価をするのは不十分であ	22 年度の自主的調査も含め、3 ヶ年以上(複数年)
	る。複数年の調査を実施し評価すべきである。	の調査データを用いて予測・評価を行いました。
2	台風による海草藻場への影響とそれによるジ	事業実施区域周辺におけるジュゴンは嘉陽沖の
۷	コゴンの行動、摂餌場所の移動等、生態への影	海草藻場を主な餌場としていますが、波浪変化や
	響を調査し、将来における台風時のジュゴンの	地形変化の予測結果からみて、台風による嘉陽沖
	生息環境への影響を予測、評価すべきである。	地形変化の子側桁未がらみて、 ロ風による
	生心界現べい影響を「側、評価すべきじめる。	
- 0	水中カメラやパッシブソナーの設置、ヘリコ	ることはないと考えています。 現地調査の実施にあたっては、ジュゴンの保全
3		
	プターの旋回、多数の監視船、作業船が往来す	に十分配慮して実施しており、ジュゴンの生息範囲の生息ではような影響があります。
	るなど、調査そのものがジュゴンを遠ざけたの	囲や生息環境に与える影響はなかったものと考え
<u> </u>	ではないか。	ています。
4	沖縄島周辺に生息するジュゴンは3頭とされ	環境省調査により5頭と推定されたのは平成16
	ているが、環境省調査では5頭との報告がある。	年度調査によるものであり、平成19年度の現況調
	調査が不十分ではないか。	査及び平成 20 年度の環境調査による年間を通じ
		た毎月5日間の広域的な航空調査により沖縄島周
		辺海域で確認された結果によると、最小個体数は
		3頭と推定されます。
		これらの結果、十分な調査により得られたより
		新しいデータから推定したものであり、これが現
		況と考えています。
5	辺野古沖の海草藻場がジュゴンにとって最も	辺野古沖の海草藻場におけるジュゴンの食跡は
	豊かな餌場であるにもかかわらず利用されない	最近では平成15年に確認されていますが、米軍演
	のは、米軍による上陸訓練等の演習やこれまで	習は当時も行われており、さらに現地調査の実施
	の調査の影響でジュゴンを近づかなくなってい	に当たってはジュゴンに十分配慮して実施してお
	た可能性がある。	り、米軍演習や環境現況調査がジュゴンの生息範
		囲や生息環境に著しい影響は与えなかったものと
		考えています。
6	ジュゴンは嘉陽沖に常在していると記述して	ジュゴンの生息状況の確認結果及び海草藻場で
	いるが、辺野古沖の海草藻場は餌場として最良、	の食跡の調査結果からみて、事業実施区域周辺に
	最大であり、辺野古沖にジュゴンが来ないと考	生息するジュゴンは嘉陽沖に常在し、嘉陽地先の
	えるのは不自然である。2004年に辺野古リーフ	海草藻場を主な餌場として利用しており、辺野古
	内でジュゴンの食跡が確認されており、2年間	沖の海草藻場を利用する可能性は小さいと考えて
	の調査で確認できなかったことだけで辺野古海	います。
	域の海草藻場を利用する可能性がないとは言え	
	ない。	
7	ジュゴン生息調査のための調査機器(ビデオ	水中ビデオカメラとパッシブソナーの設置位置
	カメラやパッシブソナー) の設置位置の詳細デ	は準備書に図示しており、具体的な設置位置を提
	ータ(緯度・経度)が準備書で明らかにされて	示しているものと考えています。
	いない。調査手法が科学的であったのかどうか	
	を検証するため、設置位置の詳細データを公開	
	する必要がある。	
8	今回の調査で使われたパッシブソナーはジュ	調査で用いたパッシブソナーは、ジュゴンの音
	ゴンの音響観察研究者が使わないタイプのもの	響観察研究者が用いているものと同じ性能のもの
	である。今回の調査で使われたパッシブソナー	であり、ジュゴンの音響調査を行う上で適正な機
	の性能と選定理由、録音可能な音域、水中雑音	器と判断し選定しました。録音可能な音域は100Hz
	の排除のシステムを明らかにしてほしい。	~20kHz です。
		収録した音を解析するにあたっては、ノイズフ
		ィルターをかけて解析の目的とする音域を抽出し
		ています。

No.	0) シュコン 意見の概要	事業者の見解
9	過去の調査では、金武湾、辺野古沖、嘉陽沖でジュゴンの生息が確認されている。今回の調査で金武湾と辺野古沖でジュゴンが確認されなかった理由について考察すべきである。	既往の調査結果によると、ジュゴンの生息は辺野古沖では平成11年度まで、宜野座沖〜金武湾では平成16年度まで確認されましたが、その後は確認されていません。現在、嘉陽沖で確認されているジュゴンは平成15年度の環境省調査においてすでに嘉陽沖を生息域としていることが確認されているため、平成16年度まで金武湾から宜野座沖で確認されていたジュゴンは嘉陽沖ジュゴンとは別個体であり、何らかの原因により確認されなくなったものと考えられます。
10	ジュゴンの大浦湾への進入や移動が、ある程度の頻度をもって行われているのにもかかわらず、時折移動している程度とされ、個体 C における嘉陽沖及び大浦湾の位置づけが作為的に弱められている。 個体 C にとって、嘉陽沖及び大浦湾はわざわざ訪れる重要な海域と位置づけるのが妥当である。	古宇利島沖のジュゴンが嘉陽沖及び大浦湾に来遊した状況は確認されており、今後も来遊する可能性はあると考えられますが、生息確認状況からみて今後も古宇利島沖を主生息域とするものと推察されます。
11	ジュゴンが日中は沖合で過ごし、夜間浅瀬の 藻場で摂餌する傾向があることは、調査機器設 置作業の時間帯を日の出後に決定している時点 で把握できているはずである。 昼間の行動しか確認できない航空機による目 視調査では夜間の生態は全く不明である。 夜間の活動の調査が不十分ではないか。	航空調査の結果によると、事業実施区域周辺に おけるジュゴンは、昼間は嘉陽沖の沖合におり、 夕刻になると食跡が確認された浅場の海草藻場の 方向に近づく行動を示すことが確認されており、 夜間に採食活動を行っている可能性が考えられま す。今回の調査では、ジュゴンの海草藻場への来 遊を確認するために、ジュゴンの鳴音等を収録す るパッシブソナーを設置し連続観測を実施してお り、夜間の活動に関しても調査を実施しています。
12	パッシブソナーや水中ビデオカメラによる調査は365日行うことになっていたが、実際は行われていない。調査していない期間のデータがあれば調査結果も変わってくるはずである。きちんと調査をしてほしい。	パッシブソナーや水中ビデオカメラによる調査は、ジュゴンの来遊を確認するために補足的に実施したものであり、パッシブソナーによる調査は辺野古沿岸域、嘉陽沿岸域ともに1地点あたり127.5~135.0日分の水中音を収録し、水中ビデオカメラによる調査は、辺野古沿岸域では1地点あたり78~101日分、嘉陽沿岸域では1地点あたり127~138日分の映像を収録しており、十分な調査期間における記録を取得したと考えています。
13	マンタ法によりジュゴンの食跡を記録しているが、実際の調査状況をみると船の速度が速く 食跡をさがすことは不可能と思われる。	本調査でのマンタ法では、2人の潜水調査員を約2ノットで曳航しており、その結果、食跡は十分に確認できており、適切な船の速度で調査したものと考えています。
14	騒音、振動及び作業船の航行が与える影響に ついて、適切な調査が行われておらず不十分で ある。	騒音、振動及び作業船の航行については、既往 の知見を収集整理し、適切な調査を実施したと考 えています。
15	ジュゴンは音に敏感だと言われているため、 航空機騒音の影響が懸念される。 ジュゴンへの航空機騒音の影響についての評 価の根拠が不適切で、信頼性に乏しい。	航空機騒音による影響については、航空機騒音 の予測結果及びジュゴンの騒音に対する既往の知 見をもとに、適切に予測・評価を行っているもの と考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	代替施設の建設がジュゴンに及ぼす影響はほ	代替施設の建設がジュゴンに及ぼす影響につい
	とんどないとする結論はおかしい。赤土流出に	ては、ジュゴンの生息実態を踏まえて、水環境の
	伴う土砂の堆積による海草類の死滅、海底の掘	変化、騒音・振動の発生状況、餌場となる海草藻
	削、船舶・航空機の往来や海上・海中での土木	場などの生物環境の変化をもとに予測しており、
	工事による騒音・振動がジュゴンにストレスを	その結果、嘉陽沖に常在するジュゴンに対しては
	与え、住みかを奪う可能性があり、その与える	大きな影響は及ばないと考えていますが、代替施
	影響ははかりしれない。	設の工事区域周辺に来遊する可能性を想定し、適
		切な環境保全措置を講じることとしています。
17	代替施設の存在や船舶の往来により、南北の	事業実施区域周辺で確認されるジュゴンの生息
	餌場や通り道が分断されれば、餌を探して回遊	範囲は、安部崎からバン崎にかけての沖合 5km での第四に集中しており、大津湾とり 再回に移動す
	するジュゴンにとっては数少ない個体群の交流が冷笑さいたいにまか知思ったのだ。ゴンの知	の範囲に集中しており、大浦湾より西側に移動す
	が途絶え、近い将来沖縄県全体のジュゴンの個体群の維持はできなくなる可能性が大きい。	ることは確認されていないことから、代替施設の 存在や船舶の往来がジュゴンの生息域を分断する
	体群の維持はできなくなる可能性が入さい。	
		可能性はほとんどないと考えられ、事業が沖縄島 のジュゴンの個体群維持に直接与える影響はない
		のシュコンの個体群維持に直接与える影響はない と考えています。
18	ジュゴンへの騒音の影響について、準備書で	ジュゴンの水中騒音による影響を予測評価する
10	はジュゴン同士のコミュニケーション障害とい	に当たり推定した騒音影響レベル (122dB)は、一
	う極限られた影響を予測したもので、ジュゴン	般の魚類が影響を受けるとされる音圧レベル (140
	への物理的・精神的影響が考慮されていない。	~150dB)より相当低く、物理的な影響が及ばない
	海外の事例などをさがした上で、大浦湾の海	レベルと考えられます。
	底地形や地質及び潮位のデータを基に、大浦湾	また、騒音が伝達する影響については、既往の
	及び周辺海域における工事区域を音源とした水	海中工事における距離減衰に係る知見をもとに適
	中音響のシミュレーションを行い、予測評価す	切な予測・評価を行っているものと考えています。
	る必要がある。	
19	ジュゴンに影響を与える海底振動レベルに関	ジュゴンの海底振動に対する影響レベルに関す
	する知見がないことを理由に、魚類への影響基	る既往知見はみられませんが、海底振動が伝達す
	準をもって影響を予測していることは不適切で	る距離及びジュゴンの生息範囲からみて工事中の
	ある。魚類と哺乳類の体の構造は異なり、振動	海底振動がジュゴンに影響を及ぼすことはほとん
	が与える物理的な影響にも差異が考えられる。	どないと考えています。
	また、哺乳類のジュゴンは魚類に比べ脳が発達	
	しており、脳に与える影響も考慮する必要があ	
90	る。	丁寅中の左即の明については、海エ・の四年
20	工事中の夜間照明による影響について、たと	工事中の夜間照明については、海面への照射を 行わないよう適切な保全措置を講ずることによ
	ば、それをきっかけにジュゴンの生活行動に変	行わないよう週切な床生指直を講することによ り、ジュゴンの行動に及ぼす影響を回避できるも
	化を起こす可能性は否定できない。	り、シュコンの行動に及ばり影響を凹避でさるも のと考えています。
21	海域生物全般に対して低周波音が 150dB 以下	のと考えています。 予測・評価に用いた低周波音の影響レベルは、
21	では影響がないとしているが、これは低周波ソ	低周波ソナーに関する影響調査結果をもとに設定
	ナーに対する影響レベルである。ヘリコプター	したものですが、低周波音の影響を判断する基準
	及び船舶の低周波音がジュゴンに与える影響に	としてヘリコプターによる低周波音の予測評価に
	ついて、1/3 オクターブバンド別の音圧レベルを	も適用できると考えています。
	予測し、その影響の評価を行うべきである。	また、船舶から発生する低周波音の影響につい
	TO THE PRIME IN A C COLOR	ては、工事用船舶が大浦湾西岸海域を往来するこ
		とから、嘉陽沖を主生息域とするジュゴンに対し
		ては影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えて
		います。

No.	6) シュコン 意見の概要	事業者の見解
22	工事中は、ガット船や土砂運搬船が多数往来するため、ジュゴンが船舶に衝突する危険、もしくは船舶を忌避して生息地を放棄せざるを得ない状況を招く可能性が大きい。また、供用時にはタンカーや輸送船の航行が影響を与えるのは避けられないと考えられる。	資材の運搬船は、ジュゴンの生息域を避け、その沖合を航行する計画です。さらに、施工区域周辺においては、大浦湾の西側海域を航行する計画であり、ジュゴンの強認されてであり、ジュゴンが衝突を回避が衝突を回避が衝突を回避が衝突を回避が高いるような速度で航行する措置を講ると考えています。 タンカーや輸送船は大ゴンの生息が確認されている表別であり、ジュゴンの生息が確認されています。 タンカーや輸送船は大浦湾西側海域の航路されている計画であり、ジュゴンの生息が確認されている高陽沖は航行しない計画です。さらに張りを助けられるような速度で航行するよう周知することにより、ジュゴンへの影響は回避できるものと考えています。
23	工事中の水の濁り、騒音・振動や夜間照明による影響について、ジュゴンが嘉陽沖にしかいないことを前提に書かれており、非常に限定的で全体のこととして予測が行われていない。 嘉陽沖のことしか言及しないのは不十分な予測であり、限定した予測のみでジュゴンに影響を及ぼす可能性はほとんどないと結論づけるのは根拠が乏しい。	ジュゴンへの影響については、事業実施区域周辺におけるジュゴンの現状の生息範囲、行動特性をもとに予測・評価を行っています。
24	海草藻場はジュゴンの大切な餌場である。ジュゴンを守るために海草藻場を壊さないで欲しい。 将来ジュゴンが増えるように海草藻場の保全計画を立てて欲しい。	事業実施区域周辺で確認されるジュゴンは、嘉陽地先の海草藻場を主な餌場として利用していると考えられます。 代替施設建設に伴う波浪、流れ、水質の変化は嘉陽地先の海草藻場では生じないものと予測され、ジュゴンの餌場となる海草藻場に与える変化はほとんどないものと考えています。
25	工事中の保全措置として作業船の航行時にジュゴンとの衝突が避けられるような速度で運航するとあるが、それは時速何 km のことなのかを示してほしい。	工事中の作業船の航行速度については、ジュゴン保護のために船の巡航速度を定めている海外での事例等を参考に設定します。
26	ジュゴンは天然記念物であり、環境省・沖縄県のレッドデータブックの「絶滅危惧 I A 類」、IUCN の「絶滅危惧」に評価されている。IUCN 勧告、生物多様性条約、沖縄県環境保全指針、ジュゴン裁判の意見に対応し、絶滅しないよう保護すべきである。	ジュゴンの貴重性については十分に認識しています。 当局としては、事業の実施が事業実施区域周辺に生息する個体及び古宇利島沖より来遊する可能性のある個体に対する影響を可能な限り回避・低減し、沖縄島周辺の個体群維持への影響を回避・低減するよう努めます。
27	ジュゴンの保全計画は、船舶との接触衝突を 避ける見張り、ジュゴン出現時の作業船の航行 回避や水中音を出す工事の一時休止など形式的 なもので効果は期待できない。 国際的に求められている基準に達している保 全計画とは言えない。	ジュゴンの保全については、影響予測の結果を もとに、適切な保全計画、すなわち環境保全措置 を示しているものと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
28	騒音や作業船の航行の影響によりジュゴンの 刺網への羅網の可能性を指摘しているが、その 対策が記載されていない。	ジュゴンの刺し網への羅網は、ジュゴンが大浦 湾内に来遊してきた場合に、工事中の音や作業船、 供用時の航行船舶から回避行動をとった場合に発 生する可能性が考えられますが、そのような可能 性を回避するために、工事中及び供用時において 適切な環境保全措置を講じることとしています。 辺野古沖の海草藻場は、代替施設の建設により
29	辺野古の海草藻場及び海域は、たとえ現在使用されていなくてもきわめて重要である。 一昨年の大型台風の直撃により嘉陽の海草藻場は大きく攪乱された。今後も、さまざまな自然的・人為的条件により嘉陽の藻場が使えなくなったり、生息域として不適となる可能性がある。 その場合の担保として辺野古の海草藻場及び海域を良好な状態で保全しておかなければ、ジュゴンの生存は維持できない。	一部が消失しますが、消失する藻場に関する環境 保全措置として、改変区域周辺の海草藻場の被度 が低い状態の箇所を主に対象として、専門家等の 指導・助言を得て、生育基盤の環境改善による生 育範囲拡大に関する方法等を検討し、可能な限り 実施することとしています。
30	ジュゴンに対する影響について、定量評価を行うべきである。	一般的な定量評価の手法である、HEP や PVA は 用いませんでしたが、調査の結果を基に、事業計 画によるインパクトの程度を照らして、予測・評 価を行いました。
31	米軍が供用時において、在日米軍の環境管理 基準(JEGS)に基づいて環境管理活動を行うな らば、それを準備書においても明記すべきでは ないか。また日米の関係法令上の基準のうち、 より厳しい基準を選択すると、米国の「種の保 存法」等が適応されると考えられるが、その基 準も明記すべきではないか。	代替施設が在日米軍に提供された後には、在日 米軍はその活動に際し、日米の環境法令上の基準 のうち、より厳しい基準を選択するとの基本的な 考えの下作成されている在日米軍の環境管理基準 (JEGS)に基づいて厳格な環境管理活動を行い、適 切な対応がなされることになっています。 本事業に係る環境影響評価は、日米安全保障条 約に基づき日本国政府が提供する施設に関するも ので、日本政府の責任において実施しており、現 時点で、環境影響評価の事業者として、米国の法 律適用の具体的事項を記載することまでは必要な いと考えています。
32	ジュゴンの保全に対して、必要に応じて専門 家の指導・助言を得て、必要な措置を講じると 言うが、どのような専門家を想定しているのか 不明である。	環境影響評価準備書作成に係る専門家等(アドバイザー)の中に海洋動物(ジュゴン等)や海藻草類の生育環境保全に関する知見を有する環境工学分野の専門家が含まれており、今後、事業の実施に際して、引き続きこのような専門家等の指導・助言を得て適切に対応していく考えです。
33	水中ビデオカメラやパッシブソナーの設置、 そのための人員と船の投入等でものすごくお金 をかけた調査だったにも関わらず、その結果が 全く準備書にないのはなぜなのか。	水中ビデオカメラやパッシブソナーの調査結果は、準備書の「6.16 ジュゴン」に記載しています。

(17) 陸域動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1		新来行の元牌 河口生物に影響を及ぼす水の汚れや潮流の変化
1		
	のみならず、辺野古リーフ内や大浦湾に流入する。	については準備書に示したとおりであり、著しい
	る河川すべての水域での陸域生態系の再調査が	変化はなく、付け替え工事を行う美謝川河口以外
	必要。	には影響はないと考えています。なお、美謝川の
		水生生物については環境保全措置を実施すること
		としています。
2	基地予定地に近い北部森林では、米軍機が上	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査範囲
	空を通過するようになれば、全滅が危惧される	を設定し、方法書に対する追加・修正資料(修正版)
	多くの種に深刻な影響を与えることは確実であ	の記載に基づいて、適正に予測・評価を行いまし
	ることから、北部森林まで調査範囲を広げ再調	た。
	査すべきである。	
3	シロチドリの生息個体数の調査がされておら	調査地域でのシロチドリの生息状況は主に確認
	ず、推定個体数を把握できない調査では影響評	された繁殖数を目安として検討しました。シロチ
	価できない。	ドリの確認数については、位置が特定される繁殖
	また、沖縄県内で繁殖する個体群と、越冬や渡	地は実数として、成鳥などの確認個体は延べ数を
	りの個体群を分けて整理していない。	表記しました。
4	鳥類調査は、広い範囲で浅く、道路と海岸沿	鳥類のライン調査や定点調査は、道路沿いを踏
	で行われているが、そのような手法を採用した	査し、見晴らしの良い場所等で定点観察を行う一
	のはなぜか。また、調査結果は、得られたデー	般的な手法を採用しています。
	タを一括表にしただけで、地域別、環境別にま	主な予測・評価の対象とした重要な種について
	とめなければ、影響予測や保全措置の検討は困	は、確認地点を示した上で位置情報や個体数の定
	難である。	量データに基づく予測・評価を行っています。
5	ラインセンサス法を用いたのなら、記録個体	主な予測評価の対象とした重要な種について
	数のデータを示すべきで、数量データがないた	は、事業実施区域内と周辺地域に区分した上で確
	め定量的な解析、影響予測、評価がないのでは	認数や生息植生面積の数量データに基づき予測・
	ないか。	評価を行っています。
6	調査地点に偏りはないのか、繁殖を確認する	鳥類に関しては、ラインセンサスや定点観測に
	ためにふさわしい方法を用いたのか、明記すべ	加えて調査地域全域での踏査を行い、確認された
	きである。少なくとも、環境庁(1978)の繁殖地	鳥類の整理を行いました。
	図調査の手法を用いるべきである。改変区域で	繁殖が確認されたツミやシロチドリ、アジサシ
	確認された鳥類の繁殖の有無は再調査すべきで	類は陸域生態系の注目種として詳細を示していま
	ある。	す。
7	現地調査は1年間の4回しか行われていない。	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
	動物は気象状況などに影響されることから少な	測及び評価等を実施しており、調査回数について
	すぎる。十分な調査をする必要がある。	も沖縄県で実施されている他の事例の標準的調査
		回数により実施しました。
8	多種の生物の1種1種すべてが検討対象でな	オキナワチャバネゴキブリは現地調査において
	ければならない。	は埋立土砂発生区域を含む調査区をはじめ、名護
	オキナワチャバネゴキブリは、天然記念物や	市汀間から久志にかけて複数の調査区から確認さ
	絶滅危惧種ではないものの、超希少種であるこ	れています。
	とは疑いなく、本種は他地域からは確認されて	なお、本種は重要な種ではないことから保全措
	いないため、工事により国内から絶滅する可能	置は講じないこととしています。
	性もある。	
	工事を行うのであれば保全に関わる取り組み	
	により実施し、定着を確認してから工事を始め	
	るべきである。要再検討。	
9	鳥類では、繁殖に関する調査方法の記述はな	鳥類の繁殖にかかる情報は、陸域生態系におい
	く、繁殖しているとされた種についても、調査	て、繁殖の確認された注目種であるアジサシ類や
	結果として明記するのではなく、通常の報告書、	シロチドリ、ツミについて、繁殖地点や数量、行
	論文では考えられない書き方になっている。	動等を示しています。

(17) 陸域動物

No.	7) 陸曳動物 意見の概要	事業者の見解
10	沖縄野鳥の会は、辺野古海域のアジサシ類の	事業行りた所 鳥類については、工事の実施にあたり営巣が確
10	繁殖調査をはじめ県内各地で野鳥の観察や調査	認された場合、営巣箇所周辺での工事調整を図り、
	を行っており、これまでの知見から、本事業が	繁殖期の繁殖地周辺への立ち入りの制限にも努め
	鳥類の生息に多大な影響を及ぼすことは明らか	ることとしています。また、アジサシ等の海鳥に
	である。	ついても大浦湾西岸海域作業ヤード並びに関連し
	2.20	た浚渫を取り止めたことで、大浦湾奥での餌場消
		失の回避を図っています。
		また、陸域での改変面積の低減を図るなど、生
		息環境への変化に配慮しています。
11	辺野古川河口(干潟)のクロサギはこの沿岸	辺野古川河口の作業ヤード設置にあたっては、
	一帯に何羽も生息しており、辺野古川河口には	辺野古川における海とを行き来する水生動物への
	年中生息している。	影響を考慮して、工事中から供用時にかけての事
	辺野古川と海を行き来する小魚を食べており	後調査により把握を行います。
	辺野古川河口は極めて重要な餌場である。	
12	ネズミ類の予測結果にゴルフ場、芝地環境の	植生環境の現況において、農地化されている一
	記述があるが、施設計画に入っていないのでは	般的な場所とゴルフ場があったことから、凡例に
	ないか。	おいて「ゴルフ場・芝地」としたものであり、本
	新たにゴルフ場を整備するように読めるので	事業において新たにゴルフ場を整備する計画はあ
	きちんと示すべきである。	りません。
13	基礎的データを収集・分析する努力を欠き、	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
	それらの自然環境に対する役割を無視してい	測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	る。	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	十分な調査研究なく環境影響評価を行う事は	慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を
	乱暴であり、方法書にさかのぼり再検討すべき	示しています。
1 /	である。 評価するのであれば、消失する個体数、存続	各種の環境保全措置の効果は、環境変化を監視
14	計価 9 るのであれば、相关 9 る個体数、存就できなくなる個体群などが、保全措置によって	
	どの程度減少するのか、予測結果について数字	するための事後調査及い環境監視調査を美施して いくことで予測結果の検証を行うこととしていま
	(定量的に)を明らかにすること。	す。
15	レッドリスト絶滅危惧I類、IA類、IB類の	- 7。 - 事業者としましても当該地域の自然環境の重要
	絶滅のおそれのある貴重な種が26種生息してお	性を認識しているところであり、その保全を図る
	り、この貴重な自然を残し、次の世代に引き継	べく最大限配慮していきたいと考えています。
	ぐべき。	- , ,
16	工事中の騒音が鳥類に与える影響について、	工事の実施に伴う騒音の影響については、既存
	生息地放棄など重大な影響はないとしているが	知見を踏まえた予測結果を記載しました。
	根拠が示されていない。	
17	代替施設建設が生態系やノグチゲラ、ヤンバ	ノグチゲラやヤンバルクイナが生息する沖縄本
	ルクイナ等の鳥類に及ぼす影響は計り知れな	島北部の通称やんばる地域は本事業実施区域に含
	<i>۷</i> ۰。	まれておりません。
	日本の天然記念物であり、沖縄という特定の	
	土地にしか生息できないのである。	
	不必要な軍事施設のために、貴重な鳥類が消	
	えることは許さない。	Letter to the property of the state of the s
18	軍事基地は、建物だけでなく、演習のための	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
	騒音など伴うため、動物たちも近寄らなくなる。	測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
		東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
		慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を
10	アカハラダカの集団が名護岳から久志岳方面	示しています。 オ四位と郷が年は、北入笠に甘べいて理木・子・
19	アカハフタカの集団か名護缶から久志缶万田に飛び立ち、南方から来るアジサシ繁殖地をは	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	に飛び立ら、角方から来るアンサン繁煌地をはじめ多くの渡り鳥の中継基地となっており、基	例及い評価等を表施しており、特に、沖縄島北部 東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	世建設は沖縄の生物界に多大な悪影響を与え	東海岸域の豊かな日然環境や生荷環境の保主に配 慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を
	地建設は仲縄の生物外に多人な恋影響を与える。 る。	思した事業計画で環境床生指直、事後調査計画を 示しています。
	∂ 0	1.0 C + D 10

(17) 陸域動物

No.	意見の概要	事業者の見解
20	照明設備により代替施設周辺の夜間の明るさ	施設等照明については、代替施設が海岸部周辺
	が一変し、動植物への影響が懸念されるが十分	に限られ、また影響の少ないナトリウム光の採用
	に検討されていない。	により陸域動物への影響は最小限に抑えられるも
		のと考えています。
21	供用後のロードキルの保全措置として注意看	供用後のロードキルについては、代替施設が海
	板設置を上げているが、大型動物以外の防止効	岸部周辺に限られることから、とくに陸域動物に
	果が期待できないことは明らかである。	おける発生頻度は高くないものと考えています。
		海岸性のオカヤドカリ類やオカガニ類について
		も代替施設の周囲が護岸形状となり生息は少ない
		と予測されることから発生頻度は低いものと考え
00	「低速」は目体的レニナルマれる岩地域が	ています。
22	「低減」は具体的に示されておらず判断が不	事後調査結果は、法令等に則り、事後調査の開
	可能であり数値や具体例で示すべきである。	始後、1年ごとに事後調査の項目及び手法を検討す
	事後調査で影響が認められた場合には対策を とると言うが、「認める」のは誰か明示がなく、	ることとなっています。 事後調査においては、沖縄県環境影響評価審査
	必要に応じて専門家の意見をと言うが、誰がど	争伎嗣直にわいては、仲縄宗泉児影響計価番重会による審議等を踏まえ、新たな環境影響が確認
	の安に応じて等円家の意元をと言うが、誰がと ういう状況で判断するのか、また専門家の選定	云による番戦寺で暗まん、利にな塚児影音が確認された場合は必要な対策を講じることになると考
	を誰が行うのかも不明である。	えています。
23	環境保全方策は、米軍に周知することや事業	本環境影響評価で検討し講じることとしている
20	者の実行可能な範囲内でという非常に不確実・	環境保全措置を遵守するよう、米軍へ必要な要
	あいまいなことしか書かれていないため、環境	請・協議を行います。
	保全の基準又は目標との整合が計られていると	HI WHAT CITY & 70
	は言えないと思う。	
24	大きな悪影響が出ても、ほんのささやかな保	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
	全措置さえ講じれば許されるというのでは、評	測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	価を実施する意味がなく、環境影響評価法の精	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
	神を無視したものである。	慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を
		示しています。
25	工事中や供用時の照明による陸域動植物の影	施設等の照明については代替施設が海岸部周辺
	響が懸念される。また、ナトリウムランプ等を	に限られ、影響の少ないナトリウム光の採用によ
	採用とするとあるが、照明設備や運用はどうす	り陸域動植物への影響は最小限に抑えられるもの
	るのか。	と考えています。
	米軍に周知するとあるが担保効果を示す必要	本環境影響評価で検討し講じることとしている
	がある。	環境保全措置を遵守するよう、米軍へ必要な要
		請・協議を行います。
26	重要な種のうち半数の種が個体群を存続でき	改変区域の個体については、周辺の同様な植生
	ないというのは影響が大きすぎ、工事を中止す	環境の場所への移動により生存を図ることで個体
	るしかない。	群の存続を図れるものと考えています。
	改変面積を「可能な限り抑える」のがどの程	改変による影響の程度が大きいと考えられた種
	度なのか、影響を大きく軽減させ得る効果的な	に対しては、移動先(案)を評価書に記載しました。
	環境保全対策は示されていないにもかかわら	また、移動先の詳細等は専門家等を交えた具体検
	ず、影響は最小限にとどめるよう十分配慮されていると話が出れている。	討に基づき、実効性の高い手法により個体群の保 ^* 図7.5 k k 7.5 c v ***
	ていると評価するのは論理を無視している。	全を図ることとしています。

(18) 陸域植物

No.	O) 	事業者の見解
1	工事による土地改変により重要な植物 52 種の生育個体が消失すると予測し、さらに、15 種については個体群の存続に影響が生じるという予測結果は、対象事業が実施されれば不可逆的な影響が多大に発生することを示し、またその保全対策は、あまり効果が期待できるとは考えにくい。 重要な種の生育状況及び群落の分布に及ぼす影響は最小限にとどめるよう十分配慮されていると評価するのは、客観性を欠いている。消失する個体数、存続できなくなる個体群などが保全措置によってどの程度減少するのか、きちんとした予測結果を数字によって(定量的に)明らかにする必要がある。	土地改変による重要な植物種及び群落への影響については、改変区域と確認地点との重ね合わせにより、生育状況の変化について予測・評価を行いました。また、重要な植物種については、種毎の国内外・沖縄県内での分布状況や改変区域内外における確認状況等を考慮した上で、移植等を含めた保全措置について検討しました。 重要な種の消失個体数及び群落の消失面積・消失率等については、予測結果を準備書に記載しています。
2	土地改変による個体群の存続への影響が 懸念される種については、類似環境へ移植す ることとしているが、具体的な移植方法や移 植結果を示すべきである。	移植対象種については、種毎における植生環境や現場条件を含めた移植先の選定や、各種に応じた移植方法を検討した上で、慎重に移植を実施します。また、移植後の活着・生育状況等について、事後調査で継続的な把握を行い、個体の衰弱等の現象が生じる場合には、専門家等の指導・助言を得て、必要な措置(既存の措置の見直しや追加の措置等)を講じます。
3	土取り場の植物が刈り取られた後、緑化工 法や植林が行われても、地形変化や風の吹き 込み等による周辺植生への影響は大きいと 考えられる。 単に個体が生きのびればよいと言うこと ではなく、移植先への攪乱も考慮した上で手 法を検討すべきである。	伐採等により生じる林縁部については、マント群落・ソデ群落の形成を促進させ、土壌の乾燥等の林内環境の変化を防ぐ保全対策を検討しています。また、生態系への撹乱を可能な限り防止するため、移植対象種毎に植生環境や現場条件を含めた上で移植先を選定し、各種に応じた移植方法を検討した上で慎重に移植を実施します。
4	航空灯及び工事の夜間照明により、周辺の 夜間の明るさが一変し、動植物の生態系に対 する影響が懸念される。 この問題について影響アセスが十分に検 討されていない。	工事中及び飛行場供用時の夜間照明による植物への影響については、予測・評価を行った上で準備書に記載しています。 夜間工事を可能な限り実施せず、やむを得ない場合でも保安灯等の一部に限ることや、本事業区域周辺では現状でも街灯等の照明により、比較的明るい環境であることから、供用後も同様な環境が継続されると考えられ、夜間照明による植物への影響は生じないものと予測しました。
5	自然豊かな辺野古地域において、そこを破壊しても、新たにゴルフ場など芝生を植えるので影響ないとするのは、あまりにもひどすぎる。 しかも、国は、別の項目で芝生は自然度の低い芝生とランク付けしているのに、影響ないとするのは国の矛盾である。	本事業においては、新たにゴルフ場を建設する計画はありません。 また、芝生を含めた植生自然度については、環境省における「自然環境保全基礎調査(みどりの国勢調査)」を基に区分を行い、土地の改変による植生変化について予測・評価を行いました。
6	影響の低減について、数値や具体例で示すべきである。 また、事後調査で影響が認められた場合には対策をとると言うが、「認める」のは誰かの明示がない。	事後調査を進めていく中で移植株の個体数や生存 率等により定量的な数値を示した上で、環境保全措置 の効果について検討することとしています。 事後調査においては、沖縄県環境影響評価審査会に よる審議等を踏まえ、新たな環境影響が確認された場 合は必要な対策を講じることになると考えています。

(19) 生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	大浦湾には未知の生物種が生育していることが	大浦湾を含む調査海域には多くの海域生物が
	予想されるが、調査にもっと時間をかけるべきで	生息しています。これについては本環境調査の
	はないか。	現地調査や既存の調査結果から多くを把握した
		と考えています。
2	重要な種が含まれるオカミミガイ科について	潮間帯上部から飛沫帯といった半ば陸上環境
	は、種類によって地形、地質、潮汐等の生息環境	に生息するオカミミガイ科は、海域生物関連の
	が異なっている。	調査では干潟調査、インベントリー調査、陸域
	これについて、準備書では現地環境の詳細、堆	生態系特殊性調査のマングローブ調査におい
	積物採取の方法の説明が不足しており、環境がよ	て、生息する種や分布域の把握に努めました。
	みとれない。	重要な種については、保護の観点から詳細な
		確認地点は表示していませんが、干潟調査、マ
		ングローブ調査のとりまとめでは調査地点の概
		略地形等を示しています。
3	ジュゴンの調査は、静かな条件で長期間にわっ	ジュゴンがリーフ縁辺に近づいたり、リーフ
	たって行うべきである。	内に入り込むことが多いといわれていた夕刻か
		ら早朝の時間帯には、海上の現地調査を行いま
		せんでした。また、ジュゴンの遊泳が発見され
		た場合には、その付近で行われている現地調査
		作業を中止するなど、ジュゴンの行動に影響を
		与えないように配慮しました。
		なお、環境調査及び既往の調査結果や、文献
		等資料により、予測・評価に必要な情報は十分
1	ジュゴンの生息数は、専門家によると3個体よ	得られたと考えています。 本環境調査の現地調査で確認された最小個体
4	り多いとされている。	数は3個体でしたので、そのように記載してい
	り多いとされている。	数は3 個体でしたので、そのように記載してい ます。
5	辺野古地域には絶滅が懸念されている希少動物	本環境調査では、ジュゴンやウミガメ類、サ
	のジュゴンやウミガメ、サンゴなどが生育してい	ンゴ類、その他の動植物の分布状況や季節的な
	る。環境調査をもっと時間をかけてやるべきでは	差異、重要な種の種類と分布位置等を把握しま
	ないか。	した。
		なお、環境調査及び既往の調査結果や、文献
		等資料により、予測・評価に必要な情報は十分
		得られたと考えています。
6	重要な種の確認位置が表示されていない。再調	縦覧用の準備書については知事意見を踏ま
	査し、誰もが確認できるように表記して、保護方	え、重要な種の保護の観点から種の確認位置で
	法を明記すること。	はなく確認範囲として示しています。
7	埋立工事や輸送船の航行に伴い、海底の泥や砂	工事の実施に伴う底泥の巻き上げを含む濁り
	が巻き上げられることにより、周囲の底質環境が	の拡散状況については、数値シミュレーション
	変化するおそれがあり、サンゴ群集や藻場等にも	を用いて予測・評価を行っています。また、そ
	影響が及ぶ可能性がある。	の結果をもとに海域生物・生態系への影響につ
		いても予測・評価しています。
		なお、供用時には定期的な輸送船の航行はな
		く、輸送船が接岸する桟橋は水深が大きな岩礁
		域に位置していることから、予測の対象とはし
	HOLD ON THE CONTROL OF THE CONTROL O	ていません。
8	潮流や水質の変化に伴い、サンゴ類や魚類をは	潮流や水質の変化については、数値シミュレ
	じめとした多様な生物からなる貴重な生態系への影響が駆るされる	ーションを用いた予測を行い、その結果をもとして海ばより、よれる。の影響についても検討し
	影響が懸念される。	に海域生物・生態系への影響についても検討し
		た結果、必要に応じて環境保全措置を講じるこ
		ととしています。

No.	/ 海以工窓示 意見の概要	事業者の見解
9	長島や平島にある砂浜が消滅することが懸念さ	埋立地の存在に伴う海岸地形の変化について
	れる。	予測した結果、長島や平島には砂浜が消滅する
		といった海岸地形の変化は生じないと考えてい
		ます。
10	美謝川の切替え工事は、川と海の接点となる河	美謝川の切替えに伴う環境変化については、
	口の環境を大きく改変することになるが、改変に	潮流(水象)、水の汚れ及び土砂による水の濁
	よる環境変化について述べられていない。	りの予測において、数値シミュレーションを用
		いた予測を行うと共に、その結果を踏まえて海
		域生物・生態系への影響についても予測・評価
1.1	海して東に似る上見のから、 じゅの状体 一切立	しています。
11	海上工事に伴う大量の砂やヘドロの推積、埋立 土砂採取発生区域における森林の伐採に伴う洪	海上及び陸上における工事の実施に伴う海域 での濁りの拡散及び堆積については、それぞれ
	水、赤土流出等により、広範囲にわたって海域生	平常時及び降雨時を予測対象時期として、数値
	態系に影響が及ぶことが懸念される。	シミュレーションによる予測を行いました。
		その結果、土砂の堆積が予測されるのは美謝
		川河口前面等の局所的な範囲であり、その堆積
		厚は工事 1 年次の最大値で 0.1mm/日と予測され
		ることから、影響はほとんどないものと考えて
		います。
12	代替施設の供用時には、航空機の洗機排水が放	洗機排水は、洗機排水処理施設において凝集
	流されることにより、広範囲にわたってウミガメ	沈殿法により一次処理した後に、生活排水等と
	類、ジュゴン、サンゴ、海草等に影響が及ぶこと	ともに汚水処理浄化槽にて二次処理を行い、海
	が懸念される。	域へ放流する計画としています。
		この放流水による影響については、COD及び塩
		分を予測項目として数値シミュレーションを行い、濃度分布域の変化の程度から海域生物・生
		態系への影響を予測・評価しています。
13	コンクリートから浸出するアルカリ成分が生態	本事業では、水中コンクリートの打設に伴う
10	系に影響を与えると考えられる。	アルカリ排水による水質変化が想定されるた
		め、pHの変化について予測を行いました。
		その結果、pH の変化は施工場所近傍に限られ、
		ごくわずかに増加する程度と考えています。
14	埋立区域のみならず、周辺海域の総合的・長期	水象、水質等の海域環境の変化予測は、埋立
	的な環境変化を踏まえた生態系への配慮と評価を	計画地東側の嘉陽地先から西側の宜野座地先に
	求める。	かけての範囲を計算領域として、数値シミュレ
		ーションにより行っています。また、予測時期
		は施設の存在及び供用時も対象としています。
		その結果を踏まえて生態系への影響について予 測・評価を行っています。
15	外部から持ち込まれる埋立土砂中の微生物が、	現段階では砂材等の調達計画が未定であるの
10	生態系バランスを崩す可能性についての検討が不	で、動植物の混入の影響低減措置は決定できま
	十分である。	せんが、調達計画案が立案された段階で有害プ
		ランクトンのシストの混入検査等の対策を検討
		し、影響の防止に努めることとしています。
16	飛行場施設に夜間照明が設置されることによ	代替施設供用時の環境保全措置として、代替
	り、当該地域の夜間の明るさが変化し、動植物の	施設の照明は、重要な動物種への影響を回避・
	生態系に対する影響が懸念されるが、これについ	低減するため、ウミガメ類や昆虫類等に対して
	て十分に検討されていない。	光による誘引性が低いとされているナトリウム
		ランプ等を使用することで周辺に生息する陸域
		動物への影響を小さくするための配慮を米軍に
		周知することとしています。

	/ 構以工窓示	古光水 5 口 27
No.	意見の概要	事業者の見解
17	海上工事に伴う騒音や航空機騒音が、海域の生	海上工事や航空機による水中音についての調
	物や生態系に影響を及ぼすことが懸念されるが、	査は実施していませんが、現況の水中音及び低
	水中音の調査と予測が不足している。	周波音は把握しています。また、それらの調査
		結果等をふまえ、海域生物やジュゴンに対する 影響なるいてる測し 類似な行っています
10	四寸17/W17.45 株本中田彩沙井1 海	影響について予測・評価を行っています。
18	埋立に伴い生物の生息・生育空間が消失し、海は生態をの機能が生われてこれになるが、環境保	埋立区域内に生息するサンゴ類や移動性の低い底生動物等は埋立てに伴ってやむを得ず消失
	域生態系の機能が失われることになるが、環境保 全措置として消失藻場を最小化し、サンゴを移植	することになるため、可能な限り工事施工区域
	主相直として何大深場を取がして、リンコを移植 することにより、可能な範囲で回避、低減を図る	することになるため、可能な限り工事施工区域 外の同様な環境条件の場所に移植し、その後、
	こととしている。しかし、大浦湾及び辺野古沿岸	生息状況について事後調査を実施します。また、
	域は大規模なサンゴ礁やウミガメの産卵場が存在	環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を
	するなど、沖縄県により「自然環境の厳正な保護	構築して海藻草類の事後調査並びに環境監視調
	を図る区域」とされており、特に辺野古地先の藻	査を実施し、調査結果を踏まえて、必要に応じ
	場が消失することはジュゴンをはじめとする希少	て専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を
	な動植物の生息・生育に重大な影響を与えるため、	講じることとしています。
	最大限の配慮が求められる。	
19	大浦湾・辺野古沿岸域は沖縄県の「自然保全に	事業の実施にあたっては、環境保全措置が速
	関する指針」で評価ランクI(厳正に保護を図る	やかに講じられる監視体制を構築して、海域生
	区域)に分類されている。	態系に係る事後調査並びに環境監視調査を実施
	ジュゴン、サンゴ、藻場、ウミガメ、クマノミ	し、調査結果を踏まえて、必要に応じて専門家
	等の希少な生物が生息・生育する豊かな生態系を	等の指導・助言を得て、必要な措置を講じるこ
	保全すべきである。	ととしています。
	特に、辺野古沖の海草藻場はジュゴンの餌場で	
	あり、海草藻場の消失はジュゴン以外の生物にも	
	影響を及ぼすため、その保全については十分に検	
	討する必要がある。	
20	現状においても、海草、サンゴ類に対する水質	準備書では、水の汚れに関する予測・評価に
	汚染の影響が考えられる。	おいて、現況の水質の状況を含めて検討してい
21	準備書には干潟生物の環境保全措置について記	ます。 干潟生物については生態系のとりまとめにお
21	華 は 下	いて整理しており、改変区域内に生息する底生
	軟体動物の生態は不明点が多く、保全措置を講	動物(干潟生物を含む)のうち、主に自力移動
	じることが難しい。	能力の低い貝類や甲殻類の重要な種について
		は、埋立工事の着手前に、現地調査時に重要な
		種が確認された地点及びその周辺において、可
		能な限りの人力捕獲を行い、各種の生息に適し
		た周辺の場所へ移動を行うこととしています。
22	ジュゴンやウミガメの生息に好適である辺野古	ジュゴンやウミガメの生息状況については、
	沿岸に対して、米軍基地との因果関係を調査せず	本環境影響評価において得られた調査結果に基
	に、地形・地質が好適でないかのような記述がな	づいて、地形的条件等も勘案して記載していま
	されている。	す。
23	ジュゴンが3頭だけだとしても辺野古沖に来遊	本環境調査の現地調査結果によって得られた
	する可能性がある。	結果よりとりまとめ、評価しています。
	映像でも記録されているように辺野古沖でも見	
	られているのでもっと的確に調査すべきである。	
	また、ジュゴンの生息域が嘉陽沖に限定されているとしても、生息域に近い海域の環境変化がジュ	
	るとしても、生息戦に近い海域の環境変化がシュ ゴンにも影響を及ぼす可能性がある。	
24	事業の実施に伴う様々な環境変化により、当該	準備書においては、事業の実施に伴い想定さ
4	海域のジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類等希少な	本価者においては、事業の美地に行い念ださ れる様々な環境の変化について予測し、その結
	動植物が生息する多様で豊かな生態系への影響が	果を基にジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類をは
	懸念される。	じめとした海域生態系に及ぼす影響について予
	, Jane 2 4 * 90	測・評価を行いました。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	ジュゴンやウミガメの餌場、多くの生物の産卵 場となる藻場は、生態系を構築するうえで重要で ある。	海域生態系のとりまとめにおいて、食物連鎖 を勘案してジュゴンやウミガメを含めた藻場生 態系の整理を行っています。
26	大浦湾は生物の宝庫である。	本環境調査においても当該海域には多くの生 物が生息している状況を把握しています。
27	辺野古の自然は希少種の宝庫である。埋立は大 浦湾の潮流、生態系、環境を変化させることは一 目瞭然である。 環境保全措置を講じたとしても、影響が少ない との結論は理解できず、海域生態系に対する影響 を過小評価しているのではないか。	海域生物・生態系に係る現地調査により、当該海域における多様な生物相を把握するとともに、種別、生態系別に分布状況等をとりまとめています。 準備書には、それらの結果を踏まえて、事業の実施に伴い想定される様々な環境の変化についての予測を行い、ジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類をはじめとした海域生態系に及ぼす影響について予測・評価を行った結果を記載しています。
28	サンゴ礁への影響、特に白化が問題である。その他の生態系、水環境に影響が発生する。	サンゴ類の白化の要因の1つとされる水温の 上昇については、準備書に記載しているとおり、 変化は小さいと考えています。 代替施設本体の周辺や大浦湾等に分布するサ ンゴ類については、事後調査並びに環境監視調 査を実施し、調査結果を踏まえて、必要に応じ て専門家等の指導・助言を得て、必要な環境保 全措置を講じます。
29	大浦湾の生物多様性は特有の地理的環境から生まれる絶妙なバランスの上になりたっているが、サンゴ類への影響については「消失面積」としてしかとらえておらず、注目すべきサンゴ群落は消失しないとしている。 潮流の変化の影響が重要であることは明白である。	サンゴ類への影響については、海面の消失に 伴う消失面積の予測のみならず、事業の実施に 伴う水の濁り、波浪、流れ等の変化についての 予測結果を踏まえた影響の予測・評価を行って います。
30	いったん失ったサンゴを回復させるのには大変な労力と時間が必要である。また、周囲の生物も含め微妙なバランスの上に成り立っている複雑な生態系を元通り回復させられる保証はない。今あるサンゴをこのまま残して守る方がはるかに効率的である。	埋立区域内に生息するサンゴ類は海面の消失に伴ってやむを得ず消失することになるため、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植します。また、埋立区域内に生息する移動性の低い底生動物等についても、可能な限り捕獲を行い、各種の生息に適した場所へ移動を行います。 さらに、事後調査並びに環境監視調査を実施し、調査の結果を踏まえて、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な環境保全措置を講じることとしています。
31	埋立てられる大浦湾にはアオサンゴの群落があり、このような希少種の生息が破壊されるおそれがある。	事業の実施に伴う大浦湾内の潮流、波浪、水の濁り、水の汚れ等について、数値シミュレーションを用いて予測を行い、それらの結果に基づきアオサンゴ等の希少な生物の生息・生育状況について予測・評価しています。

No	, 1.3 pt = 18.711	古光之の日知
No.	意見の概要	事業者の見解
32	「海域生態系の構成及び個々の関連」について	準備書では生態系の項で物質循環の状況を地
	は、まとめ・考察の重要な部分となるはずである	域別生態系別に整理し、影響を検討しています。
	が、それぞれの場所(各生態系)の記載と概念的	
	な記述のみであり、密接に繋がりあっていること	
	の視点が欠落している。	
	この点を、再度、詳細に解析しなおし、辺野古・	
	大浦湾における生態系の存在様式を明らかにした	
	うえで、評価すべきである。	We the shows a secretary to the last of th
33	インベントリー調査では、詳細な文献調査も含	準備書では、既往資料の情報を参考として記
	めて種をリストアップしなければならない。	載しています。本調査のインベントリー調査で
	準備書には、従来の文献の引用がほとんど行わ	も多様な生物相が存在していることが示されま
	れておらず、不備である。例えば、方法書の段階	した。ただし、重要な種の分布を詳細に示した
	で意見が述べられた「世界中で辺野古海域からの	場合、乱獲等による影響を受ける可能性がある
	み新属新種として記載されたオキナワウラウズ」	ため、種の保護のため詳細な分布位置は示さな
	等にもまったく触れられていない。	いこととしました。
	また、このインベントリー調査では、日本新記	
	録種等の詳細な確認地点は明示されておらず、重	
	要な種がどのような藻草に生息しているのかまっ	
	たく不明であり、評価できない。	
34	代替施設建設によるサンゴ礁やサンゴ礁生態系	準備書においてサンゴ礁や生態系の変化につ
	の変化について、専門家の意見やそれに基づく根	いてとりまとめています。
	拠を示すべきである。	
35	埋立用材の海砂使用に反対。ウミガメの産卵場	埋立土砂の購入にあたっては、供給元におけ
	所のみでなく沖縄の美しい海岸線が損なわれる。	る土砂の採取による環境への影響に配慮されて
	沖合より採取したとしても海は連続しており、海	いることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴
	岸線にも影響が及ぶと考えられる。	う環境への著しい影響がないよう慎重に判断し
		ていくこととします。
		なお、採取にあたっての環境保全は、一義的
		には、埋立用材の供給業者の責任で行われるも
		のと考えています。
36	生物は単独では生存できず、生態系の物質循環	生態系の物質循環に関しては、干潟、藻場、
	の中で生存している。	サンゴ礁等の各生態系における生物の構成種と
	本アセス調査は何種もの貴重種がいることを明	相互関係を検討した結果を、食物連鎖図として
	らかにしているが、これらも、普通にいる多くの	とりまとめています。
	種や環境の微妙なバランスの上にそこに生存して	
	いる。	
	そのような生物の相互環境を無視している。普	
	通種は、貴重種を維持する意味では、他の地域の	
	同種より重要な意味を持っています。	
37	準備書では、大浦湾にアオサンゴ群集の存在を	大規模なアオサンゴ群生は埋立区域内に存在
J.	確認したという程度の記載であり、世界的に珍し	していませんが、環境監視調査を実施し、調査
	い群集が生き残るという保証無しに工事を進める	結果を踏まえて、必要に応じて専門家等の指
	べきではない。	導・助言を得て、必要な措置を講じることとし
	慎重に再検討すべきである。また、大浦湾全体	ています。
	のサンゴ群集に関して、大浦湾が持つ環境の特殊	
	性やどのような環境が維持できればサンゴ群集が	
	保たれるのかなどを解明すべきである。	
38	ユニークな生物群集が多く確認されているが、	現地調査により確認された重要な種について
50	マーークな生物群果が多く確認されているが、 それらの希少価値に対する評価が低い。	「現地調査により確認された重要な種について は、すべての種について生態特性と確認位置を
	(4000/7年少 (は、
		暗またくで例・評価を行っています。また、A イショウガイに付着するキクメイシモドキやト
		カゲハゼなど、特徴ある生物については個別の 調本を行い、予測・証価しています。
		調査を行い、予測・評価しています。

No.	プログログス 高見の概要	事業者の見解
39	藻場への影響は動植物プランクトンに影響を与	準備書では、海域生態系の項において、食物
	え、さらに小エビ、魚類と3次的、4次的な影響	連鎖の影響伝達を、各地域の生態系別に整理し
	を与え、生態系全体への影響が及ぶことになる。	ました。
40	生態系の構造として書かれている内容は、一般	準備書では、生態系の項において、海域生態
10	的な食物連鎖の記述とほとんど代わらず、生態系	系と陸域生態系のそれぞれの構成を地域別、生
	の構造と機能について調査したとは言えない。生	態系(環境)別に食物連鎖構造から示し、食物連
	態系への影響は予測されておらず、直接改変区域	鎖の面からは主に上位種の影響について検討し
	内で、移動性の少ない種は影響があるが、鳥類の	ました。ただし、生態系に含まれる個々の種類
	ように移動できるものへは影響がないと、実際の	のうち、重要な種については海域生物、陸域生
	予測の仕方は不足である。	物の項に示しました。
41	生態系を検討する以上、分解者である微生物(い	準備書では、水質や底質の有機汚濁の程度が
	わゆるバクテリア)の検討がなされるべきである。	比較的小さいと予測されたことから、代替施設
	バクテリアは、有機物の分解者であり、生態系の	建設による生態系の影響予測に際して、有機物
	連鎖の中では重要な役割を持っている。埋立て、	の分解者としての微生物を考慮していません。
	岩場の破壊等により分解の場を奪われ、バクテリ	3,000 to 3,0
	アの生態系の遷移や変遷の影響があると考えられ	
	3.	
42	当該海域は「自然環境の厳正な保護を図る区域」	埋立工事は、外周護岸を先行施工して可能な
	であるので、埋立て、海中の大規模工事、赤土流	限り外海と切り離した閉鎖的な水域をつくり、
	出、シルト拡散、富栄養化などの人為的圧力を忌	その中へ埋立土砂を投入することにより、埋立
	避すべき海域である。	土砂による濁りが外海へ直接拡散しないような
		工法とします。また、海中への石材投入や床堀・
		浚渫、及び海上ヤードの撤去による水の濁りの
		影響を低減させるため、汚濁防止膜や汚濁防止
		枠を適切に設置・使用することとしています。
		埋立てを終えた工区については、降雨等によ
		り裸地面から濁水が海域に流出しないよう、裸
		地面を転圧・締固めした上で周囲に盛土を施し、
		埋立部に雨水等を浸透させ、護岸背面に防砂シ
		ートを施し、ろ過処理を行い、濁水処理プラン
		トの設置等を行います。
		このような配慮により、環境影響をできるだ
		け回避、低減することとしています。
43	準備書には海草やサンゴの移植が環境保全措置	現存するサンゴ群落を他の場所に移植・移築
	として記載されているが、これらの移植について	
	は成功事例がなく、環境保全措置としてその具体	湾港などでも実施されています。また、移植後
	性・有効性に疑問がある。しかし、その措置の評	の状況については継続的なモニタリングを行う
	価では適切な検討を行っているとされており、実	こととしています。
	行可能な範囲で努力すればよいとされている。有	周辺海域の海草藻場については、生育分布状
	効な環境保全措置ができないのであれば事業を中	況が明らかに低下してきた場合には、必要に応
	止すべきである。	じて、専門家等の指導・助言を得て、生育基盤
		の環境改善による生育範囲拡大に関する方法等
		を検討します。
44	サンゴ群落の浚渫は「厳正に保全すべき」海域	埋立区域内に生息するサンゴ類は埋立てに伴
	環境を乱す。	ってやむを得ず消失することになるため、可能
		な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所
		に移植し、その後、生息状況について事後調査
		を実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
45	調査結果は生物の多様性を示している。また、	海域生物・生態系に係る現地調査により、当
	重要な種類が多く生息していることを示してい	該海域における多様な生物相を把握するととも
	る。これに対する環境保全措置が適していない。	に、種別、生態系別に分布状況等をとりまとめ
	サンゴ類については注目すべき生息、生息地の	ています。
	分布はないという結論は、サンゴ礁で成立した沖	サンゴ類についてもライン調査やスポット調
	縄における評価にはなっていない。	査など多種の方法で調査し、その分布状況をと
		りまとめました。注目すべきサンゴ群生として
		大浦湾内のアオサンゴ群生、塊状ハマサンゴ属
		群生、辺野古沖のダイオウサンゴ群体などを選
		定し、位置及び規模を把握しました。その結果
		については、海上ヤードの位置を移動させるな
		どの環境保全措置に反映しています。
46	「方法書」に依らない事前調査において、ビデ	事前調査は、環境に配慮して適正に実施して
	オ、パッシブソナー、サンゴ着床具等の機材を設	おり、ジュゴンやサンゴ類の生息環境に与える
	置したことが、ジュゴンやサンゴ類に影響を及ぼ	影響はなかったものと考えています。また、キ
	した可能性がある。また、現在のキャンプ・シュ	ャンプ・シュワブ前面海域における訓練につい
	ワブ前面海域において実施されている水陸両用車	ては、当該海域での制限水域の指定(昭和47年
	等による訓練が、すでに周辺環境に影響を与えて	6月15日)以来、認められているものです。
	いることを考慮していない。	したがって、訓練が行われていることは前提
		であり、逆に、訓練の中止を前提にしたり、訓
		練による影響について考慮するのは、むしろ事
		業の影響を評価する上で不適切であると考えて
		います。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	アジサシ類の調査は 2 年程度では不十分である。また、調査は年間を通して行うべきである。	アジサシ類の調査は、調査地域に飛来する 4~10月に行い、エリグロアジサシの営巣を主に岩礁部で確認し、予測・評価に必要なデータは既存資料及び本環境調査により得られたものと考えました。
2	準備書では、アジサシ類の生息数について、 文献に5種947羽の記録があるとしながら、そ の後の調査結果で生息数のデータを示していな いのはなぜか。生息数の調査をしていないので はないか。	環境調査において、アジサシ類の生息数は把握していますが、陸域生態系の典型性として、採餌場所及び繁殖場所に着目し、予測・評価を行いました。
3	離れた岩礁を観察する場合や船上からの観察で巣や卵を発見するのは困難である。また、岩礁や岩棚に座る姿勢と実際の抱卵の区別も難しい。親鳥が実際に抱卵中であるか否かをどのようにして判定したのか。	アジサシ類の繁殖への影響を考慮し、基本的に 船上からの確認を行っており、繁殖行動の観察に より、抱卵等を判別しました。なお、アジサシ類 の繁殖に影響を与えないよう注意しながら、一時 的に上陸したうえでの確認も行いました。
4	アジサシ類は他地域との連携をとった調査を 行い、影響を更に明らかにすべきと考える。	調査地点や範囲は、法令等に基づいて作成した 方法書及び追加・修正資料に基づいて設定してお り、調査地域の特性及び各環境要素の変化の特性 を踏まえて、環境影響を予測・評価するために必 要な情報を把握する場所として設定しました。
5	時間経過による影響の深刻化という点についての視点がない。部分の改変が全体の変化へとつながる可能性を探るには、動的平衡論を基礎とした全体論的アプローチが欠かせない。そのためには、各生物種の生活史の追求が不可欠であり、長期にわたる調査が求められる。	調査期間については、法令等に基づいて作成した方法書及び追加・修正資料に基づいて設定したものであり、予測・評価に必要な情報は得られたと考えました。
6	事業実施区域に近い北部森林では、ここでしか生息していない 66 種をはじめ、1,300 種以上の多様な生物が確認されている。米軍機がこの上空を通過することになれば、絶滅危惧種等に深刻な影響を与えることは確実である。そうした範囲まで環境影響評価の調査範囲を広げ再調査すべきである。	生態系の調査範囲は、事業実施に伴い、直接的な改変を受ける内陸部の辺野古ダムの湛水面上流側までを重点調査範囲とし、美謝川上流部や辺野古ダム湖岸等の改変区域外においても、現地の状況に応じて適宜、調査範囲を設定しました。また、大浦川においても、河口部~両岸の尾根部までの範囲において調査を実施したことから、当該地域の生態系を把握する上で必要な調査範囲を満たしていると考えました。
7	調査手法や調査結果の詳細なデータが示されず、推定個体数も報告されていない。	調査地域でのアジサシ類の生息状況は、主に確認された繁殖数を目安として検討しました。アジサシ類の確認数については、位置が特定される繁殖地は実数として、成鳥などの確認個体は延べ数を表記しました。シロチドリについても同様の集計手法を行いました。

2)陸域生態系	
No.	意見の概要	事業者の見解
8 8	大群を作るキビナゴ類が浅海域に普遍分布しないことは調査結果から明らかである。 アジサシ類の大きなコロニーが形成される年も現在の生態系が維持されれば、餌資源に問題ないといえるが、埋立てにより餌に影響がでると考えられる。 代替施設予定区域周辺を埋立てた場合、アジサシ類の餌への影響はかなり大きいと思われ、アジサシ類が繁殖地としない可能性がある。 餌生物の予測として、一部消失するものの主な餌であるキビナゴ類等は、通常群れで沿岸を回遊する種であり、また、他の種についても周辺に分散し餌生物の存続に変化は生じないとし	サ来省の兄所 埋立てに伴い、餌(魚類)の確認地点の一部が消失しますが、これらは移動力が高いことから餌となる魚類の個体群の存続に大きな変化はないと予測しました。
9	ているが、科学的根拠は示されていない。 準備書では、埋立てによる生息場所の消滅、 工事や軍用機の影響はいずれも小さく、回避、 低減措置によってアジサシ類の個体群は維持されるとするが、長島、平島等は残されても近接 した場所での工事や軍用機の演習等は、生息条件の悪化を積み重ね、将来この海域の個体群の 繁殖が不可能になる可能性があるので、アジサシ類への変化は小さいとの予測はおかしい。	工事の実施や施設の供用により、アジサシ類の 生息地や繁殖地の一部が消失しますが、採餌場と なる浅海域は調査地域に広く分布しており、また、 繁殖地である長島、平島、御向島等は改変を生じ ないことから、生息地や繁殖地の状況の変化は小 さいと予測しました。
10	本準備書での保全措置は、鳥類への影響予測を過小評価しているため影響の回避が期待できない内容となっている。 航空機騒音について集団繁殖地でないことから、アジサシ類の個体群は維持されると結論付け保全措置を示していない。 基地が建設され飛行機が日常的に運航すれば、当該沿岸域のアジサシ類のまとまった繁殖地は消失する可能性がある。	航空機騒音によりアジサシ類の営巣地の一部が利用されなくなる可能性がありますが、当該地域周辺には、長島南東部、御向島等の複数での営巣地が確認されていることや当該地点はチービシのような集団繁殖地ではないことから、アジサシ類の個体群は維持されるものと予測しました。また、既往資料においては、アジサシ類を含め鳥類全般に音への慣れを生じる事例が報告されるなど、特に騒音による長期的な影響は明らかでない面があることから、事後調査を実施することにより、工事の実施及び供用時の繁殖状況について把握に努めることとしました。
11	繁殖中の親鳥にとって餌場と思われる辺野古海域が埋立てられても、アジサシ類の飛来・営巣は今後も続くのか。アジサシは人の存在や騒音がストレスになるといわれており、準備書においても「基地の騒音が響けば営巣場所は利用されなくなる。」との予測をしているが、「生息環境の変化は小さい。」との推測がでているのはどう理解していいのか。	アジサシ類に対する人の存在による影響は、事業者しても重視しており、事業者は関係各機関等と話し合いを行い、繁殖時期には長島や平島へした。また、航空機騒音によりアジサシ類の営巣地の一部が利用されなくなる可能性がありますが、当該地域周辺には、長島南東部、御向島等の複数での営巣地が確認されていることや当該地点はチービシのような集団繁殖地ではないことからました。また、既往資料においては、アジサシ類の個体群は維持されるものと予測しまた、既往資料においては、アジサシ類を含め鳥類全般に音への慣れを生じる事例が報告されるなど、とくに騒音による長期的な影響は明らかでない側面があることにより、工事の実施及び供用時の繁殖状況について把握に努めることとしました。

No.	<u> </u>	事業者の見解
.		
12	供用時によるシロチドリ、オカヤドカリ類・	周辺に類似環境が存在しなければ更なる回避・
	オカガニ類への影響について、移動経路に阻害	低減措置を講ずる等の抜本的対策が必要となりま
	が生じ、「生息地や繁殖地である場所が消失」	すが、当該地周辺には類似環境が広く存在するこ
	としながら、「周辺に類似環境が存在すること	とから、生息地や繁殖地の状況に生じる変化は小
	から生息地や繁殖地の状況に生じる変化は小さ	さいと予測しました。
	い」としている。このような予測を行う根拠が	
	理解できない。	
13	工事実施における「予測結果」の項には「ミ	ミサゴ、ツミ、アジサシ類、シロチドリ、オカ
	サゴ、アジサシ類、シロチドリの生息や繁殖に	ヤドカリ類・オカガニ類については、生息地や繁
	ついては、改変区域内での利用は確認されたが、	殖地である場所が消失しますが、周辺に類似環境
	周辺に類似環境が広く存在することから、生じ	が存在することから、生息地や繁殖地の状況に生
	る変化は少ないと推定した」とあるが、論理的	じる変化は小さいと予測しました。しかしながら、
	つながりは必ず自明のものではない。	事後調査を実施することにより、これらの種の動
		向について把握に努めることとしました。
14	本準備書では環境は普遍的に分布することか	調査地域は砂浜や岩礁地、砂礫地などからなる
	ら変化は小さいと予測したが、シロチドリの習	自然海岸が全域に分布しており、代替施設による
	性を知っていれば、砂浜があればどこでも棲め	海岸の消失が当該地域周辺のシロチドリの繁殖に
	るものでないことは容易に理解できる。	重大な影響は及ぼさないものと考えています。ま
		た、事後調査をを実施することにより、工事の実
		施及び供用時における、シロチドリの生息及び繁
		殖状況について把握に努めることとしました。
15	生態系の構造の内容は、一般的な食物連鎖で	地域特性としては、陸域の樹林地では猛禽類の
10	あり、調査に基づくものとは言えず、地域特性	ツミを、海域の沿岸部では同じく猛禽類のミサゴ
	をもとにした考察もない。生態系の影響予測は、	を高位とした生態系がそれぞれ存在し、食物連鎖
	内容が不十分でありやり直すべきである。	図等は調査で確認された動植物を整理した結果を
		もとに作成しました。
16	ツミの繁殖活動域である埋立土砂発生区域が	調査地域及びその周辺地域にかけては、ツミの
10	改変されるにあたり、その変化は小さいとはい	生息に適すると考えられるリュウキュウマツをは
	えない。6箇所の繁殖地の中で1箇所に影響がで	じめとした樹林地が連続的に広範に分布している
	るというのは、繁殖に生じる変化は小さいとは	ことから、本事業によりツミの生息状況に大きな
	いえない。	変化は生じないものと予測しました。
17	供用時における、鳥衝突の危険性を指摘して	島衝突 (バードストライク) については、回転
1.	おきながら、「変化は小さい」と予測している。	翼機では衝突の危険性はほとんどなく、固定翼機
	演習が激化する戦時などを推察してもなお、そ	でその危険性が高まりますが、固定翼機は全運行
	のような予測が可能なのか。	の1割程度であることから、衝突が生じることは
		少ないと予測しました。
18	マングローブへの事業の影響が軽視されてい	大浦川を含む 5 河川のマングローブ林は、水の
10	る。このような飛行場(特に在沖米軍の飛行場)	汚れや潮流の予測結果を踏まえ、環境保全措置と
	に関連する環境影響として、既往の知見及び容	して大浦湾奥の作業ヤードの取り止めを講じるこ
	る 場に予測される事態を想定しての調査検討が行	とにより、変化は生じないと予測しました。菌類
	われておらず、適正を欠いている。また、生態	
	系の重要な構成要素である菌類相の検討がなさ	じないと予測したことから、行いませんでした。
	れていない。	しょいと 1例したことがり、111ませんくした。
19	事業実施区域及び周辺は、集団繁殖地でない	調査地域のアジサシ類繁殖地としての位置付け
19	事業	調査地域のアンリン類素地地としての位置的の
		は、ハーノンリンについては既存資料で父尾が 例確認されたのみであり、チービシのような集団
		繁殖地ではないものと考えました。エリグロアジーサンスのいては、準備書に記載した文献から、独
		サシについては、準備書に記載した文献から、沖
		縄島沿岸に分散する小群の一つと考えました。

No.	アロスエロス 意見の概要	事業者の見解
20	夜間の基地からの照明、埋立てによる砂丘・	飛行場の照明設備については、可能な限り海面
	砂浜等の変化によるアジサシ等の生息地、営巣	に向けた照射を避けるとともに、ナトリウムラン
	地への影響が予想される。	プ等を使用することで周辺に生息する陸域動物へ
		の影響を小さくするための配慮を米軍に周知する
		こととしていますが、事後調査を行い、必要に応
		じて適切な措置を講じることとしました。
21	最大の繁殖地であった渡嘉敷村慶伊瀬島ナガ	渡嘉敷村慶伊瀬島(ナガンヌ島、チービシ)は、
	ンヌ島が人為的撹乱を受けた現在、辺野古沿岸	文献によると 2001 年に人為的攪乱を受け、2002
	域はアジサシ類の重要な繁殖地と評価すべきで	年にはアジサシ類の繁殖は消失しましたが、2003
	ある。	年に立入注意エリアを設置したところ、再びアジ
		サシ類が繁殖するようになったとあります。
		平成 19 年度(2007 年)の環境省による「アジ
		サシ繁殖地保全のお願い」というパンフレットに
		おいても、「ベニアジサシは毎年 1000~4000 羽、
		エリグロアジサシは 100~300 羽が飛来し、国内
		最大級の繁殖地となっています」とされているこ
		とから、辺野古沿岸域の繁殖地は分散する小群の
		一つであり、重要な繁殖地とはならないと考えま
22	アジサシ類の過去の繁殖状況や専門家意見を	した。 調査及び予測・評価を行うにあたり、既存資料
22	プンサン類の適去の繁殖状况や専門家息見を 参考にすることが望ましい。	調査及の予測・評価を行うにあたり、既存資料 の収集・検討及び専門家等の助言を得て、予測・
	参考にすることが至まして。	砂収集・検討及い等門家等の助言を得て、予例・ 評価を行いました。
23	陸域生態系におけるアジサシ類の位置づけを	海岸・沿岸域を主な活動の場とし、夏季に多く
20	やり直すべきである。他地域、過去の記録との	おれる種であることから、地域を特徴付ける注目
	比較が重要である。	すべき典型性の種として選定いたしました。また、
		予測・評価につきましては、既存の事例を収集し、
		検討を行いました。
24	調査結果を見ると、クロアジサシやマミジロ	現地調査においてマミジロアジサシが確認され
	アジサシが抜けていると思われる。特にマミジ	ていますが、繁殖に関する行動は確認されません
	ロアジサシについては、繁殖地の北進が見られ、	でした。
	2004年7月には繁殖の可能性があった。両種を	
	注目種として選定するのが妥当と思われる。	
25	クロサギやミサゴは辺野古川河口を極めて重	サギ類の生息や繁殖については、改変区域の利
	要な餌場としている。ミサゴは、夏期にも見ら	用頻度は低く、周辺に類似環境が広く存在するこ
	れ、付近で繁殖している可能性もある。アジサ	とから、変化は生じないと予測しました。
	シ類について、辺野古リーフの外側等潮目に集	ミサゴの繁殖については確認されていません。
	まる魚を求める。基地建設により、これらに壊滅的な影響をうけることは必至である。	ミサゴやアジサシ類の餌場については一部が消失
	- MMPI/4 RV音をリリることは必王じめる。 	しますが、周辺には採餌が見られた環境(浅海域) と同様な環境が広範に存在すること、また飛行場
		こ同様は泉境が広軸に存在すること、また飛行場 や埋立地の存在による地域の潮流や波浪は、現況
		と比較して変化の程度は小さいとされることを考
		慮すると、施設等の存在時においてもミサゴやア
		ジサシ類は地域の沿岸域を広範囲に採餌場として
		利用するものと推測され、生息地(採餌場)とし
		ての場の機能に生じる変化は小さいものと予測し
		ました。
26	騒音による野鳥への影響をいくつかの都合の	既往資料においては、アジサシ類を含め鳥類全
	良い文献や事例を引用して評価を行っている。	般に音への慣れを生じる事例が報告されるなど、
	騒音で繁殖地を追われたり、繁殖活動を諦めた	とくに騒音による長期的な影響は明らかでない側
	個体がいなかったかは検討していない。	面があることから、事後調査を実施することによ
		り、工事の実施及び供用時の繁殖状況について把
		握に努めることとしました。

	, I= ,,—, ,	
No.	意見の概要	事業者の見解
27	本地域におけるリュウキュウキビタキの生息	リュウキュウキビタキについては、調査地域北
	確認は貴重であり、注目種として扱うべきであ	東側の大浦川やその周辺において確認されてお
	る。	り、事業実施区域やその周辺では確認されていな
		いことから、生態系の注目すべき種に選定しませ
		んでした。
28	汀間漁港の建設で、汀間川マングローブの「位	汀間漁港が建設された汀間川のマングローブ林
	置や規模」に大きな影響はないとされるが、実	の状況を準備書に示しました。
	際には同林分では個体の健全度や林分構造がこ	1993年には河口部に建設中の漁港が見られます
	の間劇的に変化してきた。	が、1970年代、1990年代、2008年と汀間川のマ
	したがって、人為の自然生態系への影響の軽	ングローブ林の位置や規模に大きな変化は見られ
	視を導く不適当な評価方法である。	ません。また、大浦川を含む5河川のマングロー
	元で等く不過当な計画力仏 (める。	ズモル。よた、八価川を占むる特別のマンテロープ林は、水の汚れや潮流の予測結果を踏まえ、環
		境保全措置として大浦湾奥の作業ヤードの取り止
		めを講じることにより、変化は生じないと予測し
	101 1011 - 8448 1 1 1 2 - 47 11 1 2 1	ました。
29	どれだけの影響を与える可能性があるのか、	準備書に記載した専門家等(アドバイザー)の
	鳥類生理学の専門家などのアドバイスを受ける	助言等を踏まえ、予測・評価を行いました。
	べきである。	
30	陸域生態系の記述は、上位性、典型性、特殊	本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、
	性で選んだいくつかの注目種に関する調査結果	予測及び評価の手法については、主務省令の参考
	を並べただけである。選定された注目種につい	項目及び参考手法を勘案し、沖縄県環境影響評価
	ては影響を予測しているが、いずれも土地改変	技術指針の参考手法を基本として行いました。
	や埋立てにより失われる地域は影響ありとし、	
	鳥類やコウモリのような種は飛去するとして影	
	響を認めていない。一方、陸域生態系への影響	
	予測はない。	
31	生態系連鎖を意図的に排除している。	文献、その他の資料及び現地調査による情報の
		収集並びに当該情報の整理及び解析を、調査地域
		の基盤環境、基盤環境と生物群集との関係、生態
		系の構造、生態系の機能、生態系の自然的人為的
		影響による時間的変化に留意しつつ行いました。
32	調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の	本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、
32	検討結果を踏まえると生態系に及ぼす影響は、	予測及び評価の手法については、主務省令の参考
	最小限に留めるように十分配慮されているとは	項目及び参考手法を勘案し、沖縄県環境影響評価
	全く考えられない。この報告書では、生態系の	技術指針の参考手法を基本として行いました。
	あり方を空間的にも時間的にも点でしかとらえていない。動物工作款に担ぎした人体診的マプ	長期的な変化の動向については、工事並びに施
	ていない。動的平衡論に根ざした全体論的アプ	設供用時における事後調査により把握に努めるこ
	ローチによる調査、予測、評価をするよう、や	ととしました。
	り直しを求める。	46-51 1 30-1-3 45-3 45-3 45-3 45-3 45-3 45-3 45-3 45
33	移動性の高い種は生息域が消滅しても個体の	移動力が高い種については、生息環境が改変さ
	消滅にはつながらないとの評価は間違ってい	れても、周辺の生息に適した環境への拡散が可能
	る。	であり、個体群は維持されると考えました。
34	航空機の騒音による生態系への影響がある。	既往資料においては、アジサシ類を含め鳥類全
		般に音への慣れを生じる事例が報告されるなど、
		とくに騒音による長期的な影響は明らかでない側
		面があることから、事後調査を実施することによ
		り、工事の実施及び供用時の繁殖状況について把
		握に努めることとしました。
35	基地の照明は生態系に影響を及ぼす。	飛行場の照明設備については、ウミガメ類や昆
		虫類等に対して光による誘引性が低いとされてい
		るナトリウムランプ等を使用することで周辺に生
		息する陸域動物への影響を小さくするための配慮
		を米軍に周知することとしました。
		と小手に円がりることとしました。

Z	, I= , I =	± 41/2 ±4 ≈ 17 fm
No.	意見の概要	事業者の見解
36	基地施設本体の枠内に、ウミガメ類、アジサ	事業の実施にあたっては、環境保全措置が速や
	シ類等の繁殖場所が含まれており、生態系に重	かに講じられる監視体制を構築して、海域及び陸
	大な影響を与える。保全すべきである。	域生態系に係る事後調査並びに環境監視調査を実
		施し、調査結果を踏まえて、必要に応じて専門家
		等の指導・助言を得て、必要な措置を講じること
		としました。
37	「準備書」では、もっと広い視野で変化をとら	本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、
0.	えるという観点が欠落している。	予測及び評価の手法については、主務省令の参考
	たると、 人類がかんは C C V る。	項目及び参考手法を勘案し、沖縄県環境影響評価
		技術指針の参考手法を基本として行い、文献その
		他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当
		該情報の整理及び解析を、調査地域の基盤環境、
		基盤環境と生物群集との関係、生態系の構造、生
		態系の機能、生態系の自然的人為的影響による時
		間的変化に留意しつつ行いました。
38	シロチドリ繁殖地として、埋立予定地域近傍	調査地域は砂浜や岩礁地、砂礫地などからなる
	が重要であることがわかる。大潮の満潮時でも	自然海岸が全域に分布しており、代替施設による
	海水に浸からず、かつ人の出入りの少ない砂浜	海岸の消失が当該地域周辺のシロチドリの繁殖に
	は普遍的に存在するものではなく、現在の個体	重大な影響は及ぼさないものと考えました。また、
	群の維持は困難と思われる。	事後調査を含めた今後の現地調査により工事の実
	44-5-WE1 118 E1 XF C 15-45-40 00	施及び供用時における、シロチドリの生息及び繁
		殖状況について把握に努めることとしました。
20	工事の実施によるオカヤドカリ類・オカガニ	シロチドリについて、工事開始前に踏査を行い、
39		
	類やシロチドリに対する保全対策はどの程度効果が批准を持る。	営巣が確認された場合、繁殖が終了するまでは、
	果が期待されるのか不明確であり、「実行可能	営巣箇所周辺を避けるように建設機械の稼働計画
	な範囲内でできる限り回避・低減が図られてい	や資機材運搬車両等の運行計画を調整し、繁殖期
	る」とは評価できない。	の立ち入りの制限に努めること等の環境保全措置
		を講じることとしました。
		オカヤドカリ類・オカガニ類について、工事開
		始前において改変区域の海岸部に生息する個体は
		周辺の好適と考えられる環境への捕獲移動を図
		り、事後調査においてこれらの生息、繁殖、移動
		経路について確認を行うことで、施設等の存在及
		び供用による影響については、事業者の実行可能
		な範囲内でできる限り回避・低減が図られている
		ものと評価しました。
40	辺野古沿岸域及び大浦湾は国内最上級の貴重	本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、
10	な環境である。このような海域は沖縄県の指針	予測及び評価の手法については、主務省令の参考
	等に基づき適正な保全を行うべきであり、事業	「項目及び参考手法を勘案し、沖縄県環境影響評価
	の実施は沖縄県の保全目標に逆行するものであ	技術指針の参考手法を基本として行い、文献その
	る。事業計画を再検討すべきである。	他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当
		該情報の整理及び解析を、調査地域の基盤環境、
		基盤環境と生物群集との関係、生態系の構造、生
		態系の機能、生態系の自然的人為的影響による時
		間的変化に留意しつつ行いました。
41	「一部の種の生息域が消失する」ことが問題	環境保全措置については、準備書に記載しまし
	である。どんな「保全措置」がとられるのか。	た。また、事後調査を含めた今後の現地調査によ
	避けて工事して、次年度以降どうなるのか。	り工事の実施及び供用時における、注目種の生息
	•	や繁殖の状況について把握に努めることとしまし
		/c.
\Box		, =0

No. 42	意見の概要	事業者の見解
	進世書は171駅土海はの海玉が沙井1 マュマバ	
	準備書は辺野古海域の海面が消失してもアジサシ類の個体群は維持されるトレー環境保全性	アジサシ類の生息や繁殖については、改変区域での利用が確認されましたが、周辺に類似環境が
	サシ類の個体群は維持されるとし、環境保全措置したで、一般時時間に見りる変更のなどでは、	での利用が確認されましたが、周辺に類似環境が
	置として、繁殖時期に長島や平島への接近・上間は大阪はストラ思知に表現しているが、オ	広く存在することから、生じる変化は小さいと予
	陸を避けるよう周知に努めるとしているが、建	測し、環境保全措置を行うことで、工事の実施に
	設自体がアジサシには大きなストレスである。	伴う変化をさらに小さくできると考えました。また。
		た、既往資料においては、アジサシ類を含め鳥類
		全般に音への慣れを生じる事例が報告されるな
		ど、とくに騒音による長期的な影響は明らかでな
		い側面があることから、事後調査により工事の実
		施及び供用時の繁殖状況について把握に努めるこ
	A Design of the A Library A	ととしました。
43	オカヤドカリ類・オカガニ類は保全措置とし	工事開始前の踏査により捕獲移動する個体数の
	て、捕獲移動を図るとされているが、どの程度	把握を行い、その結果を踏まえ、専門家等(アドバ
	捕獲でき、好適と考えられる環境(移動先)と	イザー)の指導・助言を得て、移動先の選定を行い、
	はどこなのか。	事後調査を行うこととしました。
44	工事の実施時に、ツミやアジサシ類、シロチ	改変区域及びその周辺で繁殖の可能性があるツ
	ドリの営巣が確認された場合、「繁殖が終了する	ミやアジサシ類、シロチドリについては、工事開
	までは、営巣箇所周辺を避ける」ように建設機械	始前に踏査を行い、営巣が確認された場合、繁殖
	の稼働計画等を調整し、「繁殖期の立ち入りの制	が終了するまでは、営巣箇所周辺を避けるように
	限に努める」としているが、これでは十分な環境	建設機械の稼働計画や資機材運搬車両等の運行計
	保全とは言えないのではないか? 営巣が確認	画を調整し、繁殖期の立ち入りの制限に努めるこ
	されれば、繁殖が終了した以降も保全に努める	と等の環境保全措置を講じることとしました。
	べきであり、繁殖期には立ち入りを禁止すべき	
	である。	
45	施設等の存在及び供用の項における評価結果	オカヤドカリ類・オカガニ類については、工事
	で、シロチドリ・アジサシ類・オカヤドカリ類・	開始前において改変区域の海岸部に生息する個体
	オカガニ類の生息地や繁殖地及び移動経路等に	は周辺の好適と考える環境への捕獲移動を図るこ
	阻害が生じることから、環境保全措置を検討す	ととしました。
	る必要性を指摘しつつ、保全のため新たな生息	これらの捕獲移動を行わない場合、改変施区域
	環境の創出が困難なため環境保全措置は講じな	内の個体群は消滅となることから、環境保全措置
	いとした点は極めて問題である。オカヤドカリ	であると考えました。また、事後調査においてこ
	類・オカガニ類の個体群を捕獲し移動させるこ	れらの生息、繁殖、移動経路について確認を行う
	とがどうして保全措置なのであろうか。	ことで、施設等の存在及び供用による影響につい
		ては、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回
		避・低減が図られているものと評価しました。
46	供用後について、「米軍や関係各機関と調整を	渡嘉敷村慶伊瀬島(ナガンヌ島、チービシ)は、
	行い、繁殖時には長島や平島への接近や上陸を	文献によると 2001 年に人為的攪乱を受け、2002
	極力避けるよう周知に努める」とあるが、「周知	年にはアジサシ類の繁殖は消失しましたが、2003
	に努める」ことでどの程度の実効性があるのか。	年に立入注意エリアを設置したところ、再びアジ
		サシ類が繁殖するようになったとあります。この
		ように、アジサシ類の営巣の阻害要因としては人
		の存在が大きいと考えられることから、事業者は、
		関係各機関等と話し合い、繁殖時期には長島や平
		島へ極力人が上陸しないように配慮することとし
		ました。また、事後調査を実施することにより、
		これらの種の動向について把握に努めることとし
		ました。

No.	意見の概要	事業者の見解
47	供用後のウミガメ類や昆虫等に対して、「光の	飛行場の照明設備については、ウミガメ類や昆
	誘引性が低いとされているナトリウムランプ等	虫類等に対して光による誘引性が低いとされてい
	を使用する」ことで「影響を小さくするための配	るナトリウムランプ等を使用することで周辺に生
	慮を米軍に周知」するとされているが、米軍に	息する陸域動物への影響を小さくするための配慮
	周知するだけでは、その実効性は担保されない。	を米軍に周知します。また、事後調査を実施する
		ことにより、これらの種について動向の把握に努
		めることとしました。
48	外来動植物の侵入による影響をどう考えてい	特定外来生物である、ジャワマングース、シロ
	るのか。	アゴガエル、カダヤシの3種については、既存知
		見や現地調査結果から、調査地域へは既に侵入・
		定着しており、これらの種の侵入による影響はな
		いと予測しました。しかしながら、工事中におけ
		る、これら3種以外の外来動植物の侵入について、
		現段階では砂材等の調達計画が確定していません
		ので、動植物の混入の影響低減措置は決定できませんが、調達計画が立案された段階で有害プラン
		しんか、嗣達計画が立来された技術で有音/プラークトンのシストの混入検査等の対策を検討し、影
		響の防止に努めることとしています。供用時の航
		空機の運航に伴う外来動植物の侵入については、
		米軍に周知することとしました。
49	基地建設に伴う樹林伐採等による、貴重な自	現地調査、既存資料、専門家等(アドバイザー)
	然の破壊に対する影響評価をどう考えているの	へのヒアリング等により事業実施に伴う環境影響
	か。	評価を準備書に記載しています。調査及び予測の
	•	結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえる
		と、生態系に及ぼす影響は、最小限にとどめるよ
		う配慮されていると考えられることから、沖縄県
		環境基本計画に記載されている目標との整合は図
		られているものと評価しました。
50	辺野古地域の自然生態系を維持するためには	代替施設建設にあたっては、大浦湾西岸作業ヤ
	同地域における生物多様性そのものを保護保全	ードを取りやめることや埋立土砂発生区域の改変
	が求められる。	面積の縮小等により、当該地域生態系に与える影
		響の低減は図られているものと考えました。
51	構成要素である個別種の保全措置といった視野な空的保入等は、生態変の体及び様々の	代替施設建設にあたっては、大浦湾西岸作業ヤールなり、大浦湾西岸作業ヤールがあり、アントの押立上が変化区域の北京
	野狭窄的保全策は、生態系全体及び種多様性の保全機はははよりに変われる。	一ドを取りやめることや埋立土砂発生区域の改変
	保全維持にはほとんど役に立たないばかりか、 小さな破壊の積み重ねが系全体を衰退へと導き	面積の縮小等により、当該地域生態系に与える影響の低減は図られているものと考えました。
	かねない問題をもたらしかねない。	晋ツ凶帆は凶り4ル(いるもりと与んました。
52	ある地域で自然を改変する工事が行われた場	代替施設建設にあたっては、大浦湾西岸作業ヤ
02	合、そこに生息する生物に与える影響は多面的	一ドを取りやめることや埋立土砂発生区域の改変
	複合的であるのが普通であり、一部の改変は時	面積の縮小等により、当該地域生態系に与える影
	として連鎖的に周辺環境を大きく変える場合も	響の低減は図られているものと考えました。
	あり、周辺生物の生息状況に影響を与えれば、	3,12,13,13,13,13,13,13,13,13,13,13,13,13,13,
	地域の生物群集のあり方は大きく変わる可能性	
	がある。その結果、その周辺の類似環境さえも	
1 1	大きく影響を受けて変化する可能性もある。	

No.	意見の概要	事業者の見解
53	陸域生態系と海域生態系の関連性を明らかに	準備書では、生態系の項において、海域生態系
	し、保全の行動計画を立案することは、島嶼生	と陸域生態系のそれぞれの構成を地域別、生態系
	態系において重要な視点であるが、準備書では	(環境)別に食物連鎖構造から示し、食物連鎖の面
	わずか3分の2ページのみの記述であり、海と	からは主に上位種の影響について検討しました。
	陸との相互の影響を魚類と魚食性鳥類のみに限	ただし、生態系に含まれる個々の種類のうち、
	定しているのも不十分である。	重要な種については海域生物、陸域生物の項に示
	多野岳等の脊梁山地東側の亜熱帯林、そこを	しました。
	水源とする河川、河口の干潟、マングローブ林、	
	砂浜、岩礁、島、サンゴ礁、沿岸域まで、一連	
	の水系としてみた場合の生物多様性、生態系の	
	多様性の重要性について分析されていない。	
54	海岸林は陸域と海域をつなぐ重要な生態系要	海岸林は干潟と同様に陸域と海域を繋ぐ重要な
	素である。	役割と認識しており、特に、オカヤドカリ類の生
		息地や移動経路になっていることから、調査、予
		測及び評価を実施しました。また、海域生態系と
		陸域生態系の関連図(模式図)にも記載しました。
55	アジサシ類の調査写真によると、4月、8月、	アジサシ類の調査は、調査地域に飛来する 4~
	10月とある。営巣活動をするため一番多く集ま	10月の毎月実施しており、エリグロアジサシの営
	る6~7月に調査していないのは不十分である。	巣を主に岩礁部で確認し、予測・評価に必要なデ
		ータは既存資料及び本環境調査により得られたと
		考えました。
56	シロチドリの生息個体数については「述べ 845	シロチドリについては、既存資料及び現地調査
	羽」という記載が見られる程度で、推定個体数が	で得られた個体数から、定量的に予測・評価を行
	把握できていないため、影響の評価は不可能な	いました。また、渡り区分につきましては、「沖
	はずである。また、沖縄県内で繁殖する個体群	縄の野鳥」(沖縄野鳥研究会 2002)の記載に基
	と、越冬や渡りの途中で休息に立ち寄る個体群	づきシロチドリは留鳥として扱いました。
	とを分けて整理すべきである。	

No.	O/ 泉観 意見の概要	事業者の見解
1	「景観資源」として山5地点、島3地点、樹	既存資料及び地元ヒアリングなどにより得ら
	木 5 点が上げられているが、これらのみを取り	れた26の景観資源のうち、広範囲の眺望の対象と
	上げた根拠が不明である。	なる景観資源を中心とし、人々が集まる広場など
		に隣接する景観資源を加え、13の景観資源を選定
2	「平島については地域の住民の方たちによる	し準備書に記載しました。 主要な眺望景観の視点場としての利用に関する
۷	利用はなく」は事実に反している。「浜下り調	主奏な眺望京観の祝点場としての利用に関する 内容についてであり、平島への上陸利用はホテル
	査」を行ったと記述されているにもかかわらず、	のツアーによるものが中心であること、また、浜
	利用がなかったというのは不可解である。調査	下りは平島周辺海域の利用が中心であることから
	方法が不適当だったのではないか。また、「供	そのように記載したものです。
	用後は立ち入りができない区城となる」ことに	眺望景観の視点場としての利用は限定的である
	よる影響は多大であり、その予測及び評価も必	ことから影響は小さいものと考えています。
	要である。	
3	「ヒアリングの結果、すべての景観区分にお	普遍価値のうち審美性は下がりますが多様性と
	いて普遍価値、固有価値ともに概ね下がる結果	自然性は変化がなく、固有価値のうち歴史性、郷
	となりましたが、多様性、自然性、固有性につ	土性は下がりますが固有性には変化がみらないと
	いては大きな変化は見られませんでした」とい	いうことであり、矛盾はないものと考えています。
	うのは、前半と後半が明らかな論理矛盾を来た	
	している。	40.11
4	調査の使用レンズはズームで、成果は 18mm の	一般的に、35mm フィルムカメラで 50mm レンズ
	焦点距離を採用している。	を使用した場合において、ファインダーを覗いた
	通常人間の目の感覚に近いのは50mm~55mmの標準レンズであると、一般的に考えられている。	ときの距離感や遠近感が人の目に近いとされてい ます。
	になって、人間の視覚からの距離感による したがって、人間の視覚からの距離感による	本環境影響評価での予測・評価に用いた指標と
	変化の感覚とは、著しくずれたものであると考	しては、視野に占める人工物の割合を用いていま
	える。	す。人間が特定の対象を否検索的に眺める場合の
	7C 00	視野は、既往の研究の結果から「60°コーン説」
		が定説となっており、35mm フィルム換算で 28~
		35mm レンズを用いた撮影写真がこの視野に近いと
		されています。
		本調査で用いた機材においてはデジタル一眼を
		使用しており、35mm フィルム換算で 28~35mm レ
		ンズ相当となる 18mm レンズを使用しました。
5	調査地点で、カヌチャゴルフコースがないが	眺望景観の視点場は不特定多数の利用が見込ま
	その理由を記述していただきたい。	れる場所や地域住民の方が利用される場所などを
	1.711.47.47.47.47.47.47.47.47.47.47.47.47.47.	主な対象としました。
6	ヒアリングについて、カヌチャベイリゾート	ヒアリングは地元住民の利用場所を把握するこ
	へのヒアリングがない理由を示していただきたい	とを目的に、関係区の区長を対象に実施しました。
7	い。 眺望景観の視点場ごとの価値認識結果及び価	アンケートは 633 部を配布し、300 部を回収し、
'	値認識の変化の程度は S.D 法によって行いと記	そのうち回答欠損分を除く有効回答を 254 部とし
	述されているが、アンケート者の母数、プロフ	ました。
	イール属性が記述されていないので結果、説明	
	の根拠に乏しいものとなっていると考える。再	
	考していただきたい。	
	- · ·	

No.	意見の概要	事業者の見解
8	景観について調査方法の設定に問題があり、	準備書は、法令等を参考に環境影響評価項目を
	影響が少ないという結論は不当である。	選定し、環境への影響を予測・評価しており、そ
	人間の視覚は物体の正射影そのものではな	の結果を記載しています。また、調査・予測の手
	く、もっと弾力的に外界の情報をとらえる能力	法については、「環境アセスメント技術ガイド自
	があり、規模の大きさや米軍基地施設の存在が、	然とのふれあい」(財団法人自然環境研究センタ
	視覚的心理的に与える影響を、事業者が行った	一)を参考に、方法書に対する知事意見等を踏ま
	ような手法で十分に明らかにしているとは言え	え、アンケート・ヒアリング調査などの計量心理
	ない。	的手法を用い、可能な限り定量的な予測を行うよ
		う努めました。
9	施設建設による囲繞景観の変化を面積でしか	囲繞景観の予測については景観区分の分布と代
	捉えないのはきわめて不当である。騒音や事故	替施設をオーバーレイし、場の改変の程度の予測
	への不安、基地があることで戦争に巻き込まれ	を行いました。また、囲繞景観の固有価値・普遍
	る不安などをもって眺める風景は、それがない	価値の変化の程度については、場の改変の程度の
	場合とはまったく異なるものであり、景観の価	予測結果及びヒアリング調査による価値の変化に
	値を大きく損なう。	関する認識把握等の結果を踏まえ予測を行いまし
		to.
10	景観の価値として山地・島嶼が高く集落は低	景観の価値については「環境アセスメント技術
	いなど、「固有性」のとらえ方がおかしい。	ガイド自然とのふれあい」(財団法人自然環境研
		究センター)を参考に、方法書に対する知事意見
		等を踏まえ、アンケート・ヒアリング調査などの
		計量心理的手法を用いて調査を実施しました。
		その結果を基に景観区分ごとの固有価値を整理
		したものであり、とらえ方がおかしいとは考えて
		いません。
11	施設供用による影響について、ヘリコプター	米軍から得た情報に基づいて環境影響の予測・
	が場周経路を飛行する場合のみが想定されてい	評価を実施しています。また準備書作成に当たっ
	るが、これは、施設を使用する米軍の見解から	ては、法令等に基づいて、調査、予測及び評価の
	予測される実態とかけ離れており、きわめて不	手法を選定しており、環境への影響を予測・評価
	当である。	しています。
12	辺野古・大浦の水平線を軍事基地という構造	心理的圧迫や不安等に起因する価値の変化に関
	物で塞ぐことになれば、海を連結する沖縄的景	する認識について、ヒアリング等の調査において
	観が失われるだけでなく、そこに住む人々の心	定量的に把握し、予測・評価を行いました。
	まで塞いでしまうことになりはしないか、危惧	
	する。	
13	主要な眺望景観の変化図において、実際の施	方法書に記載したとおり、主要な眺望景観の状
	設及び運航する航空機の鮮明なCGが合成されて	況については、フォトモンタージュ法により予測
	いないので、跳望への影響を評価できない。	を行いました。
14	工事中の景観について、工事用船ケーソン置	工事用船舶の停泊状況による眺望景観の変化は
	場の状況がフォトモンタージュで示されてい	準備書に記載しています。
	る。滑走路の工事用船舶を含めて眺望景観の変	
	化を是非とも示して頂きたい。	
15	知事意見は「計量心理学的手法」での調査を	価値の変化の程度については、ヒアリング・ア
	求めているのに対し、事業者はフォトモンター	ンケート調査を実施し、価値の変化に関する認識
	ジュ法その他の視覚的な表現方法より予測して	把握等の結果を踏まえ、予測・評価を行いました。
	いるが、計量的手法を用い可能な限り予測しま	
	したと記載している。	
16	広大な埋立地の出現や辺野古ダムの水源林と	埋立土砂発生区域における土砂の採取及び埋立
	なっている森林の伐採と埋立用土砂の採取は、	土砂発生区域の存在について、予測・評価・環境
	地域の景観を大きく変貌させる。	保全措置の検討を行いました。
	_ ,	

No.	0) 泉 既 意見の概要	事業者の見解
17	供用時に軍用機による演習が開始されれば、	米軍の回転翼機であることによる心理的圧迫や
	騒音だけでなく、墜落の危険性など、景観全体	不安等に起因する価値の変化に関する認識につい
	が恐怖心を呼び起こすものとなる。陸から見た	て、ヒアリング等の調査において定量的に把握し、
	海、海から見た陸地、景観の大きな変貌と軍事	予測・評価を行いました。
	演習は、地域住民にとって許容できるものでは	
	ない。	
18	辺野古崎を中心として延長 1,800m、埋立面積	米軍の回転翼機であることによる心理的圧迫や
	160ha 余りの構造物ができ、飛行機等が飛び回れ	不安等に起因する価値の変化に関する認識につい
	ば、心安らぐ場所たりえなくなり、特に離発着	て、ヒアリング等の調査において定量的に把握し、
	訓練がくり返されている姿を目のあたりにした	予測・評価を行いました。
10	とすれば、この海の景観は死んでしまう。	海上の海中からの見知については、土壮事体に
19	海上(中)からの景観等について、ダイビン グやカヌーを楽しむ場合、時空を壊されること	海上や海中からの景観については、方法書等に 基づき調査を実施し、辺野古航路の視点場からに
	クペルメーを楽しむ場合、時空を壊されること は必至であり、断じて認め難い。	をつさ調査を美施し、辺野古加路の悦点場がらに ついてフォトモンタージュを作成し、予測・評価
	な必主(めり、肉して配の無い。	を実施いたしました。
		なお、海中からの景観については透視度を考慮
		し、施設の眺望が不可能であることから検討して
		いません。
20	準備書は、景観と人と自然とのふれあい活動	景観に及ぼす影響については、工事の実施のみ
	の場を分けて項目を立てている。この事業によ	でなく施設等の存在及び供用による影響について
	る景観の大変貌は著しく、飛行機等が常時飛び	も予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。
	回ることを考えれば、人と自然とのふれあい活	
	動を著しく損ねることは必至であるが、準備書	
	で「影響は工事中の一時的なもの」とする根拠	
	は全く見あたらない。	
21	調査地点で、カヌチャベイホテル&ヴィラズ	眺望景観の視点場は不特定多数の利用がある場
	の位置は将来計画はあるものの、現時点では、	所や地域住民の方が利用される場所などを対象と
	お客様の立入禁止をお願いしている所である。	しました。
	眺望景観が変化すると危惧する場はフロント 棟、地元ゴルフ利用者もよく利用するクラブハ	
	ウス、中華レストランからの眺望の変化である。	
	これらの地点は標高 50m から 60m で、滑走路	
	面が見られると思われ、予測、評価をして頂き	
	たい。	
22	カヌチャビーチからの眺望景観の変化及び瀬	眺望景観の予測の手法については、「環境アセ
	嵩浜からの眺望、景観の変化で、建築物を含め	スメント技術ガイド自然とのふれあい」(財団法
	人工物を数字で表わし、眺望状況との差はない	人自然環境研究センター)を参考に、眺望の中に
	としているが、自然味ある景観のなかで明度の	人工物が存在する場合、人工物による景観破壊の
	高い施設では、人間の視覚にとって、面積とは	程度は、視野に占める人工物の割合によっても規
	異なるものである。	定されることと、自然性の高さが重要な認識項目
		である眺望景観においては人工物以外の視野占有
		率が具体的な指標となるとのことから、これらの
		指標を用いて予測・評価を実施しました。
23	景観について、事業者の実行可能な範囲で回	本環境影響評価は、法令等基づいて調査、予測
	避低減が図られていると記述されているが、その証価。のプロセスが大知的でもり、基本的な	及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部東
	の評価へのプロセスが主観的であり、基本的な東頂が不足しているので、その理由がおればデ	海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配慮した東端計画や環境保全性器を示しています。
	事項が不足しているので、その理由があれば示していただきたい。	した事業計画や環境保全措置を示しています。
24	本準備書は、景観法1条の趣旨に沿った視点	本環境影響評価は法令等に基づいて調査、予測
44	での考察が全くない。	及び評価等を実施しています。
	くいっ赤が玉くゆく。	

	U) 京観	7.500 TA No.
No.	意見の概要	事業者の見解
25	基地のある景観が、「潤いのある豊かな生活環	米軍から得た情報に基づいて環境影響の予測・
	境の創造」「個性的で活力ある地域社会の実現」	評価を実施しています。また準備書作成に当たっ
	「国民生活の向上」「国民経済及び地域社会の健	ては、法令等に基づいて、調査、予測及び評価の
	全な発展に寄与」という各視点に立った場合、ど	手法を選定し、環境への影響を予測・評価してい
	のような評価がなされるべきかなのである。	ます。
	これらの諸点についての検討・評価なくして	
	十分な検討がなされたとは言えない。	
26	良好な景観は、国民共通の資産という視点か	米軍から得た情報に基づいて環境影響の予測・
	ら、果たして、新米軍基地の建設が、国民共通	評価を実施しています。また準備書作成に当たっ
	の資産としての良好な景観の形成のために寄与	ては、法令等に基づいて、調査、予測及び評価の
	するものなのかどうかという点からの調査・評	手法を選定し、環境への影響を予測・評価してい
	価も不可欠であるはずである。しかしながら、	st.
	このような視点からの調査・評価も欠落してお	
	り、不十分な準備書となっている。	
27	景観利益の侵害がないかどうか、という視点	米軍から得た情報に基づいて環境影響の予測・
41	からの検討も重要である。	評価を実施しています。また準備書作成に当たっ
	2. ろったははの主文(のる。	古価を実施しています。また学価音中域に当たう ては、法令等に基づいて、調査、予測及び評価の
		「は、伝っ等に基づいて、調査、「側及の評価の 手法を選定し、環境への影響を予測・評価してい
90	押立上が及上区域からの上が気垢に 目	ます。 一世立上孙慈生区域における上孙の授助五が押立
28	埋立土砂発生区域からの土砂採取により、景観がどのように変わるのかが評価されていた。	埋立土砂発生区域における土砂の採取及び埋立
	観がどのように変わるのかが評価されていない。 立法図で示し地域住民の意見を聞くべき。	土砂発生区域の存在について、予測・評価・環境 保全措置の検討を行いました。なお、模型につい
	い。立伝図でかし地域住民の息見を聞くべる。	
- 00	地口仕口・のいマリンがたに たけ田 よっ	ても作製しています。
29	地元住民へのヒアリングを行った結果、すべ	周辺集落内外の緑化対策等については、周辺自
	ての調査地点において供用後の価値は概ね下が	治体と調整を行い、可能な限り周辺地域の修景に
	るとなっているのに、事業者による実行可能な	努めることとしています。
	範囲内で回避低減が図られているとかかれている。	
	るが、その根拠が示されていない。	
	その後の緑化対策等に対し、住民が満足する	
	かどうか、さらなるヒアリングが必要だと考え	
0.0	5 。	日年リアカリが上見郷リアのリングルト 寺田木 マルロフィド
30	自然豊かな沖縄本島東海岸の景観も著しく損	景観に及ぼす影響については、調査、予測及び
0.1	ねるのに景観保護の措置も検討されていない。	評価を行い、環境保全措置を検討しました。
31	自然豊かな沖縄本島東海岸の景観を著しく損	景観に及ぼす影響については、調査、予測及び
	as.	評価を行い、環境保全措置を検討しました。
32	飛行場建設は景観上最もふさわしくないのは	景観に及ぼす影響については、調査、予測及び
	自明の理ではないか。	評価を行い、環境保全措置を検討しました。
33	景観・自然とのふれあいにおいても、特性な	景観に及ぼす影響については、調査、予測及び
	どをバラバラに見ている。	評価を行い、環境保全措置を検討しました。
34	ヒヤリングして「すべての景観区分において	アンケート及びヒアリングの結果をもとに、景
	普遍的価値、固有価値は概ね下がる結果になり	観の価値については予測・評価を行いました。
	ましたが、多様性、自然性、固有性については	なお、普遍価値のうち審美性は下がりますが多
	大きな変化は見られませんでした」、辺野古の	様性と自然性は変化がなく、固有価値のうち歴史
	景観価値は低いと言っているのか、ヒヤリング	性、郷土性は下がりますが固有性には変化がみら
	は区長である。	ないということであり、辺野古の景観価値が低い
		ということではありません。
35	景観は、自然的な景色の良し悪しの問題では	心理的圧迫や不安等に起因する価値の変化に関
	なく、地域の文化、人の情操など育んできたか	する認識について、ヒアリング等の調査において
	けがえのない要素をどう評価するという問題で	定量的に把握し、予測・評価を行いました。
	ある。	
	そのことへの配慮を欠落させた破壊行為は、	
	決して許されない蛮行である。	
	決して許されない蛮行である。	

No.	意見の概要	事業者の見解
36	面積率の問題で眺望を評価するのは納得できない。視野の中に、不快・不安を感じさせる基	心理的圧迫や不安等に起因する価値の変化に関する認識について、ヒアリング等の調査において
	はい。倪野の中に、小伏・小女を感じさせる羞地があり、爆音が聞こえれば、平安な気持ちは	する認識について、こりリング等の調査において 定量的に把握し、予測・評価を行いました。
	遠のく。	
37	飛行場の「高さ」の明示がなく、景観につい	事業計画に基づきフォトモンタージュを作成
	ては高さが配慮された形跡がない。	し、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	アセス「準備書」の護岸断面図に専門用語に	た。
	よる護岸の「高さ」寸法は、飛行場の「高さ」	なお、飛行場の高さや護岸の標準断面図は第2
	を説明したとはいえない。	章に示すとおりです。

(21) 人と自然との触れ合いの活動の場

	1) 人と自然との触れ合いの活動の場	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	長島、漁港左のニライカナイ [海の彼方にあ	人と自然との触れ合い活動の場については、地
	る楽土〕の岩、辺野古川の右の岩の「按司墓」	元ヒアリングなどの現地調査を行い、予測・評価・
	の森などの拝所など欠落している。「按司墓」	環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所な
	への御願者は少なくない。大又遺跡との関係も	どについては歴史的文化的環境の項目において検
	記載していないと思われる。	討を行いました。
2	カヌチャリゾートは、県外客の多くが利用し	人と自然との触れ合いの活動の場の調査は、春、
	ているが、県内の方々も休日、夏休みに利用を	夏、秋、冬の四季にヒアリング、アンケート及び
	していただいている。利用層としては、子供か	カウント調査を実施しています。
	らシルバーまで多様な層の方であり、感動ある	調査実施にあたっては、事前に地元区に対しヒ
	触れ合い活動と考えている。春季調査について	アリングを行い、利用者数の多い時期を推定し行
	言えば何故4月末から5月初旬のゴールデンウ	っており、春季については浜下りの時期が多いと
	ィークを調査していないのか、その理由を知り	推定されたことから、浜下りの時期を対象に調査
	たい。	を実施しました。
3	利用者の感想でカヌチャビーチが抜けている	施設の利用に対するヒアリングやアンケートの
	事にも疑問はある。	実施にあたっては、事前に施設管理者等と調整の
		上実施しています。
		カヌチャビーチにおいては、利用者(お客様)
		の気分を害さないようにと配慮を要請されたこと
		からアンケート調査は実施しませんでした。この
		結果、カヌチャビーチ利用者の感想をデータとし
		て取得することができなかったことからこのよう
		な記載となりました。
4	施設への聞き取り調査の結果では、21世紀ゴ	調査地域内における施設への聞き取り調査は、
	ルフ場、宜野座カントリークラブとあり、次の	利用者数、宿泊者数及びイベント参加者数につい
	施設で行われるイベント、カヌチャベイホテル	て行っており、カヌチャベイホテル&ヴィラズに
	& ヴィラズで行われるイベントと参加人数で	もヒアリングを行い、その結果を記載したもので
	は、あきらかに調査不足と指摘する。	す。
5	施設の場の調査結果のコメントでは、カヌチ	施設の利用に対するヒアリングやアンケートの
	ャベイホテル&ヴィラズとカヌチャビーチにつ	実施にあたっては、事前に施設管理者等と調整の
	いては、地域住民の利用は少ないようでした、	上実施しています。
	という記述も疑問である。	カヌチャビーチにおいては、利用者(お客様)
		の気分を害さないようにと配慮を要請されたこと
		からアンケート調査は実施しておらず、この結果、
		アンケート等の対象は地元である久辺13区の住
		人が主たることからそのような結果になったもの
		と考えられます。
6	知事意見ではイザリについても調査せよと書	人と自然との触れ合い活動の場については、海
	いているが、辺野古の海域特性では、西海岸の	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	ように一般的ではない。安部・嘉陽海岸はイザ	い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	リの名所で、電灯潜りは結構見られる。	た。
7	基地ができた時、消え失うこと、基地の影響	人と自然との触れ合い活動の場については、海
	を受けることで、難しい言葉だが沖縄の人々の	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	心の中に潜んでいる心理、ユタ文化まで調査せ	い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	よと言う事だと思うのだが、準備書は「量」を	た。
	写真にしているが、知事意見の基本となる審査	
	会は写真を求めたのではない。	The collection of the collecti
8	平島バケーションツアーやパラセール等が不	平島への上陸利用はホテルのツアーによるもの
	可能な状況となる事は明確である。加えて平島	が中心であり、地元地区住民による利用は少ない
	については利用・状況の変化の程度は小さいも	こと、また、浜下りは平島周辺海域の利用が中心
	のと考えます、と記述しているが、地元地区住	であることからそのように記載しました。
	民アンケート調査で平島に多くの方が、人と自	
	然の触れ合い活動として訪れている事を調査し	
	ているのに、このような記述は理解に苦しむ。	

(21) 人と自然との触れ合いの活動の場

9 基単性表によるさまさまな自然の改変・破壊		1) 人と日然との触れらいの治動の物	
がもたらす人と自然との関係の変化は複合的・ 重層的であり、精神的なダメージも大きい。 地ができれば、人と自然との関係がより疎遠に なってしまうであろうことは素人が常識で考え でもかかわらず、膨大な調金費を使ったかげく、 大きかかからず、膨大な調金費を使ったかげく、 にもかかからず、膨大な調金費を使ったかげく、 をおしたで、一ないり、と手測されているのは、 さわめて不当である。 「マリンジャーが一トがラヌチャー でリンジャーが一トルテル。 評価を示 ななかったのか、 一な中の手側についての具体的な図 はなく、しかもら。2 大気質のなかで、船舶航行数については大気質の調査として実施 でアリンジャーが一トがラヌチャー でアリンジャーが一トがラヌチャー でアリンジャーが一トがラヌチャー でとかったのか、その理由を知りたいと考える。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋が埋と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の施屋の散身、早やタコの採集、参约など、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変態、軍事審管に よって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光 のの影響をも当然出てると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光 のの影響をも当然出てると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光 のの影響をも当然出てると思われる。 第日はなく」 (6-62)-116、120、124、126) は 事実に反している。平島は古くから地域性民に 親しまれ、利用されている場所である。供用後 は平島が立ち入りできなくなることによる影響 は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る手 所、側面別までやれと言う事だ。こんな世界、 沖縄以外の日本人、着い人などの提点では欠落 する。 14 地域の自然が壊壊、改変されれば、場その のも韻素ないし、形骸すると予測するのが姿当 である。 15 p. 9-929 に記載されている「小型船舶」とは何 トンから何トンまでか。中・大型船舶の統行は、 表でいるか、小型船舶は工事の実施については、液との強い合いでは固定を行い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 エ事の実施については歴史的・文化的環境 なるが、地元にアリングなどの現地調査を行い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 エ事の実施については、歴報としては、 なるが、地元にアリンダなどの現地調査を行い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なるは、世元にアリングなどの現地調査を行い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 エ事の実施については歴史の・文化的環境 を実施した。の船前では、大きの項目において検討を行いました。 工事の実施については、随きを開まを行い、テ測・評価を実施していては、 を実施した。の組織を行いては、 を実施した。の場所については、適き機能の支険 なないまりに配置しました。 近れたりの場所については、適き機能の支険 なないまりに配置しました。 を実施した。	\vdash	1 7 77 77	·
■ 重層的であり、精神的なダメージも大きい、基地ができれば、人と自然との関係がより疎遠になってしまうであろうことは素人が常識で考えてもわかる。 こもかかわらず、膨大な調査費を使ったあげく、すべての項目が判で押したように「変化・影響はない」「少ない」と予測されているのは、きわめて不当である。 コリンレジャーの予測についての具体的な図はたった。と大気質のなかで、熱船航行業の調査の航脚図でプレジャーボートがカヌチャビーチより運行している事が調査されている。何数との図と、オペーレイし手側、評価を示さなかたのか、その理由を知りたいと考える。 コー時的なもの」ではない。 影響は水久的なもの。 「一時的なもの」ではない。 影響は水久的なもの。 「一時的なもの」ではない。 影響は水久的なもの。 「一時的なもの」ではない。 影響は水久的なもの。 「本語やの散歩、貝やタコの採集、約りなど、入々の海岸や放歩は、貝やタコの採集、約りなど、入々の海岸や放歩は、貝やタコの採集、約りなど、入れまで親しんできた自然の中で活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、重事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。 「平島については連販ので独集、新りなど、元まで親しんできた自然の中で活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、重事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングも、海側はなな、「6・6・21-116、120、121、126)は事実に反している。平島ははくから地域生民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は、本系のへの監制用はホテルのプラーに表しました。ない、市高への上監判目はホテルのプラーに表しましました。 カトは、利用されている場所であり、参えのよりに記載しました。 カトは歌の自然が破壊、改変されれば、場そのものが中心であることからそのように記載しました。 は域の自然が破壊、改変されれば、場そのものが中心であることからそのように記載しました。 「地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものが中心であることからそのように記載しました。など、再所等については歴史的・文化の環境で現日において検討を行いました。など、西側線ないし、形骸すると予測するのように見置しました。など、西側を経れていて・ブリングなどの現代をでいて・ブリングなどの現代をできるないように配置しました。など、西側を経れていて、漁港航路の文庫とならないように配置しました。など、西側進入灯については、漁港航路の文庫とならないように配置しました。 は来ででのの影響を割取らるのか、まれであり、5 を検索でのの影響を割取らるのか、まれで置きまれている「小型船前は、大型路が関がしていては、漁港航路の文庫とならないまうに配置しました。 お来でを確告といては、漁港航路の文庫とならないまうに配置しました。 お来でを確告といては、漁港航路の文庫とならないように配置しました。 お来でを確告といては、漁港航路の文庫を表した。 お来でをできないたりに関するないように配置しました。 はいていては、漁港が発力では、海上で、20月に関するが、20月に関するは、2	9		
地ができれば、人と自然との関係がより確定になってしますであろうことは某人が常識で考えてもわから。 にもかかわらず、膨大な調査費を使っためげく、すべての項目が判つ押したように「後化・影響はない」「少ない」と予測されているのは、きわめて不当である。 10 マリンレジャーの予測についての具体的な図はなく、しかもも2大気質のなかで、船舶航行量の調査の制態の図でプレジャーボー・ガカメチャビーチより選行している事が調査されている。何放この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 理立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の数歩は、アラの連由を知りたいと考える。 「一時的なもの」ではない。影響は次人的なもの。 型立地と軍事基地の存在、供用後の軍事満習は、人々の海岸の散歩、員やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変数、一の悪影響も当然比でくると思われる。とた、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然比でくると思われる。「一時的なもの」ではない。影響は次人的なもの。 「平島については地域の任民の方だちによる利用はなく」(6年2月11年、129、124、129)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 11 計量心理学的手法とは内面の世界に係る非所、御順所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、着い人などの視点では欠落する。 13 計量心理学の手法とは内面の世界に係る非常、御順所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄の単位がより、からでもよりに記載しました。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが突当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船削」とは何トンから何トンまでが。中、大型船舶の動作は考えているか、小型船舶は工事の実施に対してはどに対した。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶のが作け表した。なお、再所等については密間積をを行いました。なお、内には関連を行いました。ないの場所を行いました。ないの場所を行いました。 20 単近で地では音なを行いませた。ないように配置しました。20 単近が上のが底り変化との変化に付う活動・利用への影響について予測を実施しまりた。20 単近が定め変化との変化といるか、小型船舶は下まりを取りまれてに対しました。20 単近が定りではいきれているが、水道路の変化との変化に付いる形がにいるが、水道路の変化といっ変化でいるが、水道路の変化とい変化がなかなが、20 単位子にもながないまりに配置しました。 20 単位子に近れて検討を行いまれては、漁港航路の支険とならないように配置しました。 20 単位子に近れては、漁港航路の支険とならないように配置しました。 20 単位子に近れていては、漁港航路の支険に対したがあり、普定関連しまれたがあり、普定関連しまれたがあり、単位が発売を加りまれているが表しまれている場合は、20 単位を行いました。20 単位を行いませたが、20 単位を行いました。20 単位を行いました。20 単位を行いました。20 単位を行いませたが、20 単位を行いました。20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いまりがでは、20 単位を行いました。20 単位を行いまりがでは、20 単位をは、20 単位を対しまりがでは、20 単位をは、20 単位			
なってしまうであるうことは素人が常識で考え にもかかわらず、膨大な調査費を使ったあげ く、すべての項目が判で押したように「変化・ 影響はない」「少ない」と子測されているのは、 きわめて不当である。			
でもわかる。 にもかかわらず、膨大な調査費を使ったあげく、チベての項目が判で押したように「変化・影響はない」「かない」と予測されているのは、きわめて不当である。 10 マリンレジャーの予測についての具体的な図はなく、しかもも2大気質のなかで、船船航行量の調査の部が図でプレジャーボートがカメチャビーチより選行している事が調査されている。何はこの図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 環立地と軍事基地の存在、使用後は、海岸の敷歩も、具やタコの経験は、メイピングも、造も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。影響は次人的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、使用後の軍事演習によって、気分を阻する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイピングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイピングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイピングなどの観光で、の悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光で、予測・評価・環境保全措置の検討を行いましました。「平島にていては地域の住民の力たちによる利用はなく」(6、6・21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くかと地域住民に、親しまれ、利用されている場所である。(供用後は単島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 12 計量心理学的予法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落するのが中心であり、地元地区住民による利用が中心であることからそのように記載しました。なお、平島への上陸利用はホテルのツアーによるものが中心であり、地元地区住民による利用が表しました。なお、平島への上陸大門・大田の地へは空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響については、海港航路の支障とならないように配置しました。 2			慮した事業計画や環境保全措置を示しています。
にもかかわらず、膨大な調査費を使ったかげ く、すべての項目が判で押したように「変化・ 影響はない」「少ない」と予測されているのは、 きわめて不当である。 10 マリンレジャーの予測についての具体的な図はなく、しかも6.2 大気質のなかで、船舶能行数 の調査の範跡図でプレジャーボートがカタチャビーチより運行している事が調査されている。何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 埋立地と軍事基地の存在、供用後に、海岸の 版場も、月やタコの採取も、タイピングも、漁も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事消費は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採取・美りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変と思いれる。また、グラスボート、ダイピングを、の選上を用いては地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は 事実に反している。平島は古くから地域住民に 親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 12 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所・ 演覧保全措置の検討を行いました。なお、平島への上陸利用はホテルのソフーに、親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 お書心では現底では大路で現るのでは、第一次の関係に、一次である。 大と自然との触れ合い活動の場については、海域も含めて地元とアリングなどの現地調査を行い、一般、対しないこと、また、底下りは平島周辺海域の利用が中心であることからそのように記載しました。なお、平崎に、環境保全措置の検討を行い、予測、手価・環境保全措置の検討を行い、大海、外海以外の日本人、若い人などの視点では大路する。 なお、非所等については歴史的・文化的環境である。 大と自然との触れ合い活動の場については、海地も含めが中心であることからそのように記載しました。なお、非所等については歴史的・文化的環境である。 エキの場域を行いました。なお、非所等については関係性(大気汚染・騒音、振動・水の濁り等による環境の状態の変化の変化に伴う活動・利用への影響について、漁港航路の支障とならないように配置しました。 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 流下りの場所については調査、予測及び評価の給課であり、音程度までの船前については調査、予測及び評価の給業とで値が、に対している。 「本語・表記を利用する漁船であり、音程度まで の船的です。 表記を対したの場では、海地があり、音楽度を増備きに記載しました。 おれずに関係です。 ままでは、手間があり、音楽度を増備きに記載しました。 おれが高端果を増備きに記載しました。 おれば 野なりないまに配置しました。 おれば 野なり では から がり		なってしまうであろうことは素人が常識で考え	
く、すべての項目が判で押したように「変化・影響はない」「少ない」と予測されているのは、さわめて不当である。 10 マリンレジャーの予測についての具体的な図はなく、しかも6.2 大気質のなかで、船舶航行表については大気質の調査として実施したため、人と自然との触れ合い活動の場においては活気の図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 理立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の散歩、貝やタコの採取も、ダイビングも、流音、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然由てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p.6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域代民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 12 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落するものが中心であり、地元地区住民による利用が中心であり、とした。となる、平島への上陸利用はホテルのツアーによったのが中心であり、地元地区住民による利用はかいこと、また、派下りは平島の浸油を付ました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境である。といらそのように記載しました。カと自然との触れ合い活動の場については、海海が中心であることからそのように記載しました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境である。フェッなの場所でいていては歴史の・文化に持つ活動・利用への影響については、海港航路の変化の変化に伴う活動・利用への影響について・計測を実施しました。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、光野が下でいたり、一般発動によって、なお、再側進入灯については、漁港航路の変化の変化に伴う活動・利用への影響については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 海洋でいるか、小型船舶は工事の実施中は新行でいていては、漁港航路の支障とならないように配置しました。 海洋の中の場所については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 海洋での地方形式を対しまれて、漁港航路の支障・近めの場所については、漁港航路の支障とならないように配置しました。		てもわかる。	
影響はない」「少ない」と予測されているのは、きわめて不当である。 マリンレジャーの予測についての具体的な図はなく、しかも 6.2 大気質のなかで、船舶航行数については大気質の調査として実施の調査の航跡図でプレジャーボートがカヌチャビーチより運行している事が調査されている。何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 「埋立地と軍事基地の存在、使用後は、海岸の散歩も、具やタコの採取も、ダイビングも、漁も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。影響は永久的なもの。埋立地と軍事基地の存在、使用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、具やタコの採集も釣かなど、これまで親しんかできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングをどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングをどの観光、への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングをどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングをどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる 利用はなく」(応令と記述を対しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ちいから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ちいから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ちいからそのように記載しました。 大と自然との触れ合い活動の場については、海内がよいである。 「大きなどの現地調査を行い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。」人と自然との触れ合い活動の場については、海内がよいでよった。なお、拝所等については建東的・文化的環境である。 「本紙・野所でについては建東的・文化的環境である。 「大きが、ア湖・評価・環境保全措置の検討を行いました。」で表述、手所等については登集の変化の発達をが上がによいては、海連線の変化の発達でいるが、小型船舶は工事の実施中は前行は大きないように配置しました。 漢野・古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船所でついては、漁港航路の支障とならないように配置しました。 漢を単価書に記載しました。 漢の場所でいては、漁港航路の支障とならないように配置しました。 漢を単価書に記載しました。		にもかかわらず、膨大な調査費を使ったあげ	
さわめて不当である。		く、すべての項目が判で押したように「変化・	
□ マリンレジャーの予測についての具体的な図 はなく、しかも6.2 大気質のなかで、熱船航行報 については大気質の調査を能断図でプレジャーボートがカヌチャビーチより運行している事が調査されている。 何放この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。		影響はない」「少ない」と予測されているのは、	
はなく、しかも 6.2 大気質のなかで、船舶航行量の調査の航路図でプレジャーボートがカメチャビーチより運行している事が調査されている。何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 理理比と軍事基地の存在、供用後は、海岸の散歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を限書する可能が高いと思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光で悪影響も当然出てくると思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光で悪影響も当然出てくると思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光で悪影響も当然出てくると思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光で悪影響も当然出てくると思われる。 おりまに戻している。平島は古くから地域住民に、第しまれ、利用されている場所である。供用後は、平島への上陸利用はホテルのツアーに、はるものが中心である。とからそのように記載しまれ、利用が中心である。とからそのように記載しまた。 人と自然との触れ合い活動の場については、海内が中心である。 からそのように記載しまた。 人と自然との触れ合い活動の場については、海下の項目においた後治を介い、テ測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なお、肝所等については歴史的・文化的環境である。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのもの頻解です。 かりりを表して観しまれ、た場所を表して観しまれた。 2 エ事の実施については空間特性(大気汚染・騒音があり、から何トンまでか、中・大型船舶の統行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 2 でに作う活動・利用する漁船であり、5 は 2 変化に作う活動・利用っの影響については、漁港航路の支降とならないように配置しました。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		きわめて不当である。	
の調査の航跡図でプレジャーボートがカヌチャビーチより運行している事が調査されている。 何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 理立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の散歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は未久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 また、グラスボート、ダイビングなどの観光である。 はまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 また、近の東上に上に上のツアーによる利用は少ないこと、また、底下りは下島周辺海域の利が中心である。とからそのように記載しました。 なお、拝角等については医見の検討を行いました。 なが、手側・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なが、手側・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なが、手側・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なが、手側・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なが、手側・評価・環境保全措置の検討を行いました。 なが、手側・正地で検討を行いました。 なが、手側・手に場の検討を行いました。 なが、手側・不の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を変しました。 である、・プリア・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アルマ・アル	10	マリンレジャーの予測についての具体的な図	船舶航行数については大気質の調査として実施
世一チより運行している事が調査されている。 何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示 さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 埋立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の 散歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁 も、自然から与えられていたすべての恵がなく なる。 「一時的なもの」ではない。 影響は水人的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習 は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りな ど、これまで親しんできた自然の中での活動を不 可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習に よって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる 利用はなく」(p.6-21-116、120、124、126)は 事実に反している。平島は古くから地域住民し 親しまれ、利用されている場所である。供用後 は平島が立ち入りできなくなることによる影響 は多大である。 12 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝 所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、 沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落 する。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝 所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、 沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落 する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのも の前機をかし、形骸すると予測するのが妥当 である。 15 p.9-29に記載されている「小型船舶」とは何 トンから何トンまでか、中・大型船舶の執行は 考えているか、小型船舶に工事の実施中は航行 にどの位の影響や制限あるのか。 なお、西側進入灯については、漁港航路の支除とならないように配置しました。 「平野下漁港を利用する漁船であり、51 程度まで の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 「東の大部では、海洋所等については、漁港航路の支除 たなお、西側進入灯については、漁港航路の支除 たならないように配置しました。 「本設下文地・帯は浜下りの場として親しまれ た場所であり、等天間飛行場代替施設の建設は 「本院の位の影響や制限あるのかみ。 「本院の位の影響や制限あるのかみ。 「本院の位の影響や制限あるのかみ。 「本院の位の影響や制限あるのかみ。 「本院の位の表響や制限あるのかみ。 「本院の位の表響や制限あるのかみ。 「本院の位の表響や制限の表のかないまれ なお、西側進入灯については、漁港航路の支除 なお、西側進入灯については、漁港航路の支除 なお、西側進入灯については、漁港航路の支除 なおらないように配置しました。 「本院の位のを算り場所でいていては、漁港・新路の支除 なお、西側進入灯については、漁港・新路の支除 なお、西側進入灯については、漁港・新路の支除 なお、西側進入灯については、漁港・新路の支除 なお、西側進入灯については、漁港・下の場所でいいては、漁業・下の場所でいいては、漁業・下の場所でいいては、漁業・下の場所でいいては、漁産であり、第天間飛行の場所です。 「本院の位の位のは、大田に関するが、大田に関するは、大田		はなく、しかも6.2大気質のなかで、船舶航行量	したため、人と自然との触れ合い活動の場におい
一切数この図と、オーバーレイし予測、評価を示さなかったのか、その理由を知りたいと考える。 11 埋立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の 散歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁 も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は水人的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島小立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 12 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御順所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は上事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 大型数子定地一帯は浜下りの場として親しまれ、た場所であり、第天間飛行場代替施設の建設は特別であり、第天間配行に対しては、漁港航路の支除とならないように配置しました。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		の調査の航跡図でプレジャーボートがカヌチャ	ては結果を図示してはいませんが、これらの調査
11		ビーチより運行している事が調査されている。	結果も考慮し、予測・評価を実施しました。
11		何故この図と、オーバーレイし予測、評価を示	
□ 埋立地と軍事基地の存在、供用後は、海岸の散歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁 も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中で必活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事漫習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 カ川はなく」 (p. 6-21-116、120、124、126) は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後には平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。			
お歩も、貝やタコの採取も、ダイビングも、漁も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。 平島は古くからや地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-92 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中の場合、入と自然との触れ合い活動の場については、海球も含めて地元とアリングなどの現地調査を行い、入と自然との触れ合い活動の場については、海域も含めて地元とアリングなどの現地調査を行い、大力・関手値・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境である。 16 を表している「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。中、大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。中、大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。中、大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行とどのないように配置しました。 派下りの場所だついては、漁港航路の支障とならないように配置しました。	11		工事の実施のみでなく施設等の存在及び供用に
も、自然から与えられていたすべての恵がなくなる。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中でのた動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に、環境保全措置の検討を行いました。なお、平島への上陸利用はホテルのツアーによるものが中心であり、地元地区住民による利用は少ないこと、また、浜下りは平島周辺海域の利用が中心である。とからそのように記載しました。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 健設予定地一帯は浜下りの場上して親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は、結果を準備書に記載しました。			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
なる。 「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」 (p.6-21-116、120、124、126) は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p.9-29 に配載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行を対策を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障にどの位の影響や制限あるのか。 2 20野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。 3 25年間進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 2 25年の場所については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 3 25年間であり、5t 程度までの船舶です。 3 25年間であり、5t 程度までの場所については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 3 25年間であり、5t 程度までの場所については、漁港航路の支障とないように配置しました。 3 25年間であり、5t 程度まであり、5t 程度まであり、5t 程度までの場所については、漁港航路の支障によりに配置しました。 3 25年間であり、5t 程度は、5t 25年間であり、5t 25年間であります。 2 25年間であり、5t 25年間であります。 2 25年間であり、5t 25年間であります。 2 25年間であります。 2 25年間でありまれば、5t 25年間でありまります。 2 25年間でありまります。 2 25年間であり、5t 25年間であり、5t 25年間であります。 2 25年間でありまります。 2 25年間であります。 2 25年間であり、5t 25年間であり、5t 25年間でありまります。 2 25年間でありまります。 2 25年間でありまりによりまります。 2 25年間でありまりでありまります。 2 25年間でありまりまりまりでありまります。 2 25年間でありまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま			検討を行いました。
「一時的なもの」ではない。 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、良やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p.6-21-116, 120, 124, 126) は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p.9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響については一た。次は、西側進入灯については、漁港航路の支障にどの位の影響や制限あるのか。 2 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障にどの位の影響や制限あるのか。 2 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障にどの位の影響や制限あるのか。 3 強設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、き天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
 影響は永久的なもの。 埋立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。			
世立地と軍事基地の存在、供用後の軍事演習は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、約りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は東実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか、中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶に大助の場合といては空間特性(大気汚染・騒音とした。のもが表出である。 16 を変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 17 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか、中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は大調の変化の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 18 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障をならないように配置しました。なお、海側進入灯については、漁港航路の支障をならないように配置しました。海下りの場所については調査、予測及び評価のた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
は、人々の海岸の散歩、貝やタコの採集、釣りなど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶に対している。変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 16 を表するの場合に関するのが多当である。 17 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は下の場合にどの位の影響や制限あるのか。 20 を生きるないように配置しました。なお、海側進入灯については、漁港航路の支障をならないように配置しました。なお、方の船前です。ないように配置しました。ないように配置しました。ないように配置しました。ないように配置しました。ないように配置しました。ないように配置しました。ないように配置しました。 海下りの場所については調査、予測及び評価のた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 若果を準備書に記載しました。			
 ど、これまで親しんできた自然の中での活動を不可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 中、9-9-29に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。なお、正明の進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 企業投入定せ一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は結果を準備書に記載しました。 強設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は結果を準備書に記載しました。 			
可能にしたり、あるいは景観の変貌、軍事演習によって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 16 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施に対抗でにどの位の影響や制限あるのか。 16 健設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、音天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。 17 にどの位の影響や制限あるのか。 18 健身予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、音天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
よって、気分を阻害する可能性が高いと思われる。また、グラスボート、ダイビングなどの観光への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は に変しました。 海上を準備書に記載しました。 海上を準備書に記載しました。 海上の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大			
る。また、グラスボート、ダイビングなどの観光 への悪影響も当然出てくると思われる。 12 「平島については地域の住民の方たちによる 利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は 事実に反している。平島は古くから地域住民に 親しまれ、利用されている場所である。供用後 は平島が立ち入りできなくなることによる影響 は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝 所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、 沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落 する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは「トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行に考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は おきぬて地元ヒアリングなどの現地調査を行い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。 エ事の実施については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 近野古法との様の大気に配置しました。 近野古法との触れ合い活動の場については、海域を含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の発見による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を変化しまれた場所であり、きて程度までの船舶ですの船舶ですの船舶ですの船舶ですの船舶ですの船舶ですの船舶ですの船舶で			
への悪影響も当然出てくると思われる。			
 「平島については地域の住民の方たちによる利用はなく」(p. 6-21-116、120、124、126)は事実に反している。平島は古くから地域住民に親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御順所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 p. p-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 大と自然との触れ合い活動の場については、海域も含めて地元とアリングなどの現地調査を行い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。なお、拝所等については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 ブ野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶でより、大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 本に取り場所については調査、予測及び評価の結果を準備書に記載しました。 			
利用はなく」 (p. 6-21-116、120、124、126) は 事実に反している。平島は古くから地域住民に 親しまれ、利用されている場所である。供用後 は平島が立ち入りできなくなることによる影響 は多大である。	19		人と自然との触れ会い活動の堪については 海
事実に反している。平島は古くから地域住民に 親しまれ、利用されている場所である。供用後 は平島が立ち入りできなくなることによる影響 は多大である。	12		
親しまれ、利用されている場所である。供用後は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は た なお、平島への上陸利用はホテルのツアーによるものが中心であり、地元地区住民による利用は少ないこと、また、浜下りは平島周辺海域の利用が中心であることからそのように記載しました。 人と自然との触れ合い活動の場については、海域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。 エ事の実施については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 辺野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 浜下りの場所については調査、予測及び評価の結果を準備書に記載しました。		_	
は平島が立ち入りできなくなることによる影響は多大である。 13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は は少ないこと、また、浜下りは平島周辺海域の利用が中心であることからそのように記載しました。			
は多大である。 は少ないこと、また、浜下りは平島周辺海域の利用が中心であることからそのように記載しました。			
用が中心であることからそのように記載しました。			
た。 た。 た。 た。		は多人である。	
13 計量心理学的手法とは内面の世界に係る拝所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。			
所、御願所までやれと言う事だ。こんな世界、沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落 はも含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行いましまる。	19	計量心理学的手法レけ内面の世界に移えば	
 沖縄以外の日本人、若い人などの視点では欠落する。 北域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p.9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設はおよる場所であり、普天間飛行場代替施設の建設はおより、予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。なお、拝所等については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 辺野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 浜下りの場所については調査、予測及び評価のた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は結果を準備書に記載しました。 	13		
する。 た。なお、拝所等については歴史的・文化的環境の項目において検討を行いました。 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。			7, 5 7 1 2 2 2 1 7 1 2 1 7 1 2 1 7 1 2 1 7 1 2 1 7
 14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は表示 17 中・大型船・大の海り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 2 辺野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 3 体表の場所については調査、予測及び評価のた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設はお果を準備書に記載しました。 			
14 地域の自然が破壊、改変されれば、場そのものも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 工事の実施については空間特性(大気汚染・騒音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 辺野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設はお果を準備書に記載しました。 浜下りの場所については調査、予測及び評価の結果を準備書に記載しました。		y ⊘ ₀	
のも崩壊ないし、形骸すると予測するのが妥当である。 音・振動・水の濁り等による環境の状態の変化)の変化に伴う活動・利用への影響について予測を実施しました。 辺野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までトンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障とならないように配置しました。	1.4	地域の自体が連帯 地ボといいぎ 坦ファン	
である。 の変化に伴う活動・利用への影響について予測を 実施しました。 フリー・フェー・ アンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は 考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行 にどの位の影響や制限あるのか。 とならないように配置しました。 とならないように配置しました。 理設予定地一帯は浜下りの場として親しまれ た場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。	14	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
実施しました。			
15 p. 9-29 に記載されている「小型船舶」とは何トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。 20野古漁港を利用する漁船であり、5t 程度までの船舶です。		じめる。	
トンから何トンまでか。中・大型船舶の航行は 考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行 にどの位の影響や制限あるのか。 なお、西側進入灯については、漁港航路の支障 とならないように配置しました。 注設予定地一帯は浜下りの場として親しまれ た場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
考えているか、小型船舶は工事の実施中は航行にどの位の影響や制限あるのか。	15		
にどの位の影響や制限あるのか。 とならないように配置しました。 16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれた場所であり、普天間飛行場代替施設の建設はお果を準備書に記載しました。			
16 建設予定地一帯は浜下りの場として親しまれ 浜下りの場所については調査、予測及び評価の た場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
た場所であり、普天間飛行場代替施設の建設は 結果を準備書に記載しました。			
	16		
沖縄の文化・風習を破壊するものである。			結果を準備書に記載しました。
		沖縄の文化・風習を破壊するものである。	

(21) 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	1) 人と自然との触れ合いの活動の場 意見の概要	事業者の見解
17		事業者の見牌 本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
11	京観・自然とのかれめいにおいても、特性などをバラバラに見ている。	神泉児影響評価は、伝で寺に基づいて調査、予 測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
	こをパンパンに元(いる。	東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
		慮した事業計画や環境保全措置を示しています。
18	レジャー的利用や施設利用は、自然との触合	展した事業計画や環境保主指直を示しています。 人と自然との触れ合い活動の場については、海
10	いのごく一部分であり、しかも本質的でない部	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
		吸も音のに地元にアッシケなどの境地調査を打 い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	分に過ぎない。したがって、そこに偏った調査は、素的でもり、したがって、そこに偏った調査	
	は一面的であり、人と自然との触れ合いの本質を捉えていない。	た。
	埋立により浜下り場所が2箇所が消失しても	
	他の場所が利用可能、とか、工事終了後に出現	
	する埋立地や護岸が代わりになる、という認識	
	は間違っている。場所の固有性は置換不能であ	
	り、人工的に造られた埋立地や護岸は自然のも	
	のとはまったく違う。	
19	辺野古の人々と自然との関わり (触れ合い)	人と自然との触れ合い活動の場については、海
19	の基本は、イノー及びピシ(干瀬)との関わり	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	であるが、それにまったく触れられていないの	吸も音のく地元にアッシケなどの境地調査を打 い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	は致命的な欠陥である。基地建設がイノーやピ	で、「例・計価・環境体生指重の検討を1」でました。
	シにどんな影響を及ぼすかを調査・予測・評価	100
	することが必要である。	
20	「○○には人と自然との触れ合い活動の場は	人と自然との触れ合い活動の場については、海
20	ない」という表現が随所にあるが、これも、人	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	と自然との触れ合いを一面的にしか捉えておら	い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	ず、不当である。	た。
21	基地建設によって砂浜が大きくけずられるお	人と自然との触れ合い活動の場については、海域
	それがあるといわれている。このことは集落の	も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行い、予
	伝統行事(たとえばハーリー)などに与える影	測・評価・環境保全措置の検討を行いました。
	響は大きい。	なお、ハーリーなどの伝統行事については歴史
		的・文化的環境の項目において検討を行いました。
22	伝統行事に関する場所として平島が漏れてい	伝統行事については歴史的・文化的環境の項目
	る。施設建設によって平島への立ち入りができ	において検討を行いました。
	なくなることは、辺野古の祭祀に大きな支障を	
	来たす。	
23	準備書によれば辺野古の海岸や平島などは利	人と自然との触れ合い活動の場については、海
	用が全くないとされているが、辺野古漁港から	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	続く海岸(キャンプ・シュワブ内を含む)で毎	い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	年ハーリーが行われている。漁港脇が作業ヤー	た。
	ドとして埋立てられ、キャンプ・シュワブ内も	なお、ハーリーの場やウタキ等については歴史
	代替施設本体として埋立てられることで汀線が	的・文化的環境の項目において検討を行いました。
	約20メートル後退するが、両側を護岸に挟まれ、	
	わずかに残った海岸も大きく形状が変わるとな	
	れば、辺野古区の伝統行事を執り行うことがで	
	きなくなる。	
	平島にはウタキがあり、辺野古の住民たちが船	
	で島に渡っている。この島を立ち入り禁止にする	
	ことは住民の信仰を奪うことであり、信教の自由	
	を保障した日本国憲法第20条に違反している。	
24	自然海岸をすべての人々の癒しの場として、	人と自然との触れ合い活動の場については、海
	ずっと残しておくべきではないか。生活産業重	域も含めて地元ヒアリングなどの現地調査を行
	視の見方から、心の豊かさ重視の見方へと哲学	い、予測・評価・環境保全措置の検討を行いまし
	を転換すべき時だと思う。沖縄の自然海岸は他	た。
	の何物にも代替できない。	

(22) 歴史的·文化的環境

	2/ 准文印 人口印象先	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	伝統行事を含む地域の文化は、場が成り立つ	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	ゆえんである地域の自然が破壊・改変されれば、	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	場そのものも崩壊ないしは形骸化すると予測す	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	るのが妥当である。	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
		その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。
2	伝統行事に関する場所として平島が漏れてい	ヒアリングなどの現地調査を行い、現在利用が
	る。	なされている伝統的な行事及び祭礼の場について
		整理し、予測・評価・環境保全措置の検討を行い
		ました。
3	拝所としてトングヮ及びそこに祀られている	ヒアリングなどの現地調査を行い、現在利用が
	龍宮神が漏れている。その本来の場所は、作業	なされている伝統的な行事及び祭礼の場について
	ヤードとして埋立てられる計画であり、調査・	整理し、予測・評価・環境保全措置の検討を行い
	予測・評価の対象にすべきである。	ました。
	高墓やアジ墓のあるタカシダキも作業ヤード	
	埋立によって直接影響を受ける場所であるが、	
	これも漏れている。	
4	調査区域のうち、他の集落についてはすべて	辺野古区の調査結果についても他の地区と同様
	拡大地図が掲載されているにもかかわらず、辺	に拡大地図を用いて準備書に結果を記載していま
	野古だけ拡大地図がなく広域地図となっている	す。
	のは不可解である。	
5	歴史的な環境として、周辺住民、あるいは沖	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	縄県民に対して、いったいどのような精神的影	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	響を与えるのかという視点から環境影響評価が	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	なされるべきであるが、準備書では、そのよう	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
	な視点からの調査、評価が欠如しており、不十	その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
	分なものになっていると言わざるを得ない。	変等の程度について予測を実施しました。
6	歴史的文化的環境と遺産の現存の意味とその	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	保存とは、地域文化の歴史や宗教や共同体や民	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	族の文化を正しく評価することによって、当該	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	事業がその文化的環境とも調和しえるかどうか	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
	を評価していくことでなければならない。	その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。
7	沖縄県埋蔵文化財センター等でも実施してい	埋蔵文化財については、文献その他の資料によ
'	る「沿岸域(水深 10m 程度までの海中部分)」	り分布状況を把握し、現在の状況について調査を
	の調査は実施されていない。大浦湾のやんばる	行いました。
	船の寄港地としての利用などを考えると、この	111 4 4 6/60
	船の前径地としての利用などを考えると、この 沿岸域調査も行うべきであったと考えられる。	
8	キャンプ・シュワブ内の、沖縄貝塚時代後期の	埋蔵文化財については、関係機関と調整を行い、
0	ものと推定される貴重な遺跡や遺物分布地があ	文化財保護法に基づき適切な対策を実施します。
	り、きちんと調査し、保存すべきである。	天山州 休暖仏に至りる 週別は別界を夫灺しまり。
0		
9	行事に参加、行っている住民の声が聞こえない。	歴史的・文化的環境については、ヒアリングな
	い。住民の意見も重要ではないか。	どの現地調査を行い、予測・評価・環境保全措置
		の検討を行いました。
10	文化的背景は1年を通して丹念に調査する必要がある。	平成20年度の現地調査は4季を通じて実施し、
	要があり、今回の調査では不十分である。	予測評価に必要な調査データが取得できたと考え
		ています。

(22) 歴史的·文化的環境

\Z		本坐火 ∞日㎞
No.	意見の概要	事業者の見解
11	回答表を用いる社会学的な調査では、生活の	歴史的・文化的環境については、回答表ではな
	実態は捉えることができない。こうした不十分	くヒアリングなどの現地調査を行い、現在利用が
	な調査で計画を推し進めることはあまりにも危	なされている伝統的な行事及び祭礼の場について
	険であり、十分な調査を人文系の各専門家に依	整理し、予測・評価・環境保全措置の検討を行い
	頼することを要請する。	ました。また、本環境影響評価は、法令等に基づ
		いて調査、予測及び評価等を実施しており、特に、
		沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境
		の保全に配慮した事業計画や環境保全措置を示し
		ています。
12	沖縄戦に係る戦争遺跡の項目が調査の対象と	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	なっていないばかりか、既存文献資料調査でも、	評価技術指針に基づき調査項目を選定していま
	「文化行政要覧」「沖縄県埋蔵文化財センター	す。
	ホームページ」がなされているだけであり、戦	また、既存文献資料調査とあわせて、現地踏査
	争遺跡を文化財等の対象としてみていない。	及び現地ヒアリングの情報を整理し、予測・評価・
		環境保全措置の検討を行いました。
13	歴史的・文化的環境に対する影響については、	伝統的な漁や砂浜での海藻や貝類の採取、人々
10	埋立により、伝統的な漁や砂浜での海藻や貝類	との生活に直結した海との関わりについては人と
	の採取、人々との生活に直結した海との関わり	との生活に直隔した海との関わりについては入と 自然との触れ合いの活動の項目において検討しま
	は大きく変化せざるを得ない。	日然との触れらいの仏動の項目において懐酌しました。
	歴史的、文化的環境をもっと広く大きくとら	U/C ₀
1.4	える必要がある。	トラリンがみじの担心調本とたい、 担か何田ぶ
14	伝統行事に関する平島や、その他の場所の保	ヒアリングなどの現地調査を行い、現在利用が
	護についてもアセスからもれている。	なされている伝統的な行事及び祭礼の場について
		整理し、予測・評価・環境保全措置の検討を行い
		ました。
15	世代間倫理と文化継承に対しては、予想もし	本環境影響評価は、法令等に基づいて調査、予
	なかった文化変容が起こることは必至である。	測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部
		東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配
		慮した事業計画や環境保全措置を示しています。
16	施設区域や工事区域内になり、またはそこか	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	ら工事や施設が見えないので影響はないと予測	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	するのは、極めて皮相かつ本末転倒。	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
		嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
		その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。
17	辺野古沖や大浦湾のサンゴ礁に関する民俗文	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	化、歴史性も埋立等によって失われてしまい、	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	回避、低減されるものではない。歴史・文化環	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	境の代替性はない。	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。
18	準備書(要約書)には、埋蔵文化財(遺跡)が建	埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき
	設工事に伴い、どの様に破壊消失から守られる	適切な対策を実施します。
	か「名護市教育委員会等と協議のうえ適切な保	
	存等の処置を行う」と言うのみで、開発者自身の	
	配慮が示されていない。	
10	文化財はないと言うが、辺野古の自然は、住	
19		歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	民と自然の共生で作り上げた貴重な「文化財」	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文化はなるが、無力的に対する。
	であり、人工的な文化財に比較にならない価値	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	があるものである。	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
		その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。

(22) 歴史的·文化的環境

No.	意見の概要	事業者の見解
20	沖縄県の文化は、ハーリーや浜下り、ウンジ	歴史的・文化的環境については沖縄県環境影響
	ャミなど、その多くが自然環境に密接して形成	評価技術指針に基づき、対象事業の実施による文
	されてきた。「自然破壊は、沖縄県民の文化の	化財等及び埋蔵文化財包蔵地、歴史的街並み、御
	喪失につながる」ことの重要性を、評価すべき	嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、
	である。	その他文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改
		変等の程度について予測を実施しました。

(23) 廃棄物等

No.	意見の概要	事業者の見解
1	キャンプ・シュワブ沿岸や海底にはいろいろ	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
	なゴミが散乱しており、米軍の廃棄物の処理に	処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
	ついての意識がかなり低いことがわかる。	されるよう米軍に周知します。
2	供用時の廃棄物の処分について記載している	可燃ゴミについては紙類などの生活ゴミ、資源
	が、ここでいう「可燃ゴミ」「資源ゴミ」「不燃ゴ	ゴミについてはリサイクル可能な空きカン、空き
	ミ」の定義が不明確かつ不適切である。	ビン等、不燃ゴミについては乾電池、油、バッテ
		リーなどのゴミとしています。
3	木くずを安定型最終処分場で処分できる根拠	木くずは場内でチップ化し緑化等にリサイクル
	を明らかにされたい。	する計画ですが、再利用できなかった木くずにつ
		いては、産業廃物処理業者に委託し、中間処理を
		行うなど安定型最終処分場に搬入可能なよう適正
		に処理します。
4	アスベストを含む廃棄物の搬出及び処分まで	廃棄物に係る影響については、明らかになって
	の行程を明確にすべきである。	いる事業計画に基づき予測・評価を行いました。
		アスベストについては工事の実施に伴ない発生す
		る副産物として予測・評価を行い準備書に記載し
		ました。
5	繊維くずを安定型最終処分場に処分できる根	繊維くずについては産業廃物処理業者に委託
	拠を明らかにされたい。	し、裁断処理などの中間処理を行うなど安定型最
		終処分場に搬入可能なよう適正に処理します。
6	不燃ゴミとして備考に「乾電池、油、バッテリー等」と記載されているが、安定型最終処分	不燃物は、産業廃棄物処理業者に委託し、専門 業者へ引き渡すこととしています。
	場に処分できるのか根拠を明らかにされたい。	耒有へ切さ假りこととしていまり。
7	供用後の使用者は米軍であり、どのような廃	廃棄物に係る影響については、明らかになって
'	棄物が出されるのかは不明である。危険な廃棄	いる事業計画に基づき予測・評価を行いました。
	物についても想定し影響を予測すべきである。	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の処
	特に、化学物質等は、長期間残留し悪影響を及	理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理さ
	ばす。	れるよう米軍に周知します。
8	近傍の安定型最終処分場の処理能力として読	現状における受け入れ可能性については複数の
	谷村の沖広産業も挙げられていることから、建	処理業者にヒアリング調査を実施し結果は準備書
	設時に適法な状態で稼働できないおそれがあ	に記載しました。
	り、近傍の安定型最終処分場における残余容量	
	として沖広産業の安定型最終処分場を記載する	
	のは不適切である。	
9	準備書において、「供用」についての情報が	廃棄物については、普天間飛行場及びキャン
	米軍から提供されないなら、「供用」について	プ・シュワブの現状について米側に資料を求め、
	は米軍にアセスをさせるべき。	得られたデータを基に予測・評価を行いました。
10	存在及び供用において、有害廃棄物が予測・	米軍から得た情報に基づいて予測評価を実施い
	評価されていない。	たしました。なお、施設から発生する廃棄物につ
		いては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に
		基づき適切に処理されるよう米軍に周知します。
11	廃棄物の種類及び成分が、明らかにされない	米軍から得た情報に基づいて予測評価を実施い
	まま廃棄されていることから、種類、量、処理・	たしました。なお、施設から発生する廃棄物につ
	処分方法について明らかにするとともに、いつまでつべくのか明らかにすべきである。	いては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に
10	までつづくのか明らかにすべきである。 飛行場から出るゴミ問題が流れ出ないか心配	基づき適切に処理されるよう米軍に周知します。 施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
12	飛り場がり出るコミ同趣が無れ田ないか心能である。	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の 処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
	(a) a)	処理及び信仰に関する伝律」に基づさ週切に処理
13	基地から出る廃棄物は生物の遺伝子レベルに	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
10	まで、深刻なとり返しのつかない悪影響・被害	処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
	を与えると考える。	されるよう米軍に周知します。
	C 1/C 0 C 1/C 00	これののクントサログルののブロ

(23) 廃棄物等

No.	意見の概要	事業者の見解
14	アスベストや核物質(廃棄物)等の排出が記	廃棄物に係る影響については、明らかになって
	載されていない。	いる事業計画に基づき予測・評価を行いました。
		アスベストについては工事の実施に伴ない発生す
		る副産物として予測・評価を行い準備書に記載し
		ました。
15	米軍の廃棄物がどこに破棄されるのか、どう	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
	いった物があるのかきちんと知りたい。	処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
		されるよう米軍に周知します。
16	廃棄物処理業者や処分場などが、故障などの	現状における受け入れ可能性については複数の
	諸理由で、受け入れが不可能になった時はどう	処理業者にヒアリング調査を実施し結果は準備書
	するのか。	に記載しました。
17	プラスチック系廃棄物や食物残渣は堆肥化等	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
	のリサイクルをするということなのかについ	処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
	て、明確な記載がない。	されるよう米軍に周知します。
18	建設及び供用時において排出された管理型品	不燃物について、産業廃棄物処理業者に委託し、
	目の安定型最終処分場に処分しようとするのは	受入れ基準に満たすような処理を施した後、安定
	なぜか。	型最終処分場に搬入可能なよう適正に処理しま
		す。
19	日米地位協定の見直しにより廃棄物に関して	施設から発生する廃棄物については「廃棄物の
	も国内法を適用し適正に処理することを準備書	処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理
	に明記するとともに、前述の環境基本計画に挙	されるよう米軍に周知します。
	げられた課題の克服についての取り組みも明記	
	すべきである。	
20	廃棄物の運搬にかかわるルートや頻度につい	廃棄物に係る影響については、明らかになって
	ての記載がなく、廃棄物の運搬による住民生活	いる事業計画に基づき予測・評価を行いました。
	や環境への負荷が回避・低減されるための取り	
	組みもなされていないが、それらにつき評価す	
	べきである。	
21	普天間基地では油類の流出事故がたびたび起	油流出等の事故については環境影響評価の対象
	こっているが、もずく養殖や漁業への影響は調	ではありません。
	査しているのか。	

	4/ 嗣宜、ア測、計価主放	古光本の日知
No.	意見の概要	事業者の見解
1	準備書では、ほぼすべての項目で影響は少な	法令等に基づいて環境影響評価項目を選定し、
	い、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回	環境への影響を予測・評価しており、その結果を
	避・低減が図られている、という事実に終始し	準備書に記載しています。
	ており、評価結果は、具体的な内容に即したも	
	のではなく、評価になっていない。	
2	沖縄からすべての基地を無くした場合、どの	本環境影響評価の項目は、法令等に基づいて選
	ように沖縄の環境、住民の生活が変わるのか調	定しており、沖縄からすべての基地を無くした場
	査、予測、評価をすべきである。	合については環境影響評価の対象ではないことか
		ら、準備書には記載していません。
3	準備書は米軍機の配備・機種が不明なまま進	米軍から得た情報を基に、法令等に基づいて環
	められており、調査、予測、評価においても科	境影響の予測・評価を実施しています。
	学的裏付けが乏しく形式だけを整えて、結論と	
	して環境に影響は少ないとされている。また、	
	基地建設という結論が先にあり、それによる環	
	境への負荷を低減できるという予断を前提とさ	
	れており、環境影響評価の目的が形骸化してい	
	る。	
4	準備書は調査結果を十分に踏まえておらず、	法令等に基づいて環境影響評価項目を選定し、
T	科学的、合理的な予測評価になっていない。調	環境への影響を予測・評価しており、その結果を
	査結果と予測評価の間に論理の飛躍があり、予	準備書に記載しています。
	測評価を軽視しており、不十分である。	
5	環境影響評価準備書として総合的な編集方針	法令等に基づいて環境影響評価項目を選定し、
J	がないなかで各項目毎の調査をただ集積し、細	環境への影響を予測・評価しており、その結果を
	切れ的に評価して影響がないとしている。また、	準備書に記載しています。
	理解に苦しむ項目や、調査不足、手法の間違い	一十四 百に甲 していみり。
	がある他、一番重要な予測・評価結果、環境保	
	かめる他、一番里安な予例・評価結果、環境保全措置が画一的、抽象的であり、より具体的な	
	案を示しておらず科学的なプロセスが欠けてい	
	る。 海供事はアメリカ・カリフトルーアでの新熱	注入笠に甘べいて理控影郷が圧汚ロも思ウ!
6	準備書はアメリカ・カリフォルニアでの訴訟 や国際標度が関 ウな促進団体などの会員の標	法令等に基づいて環境影響評価項目を選定し、
	や国際環境学界、自然保護団体などの今日の環境は進歩が進む。	環境への影響を予測・評価しており、その結果を
	境基準・水準を十分に踏まえたものでなければ	準備書に記載しています。
	ならない。しかし、本準備書は科学的・国際的	
<u> </u>	批判に耐えられるものではない。	TIT to STITE to La La VI. to be a la la La VI. to be a la la VI. to be a la VII. to be a la VIII. to be a l
7	大気環境、水環境、ジュゴン、アジサシ、サ	既存の調査結果や方法書等に基づく1年間の環
	ンゴ等の環境調査が不十分であり、もっと長期	境調査によって、ジュゴン、サンゴ類、アジサシ
	的かつ広い視野で再調査を行うべきである。ま	等の分布状況や季節的な差異、重要な種の種類と
	た、騒音・海の汚染という予測される影響を徹	分布位置等を把握しており、環境影響の予測・評
	底的に調査し、地元住民の納得できる結果を示	価に必要な情報を得ています。
	すべきである。	
8	1年間の現地調査で評価を下すのは危険であ	既存の調査結果や方法書等に基づく1年間の環
	る。大気環境、水環境、ジュゴン、アジサシ等	境調査によって、ジュゴン、サンゴ類、アジサシ
	の複数年の調査をすべきである。	等の分布状況や季節的な差異、重要な種の種類と
		分布位置等を把握しており、環境影響の予測・評
		価に必要な情報を得ています。
9	アセス法・県条例に違反し、アセス方法書に	平成19年6月から平成20年3月までの調査は、
	かかる手続き(スコーピング)なしの事前調査	当局が自主的に実施したものであり、法令等に違
	を強行した。	反するものではありません。
	それも、海上自衛隊所属の掃海艇や、海上保	なお、調査結果については、準備書では既存の
	安庁所属の多数の船舶を配置しての事前調査で	資料として扱い、予測・評価の参考としました。
	あった。	
	<u> </u>	

T		
No.	意見の概要	事業者の見解
10	調査の結果の信頼性・妥当性について科学的	調査手法の選定から調査結果の妥当性について
	な検討がなされていない。このため調査結果の	各分野の専門家等の指導・助言を得ており、予測・
	信頼性に不安がある。調査を正確に、適切な方	評価に必要な情報は得られたと考えています。な
	法で再度行うべき。準備書に記載されていない	お、ネオンテンジクダイなど調査により確認して
	ネオンテンジクダイが大浦湾で確認されたと新	いない種の分布状況については、今後、文献資料
	聞報道されている。	等を収集する中で把握に努めてまいります。
11	フィリピンの米軍基地を撤去させた後、PC	米軍基地内の土壌汚染については、本事業に伴
	Bやダイオキシンなど深刻な土壌汚染が問題と	う環境影響とは関連しないことから、準備書に記
	なった。このような問題は今の時点ではないの	載していません。
	か、それに関してどのような調査・報告を受け	
10	ているのか。	四十万四十分日本上江事份に甘 27 4 月日の四
12	長期的な調査をすれば更にお金がかかる他、	既存の調査結果や方法書等に基づく1年間の環
	ますます環境への影響が懸念されるので調査中	境調査によって、ジュゴン、サンゴ類、アジサシ
	止を求める。	等の分布状況や季節的な差異、重要な種の種類と
		分布位置等を把握しており、環境影響の予測・評
10	立に知成わらり、ゴン佐の細木は ての以郷ナ	価に必要な情報を得ています。
13	音に敏感なジュゴン等の調査は、その影響を 取り除くために、軍事演習、その他の調査を一	ジュゴンに関する調査は、専門家等の助言を踏まえ、影響が小さい手法を事前に検討し、現在の
	定期間中止し、安定状態を取り戻してから調査	大態における環境調査を慎重に行いました。
	を行うべき。	1八ぶにねける來地們且で民里に111、ました。
14	準備書では4つのヘリパッドなど方法書にな	4 つのヘリパッド、消火訓練施設、護岸(係船
14	かった機能強化が盛り込まれている。これらが	機能付)、汚水処理浄化槽、給油エリアなどの機
	運用されることを想定した各種調査が不十分で	能や事業内容の追加に伴う環境影響評価は、準備
	ある。	書において影響要因を検討し、予測・評価を実施
	₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩, ₩	しています。
15	調査機器の設置によるサンゴの破壊、ヘリコ	ジュゴンに関する調査は、専門家等の助言を踏
	プターによる追い回しでジュゴンを遠ざけてい	まえ、影響が小さい手法を事前に検討し、現地調
	る、また、ジュゴンの通り道にソナーを設置し	査においては慎重に行いました。また、調査機器
	影響を与えているなど、調査自体が環境に影響	の設置に際しては、サンゴ類を破壊しないなど、
	を及ぼしている。	周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮しました。
16	調査は大学の研究員、独立した専門家、環境	調査手法の選定から調査結果及び予測・評価に
	団体、県民代表などを入れ公正に行うべき。	至る各段階において各分野の専門家等の指導・助
		言を得て準備書に反映しており、環境調査で、環
		境影響を予測評価できるデータは得られているこ
		とから、その必要性はないと考えています。
17	米軍訓練の内容、事故の危険性など施設が運	米軍の訓練内容については、米軍から得た情報
	用される際に生じる影響についても調査すべき	に基づいて環境影響の予測・評価を実施していま
	である。	す。また、不測の事故時の影響評価については環
		境影響評価の対象ではないことから、準備書には
		記載していません。
18	「米軍に要請する」とあるが、沖縄県や県内	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	自治体は過去何十年にもわたって「要請」して	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	おり、米軍がその要請に対し、どう回答し、そ	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	れにどう応えてどう取り組んできたのか、調査	備書に示すとおり選定しました。
	すべきである。	
19	米軍機の墜落、弾薬の輸送・保管・着脱に伴	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	う爆発、火災、化学物質漏出などの不慮の事故、	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	地震、台風、津波、竜巻など災害時に関する調	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	査・環境影響予測がない。	備書に示すとおり選定しました。

No.	4) 調査、ア測、評価主版 意見の概要	事業者の見解
20	環境影響調査に不可欠なのは対照区(コント	準備書において記載されている事後調査を実施
20	ロール)の設置である。	することにより、影響の要因は明らかになると考
	改変予定区域と同程度の水深で類似の環境を	することにより、影響の安凶は切りがになるとも えています。また、事後調査の結果、環境影響の
	技を手足と域と同程度の小体で類似の環境を持つ場所を選んで対照区を設定し、何らかの影	そくいまり。また、事後調査の指末、環境影響の 程度に著しい影響が生じた場合は、専門家の指
	響が生じた場合にはその原因が工事によるもの	導・助言を受けて、適切に対応していきます。 なお、体禁物型が充り必要に提供された後には
	なのかあるいは広域的な海域全般に及ぶ自然現	なお、代替施設が在日米軍に提供された後には、
	象なのかを判断できるようにするためである。	在日米軍はその活動に際し、日米の関係法令上の
	本準備書中には対照区の設定という記述が見	基準のうち、より厳しい基準を採択するとの基本
	あたらないが、何らかの影響があった場合に、	的な考えの下に作成されている在日米軍の環境管
	それが工事の影響なのかどうかを判断する基準	理基準(JEGS)に基づいて厳格な環境管理活動を行
	を記載することを要望する。	い、適切な対応がなされることとなっています。
21	影響が予想されるすべての項目について調査	環境影響評価の項目の選定は、法令等に基づい
	を実施すべきである。調査を行わないなら、行	ており、選定項目の予測・評価に必要なデータを
	う必要がない根拠を示すべきである。	得ることを目的に調査を実施しています。
22	方法書追加・修正資料で台風時の調査を行う	2008年3月~2009年3月までの1年間は台風の
	ことが明示されてるが、2008年3月~2009年3	通過はありませんが、台風接近時における現地調
	月までの 1 年間に台風の到来はなく、準備書に	査は実施しており、環境影響の予測・評価に必要
	おいて記載されていない。したがって、方法書	な情報を得ています。
	で明示されている台風時の調査を求める。	
23	現況調査の時間帯が24時間でなく、夜間に動	陸域動物など、夜行性の種が含まれる調査項目
	き出す生物への影響がわからない。24 時間の夜	については夜間調査を実施しています。なお、そ
	間調査の実施を求める。	の他の調査についても、調査手法の選定から調査
		結果の妥当性について各分野の専門家等の指導・
		助言を得ており、予測・評価に必要な情報は得て
		いると考えています。
24	辺野古地先の流路や美謝川付け替え河口部の	法令等に基づいて環境影響評価項目を選定し、
	環境改変による影響の総合的な評価がなされて	環境への影響を予測・評価しており、その結果を
	いない。また、地点ごとに微細な環境が異なり、	準備書に記載しています。
	特異な生物相を有する可能性がある大浦湾側で	
	の実際に埋立られる地点での調査が行われてい	
	ないのはおかしい。	
25	埋立てによる水の汚れ、潮流の変化や離着陸	埋立工事による水の汚れや潮流の変化について
	時に生じる騒音等が海域生物に与える影響を予	は数値シミュレーション手法により定量的に予測
	測すべきである。	しており、その結果を踏まえてサンゴや魚類等海
		域生物への影響の程度についても予測・評価して
		おり、準備書に記載しています。
26	施設の運用条件が不明ならば、むしろ環境に	米軍から得た情報を基に、法令等に基づいて環
	対して最悪の側で考えて調査すべきである。予	境影響の予測評価を実施しています。代替施設の
	測評価に際しては、米軍の基地管理・運営を日	運用に際しては、本環境影響評価で検討し講じる
	本政府が規制できないこと、すなわち、環境保	こととしている環境保全措置の実施を米軍へ周知
	護に関する何らの権限を有しないことを踏ま	してまいります。
	え、最悪の変化を考慮して、いかなる米軍の基	
	地運用があろうと、絶対的な環境保護の方策を	
	確立し、それを前提に厳しい環境影響評価を行	
	う必要性がある。	
27	米軍機の墜落、弾薬の輸送・保管・着脱に伴	環境影響評価を行う項目は、法令等に基づき、
	う爆発、火災、化学物質漏出などの不慮の事故、	本事業に伴う影響要因により影響を受けるおそれ
	地震、台風など災害時の環境影響予測がない。	がある環境要素を踏まえて検討を行った結果、準
	・ロッグ・ロッグのCンCローリーングCOUNTEINGO	備書に示すとおり選定しました。
ldot		MH 目について C 40 7 25/L しよ した。

	7/ 则且、了例、叶叫王以	Louis IA b
No.	意見の概要	事業者の見解
28	準備書には環境保全措置が環境影響の回避、	準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や
	低減にどれくらい有効なのか示されていない。	予測評価結果を踏まえたものを示しており、環境
	そして措置の効果が発揮されない事によって起	への影響の回避、低減に有効な措置と考えていま
	こりうる重大な環境影響に対する対策が十分練	す。さらに、事後調査や環境監視調査を行うこと
	られていない。	により、周辺環境への影響を的確に把握し、専門
		家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低
		減措置の強化や改善を図ることとしています。
29	生物面全般のみの調査になっており、その基	本環境影響評価の項目は、法令等に基づいて選
	礎生産量の積算がない。さらに、そのシュミレ	定しており、水産・畜産業については対象として
	ーションの理論的欠陥も多々見受けられる。ま	いません。
	た、それらを利用する水産、畜産業等への産業	
	連関調査もなく、社会科学的なアプローチも大	
	変弱い。したがって、追加の調査を求める。	
30	"ヘリの訓練は周辺集落から離れた海上を考	代替施設を利用する米軍機が集落地域上空の飛
	えており、また、ヘリの計器飛行又は固定翼小	行を基本的に回避するとの方針については、これ
	型連絡機の飛行経路は周辺の集落などを極力通	までの米側との一連の協議を通し、米側からも理
	過しないように考えている"と書かれているが、	解を得ていると認識しています。
	「考えている」のは事業者であり、それを飛ば	
	す米軍ではない。米軍の「考え」を明記するこ	
	とを求める。	
31	準備書においては、大浦湾の高波、波浪、海	本環境影響評価の項目は、法令等に基づいて選
	岸浸食、海洋中の音波及び電磁波の広域の伝搬	定しています。
	を数学的に表現し、これらの予測と健康被害の	
	予測を示すべきである。	
32	「一時的な影響」というが、造成工事に伴い	造成等の施工による一時的な影響という表現は
	珊瑚や藻場が死滅すれば、それは「永続的で致	沖縄県環境影響評価技術指針を参考とし、使用し
	命的な影響」である。	ています。
	造成工事自体が何年も要する工事であり、そ	なお、埋立てに伴ってやむを得ず消失するサン
	の影響は「一時的な影響」ではない。環境影響	ゴ類については、環境保全措置として移植するこ
	評価は最大限厳しく行うことが大前提である。	ととしています。

4.1.6 環境保全措置に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	事前に当然考えるべき環境対策は、環境影響評価法第14条で定める「環境保全措置」と区別し、 事業計画・工事計画で記載すべきである。	事業者としては、事業計画・工事計画の検討 段階で考慮した環境対策を含め、すべての環境 保全上の配慮を「環境保全措置」として準備書 に記載しました。
2	生物種の記載をより詳細に行い、その生態について調べ、希少な生物はその希少性を、他では見られない生物はそのユニークさを損なわないようにするのが保全措置である。有効な保全措置の再検討・提示を願う。	既存資料や四季にわたる詳細な現地調査により、この地域の陸海域に分布している相当多くの動植物種の生息・生育状況等を確認しており、環境影響評価に必要な情報は得ていると考えています。また、環境保全措置については、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減できる、より良い技術を採用し、準備書に記載しました。
3	「7.1 工事に係る環境保全措置」に低周波音の項目がないので、章立ての構成を再構築する必要がある。	本事業に伴う影響要因により影響を受けるお それのある環境要素を踏まえて環境影響評価の 項目を選定しており、工事中の低周波音は影響 要因との関連がないことから記載していないも のです。
4	工事中の搬入車両による騒音で、実際の走行速度を抑えることを条件として再予測しているが、環境保全措置の内容に追加し「環境保全措置の検討結果の検証」を行うべきである。この場合、排出ガス係数が増加するので、「環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響はないものと判断しています」は虚偽であり、修正すべきである。	規制速度の遵守という環境保全措置を講ずる ことで、騒音とともに大気質についても環境基 準を満足することから、大気質環境保全措置の 実施に伴い生じるおそれのある環境影響はない ものと判断したものです。
5	環境保全措置について過去の類似事例の成功率、失敗例などを比較し、環境影響の回避、低減の効果の妥当性を示すべきである。また、事業者としてどこまで実行可能で、どこから実行不可能か示し、実行不可能な部分について、どのような環境影響が起こりえるか具体的に示すべきである。	環境保全措置は、一般的に周知されている事例を参考とし、事例のない場合は、現時点で実行可能と考えられる方法を基に検討し、環境影響の回避、低減がなされるかを検証の上、採用しており、検証結果も準備書に記載しています。 なお、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中及び供用後の環境の状態を把握するための事後調査を行うこととしています。
6	本準備書は予測評価、環境保全措置、事後調査等に不備な点が多く、画一的・抽象的であり、より具体的な案を示していない。沖縄の自然、東海岸の景観の保存や修復のための措置が検討されておらず、また、海域生態系の保全措置については、単に努力をするという記述で終わっているように思う。このまま環境影響評価の手続きが進むと関係住民等の意見が反映されないことになる。	本環境影響評価は、法令等に基づいて、適切 な手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や予測評価結果を 踏まえた環境保全措置、事後調査計画を示して います。
7	基地建設においては低減策はとれても、回避・ 保全策はとれない。「何もしないこと」が最高の 環境保全だ。	本環境影響評価は、法令等に基づいて、適切 な手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や予測評価結果を 踏まえた環境保全措置、事後調査計画を示して います。

4.1.6 環境保全措置に関する意見

************************************	No.	り	事業者の見解
四、一次の大学の対象を行う必要がある。また、 米軍施設内での環境保全措置を考えないというの は誤りであり、もっと時間をかけて調査し、環境 保全措置をあらめる色度から検討してほしい。 事価書では「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減砂値られている」との評価が終 り返されている。環境保全措置と著名任せで、 米軍へは「周知」となっており、環境への影響の 同遊、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に 基づら適上を行い支施を周知していきます。」と あが、他人類かではなく、事業者として確実に できることを示すったすめる。例えば、自動速度、 政籍装置を設置し、沖縄県警に移管して競しく、 室の行きを取り続こえまう。依頼すべきである。 が、実際に事業期间にそれを実施できである。が、実際に事業的にのにそれの検討を行いました。 全して地域の個体群を利用しなければならないが、実際に事業期向にそれを実施可能なのか。 また、以下のような具体的な問題があり、対策は 全く実効性を欠いている。 全人実が性を欠いている。 ・種子や権し種の構設・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・を、以下のような具体的な問題があり、対策は 全く実効性を欠いている。 ・種子性種の構設・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・を、以下のような具体的な問題があり、対策は 全く実効性を欠いている。か。 ・・セント酵落・ソデ酵落の形成法はどのようにするのか。 ・・マンノ申蔣落・ソデ酵務の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵落・ソデ酵務の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵落・ソデ酵溶の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵落・ソデ酵溶の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵落・ソデ酵溶の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵落・ソデ酵溶の形成法はどのようにするのか。 ・・アント酵溶、利力は大きでは、 海に保全措置は影響・被害を経域するものでしなかまままままままままままままままままままままままままままままままままままま			2 22 22 2
の上からも万全の対策を行う必要がある。また、 米軍能設内での環境保全措置を考えないというの は影りであり、もっと時間をかけて調査し、環境 の保全計置をあらめる角度から検討してほしい。 平備書では「事業の変行可能な脳田内でできる限り回避・低減が図られている」との評価が繰り返されている。環境保全措置は事業石柱で、 米軍へは「関別」となっており、環境への影響の 回避、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に 基づく適正走行の実施を周知していきます。」と あるが、他人類かではなく、事業者として確実に できることを示すべきである。例えば、自動速度 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく、 なお、供用後の米軍における環境保全措置に をして地域の側体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内とおしてよる支端 が、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか、また、以下のような具体的な問題があり、対索は 全く実効性を欠いている。 ・ 種子学用・懇が浸服・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・ 他の選定、権数のデザイン、育成に要する期間、 移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵落の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ では一様なのデザイン、育成に要する期間、 移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ酵器の形成法はどのようにするのか。 ・ さ、対のできない事能を軽減するものでしたがは関心における作業中で計画を取りるかと書といいては、基に大浦川等 とたているが、選別のできない事能を経対である。 のた、出版学によるマングローブ林への高波、満風書、清 間積で、と、サンドのより、本等等によるマングローブをから形態にこかには現況とほとんど変化がないものと考えられます。	O		
# 軍権器内での環境保全措置と考えないというの は誤りであり、もっと時間をかけて調査し、環境 保全措置をは、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り返されている。 震境保全措置は多いの場合を持足づいます。 り返されている。 震境保全措置は事業者任せで、 米軍へは「別知」となっており、環境への影響の 回避、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に基づき事業者が行っており、法令等に基づいており、法令等に基づいては、石の内容が実施されるよう米軍への 最近後面を設置し、沖縄県勢に移管して最近く米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 を上して地域の個体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なかか。 また、以下のような具体的な問題があり、対策は 全く実効性を欠いている。 を経子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・本子の非常・ソデ酵落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降 増積・程子で表が自体の震流過程の変化などが生しな、保全措置の譲らかた対菌では、タ全精理の観らから大浦湾西岸地域における保護方法については、ほに対ける保護方法については、可能な限 りたいます。また、以下のような具体的な問題があり、対策は 全人実効性を欠いている。 ・経子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種子や神し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・本・大藤・ソデ酵落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の比降 増積・程子や散布体の震流過程の変化などが生しなに保証はよるのか、その対策が書かなない 地域にを計る情報と表によるが書かれないのはなぜが生しない保証はよるのか、その対策が書かれないのはなぜがままた。 のはなせが。 20 震境保全措置は影響、被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、す。 第2 中門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくすれまず、きらは、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しておまり、環境を関連、低減性質の強化や改善を図ることとしています。また、事後調音を複数を 2 特別ない影響をとしていただきたい。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しておまり、環境との影響をもの確に程度し、専門家をの指揮・助言を受けて、おり、環境を関連・低減措置の強化や改善を図る と考えています。きらは、事業調音を検定としています。きらは、事後調音を検定としています。きらは、事後調音を検定としています。きらは、事後調音を検定としています。また、事後調音を検定としています。また、事後調音を乗れます。 第2 中間家に放射措置の強化を改善を図る と考えています。きに、事後調音を検定としています。きらは、事後調音を検定としています。きらは、事を構造としています。 第2 中間家は成りによれます。 第2 中間家は、大きないます。また、、事を調音を検定としています。また、事を演者を表しています。 第2 中間家は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
日報りであり、もっと時間をかけて調査し、環境 を指置をあらめる角度から検討してほしい。 「解情書では「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が関られている」との評価が繰り返されている。環境保全措置は事業者任せで、米軍へは「周知」となっており、環境への影響の回避・低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に基づく適性など、重なが適性を受けています。」とあるが、他人頼みではなく、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度取締装置を設置し、評価はいるでは成し、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度取締装置を設置し、評価はいることである。の例えば、自動速度な取締装置を設置し、評価はいることである。のできることを示すべきである。例えば、自動速度な取締装置を設置し、評価はいるでは、定人の内容が実施されるよう米軍への局知に努めます。 11 操化には在来種を用いるだけでなく、遺伝資源として地域の関体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような共和的はどこでどのように行うのか。 ・種子や種し種の検験・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・を対し、特徴・受力といては、その特容が実施さないのはなせか、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
マルナ (中国・では、東京名の実行では、全球の大きない。 本環境影響評価は、環境影響評価は、等の規定を基づしている。 環境保全措置は事業者任せで、米軍へは「周知」となっており、環境への影響の回避、低減で図ることは考えられない。			
中のでは、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている」との形価が繰り返されている。環境保全措置となっており、現境への影響の回避・低減を図ることは考えられない。 関連の影響の回避・低減を図ることは考えられない。 関連の影響の回避・低減を図ることは考えられない。			
る限り回避・低減が図られている」との評価が繰り返されている。環境保全措置は事業者化せで、 米軍へは「周知」となっており、環境への影響の回避、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に基づいては、元の控計を明さます。」とあるが、他人頼みではなく、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度取締業置を設置し、沖縄県警に移管して厳しくメ軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 11 縁化には在来種を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全、実効性を欠いている。・種子や神し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・で、上標のデザイン、育成に要する別間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。・で、上標のデザイン、育成に要する別間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。・で、上標のが成れては、主に大浦川新移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。・で、大野篠・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。・で、大野篠・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。・で、大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・大野篠・	g		
り返されている。環境保全措置は事業者任せで、 米軍へは「周知」となっており、環境への影響の 一直遊、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に 基づく適正走行の実施を周知していきます。」と あるが、他人頼みではなく、事例えば、自動など、 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 11 縁化には在来種を用いるだけでなく、遺伝育額として地域の側体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。 また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し趣の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の達定、植裁のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・理ント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の震流過程の変化などが生じな、保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、ます。 連様・種子や散布体の震流過程の変化などが生じな保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 確備書に記載した環境保全措置は、事業計画では「水砂は石砂などのと考えられます。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を取り必な影響をしています。 本に記載した環境保全措置は、事業計画を対しるの影響をしています。とととしいます。 本に記載した環境保全措置は、事業計画を対しるのな野を受けて、環境影響の回避、低減活置の強化や改善を図るとととしいます。 2 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がでずれ速鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響の回避、低減活置の強化や改善を図るととしています。こととしています。こととは、事での報達を図ることともといます。こととにいます。自己の発力を開まると考えています。ことと、事での調達のの影響を的確に把握し、専門家等の指導、を開まると考えています。ことと、事での調をのの影響をの回避、低減活置の強化や改善を図る正ととしています。こととは、事での記述を開まると考えていまままままます。 2 専門家等の指導を発きるの影響を的確に把握し、専門家等の指導、の影響を的確に把握し、専門家等の指導、の影響をの回避、低減活性の強化や改善を図るをに把握し、専門家等の指導、の影響を的確に把握し、専門家等の指導、の影響をの回避・低減活量の強化を改善を図る	9		
#軍へは「周知」となっており、環境への影響の回避、低減を図ることは考えられない。 10 道路交通騒音対策として「米軍に対して法令に基づく適正走行の実施を関加していきます。」とあるが、他人頼みではなく、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度 取締禁匿を設置し、沖縄県警に移管して厳しく 当 線化には在来種を用いるだけでなく、遺伝資源 として地域の個体をを利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのかまた、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ 準少ト群落・ソプ群落の形成法はどのようにするのか。・ 海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生ないいでは、また二次的な影響を生ない保証はあるのか、のはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生なが生生しない保証はあるのか、明らかにしていただきたい。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生かさら、方風等によるエングローブ林への影響における作業ヤード計画を取りやめたことから、右風等によるエングローブ林への影響におり、本意、当初の手測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を対すがままった。 当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を担さ、東海及び評価の結果を踏まえたものを示しては現況とほとんど変化がないものと考えられます。 さらに、事後調査を開産、経験での影響を的確定地握し、専門家等の指導、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査を関充ととしています。 さらに、事後調査を関充ととしています。 さらに、事後調査・実境保全措置には、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響を回避・低減措置の強化や改善を図る選を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る選査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることに、事門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る とも、でいます。さらに、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響をの確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る に把握し、中で変が表述ないませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい			
四避、低減を図ることは考えられない。			
10			
周知に努めます。		回歴、国際を囚ることは与たりかない。	
「直路交通騒音対策として「米軍に対して法令に基づく適正走行の実施を問知していきます。」とあるが、他人頼みではなく、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 例えば、自動速度 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 法 似下の進力を対したないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。 また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿(種の採取・移植面の育成はどこでどのように行うのか。 ・種子や挿(種の採取・移植面の育成はどこでどのように行うのか。) ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ やマント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・ 神岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈路堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜがませた。とと、とない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜかました。とない、は現況とほとんど変化がないものと考えられます。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画で入り機能に表するととしています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示して、環境を配入し、再の消費・助言を受けて、環境影響の回避・低減に有効な措置と考えています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測の評価の結果を踏まえたものを示して、環境のの影響の目避、低減に有効な措置と考えています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を行うことにより、周辺環境への影響を的権に担と、専門客等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減は有効な措置とさととしています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担と、専門客等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減は有効な措置と考えています。 「準備書に配載した環境保全措置は、事業計画を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担実を整定して、環境影響を受けて、環境影響の回避・低減は有効な措置と考えています。 「本規・専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減は有効な措置と考えています。 「本規・両の影響の回避・低減精置の影響を対し、環境影響の回避・低減精置の影響を対し、環境影響の回避・低減情間の強化や改善を図る			
基づく適正走行の実施を周知していきます。」と あるが、他人頼みではなく、事業者として確実に できることを示すべきである。例えば、自動速度 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 11 縁代には在来種を用いるだけでなく、遺伝質源 として地域の個体酵を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や神し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の選定、植裁のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのかか。 ・ 海岸林・マングローブ林への高波、溯風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積、種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当切の予測を大きく上回ることも予測と、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 電時保全計置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当切の予測を大きく上回ることも予測を選手といると考えられます。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当切の予測を大きく上回ることも予測を選手といると考えられます。 事門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を見て、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図るを発えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図るを発えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担握し、専門家等の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担握し、専門家等の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響をの確定担上、専門家等の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行りことにより、周辺環境への影響を的確に担担し、専門家等の回避、低減は関立を対し、対しな対した環境保全措置は、事業計画で予測及び評価の結果を踏まえたものを示して、環境影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査を得り記述を対し、対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対	10	道路交通騒音対策として「米軍に対して決合に	
あるが、他人頼みではなく、事業者として確実にできることを示すべきである。例えば、自動速度取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米電の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。として地域の個体群を利用しなければならなが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。・企業子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。・・神様を学生の方法・期間はどのようにするのか。・・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。・・本と、共変の流れの変化による土壌の沈に構物・種子や軟布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 「環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む、取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講覧を招いた時、どのような対策を踏出した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示して、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図るを発えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図るを発えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に担握し、専門家等の目避、低減活者が最高を受りて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る	10		
できることを示すべきである。例えば、自動速度 取締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく来 第の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 11 縁化には在来種を用いるだけでなく、遺伝資源 として地域の個体群を利用しなければならない が、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。 また、以下のような具体的な問題があり、対策は 全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでど のように行うのか。 ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、 移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油 脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降 堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生 じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 フなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響に、また二次的な影響を全む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 第費保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響に、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 第重を行うことにより、周辺環境への影響を回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視 調査を行うことにより、周辺環境への影響を回ることとしています。 2 専門家によれば、移植や保全措置には何ち実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 第項令の影響を回回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視 調査を行うことにより、周辺環境への影響を回ることとしています。 2 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画性なな、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響の回避、低減估置の強化や改善を図る			
田締装置を設置し、沖縄県警に移管して厳しく米 軍の行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 されるよう米軍への周知に努めます。 されるよう来軍への周知に努めます。 されるよう米軍への周知に努めます。			
国内行為を取り締まるよう、依頼すべきである。 おれるよう米軍への周知に努めます。 緑化には在来種を用いるだけでなく、遺伝資源として地域の個体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 神の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 本学林・マングローブ林への高波、潮風書、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 本備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。 本信書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。 本信書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門家の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 本稿書に記載した環境保全措置は、事業計画や活動は、事門など評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門な野価の結果を踏まえたものを示しており、環境のの影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門な野価の結果を踏まえたものを示しており、環境の影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門な野価の結果を踏まえたものを示しており、環境の影響の回避・低減措置の強化や改善を的、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
一般化には在来種を用いるだけでなく、遺伝資源として地域の個体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の選定、植裁のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・アント群落・ツが群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 「ない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 関境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。 きちに、事後贈金の強化や改善を図ることとしています。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 東門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 東門家等の指導の強化や改善を図ることにより、周辺環境への影響の回避、低減情置の強化や改善を的確に把握し、専門家の指導、助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門家等の指導、助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
として地域の個体群を利用しなければならないが、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・ 種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・ 種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・ マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・ 海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 「専門家によれば、移植や保全措置には何ら実效性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 「本籍と記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 「本籍と記載した環境保全措置は、事業計画を清でした。と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境が響の回避・低減措置の強化や改善を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る	11		
が、実際に事業期間内にそれを実施可能なのか。また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、 お植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風書、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積 種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 「環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想さん、その影響に自然のか。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。と講じられるのか、明らかにしていただきたい。と講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。を講じられるのか、明らかにしていただきたい。では、保証は表を関するものでしななく、よい年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 「本僧書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示して、環境影響の回避・低減は有効な措置ときえています。さらに、事後調査や環境監視を対す、表に、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも、まに記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ると考えています。さらに、事後調査や環境監視と考えています。さらに、事後調査や環境監視と考えています。さらに、再後調査や環境監視されていまがより、環境のの影響の回避・低減指置の強化や改善を図る	11		
また、以下のような具体的な問題があり、対策は全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の遺定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・アント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 第 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 2 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境影響の回避、低減に有効な措置とき考えています。さらに、事後調査や環境監視を予測なび評価の結果を踏まえたものを示しており、環境での影響の回遊、低減計置の発行への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
全く実効性を欠いている。 ・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 ・準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や浄測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減性置の強化や改善を図ることとしています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ると考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
・種子や挿し穂の採取・移植苗の育成はどこでどのように行うのか。 ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 2 を施設は関連の強化や改善を図るととしています。 さらに、事後調査や環境監視環境製物の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 さらに、事後調査や環境と考えています。さらに、事後調査や環境を削減をできると、まり、周辺環境への影響を回避・低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			· · · ·
のように行うのか。 ・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 「理備書に記載した環境保全措置は、事業計画を取り、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の自選・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 「準備書に記載した環境保全措置は、事業計画を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境のの影響をの正変・低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
・種の選定、植栽のデザイン、育成に要する期間、移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 第13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 第14 専門家等を及ぼすことが予測される。 第2 専門家等の目避・低減措置の強化や改善を図るととしています。 第2 専門家等の目避・低減に有効な措置と考えています。 第2 専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 第2 専門家等の指導・助言を受けて、環境のの影響をの回避、低減に有効な措置と考えています。 第4 を書に記載した環境保全措置は、事業計画や光視な措置の強化や改善を図ることとしています。 第5 を課これば、移植や保全措置には何ら実効性に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
移植後の管理の方法・期間はどのようにするのか。 ・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 ・ 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 ・ 専門家等の目避・低減措置の強化や改善を図るととしています。 ・ 本の影響を及ぼすことが予測される。 ・ 本の影響の回避・低減措置の強化や改善を図るととしています。 ・ 本の影響を及ぼすことが予測される。 ・ 本の影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 ・ 本の影響をの回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 ・ 本の影響をの回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 ・ 本の影響をの回避・低減措置の強化や改善を図るで、環境を響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 15 を書を及ぼすことが予測される。 16 における作業ヤード計画を取りやめたことから、台風等によるマングローブ林への影響については現況とほとんど変化がないものと考えられます。 26 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避・低減活置の強化や改善を図るでいては現況とほど表でいます。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
・マント群落・ソデ群落の形成法はどのようにするのか。 ・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を図ることとしています。 2 本情書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家等の指導・助言を受けて、環境を響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を図ることとしています。 2 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
#積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生じない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家等の自選・低減措置の強化や改善を図ると考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		・海岸林・マングローブ林への高波、潮風害、油	
でない保証はあるのか、その対策が書かれないのはなぜか。 12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 14 専門家等の目避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 2 本籍で記載した環境保全措置は、事業計画を考えています。 2 本名でいます。 2 本籍で記載した環境保全措置は、事業計画を考えています。 3 本籍書に記載した環境保全措置は、事業計画を表でする。 3 本籍書に記載した環境保全措置は、事業計画を予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		脂類の流入、海の流れの変化による土壌の沈降	
7		堆積・種子や散布体の漂流過程の変化などが生	
12 環境保全措置は影響・被害を軽減するものでしかなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。		じない保証はあるのか、その対策が書かれない	
かなく、当初の予測を大きく上回ることも予想され、その影響は、また二次的な影響を生む。取り返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 おり、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		のはなぜか。	
れ、その影響は、また二次的な影響を生む。取り 返しのできない事態を招いた時、どのような対策 を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 おり、環境への影響の回避、低減に有効な措置 と考えています。さらに、事後調査や環境監視 調査を行うことにより、周辺環境への影響を的 確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、 環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る こととしています。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画 性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくず れ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも 深刻な影響を及ぼすことが予測される。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画 や予測及び評価の結果を踏まえたものを示して おり、環境への影響の回避、低減に有効な措置 と考えています。さらに、事後調査や環境監視 調査を行うことにより、周辺環境への影響を的 確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、 環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る	12	環境保全措置は影響・被害を軽減するものでし	準備書に記載した環境保全措置は、事業計画
返しのできない事態を招いた時、どのような対策を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		かなく、当初の予測を大きく上回ることも予想さ	や予測及び評価の結果を踏まえたものを示して
を講じられるのか、明らかにしていただきたい。 調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。		れ、その影響は、また二次的な影響を生む。取り	おり、環境への影響の回避、低減に有効な措置
確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 2 本の影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		返しのできない事態を招いた時、どのような対策	と考えています。さらに、事後調査や環境監視
環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		を講じられるのか、明らかにしていただきたい。	調査を行うことにより、周辺環境への影響を的
2ととしています。 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 は、 で で で で で で			確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、
13 専門家によれば、移植や保全措置には何ら実効性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。			環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る
性はなく、長い年月を経て築かれた生態系がくずれ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも深刻な影響を及ぼすことが予測される。 や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			7. 5
れ連鎖的に破壊され、やがて漁場や住民生活にも 深刻な影響を及ぼすことが予測される。 おり、環境への影響の回避、低減に有効な措置 と考えています。さらに、事後調査や環境監視 調査を行うことにより、周辺環境への影響を的 確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、 環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る	13		
深刻な影響を及ぼすことが予測される。 と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
調査を行うことにより、周辺環境への影響を的 確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、 環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、 環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る		深刻な影響を及ぼすことが予測される。	
環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る			
こととしています。			
			こととしています。

4.1.6 環境保全措置に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
14	一部の貴重種を移植しても、保全には役立たないし、移植先も不明である。また移植先が類似環境であるにもかかわらず移植が可能であるような貴重種を欠いたり生態系撹乱のおそれがないような状況なのはいかなる理由によるのか明示されておらず、実効性が全く保障されない。 移植の成功可能性について個々の植物種ごとにどのような評価を行ったのか、移植による地域の生態系への影響をどのように評価したのか明記される必要がある。	移植対象種については、種毎における植生環境や現場条件を含めた移植先の選定や、各種に応じた移植方法を検討した上で、慎重に移植を実施します。また、移植後の活着・生育状況等について、事後調査で継続的な把握を行い、個体の衰弱等の現象が生じる場合には、専門家の指導・助言を得て、必要な措置(既存の措置の見直しや追加の措置等)を講じます。
15	埋立後の辺野古海域や採取予定地の環境保護の 対処法等も含めた事業内容を明記していただきた い。	埋立後の辺野古海域や土砂採取予定地の環境 保護の対処法等については、準備書第7章の施 設等の存在・供用に係る環境保全措置に記載し ました。
16	準備書に記載の保護策は疑わしい。失われる動植物の再生・復活できる技術を人間は持っているのか。例えば、サンゴの移植技術は未確立の段階であり、十分に検討されていない技術を用いて環境保全措置とするのはどのような根拠に基づくのか示していただきたい。また、移植にかかる膨大なコストとその負担者を明確に示していただきたい。	事業実施に伴う環境保全措置については、サンゴ類の移植等県内で実施事例のある対策を実施します。また、対策後は事後調査を行い、保全措置の効果が見られない場合は、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得て、改善方法等を検討します。
17	埋立ての最中に台風等がきた場合の砂や赤土が 大浦湾や東海岸一帯に流出する可能性があるが、 その対策を示してほしい。	台風等の降雨影響時の赤土等流出防止対策に ついては、準備書に記載しました。
18	土砂による水の濁り(7.1.5)で記述されている 対策は、汚濁防止膜等が破損したり、洗浄されて いない石材が投入されるなど、沖縄の実際の事業 において現実に効果を発揮していない。実効ある 防止策とはいえない。	準備書に記載した環境保全措置は、事業計画や予測及び評価の結果を踏まえたものを示しており、環境への影響の回避、低減に有効な措置と考えています。さらに、事後調査や環境監視調査を行うことにより、周辺環境への影響を的確に把握し、専門家等の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図ることとしています。

4.1.7 事後調査及び環境監視に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	監視船、陸域高台からジュゴンを監視する旨が	ジュゴン及びウミガメ類等を含む海域生物分
	書かれているが、専門的な知識をもつ経験者が行	野の専門的知識を有する者が環境監視調査を行
	うべきである。	います。
2	事後調査報告書は、当該年度分を翌年度の上半期	事後調査等の結果については、報告書の他、沖
	に沖縄県へ提出することとしているが、ウミガメ類	縄県へ適宜速報を提出するなど、迅速かつ的確な
	の産卵時期に毎月 2 回行う結果を翌年度報告され	対応がとれるよう努めます。また、インターネッ
	ても意味がない。即座に対応がとれるよう、すべて	ト上における公表については、今後、動植物を含
	の事後調査結果を月報形式で沖縄県へ報告すると	め、重要な種の保護の観点から、種毎の公表の必
	ともに、インターネットでも公表すべきである。	要性について検討することとします。
3	事後調査の結果を評価するチャンスが与えられ	事後調査等の結果については、環境影響評価
	ないのはおかしい。こういったやり方は環境アセ	法等に基づき、沖縄県環境影響評価審査会にお
	スメントの主旨に反することになるのではない	いて審議がなされ、必要に応じ、沖縄県知事は
	か。	環境保全について必要な措置を求めることがで
		きることとなっていることから、事業者として
		は環境影響評価の主旨に添うものであると認識
		しています。
4	事後調査及び環境監視調査の区分方法や、事後	法令等に基づき、本事業の環境影響評価に係
	調査を実施しない場合の理由を明記すべきであ	る選定項目において、予測の不確実性の程度が
	る。	大きい項目等を事後調査の対象として選定しま
		した。また、その他の項目についても、適切な
		環境保全措置を講じることを目的に調査対象を
		選定し、自主的に環境監視調査を行うこととし
		ていますが、事後調査と環境監視調査の区分方
		法については、準備書に記載しています。
5	必要に応じて事後調査を行うこととしている	事後調査項目については、当該事業の環境影響
	が、何を基準に判断したのか。事後調査で悪影響	評価に係る選定項目において、既存の文献・知見
	を察知した時には手遅れになっている可能性が高	情報並びに現地調査結果による予測及び評価の
	い。事後調査にゆだねるという無責任な手法をと	結果を基準として、特に予測の不確実性の程度が
	らず、複数のケースを想定してきちんと影響予測	大きいものを抽出して選定しました。また、その
	をすべきである。	他の項目についても、適切な環境保全措置を講じることを目的に調査対象を選定し、自主的に環境
		ることを目的に調査対象を選定し、日主的に環境 監視調査を行うこととしていることから、事業者
		としては複数の要因を想定した上で環境影響評
		価を実施しているものと認識しています。
6	環境が悪化した際には、随時、沖縄県に報告し	事後調査等の結果については、報告書や速報
O	た上で、再度、対応方針についての予測・評価を	により随時、沖縄県へ報告するとともに、環境
	行い、具体的に何をするのか示すべきである。ま	影響の程度について十分な検証を行った上で、
	た、迅速で適切な対策ができない際は施設供用を	必要に応じ、具体策を講じ、事業者として迅速
	廃止すべきである。	かつ的確な対応がとれるよう努めます。
7	飛行回数は米軍の細部に係わる事項であり、あ	事後調査を行う期間は、沖縄県環境影響評価
	らかじめ示す事が困難な事は理解するが、供用開	技術指針においては、原則として供用後の環境
	始初期における訓練回数の増加も考えられ、その	状態等が定常状態で維持されることが明らかと
	際に事後調査が行われていれば、速やかに環境保	なるまで又は将来における環境状態等が悪化す
	全措置の修正が行えるはずである。あえて環境監	ることがないことが明らかとなるまでとされて
	視調査について意見を記述すると、調査項目がW	おり、沖縄県内の環境影響評価の事例等を参考
	値である事は前述したように Lden 値となり、調査	に、工事中及び供用後3~5年について実施する
	期間が供用後3年~5年という根拠も理解に苦し	こととしました。
	t.	また、調査項目については、現在の航空機騒
		音の評価指標であるWECPNL値に変わっ
		て、新しい評価指標のLdenが施行される平成25
		年4月までに関係機関と調整を図りながら、検
		討することとします。

4.1.7 事後調査及び環境監視に関する意見

No.	7 事及過量及び採扱血抗に関する忌允 意見の概要	事業者の見解
8		大気質については、可能な限り資料収集に努
	ないこととなっているが、事後調査をしなければ	め、予測・評価を行いました。
	実際どのような影響があったか検証ができない。	その結果大局的には大きく変化しないと予測
	Constant and a consta	され、事業者の実行可能な範囲で環境影響の回
		避・低減が図られているものと評価したことか
		ら、事後調査の対象にはしていません。
9	オスプレイ及び訓練形態タッチアンドゴー時に	平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継機
	おける大気質、騒音、低周波音(航空機)が対象と	として MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏
	されておらず、軍事空港という特殊性から予測の	まえ、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更
	不確実性は明らかであるため、環境影響評価法に	し、MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
	基づく事後調査として位置づけるべきである。	タッチアンドゴーについては、米側のニーズ
		を踏まえ、予測・評価し、準備書に記載しまし
		た。
		事後調査等については、環境監視項目で騒音、
		低周波を調査することとしています。
10	航空機騒音の調査期間及び地点についても供用	航空機騒音については、70WECPNLの範
	後の3~5年、飛行場と周辺5地点に限定している	囲内に集落はなく、予測の不確実性は大きくな
	のは不当である。	いと判断したことから、事後調査は実施しませ
		ん。しかし、事業者が事業の実施による周辺環
		境への影響の程度を把握し、その結果に基づい
		て適切な環境保全措置を講じることを目的に、
		工事中及び供用時に自主的に実施する「環境監
	に利っすが細木豆の埋体が担部木がなかい 。	視調査」を行います。
11	振動の事後調査及び環境監視調査は実施はしないことがある。	本事業の実施による振動が環境に及ぼす影響
	いこととなっているが、事後調査をしなければ実際どのような影響があったか検証ができない。	については、予測の不確実性の程度が大きくな く、継続的な監視調査の必要性はないと判断し
	际とりよ / な影音がめろにが快証が くさない。	へ、極続的な監視調査の必要性はないと判例し たことから、事後調査及び環境監視調査を行わ
		ないこととしました。
12	燃料給油桟橋及び代替施設からの油脂類の影響	燃料給油桟橋及び代替施設については、所要
1-	について、環境監視の対象とすべきである。	の安全性を満たす設計を行うこととしているこ
		とから、環境監視調査の対象にはしていません。
13	水の汚れの環境監視調査を月 1 回としている	水の汚れに関する環境監視調査の頻度につい
	が、影響が出た際に適切に対応することはできな	ては、法令遵守の状況を確認する意味から月 1
	い。また、排水について「法令の適合する濃度で	回としていますが、必要に応じて頻度を調整し
	地先海域へ排出するように米軍に周知」と記載さ	ていきます。また、排水の濃度規制については、
	れているが、周知だけで対処できるのか。事後調	米側へその遵守及び必要に応じた排水の水質チ
	査を実施すべできある。	ェックの実施について周知します。
14	水象の事後調査及び環境監視調査は実施しない	流れ及び波浪の変化は事業実施区域周辺に限
	こととなっているが、事後調査をしなければ実際	られており、大局的には大きく変化しないと予
	どのような影響があったか検証できない。	測され、予測の不確実性は大きくないと判断し
	[P. P. 마 = # M	たことから、事後調査の対象にはしていません。
15	塩害の事後調査及び環境監視調査は実施はしないことはなっているが、事後調査されなけるが安	塩害の予測及び評価の結果より飛来塩分量が
	いこととなっているが、事後調査をしなければ実際の影響による検討ができない。	現況と同程度で変動し、植生への影響の程度は
	際の影響による検証ができない。	わずかであり、予測の不確実性は大きくないと 判断したことから、事後調査の対象にはしてい
		刊断したことから、事俊調査の対象にはしてい ません。
16	供用後の海上ヤード周辺における海域生物の生	ません。 海上作業ヤード周辺における海域生物の生息
10	快用後の神上ヤート同辺にわける神域生物の生 息状況調査について、工事中の影響を的確に観察	横上作業ヤート周辺における横域生物の生息
	し、状況に応じた対応を可能とするために、工事	秋祝調査は、伊工作業ヤートの設直・撤去に任 う生物の生息生育状況の変化について調査する
	期間中も調査を実施すべきである。	ケ生物の生息生育状况の変化について調査する ためのもので、供用後だけでなく工事期間中も
	/yJIHJ UPM上で大心 / ごう (W/ O)	一調査することとしており、そのことは準備書に
		記載しています。
		HUTTA U C V O 7 0

4.1.7 事後調査及び環境監視に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
17	台風や津波及び高波発生時の潮風害について	マングローブ林については、主に大浦川河口
	は、海岸植生への影響が懸念されるため、海岸林・	付近での生育分布が確認されています。
	マングローブの事後調査を行うべきである。	当該事業計画では、保全措置の観点から大浦
		湾西岸地域における作業ヤード計画を取りやめ
		たことにより、台風等によるマングローブ林へ
		の影響については現況とほとんど変化がないも
		のと考えられることから、事後調査の対象には
		していません。
18	生態系の騒音に係わる事後調査の基準値	陸上動物、特に鳥類の予測結果から、生息状
	(80-85dB)は、沖縄の貴重種の行動の研究結果に根	況に影響が生じるおそれのある騒音レベルを既
	拠を有しているのか。また、工事及び存在・供用	存の文献や過去の事例を参考に設定していま
	後において、実際に騒音が観測される地点で行わ	す。騒音調査は、対象とする種の生息環境の把
	ないのはなぜか。	握が行える地点の調査を計画しています。
19	事後調査の内容に不備な点が多い。	事後調査の内容については、法令等に基づき、
		本事業における調査、予測及び評価の結果等を
		基に、専門家等の指導・助言を得て作成したも
		のですが、引き続き、最新の知見等の収集に努
		めてまいります。
20	陸域植物の事後調査については、保全措置が速	陸域植物の事後調査については、移植株の生
	やかに講じられる監視体制を構築した上で必要な	存率等の把握や、植生調査によるマント群落・
	措置を講じるとしているが、不可逆的な影響は対	ソデ群落及び河畔植生の被度・群度等について、
	応不能であり、結果追認に陥る危険性が高い。	定量的な数値を把握し、不可逆的な状況に陥る
		ことがないよう、環境への影響が顕著に現れる
		前に、植物体の状況や生育環境の改善等、専門
		家等の指導・助言を得て、迅速かつ的確な対処
		に努めます。

4.1.8 総合評価に関する意見

	0 心口計画に関する忌丸	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	大部分の項目において影響は総じて少ないという評価・結論になっており、事業者による評価と学者や住民団体等による調査結果・評価とが、あまりにもかけはなれている。客観的及び具体的なデータ検証をした上で、影響の「大きい」「小さい」の判断基準を明確にすべきである。また重大な影響については、実際は回避・低減ができない可能性が高いにも関わらず、「実行可能な範囲で回避・低減が図られている」と評価している点も作為的であり、実際にどこまで実行可能なのかを具体的に示すべきである。	本環境影響評価については、項目毎に既存の 文献・知見情報並びに現地調査結果に基づいて 予測・評価を実施し、その結果の妥当性につい て適宜、専門家等からの指導・助言を得ました。 環境保全措置及び事後調査については、引き続 き、事業者として実行可能なより良い技術の導 入等を検討してまいります。
2	個々に細分化して評価するのではなく、多種多様な環境が存在する陸域・海域生態系を含めて総合的な評価をすべきである。また、環境影響評価におけるミティゲーションの 5 原則(回避・最小化・修正・軽減/消失・代償)に立ち返り、最大級の「代償」を検討すべきであり、その判断基準については数値を明示した上で科学的な判断・評価を行うべきである。	本環境影響評価については、ミティゲーションの 5 原則を勘案しつつ、項目毎の影響の程度について慎重に把握した上で、陸域・海域生態系を含めた総合的な観点に立って評価を行いました。なお、判断基準については、必ずしも数値で示すことができませんが、可能な限り数値の記載に努めました。
3	辺野古海域を含めた東海岸地域の自然の価値と 発展を再評価し、地域の資源をいかに保全するか の方策をこそ考えるべきだ。一度壊された自然は 元には戻らない。環境保全の為の評価をしてほし い。厳しい評価をすれば、沖縄の美しい海に、基 地を建設するということはありえないのではない か。	本環境影響評価については、当該区域の陸域・海域生態系を含めた地域資源の保全の観点から、慎重に総合的な評価を行い、沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を示しています。
4	多くの識者・ジャーナリストがこの準備書が環境に与える負荷を過少評価していること、方法書になかった基地機能が強化されていることを指摘している。この懸念に真摯に耳を傾けてもらいたい。	当該事業の実施に伴う環境への負荷の程度に ついては、準備書において環境要因を検討し、 予測・評価を実施しています。

4.1.9 環境影響評価の手続き、進め方等に関する意見

(1) 準備書のとりまとめ方

No.	意見の概要	事業者の見解
1	準備書のとりまとめ方は、頁数が膨大で専門用 語が多様されているため素人が理解しづらい。	準備書は、法令等に基づいて必要かつ不可欠 な内容を丁寧に記載した結果、相当なページ数 になったものです。専門用語については、環境 影響評価書における用語集の添付等、今後、理 解しやすいとりまとめを検討していきます。
2	準備書の内容が基地建設ありきで作られている。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建設事業を実施しているところであり、同事業を進めるに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に行っていきます。
3	国際的に注目されているアセスメントであるため、英訳による準備書の作成と、英文による意見書を受理してほしい。	本事業における環境影響評価は、環境影響評価法等に基づき、実施していることから、準備書の英訳及び外国語による意見書の受理は考えていません。
4	方法書との整合を図り、目的、予測評価、対策 の構成・内容を明確に示した準備書内容に見直す こと。	準備書では、法令等に基づき、現段階までに 決定された内容に係るものを記載しました。
5	準備書に対して意見を述べることができるのは 有意義なことである。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施した上で、 環境影響評価法等に基づき説明会を開催し、意 見聴取等を行っています。
6	準備書の中味を整理し、通し頁やバインダー型にするなど住民が分担して読めるよう工夫したり、準備書の文字が小さくて読めない部分があるため、大きな文字で記述すべきである。	貴重な意見として承ります。
7	準備書で頁番号の打ち間違いや、内容が間違っ ているところがみられる。	必要に応じ、環境影響評価書において、修正 します。
8	準備書すべての中で出てくる「速やかに」「早 急に」「できる限り」や「努めます」「図ります」 等の抽象的な表現が多いため、具体的な数値、内 容で示してほしい。	貴重な意見として承ります。
9	単年度の調査等では生態系の状況等の把握は困難であるため、専門家のアドバイスを得て準備書に併記してほしい。	本環境影響評価における調査、予測及び評価 の結果については、適宜、専門家等の意見・助 言を得て準備書に記載しています。
10	準備書の内容は、米国連邦地裁の米国ジュゴン 訴訟で、求められる環境アセスの要件を満たされ るものではない。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、 事後調査計画を示しています。
11	膨大な経費を費やして準備書を作成しているが、単なる現地調査結果と解析結果の提示になっている。また、解析結果のページ数が著しく少なく内容が乏しいことや調査結果と解析結果が混在して分かりにくいことから、資料編と解析編で区分するなど準備書の構成・内容の見直しが必要である。	貴重な意見として承ります。

(1) 準備書のとりまとめ方

No.	意見の概要	事業者の見解
12	準備書の調査・報告は科学的・客観的でなければ 信頼性に疑いをもたれるため、アセスメントの手 続きは、利害当事者が調査・報告主体となるべき ではない。実施主体以外の第三者機関の専門委員 会と、ワーキンググループには住民代表や住民が 推薦する研究者等を加えることが必要である。	本環境影響評価は、環境影響評価法等の規定 に基づき、事業者が行っています。
13	特殊な本事業においては、米軍に対する規制と 強制を可能にする法的環境を整備することであ り、この最大の環境影響要因、文化的影響要因を 抜きにした方法書と準備書は欠陥である。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、 事後調査計画を示しています。

(2) 準備書の公告・縦覧方法等

No.	意見の概要	事業者の見解
1	事業者は、すべての一般者に対して準備書を分	公告・縦覧については、環境影響評価法等に基
	かりやすく提示する責任があるため、公告・縦覧	づき適切に実施しました。
	方法を見直すべきである。具体的には準備書の貸	
	出や複写許可、WEB 上における閲覧方法等を改善	
	した上で、公告・縦覧期間についても延長すべき	
	である。	

(3) 説明会の開催方法等

No.	意見の概要	事業者の見解
1	名護市民及び県民投票等で示されている通り、 民意は新基地を認めていない。 また、住民説明会は3ヶ所でしか行われておらず、アセスの目的の一つである「事業者と住民と の合意形成」に反している。米軍基地建設事業に ついては沖縄県民すべてが地元住民であるため、 全県民を対象にした説明会が必要である。	平成 18 年 4 月 7 日に防衛庁長官と名護市長及び宜野座村長との間で、同年 5 月 11 日に防衛庁長官と沖縄県知事との間で、普天間飛行場代替施設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、2 本の滑走路をV字型に配置することに合意したところです。また、環境影響評価法等に基づき関係地域である名護市及び宜野座村における事業実施区域近傍の3箇所で説明会を実施したことに加え、別途名護市、宜野座村及び沖縄県議会の求めに応じ、準備書の内容について説明を行いました。
2	住民説明会における1時間半のプログラムのうち、大半の時間を挨拶や専門用語を並べたてた一方的な説明に費やし、住民からの質疑応答には人を選んだ上にまともに答えず、時間切れを理由に逃げ去った姿勢は、事業者の強引そのものである。	説明会については、環境影響評価法等に基づき適切に実施しました。

(4) 環境影響評価の手続き

No.	意見の概要	事業者の見解
1	「追加・修正資料」及び「追加・修正資料(修正版)」において、当初の方法書に記載のない事項(海砂採取、飛行機の種類にジェット機、集落上空の飛行もあり得る、誘導灯、3箇所の洗機場、弾薬搭載場所、美謝川切り替えの詳細、等)が追加されている。 これら追加・修正資料に対して、住民意見は、排除されたままで手続は行われた。 さらに、準備書では、4箇所のヘリパッド新設、汚水処理浄化槽、護岸等が追加され、今後、ゴルフ場造成の可能性も疑われるなど、事業内容がなし崩し的にふくらんできている。しかも、これらの変更については住民意見を言う機会がなかったのである。 これらの追加項目は、軽微な変更とは認められず、一つ一つの追加項目及びその集積が、大きな環境影響を生じる可能性が大きい。したがって、環境影響を生じる可能性が大きい。したがって、環境影響評価法にもとづき、方法書手続きに戻ってやり直すべきである。	追加・修正資料は方法書そのものではないことから、住民等の意見を聴取しなければならない資料ではありませんが、沖縄県環境影響評価審査会での審査を経て沖縄県文化環境部長から意見が述べられており、その内容及び事業者の見解を準備書に記載しています。また、準備書等に記載した施設の追加は、環境影響評価法等における再手続を要する変更には当たらないものと考えています。
2	準備書には、オスプレイに関する記載が無い。 オスプレイの配備が明らかになった場合、方法書から再アセスを行うのか明らかにして頂きたい。	平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継機 として MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏 まえ、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更し、 MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
3	オスプレイ配備等を含め、事業内容に大きな変 更があった際にはアセス法の規定に基づき方法書 に戻ってアセスをやり直すのか、評価書の公告縦 覧後に明らかになった場合はどうするのか明確に されたい。	平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継機 として MV-22 の沖縄配備が発表されたことを踏 まえ、対象航空機のうち CH-46 を MV-22 に変更し、 MV-22 を対象とした予測・評価を行いました。
4	米国防総省の文書 (1997年) により新たな設置が必要とされる軍需施設は、高性能爆弾用弾薬庫 (HPM)、戦闘機装弾場(CALA)、腐食管理施設、航空機の洗浄施設、エンジン試験室(MALS-36)、燃料貯蔵庫、燃料供給パイプラインとされている。飛行場の現時点の配置計画として、弾薬積載エリア、航空機の洗浄施設、エンジン試験室、燃料の貯蔵庫が計画されていることは判明したが、あくまでも現時点での計画であり、燃料供給パイプライン等その他のアセスメント手続きを再開すべきである。	準備書では法令等に基づき、飛行場施設の現時 点の配置計画について記載しました。
5	これまでの在日米軍基地による住民の生活環境 (教育環境、安全性等)への影響を調査、考察していない準備書は欠陥があり、認められない。やり直しを求める。	環境影響評価においては生活環境及び自然環境の項目を対象に調査、予測及び評価等を行っており、教育環境や犯罪に関しては、環境影響評価の項目には含まれておらず、準備書に記載していません。
6	本準備書は、曖昧な点が多く、学術的及び政治 的な面も含めて理解困難である。誰でも意見が言 えるように当該事業に係る環境影響評価を最初か らやり直すべきである。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手 法で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境 影響評価法等に基づき説明会を開催し、意見聴取 等を行っています。

(4) 環境影響評価の手続き

No.	意見の概要	事業者の見解
7	事業者の責務は、人々の意見を考慮した上で、	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手
	検証に耐え得るデータを示して説明すべきであ	法で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境
	り、住民投票の結果を無視してアメリカの要求に	影響評価法等に基づき説明会を開催し、意見聴取
	応えることを最優先とし、強引に事業計画を進め	等を行っています。
	ようとする姿勢は、環境影響評価の進め方の根源	
	的欠陥である。	
8	本件アセスはゼロ・オプションを含む戦略的環	本環境影響評価は、現在の環境影響評価法等に
	境アセスメントとして方法書からやり直すべきで	基づき適切に実施しているところです。
	ある。	
9	保全対策さえもその実施が困難であると認める	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手
	ということは、当対象事業は計画中止以外に道が	法で調査、予測及び評価等を実施しており、沖縄
	ないことが明白であり、こうした決断こそ唯一の	島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	環境保全対策であることを真摯に受け入れるべき	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調
	である。	査計画を示しています。
10	国も、この事業関係者も、日本国憲法と環境基	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手
	本法を厳正に踏まえて、職務を行うべきでありア	法で調査、予測及び評価等を実施しており、沖縄
	セスメント手続きそのものの適切性を疑わざるを	島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	えない。憲法違反である。	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調
		査計画を示しています。
11	アセス「評価書」手続きにおいて、知事意見の	環境影響評価法等に基づき、手続きを進めてま
	ほか、環境大臣意見も求めるべきである。	いります。
12	準備書の内容に対して国民は意見を提出するこ	意見書の提出について、環境影響評価法等に基
	とができるが、分からない人も多いため新聞、ラ	づき公告を行うとともに、事業者のHPに掲載
	ジオ等で周知したり、多くの意見が提出されるよ	し、周知に努めました。
	う郵送、FAX等も受け付けるなど配慮すべきで	
	ある。	
13	個別の環境調査だけではなく、それぞれの調査	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手
	結果を有機的に結びつけ、多角的に考察すること	法で調査、予測及び評価等を実施しており、沖縄
	が必要不可欠である。現状のアセス調査はそのよ	島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	うになっていないため、アセスメントをやり直す	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調
	べきである。	査計画を示しています。
14	鳥類への予測・評価が独断的で歪曲化しており、	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手
	影響を回避するための代替案は全く検討されてい	法で調査、予測及び評価等を実施しており、沖縄
	ないため、代替施設の位置選定を含めた手続きの	島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	やり直しを行うべき。	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調
		査計画を示しています。
15	準備書の縦覧後に実施している現況調査の目的	準備書縦覧後に実施している現況調査は、事後
	は何か。調査の不十分さを指摘される前に追加調	調査や環境監視調査をより効率的・効果的に実施
	査を行っているように思える。調査結果はどのよ	するため、環境上特に重要と考えられる項目につ
	うに反映させるのか。	いて、データを蓄積する目的で、自主的に実施し
		ているものであり、環境影響評価手続上のもので
		はありません。

(5) その他

r i) その他	東娄老の日午
No.	意見の概要	事業者の見解
1	軍隊の投入及び新基地建設を前提とした準備書で、詳細な調査結果を提示せず、そのデータで予測評価を行ったり、常套語句を多用して、影響が「薄く」「小さく」「軽く」済むかのように、事業者の都合に合わせた予測評価を行っている。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法で調査、予測及び評価等を実施しており、沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を示しています。
2	充分な説明がなく、環境影響評価が進められることには納得ができない。国は法の遵守義務があるにも関わらず、意図的に事業内容を後出しし、 住民の意見提出の機会を奪ったことは明白である。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施した上で、 環境影響評価法等に基づき説明会を開催し、意 見聴取等を行っています。
3	この準備書は単なる工事計画書または建設計画書とみられ、環境影響評価法の定めた内容に足るものではない。事業者は、責任をもって環境影響評価の手続きを実施しなければならず、基地運用面において大部分が予測不可能である点を踏まえると環境影響評価の手続きとして問題があり、違法かどうか討議すべきである。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、 事後調査計画を示しています。
4	本事業の環境影響評価の手続きについては、事業者自らが主体となっていることから、環境影響評価法の目的及び責務を全うしていない。環境省こそ指導・監督すべき立場でありながらこれまでの過程ではその形跡が薄く、アセスの客観性を欠いている。環境省の指導及び意見の反映が不透明である。	本環境影響評価は、環境影響評価法等の規定 に基づき、事業者が行っています。
5	アドバイザーの氏名等を公表することなく、助言のみを掲載するのは無責任であり、また、事業者側のお墨付きである可能性もあり、公平性に欠ける。専門家としての立場を公表し、きちんとその説明をすべきである。また、沖縄にはアセス法の専門家がいないと聞いたが、人選をやり直すべきではないか。意見するものだけが、住所・氏名の明記を求められるのはフェアでない。再度、海外の専門家も交えて内容を確認することを望む。	本環境影響評価において、指導・助言を得た 専門家等の氏名等に関する情報については、個 人情報の観点から公表することはできません が、準備書の内容に必要な専門分野及び助言内 容を記載しています。
6	アセス方法書の仕様書の内容について防衛局は如何にして監督してきたのか、仕様書内容の適切性の検証と作成した人、準備書の文面作成にどのように関与したか、環境影響の評価を実施した部局とその部局に配置された専門官の環境影響評価をする能力の有無をどのように判断したのか、また、どのような入札手続きにより受注業者が選定されたのか明らかにする必要がある。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施しています。
7	米軍が県民の土地を県民の意志に反し強制的に 使用し、この一帯に「普天間飛行場代替施設」を 建設するのは、環境保護のための国際法、国内法、 県条例に違反している。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な 手法で調査、予測及び評価等を実施しており、 沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環 境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、 事後調査計画を示しています。

4.1.10 準備書に関するもの以外の意見

(1) 米軍基地建設に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	基地建設反対。沖縄に基地を押しつけるな。 米軍(外国の軍隊)も不要である。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
2	基地と人間は共存できません。基地がもたらす、事件、事故、犯罪などの人権侵害や環境破壊にストップをかけるためにも、新基地建設計画を撤回してください。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
3	普天間基地の県内移設に反対。安保条約も廃 乗もしくは見直すべきである。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
4	戦争反対。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
5	美しい自然と全世界の恒久平和のため、平和 と安全を脅かす基地反対。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
6	国民の税金を使った米軍基地には反対であ る。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
7	日本国民、沖縄県民、辺野古住民の自然・文 化・生活環境保護に努めるべきである。基地建 設に反対します。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
8	自然環境を破壊してまで基地を作ろうとするのは許しません。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法 で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖 縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の 保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査 計画を示しています。

(1) 米軍基地建設に関する意見

No.	木単基地建設に関する息兄 意見の概要	事業者の見解
9	もう一度検討して下さい。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
10	埋立反対です。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
11	戦争のための米軍基地を作る権利は人間に	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	はありません。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
10		行っていきます。
12	米軍基地を作る目的の準備書作成に反対します。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	£9.	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
13	名護市民投票等の民意を反映せずに説明不	平成 18 年 4 月 7 日に防衛庁長官と名護市長及び
10	十分であるため基地建設に反対。民意を聞いて	宜野座村長との間で、同年 5 月 11 日に防衛庁長官
	事業の白紙撤回を求める。	と沖縄県知事との間で、普天間飛行場代替施設を辺
		野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域
		を結ぶ形で設置し、2 本の滑走路をV字型に配置す
		ることに合意したところです。
		本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
		で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境影響
		評価法等に基づき説明会を開催し、意見聴取等を行
		っています。
14	普天間飛行場はハーグ陸戦法規等に違反し	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	て造った基地であり、それの代替を沖縄県内に	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	造ることに一片の道理もない。普天間代替の県	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	内建設を断念すべきである。	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
15	計画の白紙撤回と普天間基地の即時閉鎖、無	行っていきます。 政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
19	計画の日本撤回と音人同差地の即時別頭、無条件返還を要求します。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	小川 心処と女小しより 。	満委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
16	不明な点は確実に突いて、米国側に開示し	米軍から得た情報に基づいて、法令等に基づく適
	て、その上で環境調査がなされなければならな	切な手法で、調査、予測及び評価等を実施していま
	V ₀	す。
	•	<u> </u>

(1) 米軍基地建設に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
17	新基地建設は①武力による威嚇又は武力の 行使を永久に放棄した憲法9条、②健康で文化 的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲 法25条、③地方自治体の自治権を認めた憲法 94条に、明らかに違反している。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建設事業を実施しているところであり、同事業を進めるに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に行っていきます。
18	軍事基地の存在自体が、環境に対して極めてマイナスの存在である。このことが大前提にならなければ、環境影響の評価を行ったことにはならない。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査計画を示しています。

(2) 自然環境に関する意見

(2)目然環境に関する意見	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	環境アセスは、現地住民の意見を十分に汲み	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	取り、市民合意の形で進められるべきものであ	で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境影響
	る。	評価法等に基づき説明会を開催し、意見聴取等を行
		っています。
2	自然環境、住民への精神的負担など基地の与	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	える負担は多大である。もうこれ以上沖縄に基	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	地の負担を強いて欲しくない。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
3	美しい海や景観は、沖縄の貴重な財産、観光	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	資源である。それを損ねることは観光価値を著	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	しく低下させることである。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
<u></u>		行っていきます。
4	文化環境という側面を持っている景観・自然	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	環境に影響を与えるような新基地計画は沖縄	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	の文化・風習も損なうものである。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
	#用的に手両わニューにわっている *** ***	行っていきます。
5	世界的に重要なテーマになっている CO ₂ 削減 が、基地建設により、増えることは自明。基地	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	が、基地建設により、増えることは目明。基地は建設すべきではない。	7 26 日及い平成 25 平 6 月 21 日の日本安主保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	は足成り、ことにない。	殿安貞云共同光衣に使い、青人間飛行場代替施設建一設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
6	諫早湾、泡瀬地区埋立事業等の例から、環境	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	に影響が出ているという住民たちの意見を受	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	け入れ、学ぶべきである。また、絶滅種の「ト	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	キ」や「コウノトリ」を復活させた取り組みか	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
	ら希少種が失われることの重大さを認識すべ	計画を示しています。
	きである。ジュゴンが確認できなかったのであ	
	ればなおさら建設は中止すべきである。	

(2) 自然環境に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
7	国庫補助金を自然破壊に使わないでほしい。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
8	不十分な調査で着工を急ぐ政府のやりかた	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	は暴挙であり、本土ではあり得ない、沖縄県民	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	に対する差別の現れである。	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
		保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
		計画を示しています。
9	軍事基地よりも沖縄にたくさんの保育所、子	政府としては、平成 18年5月1日、平成 22年5
	供のための遊びの広場を創って下さい。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。

(3) 生活環境、観光、産業に関する意見

	/ 工力垛児、既儿、圧木に因りる忌児	
No.	意見の概要	事業者の見解
1	代替施設の建設は、騒音による影響、墜落事	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	故への恐怖、米軍による事件・事故への懸念な	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	ど、周辺住民の生活環境に与える影響が大き	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	V _o	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
		計画を示しています。
2	周辺地域には、国立高専をはじめ、幼稚園、	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	小学校、中学校が点在しており、代替施設の建	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	設による騒音等により教育環境は著しく影響	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
	を受ける。	保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
		計画を示しています。
3	沖縄は昔から水に苦労してきており、県は県	代替施設の給水計画について、基本計画量を準備
	民には節水を呼びかけるが、米軍基地には潤沢	書に記載しています。
	に配水する。県民は生活用水にも事欠く状況に	
	なるため、辺野古の基地建設は止めてほしい。	
4	嘉手納基地では、住民が騒音に耐えられず引	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	越して出て行った土地を防衛局が買い取り、軍	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	関係に利用されている。新基地ができた場合も	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	同様なことが予想され、基地だけでなく基地外	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
	基地が増加し、沖縄がますます軍事基地強化、	るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
	軍事植民地化が進み、地域住民だけでなく沖縄	行っていきます。
	の未来のダメージとなる。	
5	辺野古の海は住民にとって神聖な場所、憩い	歴史的・文化的環境についての予測及び評価の結
	の場所であり、作業ヤードとして埋立てて破壊	果は準備書に記載しており、影響は少ないと評価し
	することに絶対に反対である。	ています。
6	優先されるべきは人への影響であり、辺野古	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	で生活している住民の脅威や不安を感じさせ	で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境影響
	る事柄を払拭し、住民を納得させた上で調査を	評価法等に基づき説明会を開催し、準備書の内容の
	してほしい。	周知に努めました。

(3) 生活環境、観光、産業に関する意見

No.	意見の概要	事業者の見解
7	辺野古沿岸部の埋立によって制限水域が沖	本事業による制限水域の見直しについては、現時点では未調整の段階で、今後、政府として見直しの
	合に拡大し、それに伴い周辺住民の生活環境、 漁業に影響を与える。	点では木調整の段階で、今後、政府として見直しの 必要性を慎重に検討して判断されるものです。した
	偲来に影響を与える。	がって、現時点では制限水域の沖合への拡大を前提 がって、現時点では制限水域の沖合への拡大を前提
		かって、現時点では前限小域の神台への拡大を前提しとした各種検討はしていません。
8	漁民に対する補償は金銭面のみでは解決し	本事業は、環境影響評価法等に基づき適切に対応
0	ないでほしい。漁業権を持たない一般市民にと	本事業は、
	っても、海と触れ合える環境を破壊することは	動の場についても含めています。当該項目の予測及
	精神的荒廃を招くものとなる。	び評価の結果は準備書に記載しており、影響は少な
	7月17日17日/元で1日 \ ひv/ C なる。	いと評価しています。
9	辺野古に移設した場合、周辺の家に防音設備	周辺住民の方々へのご負担を軽減するため、防衛
	をしてくれるのか。	施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基
		づき、適切に各種周辺対策等に努めてまいります。
		ただし、本事業に係る航空機騒音の予測結果による
		と70Wの範囲内に集落が存在していないことか
		ら、住宅防音工事は要しないと考えています。
10	多くの観光客や県内の方が利用しているカ	景観や人と自然との触れ合いの活動の場につい
	ヌチャリゾートホテルをさえぎるような場所	ての予測及び評価の結果は準備書に記載しており、
	に基地が建設されることは許されるものでは	周辺リゾート地での影響も含めて、本事業による影
	ないと思う。企業が莫大な費用をかけて完成さ	響は少ないと評価しています。
	せたホテルの運営にも少なからず悪影響が心	
	配される。	
11	観光業についての影響が懸念される。	観光業への影響については、法令等では対象外で
		すので、直接的には実施していませんが、景観や人
		と自然との触れ合いの活動の場の項目として環境
	15 de 11-50 - 74-50 > 6 de - 11/5 > 1 > 2 5/200 >	影響評価を行っています。
12	代替施設の建設は、各種産業に大きな影響を	産業分野に関しては、環境影響評価の対象ではな
	与える。	いことから、準備書には記載していません。
13	漁業者にとって自然環境は生活環境と切り	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	離せない。自然環境の破壊は漁場や漁業者の生	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	存権を脅かすものになる。	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
		保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
1.4	海が板形による神畑のタマ の間側に	計画を示しています。
14	海砂採取による沖縄県の経済への影響につ	社会・経済等に関する事項は、環境影響評価の対象ではないことがと、準備書に記載していません。
	いての調査がない。	象ではないことから、準備書に記載していません。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	米国政府に追従する施策をやめてほしい。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
2	米軍基地は日本から撤退すべきである。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5 月28日及び平成23年6月21日の日米安全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。

No.) その他の息兄 意見の概要	事業者の見解
3	米軍基地建設は憲法9条違反である。憲法を	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	守礼。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
4	基地建設は、日本の防衛とは無縁のアメリカの対象には大きない。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
	の戦争に協力するものであり、集団的自衛権の行使にあたる憲法違反の行為である。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	1] 関にめたる悪伝達及の1] 為じめる。	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
5	安保条約は憲法違反である。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
	VI /U /	行っていきます。
6	沖縄を自由にしてあげてほしい。沖縄だけが 日本国全体の犠牲にしてはいけない。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	日本国主体の様性にしてはいりない。	済 26 日及の平成 25 平 6 万 21 日の日 不 女 王 床 厚 励 議委員会共同発表に従い、普 天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
7	不測の事態やトラブルが発生した時、地域住	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	民は守られるのか。周辺地域も含めその保証は	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	あるのか。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に 行っていきます。
8	戦争のない平和を守ってほしい。	115 CV 13 まり。 政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
	10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
9	生態系を失ってみて、はじめて事の重大性を	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	重い知らされるということになってはいけな	で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
	い。地球は人間のためにだけに存在するものではない。	縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の 保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
	はない。	保生に配慮した事業計画や環境保全措直、事後調査 計画を示しています。
10	日米地位協定の抜本的な見直しを求める。	前 画 を
10		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
11	防衛局の任務は、国民の生命・財産を守るこ	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	とである。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		設事業を美施しているところであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		なにヨたりでは、衆境影響計画伝等に差りき週別に 行っていきます。
<u> </u>		14 - 1 - 0 5 / 0

No.	意見の概要	事業者の見解
No. 12	思見の做要 辺野古に基地をつくらないでほしい。	事業者の見解 政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
12	皮野白に基地をフトりないではしい。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
13	自然との共生を考えてほしい。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
		で調査、予測及び評価等を実施しており、特に、沖
		縄島北部東海岸域の豊かな自然環境や生活環境の
		保全に配慮した事業計画や環境保全措置、事後調査
		計画を示しています。
14	地元の人たちの声を聞いてほしい。	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
		で調査、予測及び評価等を実施した上で、環境影響
		評価法等に基づき説明会を開催し、意見聴取等を行
		っています。
15	普天間飛行場は危険だから閉鎖するのだろ	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	う。名護では危険でないのか。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進めるに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		るに当たりでは、
16	地域の治安の悪化、交通事故等の増加に結び	社会・経済等に関する事項は、環境影響評価の対象
10	つく可能性があり、社会的不安が増加する。	ではないことから、評価の対象とはしませんでした。
17	グアム協定は日本の主権を投げ出したもの	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	であり、破棄すべきである。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
10	マトゥナノル本部でもかい	行っていきます。
18	アセスメントは承認できない。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
19	代替施設は即刻中止し、普天間基地の無条件	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	返還を求める。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
20	米軍基地の建設は、県民の願う米軍再編による。日根軽減に反よる	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	る負担軽減に反する。	月 28 日及い平成 23 年 6 月 21 日の日末女全保障協 議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
21	税金を、自然を破壊し地域住民の生活を脅か	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	す代替施設の建設に投資すべきでない。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。

No.	ティア ディスタ ディスタ ディスタ ディスタ ディスタ ディスタ ディスタ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	事業者の見解
22	辺野古の基地は平和のための建設ではなく	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	戦争をこれまで以上に強化するために作られ	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	るものである。平和を守るため、新基地建設は	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	断固反対である。	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
23	沖縄県知事には、自然環境を守り、同時に平	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	和を守る勇気ある意見を防衛局へ提出して頂	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	きたい。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
24	人間を大切にする世の中にしてほしい。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		議会貝会共向発表に使い、晋大面飛行場代替施設建 設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		放事業を美地しているとこのであり、同事業を進め るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
25	米軍の基地は環境や自然保護よりも優先す	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
20	べき課題なのか。どうしても米軍基地が必要で	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	あれば、政治や経済の中心である東京が望まし	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	いのではないか。	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
	•	るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
26	基地問題と雇用問題の双方がうまく解決で	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	きたら良いと思う。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
27	基地建設に関して、もっとわかりやすく県民	行っていきます。 政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
21	を地域に関して、もうとわかりやり、原氏 に説明すべきである。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	(二元号) 9・12 (め) る。	満委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
28	基地と共存する方法はないのかと思う。	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
		月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
29	普天間飛行場の返還を急いでほしい。普天間	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	飛行場が返還されても、利用にはさらに年月が	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	かかるはずである。	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。

No.) ての他の息兄 意見の概要	事業者の見解
30	基地周辺の住民のことをもっと真剣に考え	政府としては、平成18年5月1日、平成22年5
	てほしい。	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
31	沖縄県は辺野古海域を「自然環境の保全に関	行っていきます。 平成 18 年 4 月 7 日に防衛庁長官と名護市長及び
51	する指針」で最も高い「評価ランクI」に分類	宜野座村長との間で、同年 5 月 11 日に防衛庁長官
	しており、県内で有数の自然環境を守るべき地	と沖縄県知事との間で、普天間飛行場代替施設を辺
	域であると自ら評価しているにも関わらず、こ	野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域
	こに基地建設を認めることは県の環境保護行	を結ぶ形で設置し、2 本の滑走路をV字型に配置す
0.0	政に大きく矛盾する。	ることに合意したところです。
32	米軍の環境破壊の訓練を中止させてほしい。	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
		済 26 日及び平成 25 平 6 万 21 日の日 不 女 王 床 障 励 議委員会共同発表に従い、普 天 間飛行場代替施設建
		設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
		行っていきます。
33	意見書の概要を作成するにあたっては、内容	環境影響評価等に基づき、手続を進めてまいりま
	を謙虚に受け止め、責任ある対応をされることを要求する。	す。
34	生物多様性の豊かな重要地域において開発	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
01	行為を行うことは、生物多様性国家戦略や生物	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	多様性基本法をもつ国家として、また 2010 年	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	生物多様性条約締約国会議の議長国として、世	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
	界的責任から認められるものではない。	るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
35	準備書は、「ウチナー」日本語で記載し、正	行っていきます。 本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
30	しい日本語へ戻るよう求める。	で調査、予測及び評価等を実施しています。
36	違法な事前調査に多くの税金を投じ、反対住	本環境影響評価は、法令等に基づいて適切な手法
	民に対して自衛隊を導入しての威圧行為は、公	で調査、予測及び評価等を実施しています。
	権力の濫用であり、住民の基本的人権、表現の	
37	自由の侵害である。 基地移設の際に、米軍側が県に提出する調査	政府としては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5
31	書には説明不十分な点が多い。十分な説明と住	月 28 日及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協
	民の意見を米軍側に理解してもらうために、調	議委員会共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建
	査団の中に県民を入れてほしい。	設事業を実施しているところであり、同事業を進め
		るに当たっては、環境影響評価法等に基づき適切に
60		行っていきます。
38	沖縄のように台風が多く、風や雨の影響が大 きいところでは、施設の老朽化の影響が不安で	風雨の影響による施設の老朽化に関しては、環境 影響評価の対象ではないことから、準備書に記載し
	さいところでは、他畝の名竹化の影響が不安である。	影響評価の対象ではないことから、準備者に記載し ていません。
39	その他の意見、想い等	様々な意見や想い等は真摯に受け止つつ、政府と
		しては、平成 18 年 5 月 1 日、平成 22 年 5 月 28 日
		及び平成 23 年 6 月 21 日の日米安全保障協議委員会
		共同発表に従い、普天間飛行場代替施設建設事業を
		実施しているところであり、同事業を進めるに当た
		っては、環境影響評価法等に基づき適切に行っていきます。
<u> </u>		с х у 。